

いわて県民計画

ゆたかさ・つながり・ひと
～いっしょに育む「希望郷いわて」～

県央広域振興圏

H28. 1. 21 時点（案）

第3期アクションプラン [地域編]
平成27年度（2015年度）～平成30年度（2018年度）

岩 手 県

目次

はじめに

1	プラン(地域編)の策定趣旨	1
2	プラン(地域編)の期間	1
3	プラン(地域編)の構成	1
4	プラン(地域編)の推進	2

	各重点施策の記載イメージ (様式)	4
--	-------------------	---

県央広域振興圏

1	県央広域圏域の目指す将来像	8
2	第2期プランにおける成果と課題	8
3	振興施策の基本方向	9
4	被災地の復興支援に向けた取組	10
5	ふるさと振興に向けた取組	11
	《重点施策》	
1	学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興	14
2	産業と地域の連携による滞在型広域観光の推進	17
3	地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開	21
4	次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	25
5	森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興	31
6	雇用・労働環境の整備	36
7	産業経済活動、地域間交流を支える交通ネットワークの整備	39
8	地域の魅力を生かしたスポーツの推進	42
9	健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実	45
10	安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	50
11	環境を保全し自然と共生する地域社会の創造	56
12	快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進	60
13	住民の生命と財産を守る防災対策の推進	64

資料編

1	目指す姿指標一覧表	71
2	復興関連施策一覧表	73
3	ふるさと振興関連施策一覧表	74
◇	(参考) 広域振興圏別統計データ	79



はじめに

1 プラン（地域編）の策定趣旨

県では、これまで、「いわて県民計画」に掲げた各広域振興圏の“目指す将来像”の実現を目指して、重点的・優先的に取り組む政策などを具体的に示した「第1期アクションプラン（地域編）」「第2期アクションプラン（地域編）」を定め、プランに基づいて、各圏域の強みを伸ばし、弱みを克服する施策の着実な推進を図ってきました。

各広域振興圏の“目指す将来像”の実現のためには、“地域経営”の考え方にに基づき、それぞれの地域の主体性や創意が十分に発揮される取組を推進していくことが重要であり、「第3期アクションプラン（地域編）」では、第2期プランにおける取組の成果と課題や各圏域を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、各重点施策において、「みんなで目指す姿」や「目指す姿を実現するための取組」、「取組に当たっての協働と役割分担」等を示しながら、各圏域が今後4年間に重点的・優先的に取り組むべき施策等を推進していきます。

なお、沿岸広域振興圏においては、東日本大震災津波からの復興が最重要の課題であることから、第3期アクションプランを策定しないこととし、「岩手県東日本大震災津波復興計画」に基づき、復興へ向けた取組を着実に推進していきます。

2 プラン（地域編）の期間

「第3期アクションプラン（地域編）」の計画期間は、平成27年度（2015年度）から平成30年度（2018年度）までの4年間です。

3 プラン（地域編）の構成

(1) 目指す将来像

明確な顔を持った各広域振興圏の確立に向けて、平成30年度を目標年度とした各圏域の“目指す将来像”を示しています。

(2) 第2期プランにおける成果と課題

各圏域の“目指す将来像”の実現に向けて、第2期プランにおいて取り組んだ施策等の成果と課題を示しています。

(3) 振興施策の基本方向

第2期プランにおける成果と課題や各圏域を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、第3期プランにおいて重点的に取り組むべき“振興施策の基本方向”を示しています。

また、“振興施策の基本方向”を具体的に推進するための重点施策を設定し、施策ごとに「みんなで目指す姿」、「目指す姿を実現するための取組」、「取組に当たっての協働と役割分担」、「県の具体的な推進方策（工程表）」を示しています。

(4) 被災地の復興支援に向けた取組

県央広域振興圏及び県南広域振興圏では、内陸地域の活力が沿岸地域の復興を支えるという観点から、沿岸地域の復興支援に資する取組を示しています。

(5) ふるさと振興に向けた取組

「岩手県ふるさと振興総合戦略」に掲げる3つの柱、「岩手で働く」、「岩手で育てる」、「岩手で暮らす」に基づき、各圏域におけるふるさと振興の取組を示しています。

4 プラン（地域編）の推進

各広域振興圏における“目指す将来像”を実現するためには、県はもとより地域のみなさんやNPO、市町村、企業など多様な主体が地域の課題を共有し、力を合わせて解決を目指していくことが重要です。このため、「第3期アクションプラン（地域編）」の策定に当たっては、地域の代表者等で構成される各圏域のいわゆる圏域懇談会等における意見などを踏まえ策定しました。

また、今後の同プランの進行管理については、各圏域の圏域懇談会等により地域の意見を十分に反映させながら、取組を進めていきます。

各重点施策の記載イメージ（様式）

■重点施策 No.

■重点施策の名称

■振興施策の基本方向

9

Ⅱ 快適で安全・安心な地域社会の形成

健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実

1 みんなで目指す姿

■みんなで目指す姿
ビジョンの「取組の基本方向」を踏まえ、平成30年度までの当該重点施策の目指す姿を記載しています。

■目指す姿指標
平成30年度までの姿を表す「目標数値（指標）」、さらには目標値設定の考え方を記載しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値				計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)		
◎①脳血管疾患による年齢調整死亡率【男性】（人口10万人当たり）	②560.4	②659.2	②758.0	②856.8	②955.6	

■現状
当該重点施策を取り巻く現状として、強み・可能性、弱み、課題について、統計データなども用いながら具体的に記載しています。

2 目指す姿を実現するための取組

■目指す姿を実現するための取組
目指す姿の実現に向けて、地域社会の構成主体が一体となって取り組む内容について、「基本方向」と「主な取組内容」により示しています。

基本方向

関係機関・団体と連携を強化し、「脳卒中死亡率全国を推進するとともに、健康づくりや感染症対策の充実」また、地域医療の充実に向け、良質かつ適切な医療の医療計画（地域編）」の推進を図り、関係機関・団体が連携し一体となって盛岡保健医療圏における地域医療体制の確立を目指します。

主な取組内容

② 地域医療の充実 ☆ ◆

- ・ かかりつけ医の普及定着や医療機関との連携しながら、住民に対して、「いわて
- ・ 住み慣れた町で最期まで自分らしい市町に対し支援を行うとともに、関
- ・ 入院医療機関等における退院調整機能の充実や修会等を通じて多職種の連携やネットワークを組みます。
- ・ 認知症に関する相談窓口や早期対応の必要性、認知症サポート医・もの忘れ相談医の情報等

・ 岩手県東日本大震災津波復興計画「復興基本計画」と関連がある取組については「☆」を、「岩手県ふるさと振興総合戦略」と関連がある取組については「◆」を付しています。
・ なお、それぞれ、巻末に「復興関連施策一覧表」「ふるさと振興関連施策一覧表」としてとりまとめています。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地域保健・医療の充実に向けて、県・市町や医療機関それぞれの役割を認識しつつ、相互に連携・協力しながら健康づくりの推進については、脳卒中予防対策を中心に導や年齢層に応じた健康教育の実施主体として、住民

■取組に当たっての協働と役割分担

「主な取組内容」を実施するに当たっての、各主体（県民・NPO、企業、市町村、県など）との協働と役割について、「考え方」と「主体ごとの役割の内容」について記載しています。

県以外の主体	(市町)	(企業等)
	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善、健康・運動などの生活習慣病対策の推進 健診・健康づくりの普及啓発 メタボリックシンドローム該当者及び予備群への個別的支援 	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善、健康・運動などの生活習慣病対策の推進 健診・保健指導 メタボリックシンドローム該当者及び予備群への個別的支援
県	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善、健康・運動などの生活習慣病対策の推進 地域保健や職域保健、学校保健等の関係団体との情報共有、連携 健康増進計画及び食育推進計画の推進に関する支援 特定健診・保健指導従事者研修会開催、情報提供等 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

■県の具体的な推進方策

県が中心となって取り組む「具体的な推進方策」について、「工程」や「目標」を盛り込みながら記載しています。

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																
	～H26	H27	H28	H29	H30												
① 健康づくりの推進																	
目標	医療保険者への支援、地域・職域・学校保健との連携の推進																
・特定健康診査受診率 (%)	市町、事業所の特定健康診査・特定保健指導の実施支援																
<table border="1"> <tr><th></th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>◎</td><td>65.0</td><td>65.0</td><td>60.0</td><td>65.0</td><td>70.0</td></tr> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	◎	65.0	65.0	60.0	65.0	70.0					
	H26	H27	H28	H29	H30												
◎	65.0	65.0	60.0	65.0	70.0												
◎メタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合 40～74歳 男性 (%)																	
<table border="1"> <tr><th></th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>◎</td><td>42.3</td><td>41.1</td><td>39.9</td><td>37.6</td><td>35.6</td></tr> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	◎	42.3	41.1	39.9	37.6	35.6					
	H26	H27	H28	H29	H30												
◎	42.3	41.1	39.9	37.6	35.6												
◎メタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合 40～74歳 女性 (%)																	
<table border="1"> <tr><th></th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>◎</td><td>15.3</td><td>14.8</td><td>14.4</td><td>14.0</td><td>13.6</td></tr> </table>		H26	H27	H28	H29	H30	◎	15.3	14.8	14.4	14.0	13.6					
	H26	H27	H28	H29	H30												
◎	15.3	14.8	14.4	14.0	13.6												
					対策の推進												

具体的な推進方策の目指す姿をより体现する目標を「主たる目標」と定め、これを「◎」印で示しています。

関連する計画

- ・岩手県保健医療計画（2019～2024）
- ・健康いわて21プラン（第二次）
- ・イー歯トープ8020プラン（岩手県口腔の健康づくり推進計画）

具体的な推進方策に関連する広域振興局の分野別、部門別の計画を記載しています。

※1 在宅医療連携拠点

在宅医療連携の課題に対する解決策の抽出、在宅医療に関する連携スキームの構築、輪番当番制等の一人開業医の24時間体制のサポート、医師会との連携調整、人材育成及び普及啓発など地域において在宅医療に必要な連携を担う拠点。

難解な表現、専門用語には、用語解説を付しています。

県央広域振興圏

- 1 県央広域圏域の目指す将来像（目標年度：平成 30 年度）
- 2 第 2 期プランにおける成果と課題
- 3 振興施策の基本方向（平成 27 年度から平成 30 年度まで）
- 4 被災地の復興支援に向けた取組
- 5 ふるさと振興に向けた取組

重点施策No. 1 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流による IT・ものづくり産業の振興

重点施策No. 2 産業と地域の連携による滞在型広域観光の推進

重点施策No. 3 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開

重点施策No. 4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用

重点施策No. 5 森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興

重点施策No. 6 雇用・労働環境の整備

重点施策No. 7 産業経済活動、地域間交流を支える交通ネットワークの整備

重点施策No. 8 地域の魅力を生かしたスポーツの推進

重点施策No. 9 健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実

重点施策No. 10 安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進

重点施策No. 11 環境を保全し自然と共生する地域社会の創造

重点施策No. 12 快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進

重点施策No. 13 住民の生命と財産を守る防災対策の推進

都市と農山村が広域的に連携し合いながら 北東北の拠点としての機能を担う地域

【取組の基本方向】

- ・ 中核市である県都盛岡市を中心に主要な官公庁や金融機関などの民間事業所とともに、高度医療施設、教養文化施設などの高次都市機能や、大学、試験研究機関などの学術研究機能が集積しており、本県の政治・経済、医療、教育、文化芸術などの面で中心的な役割を果たしていきます。
- ・ 岩手山、八幡平・安比高原などの優れた自然景観、豊富な温泉資源、歴史と伝統ある街並み景観を生かした観光や、全国ブランドを確立している農業、組込みソフトウェアに代表されるIT産業など、地域の特色を生かした産業の振興を図ります。
- ・ 地熱、風力、太陽光やバイオマスなどの新エネルギーの導入を図ります。
- ・ 盛岡駅西口地区、盛岡南新都市地区などに新たな都市機能の集積を図るとともに、活力ある農山村との広域的な連携により、北東北の拠点にふさわしい「職・住・遊・学」が近接した魅力ある圏域を形成します。
- ・ 北東北三県における広域観光や産業・経済など、県央圏域に期待される「人、もの、情報」の交流拠点としての役割を果たしていきます。

2 第2期プランにおける成果と課題

○「I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立」

県央圏域では、第2期において、IT・ものづくり産業の振興、優れた地域資源を生かした滞在型広域観光や食産業など地場産業の推進、地域ブランドの強化による競争力に優れた農業、森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興、雇用環境の改善、交通ネットワークの整備などにより、地域の自立を支える地域経済基盤の確立に取り組みました。

その結果、IT産業を中心とした企業集積、広域連携による観光の推進や農畜産物の地域内流通の拡大、キャベツ・ほうれんそう・りんどうなど県を代表する産地の形成、カラマツ等地域材の利用促進、若年者の就業、国道バイパス等の開通による交通ネットワークの構築などがおおむね順調に進みました。

一方、当圏域では、東日本大震災津波の影響等により減少した観光入込客数は、大震災津波前に比べ増加に転じているものの、外国人観光客は回復していないことから、更なる誘客に向けた取組を充実させるなど復興を後押ししていく必要があります。また、厳しい社会経済情勢による製造品出荷額の減少、農林業の担い手の減少、高齢化などが課題となっており、各分野において仕事の創造、人材の育成等を重視しながら、産業振興に向けた取組が必要となっています。

今後は、情勢変化に的確に対応し、IT・ものづくり産業においては企業が求める専門性を有する人材の養成・確保や異業種交流による新事業等の創出、観光においては優れた自然景観の国内外への魅力発信や外国人観光客の受入態勢の整備、食産業など地場産業において

は異業種交流ネットワークの拡大、農業においては新規就農者の確保・育成など次世代に継承できる農業経営の確立、林業においては森林施業プランナーなど担い手の育成などを推進していきます。

○「Ⅱ 快適で安全・安心な地域社会の形成」

第2期においては、健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実、安心して心豊かな福祉コミュニティの推進、再生可能エネルギーの利用拡大、住みよいまちづくりや防災対策の推進などにより、快適で安全・安心な地域社会の形成に取り組みました。

その結果、メタボリックシンドローム予防の出前講座や受動喫煙防止の普及啓発などの生活習慣病予防対策や口腔ケアに係る普及・啓発、退院調整支援など医療と介護の連携支援、木質バイオマス利用機器の導入、河川の防災施設の整備などがおおむね順調に進みました。

一方、当圏域では生活習慣に起因する疾病の増加、地域医療の充実、子育て環境の充実、省エネルギー対策の推進、災害被害を軽減する洪水・土砂災害対策の推進などが課題となっており、各分野において安全・安心な地域社会の形成に向けた取組が必要となっています。

今後は、脳卒中予防対策などによる健康づくり、認知症への支援体制の構築、子どもの学習支援などによる子ども・子育て家庭への支援、土砂災害警戒区域等の指定や周知などを推進していきます。

3 振興施策の基本方向（平成27年度から平成30年度まで）

県央広域振興圏の第3期アクションプランにおいては、第2期の成果と課題を踏まえ、ふるさとを振興し、人口減少に立ち向かう観点から、仕事の創造及び安定雇用、地域産業等を担う人材育成・確保、子育て環境の充実について重視し、住民、企業、NPO、市町など、地域社会を構成するあらゆる主体が共に支え合いながら、総力を結集していくという「地域経営」の考え方にに基づき、2つの基本方向に沿って13の重点施策を推進していきます。

I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立

- 学術研究機関、産業支援機関の集積などの強みを生かして、異業種交流や他産業との連携による生産性向上、付加価値向上、地域課題解決の取組などを通じたIT産業やものづくり産業の振興を図るとともに、雇用・労働環境の整備により、人材の育成・確保と若年者等の地域への定着支援を図っていきます。
- ICTを活用した優れた観光資源の魅力発信や外国人観光客の受入態勢の整備などによる滞在型観光の振興を図るとともに、異業種交流ネットワークの拡大による食産業と地場産業の新たなビジネスの創出を図っていきます。
- 次世代に継承できる農業経営の確立による安定した経営体への転換促進、計画的な「森林の若返り」を図るため再造林と林業施業プランナーなどの育成支援による林業・木材産業の振興を図っていきます。
- 産業経済活動の活発化や地域間交流・連携・復興を促進する交通ネットワークの整備を図っていきます。
- 圏域市町と連携し、地域の活性化につながるスポーツツーリズムへの取組を推進します。

重点施策

- 1 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興
- 2 産業と地域の連携による滞在型広域観光の推進
- 3 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開
- 4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用
- 5 森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興
- 6 雇用・労働環境の整備
- 7 産業経済活動、地域間交流を支える交通ネットワークの整備
- 8 地域の魅力を生かしたスポーツの推進

II 快適で安全・安心な地域社会の形成

- 子どもから高齢者まで安心して健やかに暮らせるよう、保健・医療・福祉施策の充実を図るとともに、家庭や子育てに希望を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう支援します。
- 再生可能エネルギーの利用拡大などにより、環境を保全し自然と共生する地域社会を創造していきます。
- 北東北の拠点にふさわしい高次都市機能の形成や都市・生活環境の改善による住み良いまちづくりを推進するとともに、住民の生命と財産を守る防災対策を推進します。

重点施策

- 9 健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実
- 10 安心して心豊かな福祉コミュニティづくりの推進
- 11 環境を保全し自然と共生する地域社会の創造
- 12 快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進
- 13 住民の生命と財産を守る防災対策の推進

4 被災地の復興支援に向けた取組

内陸地域の活力が沿岸地域の復興につながっていく視点に立って、県央広域振興圏の第3期アクションプランにおいては、「圏域の振興施策の基本方向」の各重点施策項目などにおいて、被災地の復興に向けた取組を支援します。

なお、被災地から当圏域内に避難・転居され、生活再建に取り組む被災者の生活支援を行う圏域市町の取組についても支援します。

主な取組内容

【観光・食産業】（重点施策項目No. 2、3）

- ・ 産業創造アドバイザーとの連携により、生産から加工、販売までの食関連事業者のみならず、支援機関（市町、商工会、金融機関等）や異業種（宿泊業、IT、出版・広告業、伝統工芸等）交流ネットワークを拡大するとともに、当該ネットワークによる交流の機会（セミナー等）を設けることにより、農商工連携・事業者間交流や協働、沿岸等の他地域との広域連携による新たな事業展開を推進します。（No.3）

- ・ 県内最大の消費地を抱える盛岡広域で開催される観光や食の各種イベントへの沿岸地域からの事業者の出展などを通じて復興を支援するとともに、沿岸等の他地域との広域連携の強化を図ります。(No.3)
- ・ 十和田八幡平国立公園と三陸復興国立公園という山と海の自然景観を生かし、沿岸地域との広域連携による滞在型観光や回遊型観光を促進し、観光客の誘客を図ります。(No.2)

【林業】（重点施策項目No. 5）

- ・ 東日本大震災津波からの復興に伴うニーズを把握し、復興住宅用資材などの円滑な供給やカラマツ等地域ブランド材の販売促進に向けた支援を行います。

【社会資本】（重点施策項目No. 7、13）

- ・ 内陸と沿岸を結ぶ復興道路及び復興支援道路の整備を進めます。(No.7)
- ・ 救急医療や災害時の円滑な救援活動に効果を発揮するよう、スマートインターチェンジの整備を推進します。(No.7)
- ・ 地震発生後の救助・救援活動などを迅速に行うため、緊急輸送道路や復興支援道路など主要な道路に架かる橋梁の耐震補強を推進します。(No.13)

【医療・福祉】（重点施策項目No. 9、10）

- ・ 災害時における地域の医療ニーズの把握や各医療関係団体等から派遣された医療支援チームの活動調整等を行うために、災害医療コーディネーターを中心とした災害医療コーディネート体制の構築に取り組みます。(No.9)
- ・ 東日本大震災津波の被災者や被災世帯を支援するため、生活資金の活用や就業支援を含む、幅広い総合的な生活相談等に対応します。(No.10)
- ・ ひとり親世帯の自立を支援するため、母子父子等貸付金や児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、家計上の問題や子育ての問題を抱える子育て世帯については、母子・父子自立支援員兼子育て支援員がさまざまな相談に対応し支援します。(No.10)

【環境】（重点施策項目No. 11）

- ・ 空間放射線量測定や食品の放射性物質濃度検査等により、放射線についての正確な情報を提供し、住民の不安解消や風評被害の防止を図ります。
- ・ 災害時においても、地域が一定のエネルギーを賄えるよう、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー供給体制構築に向けた市町等の取組みを支援します。

【まちづくり】（重点施策項目 No. 12）

- ・ 東日本大震災津波の被災者で当圏域内に居住する人が、安心して地域での生活を送ることが出来るよう、被災者の支援に取り組みます。

5 ふるさと振興に向けた取組

県央広域振興圏の第3期アクションプランにおいては、当圏域の特性を生かしながら、産業振興分野を中心とした「岩手で働く」取組を、安全・安心な地域社会の形成に向けて「岩手で育てる」、「岩手で暮らす」取組を積極的に推進していきます。

主な取組内容

【岩手で働く】（重点施策項目No.1～6）

○ 仕事の創造及び安定雇用

- ・ I T連携コーディネーターを設置し、I T産業・ものづくり産業の異業種交流や他産業との連携による生産性向上、付加価値向上、地域課題解決のための取組を促進します。（No.1）
- ・ 中小企業者の経営革新に係る事業活動の支援や、創業に向けたセミナーの開催などにより、新事業に挑戦する企業の取組や起業家の育成を促進します。（No.1）
- ・ 観光客に対するおもてなし・魅力発信を積極的に行い、当圏域のファンづくりに取り組み、リピーターの獲得を目指します。（No.2）
- ・ 外国人観光客の受入態勢の整備を進め、観光客の誘致を推進します。（No.2）
- ・ 地域の若手事業者（生産者）等が立案した農商工連携企画等への支援を通じ、新たなビジネス創出など地域の活性化を図ります。（No.3）※
- ・ 農業経営者や法人組織等の収益力向上の取組を支援するとともに、経営管理能力の向上を図ることにより、地域の若者等の雇用の受け皿となり、次世代に継承できる安定した経営体への転換を促進します。（No.4）※
- ・ 地域の農産物を活用した商品開発及び販売等の起業活動を支援します。（No.4）※
- ・ 農村体験の受入態勢の強化、観光や福祉分野等との連携を促進するほか、食文化や農村資源、若者・女性によるグループ活動等の情報を積極的に発信し、農村と都市住民との交流を促進します。（No.4）※
- ・ 森林施業の集約化と計画的な路網整備を図り、主伐や間伐、伐採から造林までの一貫作業などを計画的に進め、「森林の若返り」や低コスト造林を促進します。（No.5）

○ 地域産業等を担う人材育成・確保の推進

- ・ I T関連産業人材に係る養成事業の実施により、組込みソフトウェア開発技術者やものづくり産業の人材などの担い手を育成します。（No.1）
- ・ I T産業やものづくり産業などの企業の垣根を越えた若手技術者等の横の連携を支援します。（No.1）※
- ・ 異業種交流セミナー等の開催による若手事業者の連携を強化しながら、食産業関連事業者の人材育成を図ります。（No.3）※
- ・ 農業法人や生産者組織等による雇用の場の確保や将来の経営人材に技術や経営管理手法を継承する取組を支援し、次世代の担い手となる農業者を確保・育成します。（No.4）
- ・ 若手女性農業者のネットワークづくりを支援するとともに、次世代の女性リーダーを育成し、女性農業者の経営参画及び起業等による経営多角化を促進します。（No.4）※
- ・ 森林組合等における担い手育成や森林施業プランナー等の活動を支援します。（No.5）
- ・ 就職を希望する高校生の適性に応じた応募先選定の支援や選考試験の際のアドバイスをを行うとともに、企業訪問、若手社員へのフォローなどにより職場への定着を支援します。（No.6）※
- ・ 国・市町や関係団体と連携して、管内へのU・Iターンの情報提供を行うほか、相談に応じることで、県外からの人材確保やU・Iターン希望者の就業を支援します。（No.6）

【岩手で育てる】（重点施策項目No.6、9、10）

- ・ 雇用の維持、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得率向上等の「働き方改革」の取組や賃金などの労働条件の改善等について、市町と連携し、商工団体や企業への要請活動を行います。（No.6）※

- ・ 妊産婦のメンタルヘルスケアや乳児家庭訪問等により、親子の心身の健康支援の充実に努めます。(No.9)
- ・ 不妊相談や女性及び男性の不妊治療費への助成を実施することにより、不妊に悩む夫婦への総合的な支援を図ります。(No.9)
- ・ かかりつけ医の普及定着や医療機関の役割分担を進めるため、「いわて医療ネット」などの活用により、医療情報などの提供に取り組みます。(No.9)
- ・ 地域の子育ての取組を支援し、各市町子ども・子育て支援事業計画の円滑な推進を図ります。(No.10) ※
- ・ いきいき岩手結婚サポートセンター及び市町等と連携して、若い世代の結婚を支援するなど、家庭を築くことや、子育てに希望を持てる環境づくりを支援します。(No.10) ※
- ・ いわて子育てにやさしい企業や、いわて子育て応援の店協賛店を拡充するなど、子育て家庭を支援します。(No.10)

【岩手で暮らす】(重点施策項目No.7～13)

○ スポーツ振興

- ・ 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会を契機として、地域におけるスポーツ活動等を通じ、地域住民がスポーツに親しみ、身近に感じることができるよう情報発信・普及啓発等の取組を推進します。(No.8)
- ・ ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿誘致等に対する当圏域の市町が連携した取組を支援します。(No.8)

○ 保健・医療・福祉

- ・ 「地域包括ケアシステム」の構築主体である市町に対し支援を行うとともに、関係機関・団体と連携し医療と介護の連携に取り組みます。(No.9)
- ・ 脳卒中予防のため、地域・職域保健関係者等と連携し、健康な食生活や運動習慣などの定着の普及を図るなど、メタボリックシンドローム予防に取り組みます。(No.9)
- ・ ゲートキーパー養成研修等を通じて、住民一人ひとりがゲートキーパーとしての役割を理解し、早期対応の中心的役割を担うことができる人材を養成します。(No.10)

○ 環境の保全

- ・ 地域や学校が行う自然観察会、水生生物調査、森林学習等の環境学習を支援します。(No.11)

○ まちづくり

- ・ ユニバーサルデザインの考え方に基づく、ひとにやさしいまちづくりの普及・啓発を推進します。(No.10、12)
- ・ 市町担当者への研修会や意見交換会を実施し、管内市町の情報共有の場を設けることなどにより、地域コミュニティ活動や協働のまちづくりを推進します。(No.12)

○ 防災対策

- ・ 国、市町、水防団体等との連携により、防災体制の構築と災害対応訓練の実施に取り組みます。(No.13)

○ 交通ネットワーク整備

- ・ 地域医療を支援するため、円滑な救急搬送を支える道路、スマートインターチェンジの整備を推進します。(No.7)

上記の取組内容のうち、「若者・女性の活躍支援」に係る取組には、※を付しています。

1

I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立

学術研究機能等の集積を生かした連携・交流による I T ・ものづくり産業の振興

1 みんなで目指す姿

組込みソフトウェア^{※1}などの I T 産業や新技術開発に取り組むものづくり産業の集積が進むとともに、企業間の連携により技術力・開発力が高まり、地域経済の活性化が図られています。また、学術研究機関等との連携や異業種交流によって、 I T 技術を活用した新事業が地域で展開されるとともに、若手技術者が活躍しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①ものづくり関連産業分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス ^{※2} 等）の製造品出荷額	㉕ 955 億円	㉖ 1,043 億円	㉗ 1,127 億円	㉘ 1,217 億円	㉙ 1,314 億円
②情報サービス産業（ソフトウェア業、情報処理業、インターネット付随サービス業）の売上高【岩手県計】	㉕ 399 億円	㉖ 419 億円	㉗ 440 億円	㉘ 462 億円	㉙ 485 億円
【目標値の考え方】					
① ものづくり関連産業分野の製造品出荷額が、平成 20 年秋からの世界的景気後退などの影響で大きく落ち込んでいることから、世界同時不況以前の出荷額を目指すもの。					
② 情報サービス産業の売上高は、前回調査（平成 22 年）から 2.57 倍の伸びとなっていることから、県央圏域を中心に、引き続き、企業集積を図り、毎年 5 % の伸びを目指すもの。					

現状

- 県央圏域には、岩手大学、岩手県立大学などの学術研究機関や、岩手県工業技術センターなどの産業支援機関が集積しており、本県の産業振興に大きな役割を果たしています。
- 平成 25 年度における圏域のものづくり関連産業分野の製造品出荷額は 955 億円となっており、世界同時不況の影響などからの回復が遅れていることから、新技術開発の取組を進めるとともに、最新の技術や情報化に対応した専門的知識、技術を有する人材の育成や、新事業に挑む意欲ある事業者を支援していく必要があります。
- 盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づき、 I T 関連技術者等の育成や首都圏での立地セミナーの開催などを進めており、引き続き、緊密な連携の下に、産業集積に向けた取組を進めていく必要があります。
- 県央圏域では、岩手大学構内への盛岡市産学官連携研究センターや、滝沢市 I P U イノベーションパーク及び関連施設、盛岡市、八幡平市における貸工場の整備など、産業立地基盤が充実し、 I T 産業や研究開発に取り組むものづくり企業の集積が進んでいますが、引き続き、企業誘致を促進していく必要があります。
- いわて加速器関連産業研究会の設立により、県内企業の技術力向上や取引機会の拡大等が推進されるなどにより、ものづくり企業の加速器関連産業への参入が期待される一方で、人件費や原材料価格の上昇及び産業人材の不足による生産の停滞なども懸念されます。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づき、市町や関係機関と連携し、産業集積を促進し

ます。

岩手大学や岩手県立大学、岩手医科大学などの学術研究機関、産業支援機関の集積などの強みを生かして、産学官が連携してIT産業、ものづくり産業の振興を図ります。

また、いわて組込みシステムコンソーシアム、組込み技術研究会、ETロボコン東北地区実行委員会等の活動を通じて、組込みソフトウェア開発技術者やものづくりの担い手などの産業人材を育成します。

主な取組内容

① 盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づく企業集積の推進 ◆

- ・ 盛岡広域地域産業活性化基本計画に基づき、市町や在京盛岡広域産業人会などの関係団体と連携して、首都圏での企業立地セミナーの開催やIT産業に関連した展示会への出展、ホームページの活用などにより立地環境等を情報発信し、IT産業や新技術開発に取り組むものづくり企業などの集積を促進します。

② 地域産業を支える担い手の育成 ◆

- ・ IT関連産業人材に係る養成事業を実施するなど、学術研究機関や産業支援機関、商工団体、北上川流域ものづくりネットワークなどとの連携により、組込みソフトウェア開発技術者やものづくり産業の人材などの担い手を育成します。
- ・ 企業の垣根を越えた若手技術者等の横の連携を支援します。

③ IT産業・ものづくり産業の異業種交流による相乗効果の創出 ◆

- ・ 新事業展開や販路拡大に向け、IT連携コーディネーターを設置するとともに、いわて産業振興センターや盛岡工業クラブなどの関係団体と連携して企業間の取引あっせんを支援するなど、IT産業・ものづくり産業の異業種交流や他産業との連携による生産性向上、付加価値向上、地域課題解決のための取組を促進します。
- ・ 誘致企業と地場企業が相互に交流・連携し、地場企業が技術力を高め独自開発能力の強化を図ることにより、企業の競争力強化を促進します。

④ 新事業創出・起業の支援 ◆

- ・ 市町や商工団体、産業支援機関と連携し、各種事業を活用しながら、中小企業者の経営革新に係る事業活動の支援や、創業に向けたセミナーの開催などにより、新事業に挑戦する企業の取組や起業家の育成を促進します。
- ・ 商工団体が、小規模支援法に基づき国の認定を受けた経営発達支援計画に基づく取組と連携し、小規模事業者等の経営の改善や経営の再構築を支援します。
- ・ 岩手大学や岩手県立大学などとの産学官連携を一層強化するとともに、岩手医科大学などとの医工連携も視野に入れ、未来を切り拓く新事業の展開を支援します。
- ・ 企業へのフォローアップ訪問などを通じて把握した研究開発ニーズについて、関係機関とのマッチングを行います。
- ・ 加速器関連産業の発展などが期待される国際リニアコライダー（ILC）に関し、管内市町や関係団体と連携しながら、広く住民の理解増進に取り組めます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

IT産業やものづくり産業の集積を促進するためには、中心的な役割を担う民間企業等が、産学官連携による共同研究や、新技術・新製品の開発に主体的に取り組む必要があります。

大学・産業支援機関等は、産業を担う人材の育成を行うとともに、民間企業等への研究シーズの提供や企業間の取引あっせんなどの支援を行います。

また、県や市町は、企業誘致活動に取り組むとともに、産学官連携に係る施設や産業立地基盤の整備、優遇措置などにより民間企業等の活動の下支えを行います。

県以外の主体	(企業等)	(大学、産業支援機関等)	(市町)
	<ul style="list-style-type: none"> ・大学等との共同研究 ・新技術・新製品開発 ・販路開拓 ・インターンシップ等の受入れなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業人材の育成 ・企業等との共同研究 ・市町との連携 ・起業の支援 ・企業間取引支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携施設、産業立地基盤等の整備 ・企業等への産学官連携、起業の支援 ・企業誘致活動、優遇措置など
県	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致活動、優遇措置 ・企業等、市町への産学官連携支援 ・産業人材の育成支援 など 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
① 盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づく企業集積の推進 目標 ◎新規立地・増設企業数（件）[累計] （上欄：新規立地、下欄：増設） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr> <td>6</td><td>10</td><td>14</td><td>18</td><td>22</td></tr> <tr> <td>0</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td><td>8</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	6	10	14	18	22	0	2	4	6	8	企業誘致活動の展開 基本計画の見直し 企業誘致活動の展開									
H26	H27	H28	H29	H30																					
6	10	14	18	22																					
0	2	4	6	8																					
② 地域産業を支える担い手の育成 目標 ◎組込みソフトウェア技術者等養成数（人） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr> <td>89</td><td>180</td><td>150</td><td>150</td><td>150</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	89	180	150	150	150	組込みソフトウェア技術者等の育成 企業のIT産業人材確保支援 若手技術者等の横の連携の支援														
H26	H27	H28	H29	H30																					
89	180	150	150	150																					
③ IT・ものづくり産業の異業種交流 目標 ◎ソフトウェア関連取引成約件数（件） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr> <td>11</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	11	8	8	8	8	企業の取引市場開拓の支援、交流会等の開催 IT連携コーディネーターによる支援														
H26	H27	H28	H29	H30																					
11	8	8	8	8																					
④ 新事業創出・起業の支援 目標 ◎経営革新計画承認数（件） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr> <td>11</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td><td>8</td></tr> </table> ・産学官連携事業数（件）[累計] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	11	8	8	8	8	H26	H27	H28	H29	H30	1	2	3	4	5	新技術・新製品の開発、事業展開の支援 産学官共同研究ニーズの大学等への橋渡し				
H26	H27	H28	H29	H30																					
11	8	8	8	8																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
1	2	3	4	5																					

関連する計画

- ・盛岡広域地域産業活性化基本計画（計画期間 平成24年度～平成28年度）

※1 組込みソフトウェア
 携帯電話や家電製品などに内蔵されるマイクロコンピュータを制御するソフトウェアの総称。
 2 デバイス
 IC（集積回路）、ダイオード、トランジスタなど、何らかの特定機能を持った電子部品。

2

I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立

産業と地域の連携による滞在型広域観光の推進

1 みんなで目指す姿

第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会、十和田八幡平国立公園指定60周年、広域観光周遊ルート形成計画認定（日本の奥の院・東北探訪ルート）、台湾といわて花巻空港の定期便化を契機に、岩手山麓、八幡平・安比エリアにおける健康や癒しをテーマとした滞在型観光や、歴史・文化、都市の魅力を生かしたまちなか観光を求めて、国内外から多くの観光客が訪れています。

また、国内外に盛岡・八幡平のブランド化が図られ、圏域全体に観光の経済効果が波及しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎観光入込客数（延べ人数）	999.9万人回	1,001.0万人回	1,002.1万人回	1,003.2万人回	1,004.3万人回
【目標値の考え方】 平成26年を基準年（999.9万人）として、国内人口が減少傾向にあつて、国内観光客の増は困難なため、観光入込客数においては、国内観光客は現状の維持を目指し、外国人観光客は平成27年度以降、平成25年から平成26年の増加を維持し1.1万人回ずつの増加を目指すもの。 注）観光入込客数（延べ人数）は、各調査対象地点における入込数の合計。数値は暦年集計。					

現状

- 県央圏域の観光入込客数は減少傾向にありましたが、東日本大震災津波以降、震災復興事業・復興応援等により増加に転じました。平成26年は、震災復興事業・復興応援が一段落したことや、貸切バスの運賃・料金制度の改正等の影響もあり前年から微減となりました。
- 外国人観光客入込数は、台湾からの観光客は東日本大震災津波前の水準を上回っているものの、外国人観光客全体では回復していない状況にあります。
- 盛岡出身の大島高任の指導により建設された高炉跡を含む橋野鉄鉱山の世界遺産登録、第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会、十和田八幡平国立公園指定60周年を追い風として、当圏域の観光情報を強力に発信し、観光客の入込みに努める必要があります。
- 当圏域の特性として、①北東北の観光の拠点、②多様な観光資源、③宿泊施設の集積（ホテルの収容人員は県全体の約7割）、④外国人観光客の入込み（県全体の約5割）などが挙げられることから、これらの特性を生かし、強力に誘客活動を展開する必要があります。
- 秋田県鹿角地域や仙北地域、宮古市や岩泉町との広域連携により、滞在型観光や回遊型観光が可能です。
- 教育旅行客入込数については、全体としては東日本大震災津波発生前の水準に回復しましたが、北海道からは東日本大震災津波前の状況に達しておらず回復に努める必要があります。
- 国際観光については、観光庁の広域観光周遊ルート^{※1}に「日本の奥の院・東北探訪ルート」が認定されたことから、十和田・八幡平地域の「桜と雪の回廊」など魅力的な観光資源を、台湾を始めとした国々へ積極的に情報発信する必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

観光による岩手の復興と日本一のおもてなしを目指して平成 26 年 3 月に県で策定した「みちのく岩手観光立県第 2 次基本計画」をもとに、十和田八幡平国立公園周辺の「桜と雪の回廊」に代表される優れた自然景観の国内外への認知度向上を目指すとともに、盛岡市をはじめとするまちなか観光資源や圏域内の温泉やイベントなど、魅力的な観光資源を積極的に発信し、当圏域のファンづくりに努めます。

また、多様化する近年の観光ニーズや増加する外国人観光客に的確に対応するため、ICT[※]を活用した当圏域の魅力発信や受入態勢の整備を進めます。

主な取組内容

- ① 第 71 回国民体育大会・第 16 回全国障害者スポーツ大会などを契機とした観光の推進 ◆
 - ・ 第 71 回国民体育大会・第 16 回全国障害者スポーツ大会、北海道新幹線の開通により、多くの観光客が本県を訪れるタイミングに合わせ、現地からのおもてなし・魅力発信を積極的に行い、当圏域のファンづくりに取り組み、リピーターの獲得を目指します。
 - ・ 飲食店、宿泊事業者、交通事業者等の各店のおもてなし力を高めるため、継続的な「おもてなしセミナー」を開催し、ホスピタリティ溢れるまち作りを目指します。
- ② 健康・食・癒しをテーマとした滞在型観光の推進 ◆
 - ・ 岩手山麓（盛岡市、雫石町）、八幡平・安比（八幡平市）エリアにおいて、「桜と雪の回廊」や紅葉など四季折々の大自然の魅力や豊富な温泉資源、さらに豊富な地元食材などを活用した健康・食・癒し・スキー等の冬のスポーツをテーマとした滞在型観光を推進します。
 - ・ 地域が主体となって行う観光資源の発掘や地域の人材育成、旅行商品造成を支援して、着地型観光を推進するとともに、関係市町などと連携して、地域資源を生かした教育旅行の誘致活動に取り組みます。
- ③ 国際観光の推進 ◆
 - ・ 観光庁の広域観光周遊ルートに「日本の奥の院・東北探訪ルート」が認定されたことから、東北地域の関係機関と連携しながら、外国人観光客の受入態勢の整備を進めるとともに、台湾を始めとした国々に対して観光情報の発信を行い、観光客の誘致を推進します。
- ④ 広域観光の推進 ☆ ◆
 - ・ 圏域内の観光エリアを結ぶ広域観光を展開するとともに、世界遺産を有する平泉町や沿岸地域、秋田県鹿角市、仙北市、小坂町との連携による広域観光を推進します。
 - ・ 盛岡市など 12 市町を構成員とする盛岡・八幡平広域観光圏の取組を支援します。
- ⑤ 歴史・文化や都市の魅力を生かしたまちなか観光の推進
 - ・ 北東北の玄関口としての盛岡市の交通拠点性と、歴史・文化や都市の魅力を生かし、盛岡の歴史的町並み・建造物などの観光情報の発信を、盛岡市や関係団体と一体とって行います。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地域資源を生かした滞在型観光や回遊型観光を推進するためには、各地域での魅力的な観光地作りや受入態勢の整備が重要となります。

このため、観光に関わる企業・NPO・県民は、互いに連携し、付加価値の高い観光サービスの提供やおもてなしの実践などに取り組みます。

また、市町・産業支援機関は、観光関係者、住民等との緊密な連携による観光施策を推進するほか、観光施策に向けた人材の育成、祭りやイベントの開催により、地域の活性化を図ります。

県はこれらの取組を支援し、市町等の広域的な連携を進めるとともに、県境を超えた地域との連携による観光を推進するほか、国際観光の推進に向け関係機関と共に取り組みます。

県以外の主体	<p>(企業・団体・県民)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域資源の掘り起こし、磨き上げによる旅行商品造成と情報発信 旅行者が快適に過ごせる受入環境の整備 旅行者に満足してもらおうおもてなしの実践 祭りやイベントなどへの積極的な参加、地域の魅力発信、交流など観光振興につながる行動への取組 など 	<p>(市町・観光協会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域観光施策の企画、コーディネート、実施 地域資源を生かした魅力ある観光地づくりと情報発信 地域内の民間事業者との連絡調整、取引支援 地域内の二次交通の整備促進
県	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な観光施策の企画、コーディネート、実施 市町、民間事業者、地域リーダーへの協力と支援 国内外への県央圏域の情報発信 広域二次交通の充実やICTを活用した広域周遊の促進 海外誘客拡大のための受入態勢の整備促進と海外プロモーションの実施 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>① 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会などを契機とした観光の推進</p> <p>目標 ◎SNS※³を活用したファン数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,872</td> <td>2,700</td> <td>3,200</td> <td>3,700</td> <td>4,200</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1,872	2,700	3,200	3,700	4,200	<p>マンガ版観光パンフレット作成・配付</p>	<p>【第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会】おもてなし・観光PR</p>		<p>観光情報発信の強化</p>	
H26	H27	H28	H29	H30											
1,872	2,700	3,200	3,700	4,200											
	<p>函館グルメサーカスでの情報発信</p>			<p>北海道への継続した情報発信</p>											
	<p>おもてなしセミナーの開催</p>		<p>おもてなしセミナーの磨き上げ</p>												
<p>② 健康・癒しをテーマとした滞在型観光の推進</p> <p>目標 ◎[再掲]SNSを活用したファン数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,872</td> <td>2,700</td> <td>3,200</td> <td>3,700</td> <td>4,200</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1,872	2,700	3,200	3,700	4,200	<p>投稿キャンペーン等による情報発信</p>				
H26	H27	H28	H29	H30											
1,872	2,700	3,200	3,700	4,200											
	<p>首都圏の観光イベントでの誘客活動</p>														
	<p>観光パンフレット作成・配付</p>		<p>観光情報発信の強化</p>												
	<p>教育旅行誘致のための情報収集及び発信</p>														
<p>③ 国際観光の推進</p> <p>目標 ◎県央圏域の外国人観光客入込数（千人回）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>44.3</td> <td>55.3</td> <td>66.3</td> <td>77.3</td> <td>88.3</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	44.3	55.3	66.3	77.3	88.3	<p>台中旅行展出展・招聘ツアー等</p>		<p>台湾等の観光客誘致の促進</p>		
H26	H27	H28	H29	H30											
44.3	55.3	66.3	77.3	88.3											
	<p>外国人向けの観光情報の提供</p>														
	<p>冬季外国人観光客向け循環バスツアー</p>		<p>受入態勢整備（冬季循環バスツアー・観光案内等）</p>												

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
④ 広域観光の推進 目標 ◎[再掲]SNSを活用したファン数（人） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,872</td> <td>2,700</td> <td>3,200</td> <td>3,700</td> <td>4,200</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1,872	2,700	3,200	3,700	4,200					
H26	H27	H28	H29	H30											
1,872	2,700	3,200	3,700	4,200											
⑤ 歴史・文化や都市の魅力を生かしたまちなか観光の推進 目標 ◎[再掲]SNSを活用したファン数（人） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,872</td> <td>2,700</td> <td>3,200</td> <td>3,700</td> <td>4,200</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1,872	2,700	3,200	3,700	4,200					
H26	H27	H28	H29	H30											
1,872	2,700	3,200	3,700	4,200											

※1 広域観光周遊ルート

複数の都道府県を跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化し、外国人旅行者の滞在日数（平均6日～7日）に見合った、訪日を強く動機づける「広域観光周遊ルート」として国土交通大臣が認定。

2 ICT（Information and Communication Technology）

「情報通信技術」の略であり、IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。

3 SNS（Social Networking Service）

インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。

3

I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立

地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開

1 みんなで目指す姿

管内の食や工芸を中心とした若手事業者が各自の取組や異業種連携などを通じて、地域産業をリードする人材になるとともに、次世代の若手事業者が育っています。

また、食や工芸を中心とした異業種連携の中から、販路拡大や雇用にもつながる新たなビジネス創出が図られるなど、食や工芸による地域活性化の動きが管内各地で展開されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎食料品製造出荷額	㉓1,063億円	㉔1,087億円	㉕1,111億円	㉖1,136億円	㉗1,161億円
【目標値の考え方】 県央圏域食料品製造業の生産性の向上を目標として、従業員一人当たりの食料品製造出荷額における全国との差を縮め、平成30年の出荷額は現状値のおおむね1割増を目指すこととし、目標値を1,161億円（98億円増）とするもの。					

現状

- 県央圏域は、盛岡市を中心とした県内最大の食料消費地であるとともに、農畜産物の県内外への販売額が県全体の約3割を占める農業地帯となっています。
- 食料品製造業は、平成25年において、県全体の事業所数で21.7%、従業員数で28.0%、製造品出荷額では33.1%を占める主要分野となっています。
- 生産者や加工業者、流通業者などの異業種交流ネットワークから新たな商品開発の取組が行われるとともに、これら食産業の若手グループなどによる地域活性化のプロジェクトが始動しています。
人口減少傾向の中で、活力ある地域内の若手事業者、とりわけ地域の食産業をリードする人材を支援するとともに、これに続く人材を増やしていく取組が必要となっています。
- 多彩で豊富な農畜林産物に恵まれています。高付加価値化による商品づくりや情報発信、さらに生産者と飲食店などの交流が十分とは言えず、地域資源である食や工芸などの地場産品を生かしきれていない状況にあります。
- 今後、当圏域の食や工芸の販路拡大を図っていくため、引き続き、商工団体及び(財)盛岡地域地場産業振興センターなどの関係団体や市町と連携した取組を進めるとともに、観光産業やIT産業など、より多様な分野との交流を進めていく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

専門家を活用した工程改善の取組支援による事業者の生産性向上を図るとともに、異業種交流セミナー等の開催による若手事業者間の連携を強化しながら、食産業関連事業者の人材育成を図ります。

商品の高付加価値化に向けては、各種ファンド等補助制度活用による新商品開発や農商工連携の取組などを進め、雇用にもつながる新たなビジネス創出を目指します。

さらに、地域の生産者と消費者・飲食店等の交流を促進し、地産地消による内需拡大と地域内

連携や沿岸等の他地域との広域連携の強化を図ります。

また、県外の百貨店、ホテル、飲食店等のほか、管内を訪れる観光客に対する食や工芸などの地域資源を活用した様々な取組を促進することにより地域活性化につなげます。

主な取組内容

- ① 食産業関連事業者の生産性向上と人材育成 ◆
 - ・ 食産業関連事業者の工程改善の取組を支援することにより、人材や事業者育成を行いながら、食料品製造業者等の生産性向上を図ります。
 - ・ 地域の若手事業者（生産者）等が立案した農商工連携企画等への支援を通じ、新たなビジネス創出など地域の活性化を図ります。
- ② 食や工芸を中心とした異業種交流ネットワークの拡大 ☆ ◆
 - ・ 産業創造アドバイザー^{※1}との連携により、生産から加工、販売までの食関連事業者のみならず、支援機関（市町、商工会、金融機関等）や異業種（宿泊業、IT、出版・広告業、伝統工芸等）交流ネットワークを拡大するとともに、当該ネットワークによる交流の機会（セミナー等）を設けることにより、農商工連携・事業者間交流や協働、沿岸等の他地域との広域連携による新たな事業展開を推進します。
- ③ 高付加価値化による商品開発 ◆
 - ・ 専門家の活用による食や工芸の付加価値向上、地域ブランド力強化のための取組や、ファンド等補助制度の活用による新商品開発等を支援します。
- ④ 農畜林産物の地域内流通の促進 ☆ ◆
 - ・ 市町等と連携した管内の生産者と飲食店等の交流の機会を設けることにより、地域食材の新たな商品化（メニュー化）など地産地消の取組を促進します。また、県内最大の消費地を抱える盛岡広域で開催される観光や食の各種イベントへの沿岸地域からの事業者の出展などを通じて復興を支援するとともに、沿岸等の他地域との広域連携の強化を図ります。
 - ・ 地域の生産者から飲食店へ顔が見える形で旬な食材を提供するとともに、農産物の普及拡大につなげるため、小ロットで流通させる仕組みなどの新たな物流システムを検討しながら、地域内流通の促進を図ります。
 - ・ 産直組織の経営力向上のため、産直間の販売物品交流や新商品などによる品揃えの充実強化を支援するとともに、経営管理研修等の開催を通じてマネジメント体制の強化を図ります。
- ⑤ 県外への販路拡大と食や工芸と観光の連携 ◆
 - ・ 食や工芸の県外商談会の出展支援や首都圏シェフ等の産地視察の実施などにより、県外への販路拡大を促進します。
 - ・ 地域の旬で美味しい食材を提供する生産者や飲食店の情報を整備・発信することにより、食の魅力を生かした観光客の誘客促進を図ります。また、地域の食や工芸を活用した観光PRや生産者と連携した新たな農業体験メニュー等の旅行商品素材の発掘を行うなど、食や工芸と観光の連携を強化します。
 - ・ 圏域北部の良質で豊富な食材を活用した特産品開発や販路拡大・観光との連携を通じて、地域内の意欲的な事業者を支援するとともに、北緯40度地域の持つ魅力が幅広く認知される取組を展開します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

事業者は、食産業に関わる生産から加工・流通・販売等の関係者との連携や異業種交流などにより、農畜林産物の地域内流通の促進と食や工芸の新商品開発や販路開拓に取り組めます。

また、食や工芸による地域活性化を推進するため、商工団体及び(財)盛岡地域地場産業振興センターなどの関係団体や市町は、連携しながら新商品開発等の支援やイベントによる情報発信に取り組めます。

県は、関係団体や市町と協力し、異業種交流ネットワーク組織や専門家の活用等により事業者の農商工連携や6次産業化^{※2}の取組、食や工芸の販路開拓などの総合的な支援を行います。

県以外の主体	（事業者） ・ 異業種交流ネットワーク組織への積極的な参画 ・ 工程改善等生産性向上の取組 ・ 新製品開発、販路の確立、ブランド化	（関係団体） ・ 異業種交流ネットワーク組織への積極的な参画 ・ 新商品開発、販路の確立、ブランド化の支援 ・ 経営力向上の支援	（市町） ・ 異業種交流ネットワーク組織への積極的な参画 ・ 地域内の産業振興施策の企画・調整 ・ 食材情報の蓄積、発信
県	・ 異業種交流ネットワーク組織の運営 ・ 岩手県産業創造アドバイザー等専門家の活用による助言・指導 ・ 工程改善の取組支援 ・ 広域内の産業振興施策の企画・調整 ・ 商談会の開催等による販路開拓支援		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 食産業関連事業者の生産性向上と人材育成 目標 ◎専門家派遣事業者数（社） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	4	5	5	5	5	工程改善による取組支援 各地域の食のプロジェクト立ち上げ 各地域の食のプロジェクト支援を通じた人材育成				
H26	H27	H28	H29	H30											
4	5	5	5	5											
② 食や工芸を中心とした異業種交流ネットワークの拡大 目標 ◎異業種交流ネットワークから生まれたプロジェクト件数（件）[累計] <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	4	6	8	10	12	広域内の食産業ネットワークによる異業種交流の拡大 各地域の食のプロジェクト立ち上げ（再掲） 各地域の食のプロジェクト支援を通じた人材育成（再掲） プロジェクト成果発表等交流セミナーの開催				
H26	H27	H28	H29	H30											
4	6	8	10	12											
③ 高付加価値化による商品開発 目標 ◎経営革新計画※ ³ 支援件数（件） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	15	15	15	15	15	専門家の活用による食や工芸の付加価値向上の支援 食や工芸の新商品、新技術、事業展開の支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
15	15	15	15	15											
④ 農畜林産物の地域内流通の促進 目標 ◎地域内の生産者と飲食店をつなぐ交流イベント等の開催回数（回）[累計] <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>—</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>11</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	—	5	7	9	11	地域内の生産者と飲食店をつなぐ交流機会の創出 地域内の生産者と飲食店の連携企画への支援 新たな物流システムの検討 新たな物流システムの運用支援 産直組織のマネジメント体制強化支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
—	5	7	9	11											

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>⑤ 県外への販路拡大と食や工芸と観光の連携</p> <p>目標</p> <p>◎首都圏シェフ等の招聘者数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	—	5	5	5	5		<p>首都圏ミニ商談会の開催</p>		<p>生産者、飲食店等の情報整備・発信</p>	
H26	H27	H28	H29	H30											
—	5	5	5	5											
		<p>国体おもてなしメニューの開発</p>													
			<p>首都圏シェフ等の招聘</p>												
			<p>食や工芸を活用した観光PRや旅行商品素材の発掘</p>												
		<p>北緯40度地域のブランド化促進</p>													

- ※1 産業創造アドバイザー
 新商品開発や販路開拓等について指導・助言を行う者として岩手県が委嘱している人。
- 2 6次産業化
 農林水産業（1次産業）が、加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）を取り入れ、経営の高度化・多角化を進める取組（1次、2次、3次のそれぞれの産業分野が密接に結びついた形態）。
- 3 経営革新計画
 中小企業が取り組む新たな事業活動について、実現性がある数値目標を具体的に定めた中期的な経営計画書。県に計画が承認されると様々な支援策の対象となるほか、計画策定を通して現状の課題や目標が明確になるなどの効果が期待できる。

4

I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立

次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用

1 みんなで目指す姿

地域に根ざした農業経営者が、若者等の雇用を拡大するとともに、次世代の経営者を育て、収益力が高く魅力的な経営を確立しています。

産地の生産者組織等が生産性や商品性の向上に取り組むとともに、産地の経営資源を継承し、産地が持続的に発展しています。

魅力ある農村資源が保全されるとともに、それを生かしたコミュニティ活動や農村ビジネス^{※1}を通じて、多様な農村ライフスタイルを志向する人々と交流し、所得・雇用の確保と定住につながっています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
①認定農業者 ^{※2} の経営改善計画達成率	27%	29%	31%	33%	35%
②新規就農者数	58人 (H22~H26平均)	63人	63人	63人	63人
◎③農畜産物の販売額	540億円	559億円	560億円	561億円	563億円
④農村交流人口	1,152千人	1,164千人	1,176千人	1,187千人	1,200千人

【目標値の考え方】

- ① 生産性の向上及び付加価値の向上等により、経営改善計画の目標所得を達成した認定農業者の割合について、平成30年度に35%の達成を目指すもの。
- ② 就農希望者へのきめ細かな支援体制の充実、農業法人や生産組織等による雇用の場の確保や将来の経営人材の育成等により、過去5年間(H22~H26)平均の新規就農者数に対し、1割の増加を目指すもの。
- ③ 規模拡大、生産性向上、新規就農者の確保等により、平成26年度から23億円の増加を目指すもの。
- ④ 農村体験の受入態勢の強化や農観連携^{※3}の促進、食文化や農村の情報発信等により、農村交流施設(産直、農家レストラン、体験農園等)の来訪者数について、平成30年度に1,200千人の達成を目指すもの。

現状

- 認定農業者数は平成26年度末で1,904人と、平成22年の1,969人からほぼ横ばいで推移していますが、平成26年度末に経営改善計画の終期を迎えた370名のうち目標を達成した者は27%と県平均(29%)を下回っており、他産業並みの所得確保に向けた支援が必要です。
- 女性の認定農業者は平成26年度末で140名(7.3%)であり、農産加工販売などの起業活動に加えて、近年は、牛飼ひ女子グループなどの生産性向上活動の取組が見られます。また、若者・女性グループによる農業・農村活性化プロジェクトなどが活発になっていることから、次世代の担い手として若者・女性の経営者能力の向上を支援する必要があります。
- 新規就農者数は平成22年度から平成26年度の累計で290人(平均58人/年)確保されています。一方、農業就業人口は、平成17年の28,433人から、5年間で7,166人(25%)減少しています。また、65歳以上の割合は、平成17年の54%から5年間で3ポイント増え、高齢化が進んでいることから、産地や地域の担い手となる次世代の農業者の確保・育成を強化する必要があります。
- 地域農業マスタープラン^{※4}が、平成26年度末で、県央圏域全ての地域をカバーする128プラン策

定され、農地中間管理事業^{※5}の活用等による担い手への農地集積が図られつつあります（集積済24,561ha（カバー率54%））。また、集落営農組織^{※6}や個別経営体の法人化により、雇用就農の増加や経営の多角化などの取組が見られます。

- 耕地面積は44,610haで、県全体の29%を占め、平野部から山間地帯までの多様な立地条件を有しています。キャベツ・ほうれんそう・りんどうなど、県を代表する産地が形成され、園芸作物の販売額（全農取扱い）が県全体の4割を占めています。また、乳用牛飼育頭数が県全体の5割を占める酪農地帯でもあります。
- 農産物の有利販売に向けて、産地と実需者との契約取引などの取組が見られますが、実需者ニーズへのさらなる対応と安定供給に向けて、生産者の新たな組織化による生産・流通システムの構築と産地の持続が求められています。
- 水田整備率（30a以上；平成24年）は57.1%と、県平均（51.1%）を上回っているものの、未整備地域では、担い手への農地の利用集積と集約化が十分進んでおらず、ほ場整備の一層の推進が必要です。
- 基幹的な農業水利施設の多くが耐用年数を経過し、更新対策を進めてきたところですが、今後においても、水路やため池等の整備による安定的な農業用水の確保が必要となっています。
- 県央圏域の農地の74%を占める中山間地域の人口減少により、集落機能はもとより、多面的機能を有する農村資源の維持や生産活動の継続が困難になるおそれがあることから、担い手のみならず、兼業農家等を含めた地域住民が有する能力を最大限発揮し、活力ある農村づくりを進める必要があります。
- 中山間地域等直接支払交付金^{※7}に係る協定が管内151地域（平成26年度）で締結されているほか、農地維持（共同）活動に係る多面的機能支払交付金^{※8}が179組織、対象面積16,171ha（カバー率38%；平成26年度）に交付されるなど、地域協働による生産基盤や生活環境の保全活動が進んでおり、引き続き、取組の拡大に向けた啓発に努める必要があります。
- 農商工連携や生産者自身が加工販売等に取り組む6次産業化^{※9}については、一部で優良な取組が見られるものの、労働力の確保や販路の拡大に課題を抱える事例もあります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

農業経営体の事業拡大、労働生産性向上及び高付加価値化等により収益力を向上させ、若者の就農・雇用を拡大するとともに、女性の積極的な経営参画を促進します。

生産者組織等が主体となった生産性向上や販売価格向上等の取組並びに産地・組織の担い手を確保し、産地に築かれた経営資源を継承する取組を支援するとともに、生産基盤の整備及び維持・保全を計画的に推進します。

担い手と農村住民の協働による農村資源の維持保全に向けた取組を支援するとともに、農村資源の魅力を生かした農村ビジネスを支援します。

主な取組内容

① 次世代に継承できる農業経営の確立 ◆

- ・ 農業経営者や法人組織等が明確な経営目標を示した経営計画を策定し、経営規模の拡大や生産コストの削減、農商工連携等の高付加価値化による収益力向上の取組を支援するとともに、経営管理能力の向上を図ることにより、地域の若者等の雇用の受け皿となり、次世代に継承できる安定した経営体への転換を促進します。
- ・ 盛岡地方新規就農者確保・育成アクションプランに基づき、関係機関・団体が連携して就農希望者へのきめ細かな情報提供を行い、就農計画の策定及び早期の経営安定化を支援するとともに、農業法人や生産者組織等による雇用の場の確保や将来の経営人材に技術や経営管理手法を継承する取組を支援し、次世代の担い手となる農業者を確保・育成します。

- ・ 女性農業者が能力を最大限発揮できる環境づくりを推進するため、若手女性農業者のネットワークづくりを支援するとともに、次世代の女性リーダーを育成し、女性農業者の積極的な経営参画及び起業等による経営の多角化を促進します。

② 産地の持続的な発展 ◆

- ・ 生産者の新たなグループ化等による販路拡大や有利販売の取組を支援するとともに、産地に築かれてきた経営資源（技術・農地・機械・施設等）を次世代の担い手に円滑に継承する取組を支援し、産地の持続的な発展を図ります。
- ・ 水田のフル活用により所得向上を図るため、生産基盤の整備及び農地の集積等による生産効率の向上を図るとともに、米新品種（「銀河のしずく」^{※10}）の産地化、飼料用米等の新規需要米^{※11}の作付拡大、直播等の低コスト・省力技術の導入、麦・大豆等の収量向上技術導入を促進します。
- ・ 園芸の収益向上のため、野菜産地拡大実践プラン・花き産地改革実践プラン・果樹産地構造改革計画に基づき、適切な品種選定・導入を支援するとともに、生産の団地化、省力技術の導入、一部管理作業等の外部委託による合理化、収量及び品質向上技術の導入を継続的に推進します。
- ・ 畜産の収益向上のため、岩手県酪農振興アクションプラン・岩手県肉用牛振興計画に基づき、コントラクター組織^{※12}等への作業の外部化による省力化・合理化を進めるとともに、乳用牛及び肉用牛の生産性向上等に資する管理技術の向上を図ります。
- ・ 優良な草地基盤を維持・保全するため、草地の整備・更新を計画的に推進します。
- ・ 家畜伝染病や野生鳥獣の被害から産地を守るため、防疫対策を徹底するとともに、野生鳥獣被害対策を適切に実施できる指導者を育成します。
- ・ 産地の生産性向上に資するため、ほ場や用排水路・農道の整備、暗渠排水等による農地の高度利用を支援するとともに、ダムや水路などの農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、施設管理者とともに、機能診断に基づく予防保全対策の検討や適時適切な補修、更新等を行います。

③ 農村資源の維持保全と活用 ◆

- ・ 農業・農村が有する多面的機能等の維持・保全のため、農地・農業用施設及び農村景観等の農村資源が持つ公益的機能について地域住民の理解醸成を図るとともに、農村資源を地域協働で保全する活動を支援します。また、生産条件の不利な地域の実態を踏まえ、農業生産活動及び集落機能の維持に向けた取組を支援します。
- ・ 地域ならではの食文化を活用した魅力づくりのため、「食の匠」^{※13}等による郷土食文化の伝承活動を支援するとともに、地域の農産物を活用した商品開発及び販売等の起業活動を支援します。
- ・ 産直や農家レストラン、グリーン・ツーリズム^{※14}等の農村ビジネスを活性化するため、産直間の販売物品交流や新商品などによる品揃えの充実強化を支援するとともに、研修会の開催を通じて経営管理能力の向上を図ります。
- ・ 農村体験の受入態勢の強化、観光や福祉分野等異業種との連携を促進するほか、食文化や農村資源、若者・女性によるグループ活動等の情報を積極的に発信することにより、農村と都市住民との交流を促進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

農業者や生産者組織は、経営改善のため、生産コストの削減や販路の拡大、経営の多角化に取り組むことで雇用を生み出すとともに、次世代の担い手を育成します。また、地域住民等との協働により、農村資源の維持保全活動や農村文化の継承、農村ビジネスへの取組を通じて、農村における交流促進を図ります。

県や市町、関係機関・団体は、農業者や生産組織がその能力を最大限に発揮できるよう、相互に連携して、生産基盤整備の推進や農地集積の促進に取り組むとともに、多様な担い手の確保・育成を支援します。また、農村のイメージアップにつながる情報発信を行います。

県以外の主体	(農業者・生産者組織・JA・土地改良区等関係機関)	(市町)
	<ul style="list-style-type: none"> 若者の雇用拡大 次世代の担い手の確保・育成 生産団地化・省力化・外部委託導入 生産・出荷のグループ化 	<ul style="list-style-type: none"> 新商品開発・販売価格向上 農業資源の維持保全 農村ビジネスの取組 農村都市交流・異業種連携
県	<ul style="list-style-type: none"> 総合的な支援体制の構築 生産基盤整備の推進 多様な担い手の確保・育成支援 生産団地化・省力化・外部委託導入支援 生産・出荷のグループ化支援 経営・栽培技術の指導 販路開拓支援 農村ビジネス支援 農村の魅力の情報発信 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																																					
	～H26	H27	H28	H29	H30																																																	
① 次世代に継承できる農業経営の確立 目標 ・法人経営体数（経営体）[累計] <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>129</td><td>134</td><td>139</td><td>144</td><td>149</td></tr> </table> ◎認定農業者の単年度計画策定率（%） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>4</td><td>6</td><td>7</td><td>9</td><td>10</td></tr> </table> ・認定新規就農者数（人）[累計] <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>22</td><td>40</td><td>60</td><td>80</td><td>100</td></tr> </table> ・女性の認定農業者数（夫婦共同申請を含む）（人）[累計] <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>140</td><td>160</td><td>170</td><td>180</td><td>190</td></tr> </table> ・農地中間管理事業と連携した生産基盤整備事業の農地利用集積着工地区数（地区）[累計] <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>0</td><td>3</td><td>5</td><td>7</td><td>9</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	129	134	139	144	149	H26	H27	H28	H29	H30	4	6	7	9	10	H26	H27	H28	H29	H30	22	40	60	80	100	H26	H27	H28	H29	H30	140	160	170	180	190	H26	H27	H28	H29	H30	0	3	5	7	9	【経営体】 集落営農組織等の法人化支援 法人経営改善支援 農工商連携・多角化等による高付加価値化支援 リーディング経営体 ^{*15} 育成候補者確保、計画策定支援 リーディング経営体育成候補者計画達成支援 単年度計画策定支援 認定農業者等の経営目標達成支援	【新規就農者】 新規就農者確保育成アクションプラン策定 就農希望者支援情報収集 就農希望者への支援情報提供 新規就農者の経営計画策定支援 経営計画達成支援 認定農業者への発展支援	【女性農業者】 女性農業者のネットワークづくり支援 女性農業者のネットワーク活動支援 次世代の女性リーダー候補者確保 次世代の女性リーダー育成支援	【農地利用集積】 基盤整備事業導入地区における中間管理事業等の周知 農地利用集積支援
H26	H27	H28	H29	H30																																																		
129	134	139	144	149																																																		
H26	H27	H28	H29	H30																																																		
4	6	7	9	10																																																		
H26	H27	H28	H29	H30																																																		
22	40	60	80	100																																																		
H26	H27	H28	H29	H30																																																		
140	160	170	180	190																																																		
H26	H27	H28	H29	H30																																																		
0	3	5	7	9																																																		

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
② 産地の維持発展 目標 ◎実需者との契約取引など、組織体制の強化を行う生産者組織数(園芸)(組織) [累計]															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	3	3	5	7	9					
H26	H27	H28	H29	H30											
3	3	5	7	9											
・畜産クラスター ^{※16} 組織数(組織) [累計]															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1	3	4	5	6					
H26	H27	H28	H29	H30											
1	3	4	5	6											
◎多面的機能の維持・発揮に向けた共活動等の取組み面積割合(%)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75</td> <td>76</td> <td>77</td> <td>78</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	75	76	77	78	79					
H26	H27	H28	H29	H30											
75	76	77	78	79											
・産直施設の年間販売額(百万円)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,113</td> <td>4,236</td> <td>4,363</td> <td>4,493</td> <td>4,627</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	4,113	4,236	4,363	4,493	4,627					
H26	H27	H28	H29	H30											
4,113	4,236	4,363	4,493	4,627											
③ 農村資源の維持保全と活用 目標 ◎多面的機能の維持・発揮に向けた共活動等の取組み面積割合(%)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75</td> <td>76</td> <td>77</td> <td>78</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	75	76	77	78	79					
H26	H27	H28	H29	H30											
75	76	77	78	79											
・産直施設の年間販売額(百万円)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,113</td> <td>4,236</td> <td>4,363</td> <td>4,493</td> <td>4,627</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	4,113	4,236	4,363	4,493	4,627					
H26	H27	H28	H29	H30											
4,113	4,236	4,363	4,493	4,627											

関連する計画

- ・盛岡地方新規就農者確保・育成アクションプラン（計画期間 平成 27 年度～平成 31 年度）
- ・野菜産地拡大実践プラン（計画期間 平成 27 年度～）
- ・花き産地改革実践プラン（計画期間 平成 27 年度～）
- ・果樹産地構造改革計画（計画期間 平成 28 年度～平成 32 年度）
- ・岩手県酪農振興アクションプラン（計画期間 平成 27 年度～平成 29 年度）
- ・岩手県肉用牛振興計画（計画期間 平成 27 年度～平成 29 年度）

- ※1 農村ビジネス
農村の地域資源を活用した、産直や農家レストラン、農家民泊などの取組。
- 2 認定農業者
農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村により農業経営改善計画の認定を受け、経営発展に取り組む農業者。
- 3 農観連携
農山村がもつ地域色豊かな郷土料理や食品、美しい景観等の地域資源を観光需要に結びつけ、地域の活性化を図る取組。
- 4 地域農業マスタープラン
農地利用のあり方や担い手の確保等、集落・地域が抱える「人と農地の問題」の解決に向けて、地域での話し合いを踏まえ、5年後、10年後を見据えて誰がどのように農地を利用するかについてとりまとめた計画。
- 5 農地中間管理事業
地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について、農地中間管理機構（岩手県農業公社）が当該農地を借り受け、担い手（法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業）がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸付ける事業。
- 6 集落営農組織
集落を単位として、生産工程の全部又は一部について共同で取り組む組織。
- 7 中山間地域等直接支払交付金
農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み。
- 8 多面的機能支払交付金
農業・農村の持つ多面的機能の維持のため、農地、水路等の保全管理と農村環境の保全のための活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み。
- 9 6次産業化
農林水産業（1次産業）が、加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）を取り入れ、経営の高度化・多角化を進める取組（1次、2次、3次それぞれの産業分野が密接に結びついた形態）。
- 10 「銀河のしずく」
平成28年秋に新たな主食用米として販売開始予定の岩手県オリジナル水稻品種。
- 11 新規需要米
飼料用、米粉用（米以外の穀物代替となるパン・麺等の用途）、バイオエタノール用、輸出用、酒造用など、「主食用米、加工用米、備蓄米以外の用途」のために生産された米穀。生産数量目標の外数として取り扱われる。
- 12 コントラクター組織
飼料生産機械利用組合等が中心となり、近隣の畜産農家等の飼料生産を請け負う組織。
- 13 食の匠
地域の食文化や郷土料理等に関する知識・技術を受け継ぎ、その情報発信と次代への伝承ができる者として県が認定した者。
平成 26 年度末現在、246 人・団体を認定。
- 14 グリーン・ツーリズム
農山漁村と都市との交流等による農山漁村の活性化を目的に、農山漁村において、農地や森林、海岸などの生産基盤、農林水産物、景観、歴史、伝統文化、地域固有の産業、その他の地域資源を介して行われる多様な交流活動。
- 15 リーディング経営体
年間3千万円（肉牛肥育及び酪農は5千万円）以上の販売額を実現する経営体や、法人化した集落営農組織で経営の多角化等に取り組む先導的な経営体。
- 16 畜産クラスター
畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制。

5

I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立

森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興

1 みんなで目指す姿

地域の森林では造林や間伐を組み合わせた「森林の若返り」※¹が図られ、建築用材から木質バイオマスまでカスケード（段階的）利用が進み、担い手の育成が図られるなど山村地域の活性化に貢献しています。

また、安全・安心なしいたけ等の特用林産物が生産され、販路の拡大等により産地再生が進み、地域の特徴を活かした産地が形成されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①造林面積	335ha	370ha	410ha	450ha	500ha
②間伐面積	2,190ha	2,200ha	2,200ha	2,200ha	2,200ha
③木質バイオマス燃料※ ² の利用量	2,599トン	2,700トン	19,700トン	20,300トン	20,800トン

【目標値の考え方】

- ① 森林資源構成の平準化を図るためには、毎年計画的な造林を行うことが必要であることから、造林面積は予想される年間主伐面積 1,000ha の 5割を目指すもの。
- ② これまで造成した森林の資源構成を踏まえ、間伐面積は年間 2,200ha を目標とし、今後、未利用間伐材の搬出を行うなど、新たにバイオマス分野等での利用を目指すもの。
- ③ 既存バイオマスボイラー用燃料に加えて、平成 28 年度から稼働する近隣大型木質バイオマス発電施設用の燃料需要が増加することを見込み、5年後に 8 倍の増加を目指すもの。

現状

- 県央圏域の人工林面積(平成 24 年度：161,507ha)は全県の約 21%を占めています。
森林の有する木材生産機能や水源かん養機能、地球温暖化防止機能などの多面的な機能を高度に発揮させるため、適切に主伐や間伐・造林を計画的に進めることにより「森林の若返り」を図り、将来的に齢級構成※³の平準化を図る必要があります。
計画的に「森林の若返り」を進めるため、森林の管理を行う森林施業プランナー※⁴の育成支援が必要となっています。
- 広葉樹生産については、パルプ原木やしいたけ原木、木炭原木などといった多様な需要に応じていくため、豊富な森林資源の活用を進めていく必要があります。
- 当圏域の森林組合では、これまで森林資源の造成等を行い雇用の場を提供するなど地域貢献を果たしてきたところです。職員や作業班員の高齢化が進んでいること、大口需要先への供給対応が必要となっていることなどから、盛岡地区の 2 組合において広域合併に向けた協議が行われています。
- 当圏域では大型製材工場が稼働をはじめているほか、近接地域では合板工場や木質バイオマス発電所の整備が進むなど、木材の需要構造は変化しており、大口需要者に対し安定供給する体制が必要となっています。
- 当圏域の役場庁舎等では地元産カラマツが構造部材として使用されるなど、地域産材の活用事例が増えており、さらに一般住宅や公共施設における需要拡大を図る必要があります。
- カラマツ等の地域ブランド材については、首都圏や沿岸部への供給が始まっており、販促活動を支援するほか、アカマツ内装材など住宅用部材の利用促進を図る必要があります。

- 当圏域の木質バイオマス利用機器の導入台数は公共施設等を中心に着実に増加（平成 22 年度：22 台→平成 26 年度：27 台）しており、今後は、低炭素社会の実現に向けて、産業分野への導入を促進するとともに燃料用チップの安定供給体制の構築を図る必要があります。
当圏域に整備された官民複合施設においては、地域熱供給用のエネルギー源として松くい虫被害材の供給も始まっています。
- 原木しいたけについては、原発事故の影響を受け全国的な原木不足により原木価格が上昇していること、生産者の減少や高齢化等により生産量は減少傾向にあります。
原木しいたけ産地の再構築に向け、原木の安定確保、新規参入者の確保・育成を図るほか、栽培技術の普及により収益性の向上を図る必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

計画的な「森林の若返り」と地域材の利用拡大に向けて、低コスト造林の促進、林内路網^{※5}の整備、林業事業体や森林施業プランナーなど担い手の育成、地域ブランド材の活用、エネルギーシフト^{※6}による未利用森林資源のカスケード利用の促進、原木しいたけの生産振興などに取り組みます。

主な取組内容

① 適切な森林整備と担い手の育成 ◆

- ・ 市町や森林組合等と連携し、森林施業の集約化と計画的な路網整備により、効率的な生産基盤の整備を促進します。
- ・ 持続的な森林経営を図るため、主伐や間伐、伐採から造林までの一貫作業などを計画的に進め、森林の年齢構成の平準化を図り「森林の若返り」や低コスト造林を促進します。
- ・ 適正な森林資源管理を行うため、森林組合等における担い手育成や森林施業プランナー等の活動を支援し、計画的な森林施業を促進します。
- ・ 豊富な広葉樹資源の循環利用を進めるため、上質紙の原料となるパルプ原木やしいたけ原木等の安定供給を促進します。
- ・ 松くい虫被害地域の拡大や北上を防ぐため、国、市町、森林組合などの関係機関と連携し、被害木の早期発見・徹底駆除に努めます。
- ・ 森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため保安林指定や治山施設整備などを推進します。
- ・ NPO等地域の民間活動組織が実施する森林保全活動に対する支援を行うほか、「県民の森」などの森林公園については、県民の保健休養や森林体験学習の場として提供します。

② 地域材の利用促進及びブランドの確立 ☆ ◆

- ・ 県央圏域に整備されたストックポイント^{※7}の有効活用を図り、木材の安定供給を進め、建築用材から木質バイオマス利用までカスケード（段階的）利用を促進します。
- ・ 「都市の中への森づくり」を進めるため、公共施設・公共工事における木材利用や木造住宅等の新規顧客開拓を図り、都市部への木材ストックの増加させるため普及啓発活動を行います。
- ・ 持続可能な森林経営・施業による木材流通を促進するため、森林認証（FSC等）^{※8}に向けた研修会や乾燥材生産技術の研修会等を開催し、関係者間での意識の醸成を図ります。
- ・ 東日本大震災津波からの復興に伴うニーズを把握し、復興住宅用資材などの円滑な供給や、カラマツ等地域ブランド材の販売促進に向けた支援を行います。

③ 木質バイオマスの利活用の促進 ◆

- ・ 地域熱供給による木材資源の有効利用を図るため、公共施設における木質バイオマス機器の導入を進めるほか、松くい虫被害材について燃料としての利活用を進めます。
- ・ エネルギーシフト等により山村地域の活性化を図るため、近接木質バイオマス発電所への松くい虫被害材等未利用材の生産及び出荷体制の構築・支援など木材のカスケード利用を進めま

す。

④ しいたけの生産振興

- ・ 原木しいたけについては、原木等の放射性物質検査の徹底による安全・安心の確保や原木の安定供給の確保を図り産地の再生に努めます。
- ・ 都市近郊の立地を活かしたしいたけの周年栽培や単位収量の増加等栽培技術の普及による収益性の向上、組織的な担い手育成など、地域の特徴ある産地づくりを促進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

森林組合や木材加工事業体等は、森林施業の集約化や低コスト化を図りながら森林の適切な整備を進めるとともに、担い手の資質向上、地域材の利用促進とブランド化、木質バイオマス燃料の安定供給体制の整備などに取り組めます。

県と市町は、公共施設や公共工事への木材利用の推進、公共施設や産業分野への木質バイオマス利用機器の導入促進を図るとともに、森林組合や木材加工事業体等の取組を支援します。

また、生産者等と連携して、しいたけ栽培技術の向上や新規参入者の確保、原木の安定供給体制の整備、消費者に対する「安全・安心」の情報発信などを行い、産地づくりに取り組めます。

<p>県以外の主体</p>	<p>(森林組合・木材加工事業体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営計画等に基づく適正な森林施業の実施 ・ 森林施業の低コスト化 ・ 経営基盤強化と雇用管理の改善等による担い手の確保育成 ・ 企業の森づくり活動の実施 ・ 松くい虫防除事業の実施 ・ 地域材やバイオマス燃料の安定供給による木材のカスケード利用の取組 ・ 新たな木材需要の開拓と地域ブランド材の販売強化 ・ 木質バイオマスボイラーの導入 ・ 二酸化炭素排出量取引等への参加 ・ 安全・安心なしいたけの生産 	<p>(市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な森林整備の推進 ・ 松くい虫防除事業の推進 ・ 地域けん引型林業経営体^{※9}の活動支援 ・ 地域材安定供給の実行支援 ・ 公共施設等への木材利用を推進 ・ 地域材ブランドの販売支援 ・ 木質バイオマスの利活用の促進、普及啓発 ・ しいたけの生産活動支援
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な森林整備の支援、指導 ・ 計画的な路網整備 ・ 施業集約化や高性能林業機の導入支援 ・ NPO等地域の民間活動組織が行う森林保全活動支援 ・ 松くい虫被害木の徹底駆除、被害木利用、樹種転換の促進 ・ 地域けん引型林業経営体の育成支援 ・ 森林施業プランナーの育成 ・ 保安林指定や治山施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林公園の維持・管理 ・ 公共施設等への木材利用を推進 ・ 地域材安定供給体制の整備構築 ・ 地域材ブランドの確立支援 ・ 木質バイオマスの利活用の促進と普及啓発 ・ しいたけ生産者の技術向上や新規参入者の確保、原木の安定供給体制の整備推進

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																												
	～H26	H27	H28	H29	H30																																								
<p>① 適切な森林整備と担い手の育成</p> <p>目標</p> <p>◎森林施業プランナーの育成（人）〔累計〕</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>6</td><td>10</td><td>14</td><td>18</td><td>22</td></tr> </table> <p>・路網の開設延長（km）〔累計〕</p> <table border="1"> <tr><th></th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>①林道</td><td>822</td><td>824</td><td>825</td><td>826</td><td>828</td></tr> <tr><td>②森林作業道</td><td>1375</td><td>1379</td><td>1383</td><td>1387</td><td>1391</td></tr> <tr><td>計</td><td>2197</td><td>2203</td><td>2208</td><td>2213</td><td>2219</td></tr> </table> <p>・山地災害防止機能が確保された集落数（箇所）〔累計〕</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>85</td><td>86</td><td>89</td><td>90</td><td>91</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	6	10	14	18	22		H26	H27	H28	H29	H30	①林道	822	824	825	826	828	②森林作業道	1375	1379	1383	1387	1391	計	2197	2203	2208	2213	2219	H26	H27	H28	H29	H30	85	86	89	90	91	<p>【担い手の育成・支援】</p> <p>地域けん引型林業経営体の育成・強化</p> <p>森林施業プランナー育成研修会の開催</p> <p>施業プランナー等による森林経営計画作成への支援</p> <p>森林経営計画に基づく造林・間伐の実施</p> <p>【低コスト造林の推進】</p> <p>低密度植栽の普及</p> <p>低コスト造林の実証</p> <p>一貫作業に向けた研修会等の開催</p> <p>計画的な路網整備</p> <p>【森林作業道開設技術の向上】</p> <p>現地研修会の開催</p> <p>先進事業者からの講師派遣</p> <p>緊急性の高い地区からの計画的な実施</p>
H26	H27	H28	H29	H30																																									
6	10	14	18	22																																									
	H26	H27	H28	H29	H30																																								
①林道	822	824	825	826	828																																								
②森林作業道	1375	1379	1383	1387	1391																																								
計	2197	2203	2208	2213	2219																																								
H26	H27	H28	H29	H30																																									
85	86	89	90	91																																									
<p>② 地域材の利用促進及びブランドの確立</p> <p>目標</p> <p>・地域材製品取扱量【丸太】（m³）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>2,028</td><td>2,030</td><td>2,131</td><td>2,237</td><td>2,348</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	2,028	2,030	2,131	2,237	2,348	<p>【カラマツ等認証材の首都圏流通促進】</p> <p>住宅展示会場等でのPR</p> <p>商談・展示用製品の製作・PR活動</p> <p>【FSC等認証促進のための認識醸成】</p> <p>勉強会開催</p> <p>認証取得に向けた支援</p> <p>【木造住宅・内装材等の需要拡大】</p> <p>建築士等と連携した勉強会</p> <p>構造見学会</p>																																		
H26	H27	H28	H29	H30																																									
2,028	2,030	2,131	2,237	2,348																																									
<p>③ 木質バイオマスの利活用の促進</p> <p>目標</p> <p>・木質バイオマス利用機器導入台数（台）〔累計〕</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>27</td><td>27</td><td>28</td><td>28</td><td>29</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	27	27	28	28	29	<p>【近接木質バイオマス発電所への木材供給】</p> <p>未利用資源利活用の指導・支援</p> <p>未低質材の生産出荷体制の構築</p> <p>【地域熱供給システム等支援】</p> <p>木質バイオマスによる地域熱供給システムの支援</p> <p>松くい虫被害材利用の指導・支援</p>																																		
H26	H27	H28	H29	H30																																									
27	27	28	28	29																																									

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>④ しいたけの生産振興</p> <p>目標</p> <p>・ 乾・生しいたけ生産量 (t)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>640</td> <td>672</td> <td>706</td> <td>741</td> <td>778</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	640	672	706	741	778	<p>【生産支援】</p> <p>生産支援対策の実施（生産資材）</p> <p>単収向上に向けた技術指導</p> <p>新規参入者への指導・支援</p> <p>【放射性物質による汚染対策】</p> <p>放射性物質濃度検査の実施</p> <p>【原木確保支援】</p> <p>原木コネクター支援^{※10}</p> <p>【販売支援】</p> <p>風評被害対策 安全安心PR</p> <p>販路拡大に向けた支援</p> <p>産地ブランド化の促進</p>				
H26	H27	H28	H29	H30											
640	672	706	741	778											

- ※1 森林の若返り
主伐・間伐、造林を行い齢級構成の平準化を図ること。
- 2 木質バイオマス燃料
木質ペレット、木質チップ、薪、製材加工の廃材などの木材由来の生物資源燃料。
- 3 齢級構成
齢級とは、森林の年齢を5年の幅でくくったもの。1～5年生を1齢級、6～10年生を2齢級と数える。
- 4 森林施業プランナー
森林経営計画を作成するとともに、作業団地単位ごとに森林施業の内容や事業収支を示した施業提案書を作成し、森林所有者へ提示して施業を受託することのできる者。
- 5 路網
林道、林業専用道、森林作業道から構成され、保育・素材生産等の施業を効率的に行うため林業で最も重要な生産基盤。
- 6 エネルギーシフト
化石燃料（石油・石炭）から再生可能エネルギーへ転換を図ること。
- 7 スtockポイント
伐採された素材（原木）を一時保管し、用途別に仕分ける中間土場。
- 8 森林認証（FSC等）
適切な森林管理が行われていることを証明する制度名称。FSCのほかSGEC制度がある。
- 9 地域けん引型林業経営体
森林所有者に代わって地域単位に生産性の高い森林経営を実践している林業経営体。
- 10 原木コネクター
森林所有者（原木林所有者）としいたけ生産者をつなぐ原木の生産・供給に意欲的な地域の原木生産者。

6

I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立

雇用・労働環境の整備

1 みんなで目指す姿

県央圏域で職を求める者が地域内で安定して働くことができる雇用の場が創出されています。また、若年者・女性・障がい者等が能力を十分に発揮できる仕事に就き、地域の産業を支える人材として職場に定着しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎ 県央圏域高卒者の管内就職率	58.1%	58.5%	59.0%	59.5%	60.0%

【目標値の考え方】

県央圏域高卒者の就職内定率は、平成 27 年 5 月現在で 99.9%（前年同月±0%）と平成 18 年度以降過去最高の水準となっているものの、管内就職率は 58.1%（前年同月-2.2%）となっていることから、管内就職率を過去 10 年間の最高値 67.0%に近づけることを目指すもの。

現状

- 県央圏域は、高等教育機関や試験研究機関などが集積しており、組込みソフトウェアなどの IT 産業や産学官連携によるものづくり産業関連企業が多く立地し、多様な分野の雇用の創出が図られています。また、農畜林産物などの地域資源を生かした特色ある食産業、卸小売業、宿泊業などが、雇用の大きな受け皿となっています。
- 雇用情勢は、東日本大震災津波に関連した復興需要や企業の生産活動の改善等により求人が増加し、平成 27 年 5 月の有効求人倍率 1.23 倍と 25 か月連続の 1 倍台となるなど着実に改善しています。
- 平成 22 年 3 月新規高卒者向け求人受理数は 2,172 件と落ち込みましたが、年々回復し、平成 27 年 3 月新規高卒者向け受理数は 4,727 件と過去 10 年間で最高の数値を記録しています。これに伴い、就職内定者数、就職内定者のうち管内への内定が占める割合も増加傾向にあり、関係機関と一体となった就職マッチング支援の重要性が高まっています。
- 若年者等が安心して働くことができる雇用・労働環境の中で、地域の産業を支える人材として能力を発揮できるよう、若年者等の定着支援に取り組んでいく必要があります。
- 特別支援学校等に在籍する生徒が地域の中で自立し、社会参加できるように、障がいのある生徒に対する理解を促進するため、地域の企業や関係機関が連携し、支援を行っています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

市町や関係機関などと連携した各分野の産業振興施策の推進や、学術研究機関や産業支援機関などとの連携により、地域産業を支える優れた人材の育成を行うとともに、就職希望者と企業との適切なマッチングなどの支援を行います。

また、将来の県央圏域を担う若年者等の地域内就職と職場定着を促進するため、社会人としての基礎を築く大事な時期にある高校生などの勤労観の醸成を支援するとともに、関係機関などと一体となり、企業とのマッチングを支援します。

主な取組内容

① 多様な雇用の場の確保 ◆

- ・ 市町や関係機関などと連携して、企業誘致に関わる優遇措置を活用しながら、IT産業やものづくり産業などの企業集積を促進するとともに、新事業に挑戦する事業者の取組や起業家の育成支援により、新たな雇用の場の創出につなげます。

② 地域産業を支える人材の育成 ◆

- ・ 学術研究機関や産業支援機関などとの連携により、組込みソフトウェア開発技術者やものづくり、商業、サービス業の担い手などの産業人材を育成します。
- ・ 観光産業、農林業、食産業などの地域資源を活用した産業振興施策、経営革新計画の策定支援を通じた新事業への取組などを促進し、地域の産業を支える人材を育成します。

③ 人材の確保と若年者等の就業支援 ◆

- ・ 就職を希望する高校生等の若年者に対し、関係機関と連携した就職面接会などの開催を通じ、ミスマッチの生じている職種を含めた様々な産業分野に係る勤労観の醸成を行うとともに、企業とのマッチングを行い、本人の希望や適性に応じた就職ができるよう支援します。
- ・ 管内の高等学校のうち、就職希望者のいる学校については、学校の意向を確認しながら、関係機関と連携し、生徒が勤労観や職業観を持って社会人として自立するための取組を支援するとともに、生徒の適性に応じた応募先選定の支援や選考試験の際のアドバイス、企業訪問、若手社員へのフォローなどにより職場への定着を支援します。
- ・ 特別支援学校等に在籍する生徒の就職支援に当たっては、学校や地域の企業との意見交換等を重ねながら、関係機関と連携し、一人ひとりの実情に合わせた支援を行います。
- ・ 国・市町や各産業分野の関係団体と連携し、管内へのU・Iターンに関する情報提供を行うほか、相談に応じることにより、県外からの人材確保やU・Iターン希望者の就業を支援します。
- ・ 各種の雇用助成制度などを活用し、若年者等の就業を支援します。

④ 企業における雇用・労働環境整備の促進 ◆

- ・ 雇用の維持、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得率向上等の「働き方改革」の取組や賃金などの労働条件の改善等について、市町と連携し、商工団体や企業への要請活動を行います。
- ・ 工事請負契約、業務委託契約等について、「県が締結する契約に関する条例」に基づき、受注者の法令遵守や適正な労働条件の確保を図るための取組を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

安定した雇用環境の整備にあたっては、企業が中心的な役割を担いますが、県も、市町や関係機関などと緊密に連携し、産業振興施策による雇用の場の維持・拡大を図るとともに、管内の企業への定着支援に取り組みます。

また、若年者の就業支援については、学校が主体となって行う取組を支援し、公共職業安定所や市町の支援制度を活用しながら、地域の企業に多くの人材が就業できるよう、求職者のニーズに応じたきめ細やかな支援を行います。

	(企業)	(公共職業安定所)	(市町)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用の維持・拡大 ・ 労働環境の確保・改善 ・ 人材の育成・確保 ・ 採用力の強化 ・ 障がい者の一般企業への就労促進と福祉的就労の場の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法制度の周知・監督指導 ・ 助成制度等による支援 ・ 人材の育成・確保と若年者の就業支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各分野における雇用創出 ・ 企業への要請、意識啓発 ・ 離職者等の生活支援 ・ 人材の確保と若年者等の就業支援

県	<ul style="list-style-type: none"> 各分野における雇用創出 企業への要請、意識啓発、採用力強化の支援 離職者等への就業・生活支援 人材の育成・確保と若年者等の就業支援 県が締結する契約に関する条例に基づく労働環境の確保・改善に向けた取組
---	--

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																			
	～H26	H27	H28	H29	H30															
① 多様な雇用の場の確保 目標 ◎新規立地・増設企業数（人）〔累計〕 〔重点施策No.1 ①の再掲〕 （上欄：新規立地、下欄：増設）	企業誘致推進活動の展開																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">22</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	6	10	14	18	22	0	2	4	6	8					
H26	H27	H28	H29	H30																
6	10	14	18	22																
0	2	4	6	8																
② 地域産業を支える人材の育成 目標 ◎組込みソフトウェア技術者等養成数（人）〔重点施策No.1 工程表②の再掲〕	IT・ものづくり関連人材の育成																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">89</td> <td style="text-align: center;">180</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td style="text-align: center;">150</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	89	180	150	150	150	産業振興施策の推進									
H26	H27	H28	H29	H30																
89	180	150	150	150																
③ 人材の確保と若年者等の就業支援 目標 ◎高卒管内就職者の離職率（％）	学校訪問による勤労観・職業観の醸成支援、就職相談、面接指導等																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">16.3</td> <td style="text-align: center;">16.2</td> <td style="text-align: center;">16.0</td> <td style="text-align: center;">15.9</td> <td style="text-align: center;">15.8</td> </tr> </tbody> </table> ※前年度卒業生の離職状況 ※2月調査時点	H26	H27	H28	H29	H30	16.3	16.2	16.0	15.9	15.8										
H26	H27	H28	H29	H30																
16.3	16.2	16.0	15.9	15.8																
・企業訪問件数（件）	企業訪問による若年者等の定着支援、ミスマッチの解消支援																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">221</td> <td style="text-align: center;">230</td> <td style="text-align: center;">230</td> <td style="text-align: center;">230</td> <td style="text-align: center;">230</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	221	230	230	230	230										
H26	H27	H28	H29	H30																
221	230	230	230	230																
・学校訪問件数（件）	圏域自立支援協議会就労支援分科会の活動支援																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">323</td> <td style="text-align: center;">350</td> <td style="text-align: center;">350</td> <td style="text-align: center;">350</td> <td style="text-align: center;">350</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	323	350	350	350	350	U・Iターン相談窓口への情報提供・相談対応									
H26	H27	H28	H29	H30																
323	350	350	350	350																
・障がい者就労・生活支援センター等の支援対象者の就職率（％） 〔重点施策No.10 工程表①の再掲〕	商工団体や企業への要請活動の実施																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">10.5</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	10.5	12	13	14	15										
H26	H27	H28	H29	H30																
10.5	12	13	14	15																
④ 企業における雇用・労働環境整備の促進	商工団体や企業への要請活動の実施																			

7

I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立

産業経済活動、地域間交流を支える
交通ネットワークの整備

1 みんなで目指す姿

県央圏域内外との広域交通ネットワークの充実が図られ、産業経済活動の活発化や地域間交流・連携が促進されています。また、沿岸地域の復興を支えるため、内陸と沿岸を結ぶ道路の整備が進められています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎高規格道路 ^{*1} のインターチェンジに15分以内に到達可能な人口の割合	36.6%	46.0%	46.0%	46.2%	46.7%
【目標値の考え方】 宮古盛岡横断道路の川目・田の沢インターチェンジや矢巾・滝沢南スマートインターチェンジ ^{*2} の供用により、15分以内にインターチェンジに到達可能な人口割合を46.7%に高めることを目指すもの。					

現状

- 東北縦貫自動車道、一般国道4号、106号、281号、282号、455号や主要地方道、一般県道、農道・林道などが一体となって当圏域内の道路網を形成しています。
- 高次の都市機能を当圏域全体に波及させ、物流や地域間交流を支える広域幹線道路を整備していく必要があります。
- 東日本大震災津波の際、内陸部から沿岸部への緊急輸送道路として国道106号などの路線が重要な役割を果たしたことから、災害に強い交通ネットワークの構築が求められています。
- 観光地へのアクセス改善や物流の効率化により産業振興を支援するとともに、救急医療や災害時の円滑な救援活動に資するための既存の高速道路等の有効活用が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

産業経済活動を支援するための道路や、圏域内外の交流・連携を担う道路の整備などを推進するとともに、沿岸地域の復興を支える道路の整備を進めるなど、交通ネットワークの形成・強化を図ります。

また、地域医療を支えるため、医療機関への救急搬送ルートなどの整備を推進します。

主な取組内容

- ① 交通ネットワークの整備 ☆
 - ・ 産業経済活動を支える物流ネットワークを構築するとともに、国道46号「盛岡西バイパス」、国道282号「佐比内工区」など、圏域内外との交流を促進する広域ネットワークの整備を進めます。
- ② 沿岸地域の復興を支える道路の整備 ☆
 - ・ 内陸と沿岸を結ぶ復興道路^{*3}（国道106号）及び復興支援道路^{*4}（国道281号、国道396号、国道455号）の整備を進めます。
- ③ 医療機関への救急搬送ルートの整備 ☆
 - ・ 地域医療を支援するため、円滑な救急搬送を支える（国道106号、国道281号、一般県道大ケ

県央圏域重点施策 No. 7 産業経済活動、地域間交流を支える交通ネットワークの整備

生徳田線「徳田橋」の道路整備を推進します。

- ・ 救急医療や災害時の円滑な救援活動に効果を発揮するよう、スマートインターチェンジの整備を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

圏域の産業競争力を高めるとともに、東日本大震災津波からの復旧・復興を進めるためには、交通ネットワークの形成と強化を図る必要があります。

このため、国、県、市町が連携し、国道、主要地方道、一般県道、市町道などの広域幹線道路の整備を計画的に進めます。

県以外の主体	(国)	(市町)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国が管理する一般国道などの整備 ・ 復興道路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般国道や県道等の整備に連携した市町道の整備 ・ スマートインターチェンジの調査設計・調整、アクセス道路の整備
	(高速道路会社)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマートインターチェンジの整備 	
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が管理する一般国道、主要地方道、一般県道の整備 ・ スマートインターチェンジの調査設計・調整、アクセス道路の整備 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 交通ネットワークの整備 目標 ◎道路整備事業完了工区（工区）[累計] <table border="1"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1	2	4	4	6	国道・県道の整備 盛岡環状線：篠木（H27完了） 盛岡環状線：中鶴飼（H28完了予定） 盛岡滝沢線：下鶴飼（H28完了予定） 国道281号：大坊（H30完了予定）、 国道282号：佐比内（H30完了予定）、一本木バイパス				
H26	H27	H28	H29	H30											
1	2	4	4	6											
② 沿岸地域の復興を支える道路の整備 目標 ◎復興道路・復興支援道路の完了工区（工区）[累計] <table border="1"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	0	0	0	1	国道281号：大坊工区の整備（再掲）（H30完了予定）				
H26	H27	H28	H29	H30											
0	0	0	0	1											
③ 医療機関への救急搬送ルート の整備 目標 ◎救急搬送等道路完了工区（工区）[累計] <table border="1"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	0	0	1	2	国道281号：大坊工区の整備（再掲）（H30完了予定） 県道大ヶ生徳田線：徳田橋の整備 不動盛岡線：矢巾スマートICの整備（H29完了予定）				
H26	H27	H28	H29	H30											
0	0	0	1	2											

県央圏域重点施策 No. 7 産業経済活動、地域間交流を支える交通ネットワークの整備

※1 高規格道路

高規格幹線道路及び地方高規格道路を含む。

高規格幹線道路とは、全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路のこと。高速自動車国道、一般国道の自動車専用道路などからなる。県央圏域内では、東北縦貫自動車道（弘前線、八戸線）がある。

地域高規格道路とは、高規格幹線道路と一体となって自動車による高速交通網を形成する自動車専用道路、もしくは同様の規格を有する道路のこと。県央圏域内では、宮古盛岡横断道路（国道 106 号等）が事業化され、盛岡秋田道路（国道 46 号）が計画路線として指定されている。

2 スマートインターチェンジ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りできるように設置されるインターチェンジ。ETCを搭載した車両が通行可能であり、料金徴収員が不要となるため、簡易な料金所の設置で済むことから、従来のインターチェンジに比べて低コストで導入できるなどのメリットがある。

3 復興道路

三陸沿岸地域の復興のために必要な災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワーク。県央圏域内では宮古盛岡横断道路が指定されている。

4 復興支援道路

内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路及び横断軸間を南北に連絡する道路、インターチェンジにアクセスする道路。県央圏域内では、国道 281 号、国道 340 号、国道 396 号、国道 455 号が指定されている。

8

I 地域の自立を支える地域経済基盤の確立

地域の魅力を生かしたスポーツの推進

1 みんなで目指す姿

第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会を契機として、地域でスポーツに取り組む機運が醸成し、「する、みる、ささえる」スポーツに親しむ機会や場が増えています。また、圏域外からの交流人口が増加し、地域の活性化につながるスポーツツーリズム等の取組が進んでいます。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎県央圏域におけるスポーツ実施率 (週1回以上のスポーツ実施率)	56.2%	57.2%	58.2%	59.2%	60.2%
【目標値の考え方】 県央圏域の住民のおよそ2人に1人が週1回以上スポーツに親しんでいる現状をさらに促進するための取組を、市町等と連携・協働して推進するもの。 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会を契機に認知されたデモンストレーションスポーツのさらなる普及や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成によるスポーツ参加などを見込みながら年1ポイント増加を目標値として設定。					

現状

- 県央圏域では、県営運動公園や県営・市町営等の野球場、体育館、テニスコート、プール、武道館など、幅広い種目のスポーツに対応できる施設が集積しているとともに、プロバスケットボールチームやプロサッカーチームの本拠地があるなど、スポーツ振興の取組を進めるための多くの資源を有しています。
- また、県央圏域では、圏域の市町が連携し、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における事前合宿の誘致をはじめとしたスポーツツーリズムの推進体制の構築等に向けた検討が進められています。
- 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会を契機に、スポーツに親しむための取組やスポーツを通じたまちづくり、地域の活性化に向けた取組を市町と連携しながら進めていく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

総合型地域スポーツクラブ[※]やスポーツ団体等と連携・協働して、県央圏域のスポーツに親しむ人たちの裾野を広げる取組を推進します。
また、広域で連携したスポーツツーリズムの推進体制の構築等に向けた取組を推進します。

主な取組内容

- ① 総合型地域スポーツクラブ等と連携したスポーツの推進 ◆
 - ・ 総合型地域スポーツクラブをはじめスポーツ団体、企業、大学等が行う地域におけるスポーツ活動等を通じ、地域住民がスポーツに親しみ、身近に感じることができるよう情報発信・普及啓発等の取組を推進します。

② スポーツツーリズムの推進体制の構築等への支援 ◆

- ・ 県央圏域のスポーツツーリズムの推進体制の構築に向けた取組を進めるとともに、ラグビーワールドカップ 2019 や東京 2020 オリンピック・パラリンピック 競技大会の事前合宿誘致等に対する県央圏域の市町が連携した取組を支援します。
- ・ 県央圏域に拠点を置くプロスポーツチームの試合観戦など、プロスポーツとの交流を通じ、スポーツに対する関心を高めるとともに、スポーツを通じた地域の活性化に向けた取組を推進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

スポーツの振興を図るためには、地域住民がスポーツに親しむ機会を捉え、積極的に参加することが必要となります。

このため、市町はスポーツ団体、企業、大学等と連携し、地域住民がスポーツに気軽に触れ、慣れ親しめるような取組を推進します。

また、住民は、総合型地域スポーツクラブ等への積極的な参加など、県央圏域内のスポーツ資源を有効的・効果的に活用し、スポーツを通じたまちづくりや、地域の活性化に向けたスポーツツーリズムに取り組みます。

県はこれらの取組について、住民がスポーツに親しむ機会が増え、地域の活性化につながるスポーツツーリズム等の取組が推進されるよう支援します。

県以外の主体	<p>(市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民がスポーツに触れる機会の創出、普及啓発 ・ 地域スポーツ施設の効果的な利用に向けた仕組みづくり ・ スポーツを通じたコミュニティ形成 ・ スポーツ人材の交流 ・ スポーツツーリズムの取組 	<p>(住民)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合型地域スポーツクラブ等への積極的な参加 	<p>(企業・大学等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ資源の効果的な活用 ・ 地域スポーツの拠点となる取組 ・ スポーツ人材の交流、施設の開放等の推進
県	<p>(県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツに触れる機会の創出、普及啓発の支援 ・ スポーツツーリズムの推進体制構築への支援 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>① 総合型地域スポーツクラブ等と連携したスポーツの推進</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県央圏域における総合型地域スポーツクラブ会員数（全戸加入除く） <p>（人）[累計]</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>1,944</td> <td>2,054</td> <td>2,164</td> <td>2,274</td> <td>2,384</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1,944	2,054	2,164	2,274	2,384					
H26	H27	H28	H29	H30											
1,944	2,054	2,164	2,274	2,384											
<p>② スポーツツーリズムの推進体制の構築等への支援</p>															

関連する計画

- ・ 岩手の教育振興（計画期間 平成 21 年度～平成 30 年度）

※ 総合型地域スポーツクラブ

地域の人々に年齢、興味・関心、技術・技能レベル等に応じた様々なスポーツ機会を提供する、多種目、多世代、多志向のスポーツクラブのこと。

9

Ⅱ 快適で安全・安心な地域社会の形成

健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実

1 みんなで目指す姿

健康づくりの推進や地域医療の充実により、子どもから高齢者まで健康的な生活習慣が定着し、安心して健やかに暮らすことができる地域社会が形成されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①脳血管疾患による年齢調整死亡率【男性】（人口10万人当たり）	②⑤60.4	②⑥59.2	②⑦58.0	②⑧56.8	②⑨55.6
◎②脳血管疾患による年齢調整死亡率【女性】（人口10万人当たり）	②⑤33.7	②⑥33.4	②⑦33.1	②⑧32.8	②⑨32.5
③在宅医療連携拠点 ^{※1} 数（累計）	2箇所	2箇所	2箇所	3箇所	4箇所
<p>【目標値の考え方】</p> <p>①② 脳血管疾患（脳卒中^{※2}）の死亡率を健康いわて21プラン（第二次）に定める目標を使用し、平成26年度実績（男性60.4女性33.7）に比較して、平成30年度は男性4.8ポイント、女性1.2ポイント減少を目指すもの。</p> <p>③ 地域において在宅医療に必要な連携を担う拠点について、岩手県保健医療計画（2013-2017）に定める目標に準じて、平成30年度までに2箇所の増加を目指すもの。</p>					

現状

- 脳血管疾患の年齢調整死亡率^{※3}は、県央圏域は年々減少傾向にありますが、本県は平成26年に死亡率が全国ワースト1となっています。
- 当圏域の平成23年の乳がんによる人口10万人当たりの年齢調整死亡率は、14.1であり、県の11.2と比較して高い状況となっています。また、大腸がんによる人口10万人当たりの年齢調整死亡率は、10.8であり、県の10.5と比較して高い状況となっています。
- 地域保健や職域保健、学校保健等の関係団体で構成するヘルスサポートネットワーク会議等を通じて、健康づくりが推進されています。
- 食生活の偏り、運動不足、喫煙などの生活習慣に起因する疾病が増加しており、肥満率は全国の中でも高値にあり、事業所が多い県央圏域において働き盛り世代の生活習慣病対策は一層の普及を進める必要があります。また、若年期からの健康的な生活習慣を身に付けるための対策の充実が求められています。
- 健康づくりの重要課題である生活習慣病予防を推進するために、医療保険者（市町、事業所等）による特定健康診査・特定保健指導^{※4}が有効、円滑に行われていくことが求められています。
- 新型インフルエンザ、エボラ出血熱などの感染症に関する健康危機管理について、迅速、的確に対応していく必要があります。
- 当圏域においては、医師や歯科医師等の人数は、全国、県平均を上回っていますが、大半が盛岡市周辺に集中し、地理的偏在が課題になっており、受診の傾向として、時間外や休日受診、大病院受診指向の状況が続いていることから、今後、地域医療の充実のために、医療連携や機能分担、住民に対する適正な受診の啓発や情報提供等を推進していく必要があります。

- 在宅医療の地域ニーズを把握するとともに、入院医療機関と在宅医療に係る機関の円滑な連携を図るため、退院支援担当者の配置と調整機能を強化する必要があります。
- 認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市町に認知症初期集中支援チーム^{※5}や認知症地域支援推進員^{※6}が配置され、認知症の予防と早期対応ができる体制の構築を図る必要があります。
- 東日本大震災津波を踏まえ、当圏域には災害拠点病院等の各種医療資源が集中している特徴や役割があることから、災害医療コーディネーター^{※7}や関係機関等と連携し、災害等発生時において、必要な医療提供体制が速やかに確保され、かつ安定的に提供される体制を構築していく必要があります。
- 平均初婚年齢も上昇しているなど、未婚化や晩婚化などの影響により、少子化に歯止めがかからない状況になっていますが、安心して生み育てられるよう、妊娠、出産、子育ての各段階に応じた支援に努めていく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

健康いわて21プラン（第二次）に基づき、関係機関・団体と連携を強化し、「脳卒中死亡率全国ワースト1」からの脱却を目指した取組を推進するとともに、健康づくりや感染症対策の充実を図ります。

また、地域医療の充実に向け、良質かつ適切な医療の提供体制を構築するため、「岩手県保健医療計画（地域編）」の推進を図り、関係機関・団体が連携し一体となって盛岡保健医療圏における地域医療体制の確立を目指します。

主な取組内容

① 健康づくりの推進 ◆

- ・ 脳卒中予防のため、地域・職域保健関係者等と連携し、減塩・適塩及び野菜摂取量の増加を中心とした健康な食生活や運動習慣などの定着の普及を図るなど、メタボリックシンドローム^{※8}予防に取り組みます。
- ・ 特定健康診査・特定保健指導プログラムの円滑な推進のため、市町保健指導従事者のスキルアップ研修を実施するとともに、事業所などの働き盛り年代を対象とした保健指導支援を進めます。
- ・ がんに関する正しい知識の普及啓発や受診勧奨などにより、検診受診率の向上を図るとともに早期発見、早期治療につなげます。
- ・ 肥満と痩身、朝食欠食など若年期からの健康づくりに課題のある地域において、市町学校保健や地域の関係機関・団体と協働し、改善に向けた取組を行います。
- ・ 県民に対し受動喫煙^{※9}についての知識を普及し、公共の場や職場における受動喫煙防止対策の取組を支援します。
- ・ 生涯にわたって自らの口で食事を楽しみいきいきした生活を送るため、かかりつけ歯科医をもち定期歯科健診を受診することや、よく噛むことの大切さ等の普及啓発を含めて、幼年期から高年期までのライフステージに合わせた歯科保健に取り組みます。
- ・ 新型インフルエンザ、エボラ出血熱などの感染症について、圏域において情報の共有化を図り、迅速に連携・協力できる体制の確立と訓練や研修を実施するとともに、結核、エイズ等の感染症など、それぞれの感染症の特性に応じた対策を関係機関、団体と連携しながら進めます。
- ・ 妊産婦のメンタルヘルスケアや乳児家庭訪問等により、親子の心身の健康支援の充実を努めます。

② 地域医療の充実 ☆ ◆

- ・ かかりつけ医の普及定着や医療機関の役割分担を進めるため、医療機関や関係団体などと連携しながら、住民に対して、「いわて医療ネット」による医療情報などの提供に取り組みます。
- ・ 住み慣れた町で最期まで自分らしい生活を送る「地域包括ケアシステム^{※10}」の構築主体であ

る市町に対し支援を行うとともに、関係機関・団体と連携し医療と介護の連携に取り組みます。

- ・ 入院医療機関等における退院調整機能の強化に対する支援を行うとともに、情報交換会や研修会等を通じて多職種の連携やネットワークの構築を進め、継続的な在宅医療の体制構築に取り組みます。
- ・ 認知症に関する相談窓口や早期対応の必要性、認知症サポート医・もの忘れ相談医の情報等について提供します。
- ・ 災害時における地域の医療ニーズの把握や各医療関係団体等から派遣された医療支援チームの活動調整等を行うために、災害医療コーディネーターを中心とした災害医療コーディネート体制の構築に取り組みます。
- ・ 不妊相談や女性及び男性の不妊治療費への助成を実施することにより、不妊に悩む夫婦への総合的な支援を図ります。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地域保健・医療の充実に向けて、県・市町や医療機関、関係団体、企業、地域住民などがそれぞれの役割を認識しつつ、相互に連携・協力しながら取組を進めます。

健康づくりの推進については、脳卒中予防対策を中心として、市町は、各種健診事業・保健指導や年齢層に応じた健康教育の実施主体として、住民に最も身近な施策の実施に取り組みます。

事業所等は、健診・保健指導を通じて、また、学校は、地域の関係機関や団体と協働しながら健康教育を通じて、生活習慣病対策に取り組みます。県は、市町や医療保険者などによる健康教育や意識啓発、各種健診事業等の取組が円滑に推進されるよう、情報提供や助言指導により健康づくりを支援します。

また、地域医療の充実については、県は地域住民への適切な地域医療の確保に向けて、医療従事者などへの意識啓発や医療連携体制の推進に向けた取組を支援します。

県以外 の主体	<p>(市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食生活改善、健康・運動などの生活習慣病対策の推進 ・ 健診・健康づくりの普及啓発 ・ メタボリックシンドローム該当者及び予備群への個別的支援 ・ 受動喫煙防止のための対策 ・ 若年期からの健康生活習慣の普及 ・ 食育推進計画の推進 ・ 感染症への対応等 ・ 地域医療の充実に向けた住民に対する啓発広報 ・ 医療と介護の連携に向けた既存の話し合いの場の積極的活用 ・ 災害時における関係機関との連携体制の充実・強化 ・ 妊産婦等への保健指導の充実 ・ 周産期医療機関との連携 	<p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食生活改善、健康・運動などの生活習慣病対策の推進 ・ 健診・保健指導 ・ メタボリックシンドローム該当者及び予備群への個別的支援 ・ 受動喫煙防止のための対策 ・ かかりつけ医が患者に対する救急受診に必要な病状説明の取組 ・ 地域住民ができるだけかかりつけ医を持つための支援 ・ 開業医等が患者に対する連携病院の情報提供 ・ 医療機関が訪問診療、訪問看護の積極的推進 ・ 勤務医負担軽減のための病院におけるクラークの導入 ・ その他医療連携等地域医療の充実に向けた取組推進 ・ 小児救急医療の推進、電話相談 ・ 在宅患者等への服薬支援の検討 ・ 災害時における対応マニュアルの策定・関係機関との連携体制の構築(医療機関やライフライン関係機関など)
--------------------	--	---

県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食生活改善、健康・運動などの生活習慣病対策の推進 ・ 地域保健や職域保健、学校保健等の関係団体との情報共有、連携 ・ 健康増進計画及び食育推進計画の推進に関する支援 ・ 特定健診・保健指導従事者研修会開催、情報提供等 ・ 働き盛り年代の保健指導支援 ・ 受動喫煙防止のための対策 ・ 感染症対策等健康危機管理対策の確立等 ・ 岩手県保健医療計画（地域編）の円滑な推進 ・ 地域医療の充実に向けた住民に対する啓発広報 ・ 病院・診療所立入検査等実施 ・ 災害医療体制の円滑な運営に向けた広域支援 ・ 周産期医療機関と市町との調整 ・ 不妊に悩む夫婦への総合的な支援の充実
---	--

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																		
	～H26	H27	H28	H29	H30																														
<p>① 健康づくりの推進</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査受診率（％） <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>㉕未公表</td><td>㉖55.0</td><td>㉗60.0</td><td>㉘65.0</td><td>㉙70.0</td></tr> </table> <p>◎メタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合 40～74歳 男性（％）</p> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>42.3</td><td>41.1</td><td>39.9</td><td>38.7</td><td>37.6</td></tr> </table> <p>◎メタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合 40～74歳 女性（％）</p> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>15.3</td><td>14.8</td><td>14.4</td><td>14.0</td><td>13.6</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	㉕未公表	㉖55.0	㉗60.0	㉘65.0	㉙70.0	H26	H27	H28	H29	H30	42.3	41.1	39.9	38.7	37.6	H26	H27	H28	H29	H30	15.3	14.8	14.4	14.0	13.6	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">医療保険者への支援、地域・職域・学校保健との連携の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">市町、事業所の特定健康診査・特定保健指導の実施支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">脳卒中予防対策の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">がん検診・不妊治療・受動喫煙防止の普及、啓発</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">感染症対策の連絡会議、研修会等の開催</div>				
H26	H27	H28	H29	H30																															
㉕未公表	㉖55.0	㉗60.0	㉘65.0	㉙70.0																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
42.3	41.1	39.9	38.7	37.6																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
15.3	14.8	14.4	14.0	13.6																															
<p>② 地域医療の充実</p> <p>目標</p> <p>◎認知症サポート医数（人）</p> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>16</td><td>17</td><td>18</td><td>19</td><td>20</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域災害医療対策関係者の連絡会議への参加団体数（団体） <table border="1" style="font-size: small;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>15</td><td>21</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	16	17	18	19	20	H26	H27	H28	H29	H30	15	21	25	25	25	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">退院調整支援や在宅医療・介護の普及啓発、情報交換会や研修会等を通じた多職種連携の推進</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">医師会等への支援、認知症に対する知識の普及</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">災害医療対策関係者連絡会議の開催、情報伝達訓練等の実施</div>														
H26	H27	H28	H29	H30																															
16	17	18	19	20																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
15	21	25	25	25																															

関連する計画

- ・岩手県保健医療計画（2013－2017）地域編（計画期間 平成 25 年度～平成 29 年度）
- ・健康いわて 21 プラン（第二次）（計画期間 平成 26 年度～平成 34 年度）
- ・イー歯トープ 8020 プラン（岩手県口腔の健康づくり推進計画）（計画期間 平成 26 年度～平成 34 年度）
- ・いわていきいきプラン 2017（計画期間 平成 27 年度～平成 29 年度）

- ※1 在宅医療連携拠点
多職種連携の課題に対する解決策の抽出、在宅医療に関する連携スキームの構築、輪番当番制等の一人開業医の 24 時間体制のサポート、地区医師会との連携調整、人材育成及び普及啓発など地域において在宅医療に必要な連携を担う拠点。
- 2 脳卒中
脳の血管の血流障害による脳梗塞、脳出血、くも膜下出血などの総称。
- 3 年齢調整死亡率
人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するために、死亡率を一定の基準人口（昭和 60 年モデル人口）にあてはめて算出した指標。
- 4 特定健康診査・特定保健指導
医療保険に加入する 40 歳から 74 歳の被保険者及び被扶養者に対しメタボリックシンドロームを早期に発見するための特定健康診査及び健診結果におけるリスクの保有状況に応じた生活習慣改善等のための特定保健指導。
- 5 認知症初期集中支援チーム
認知症サポート医である専門医、保健師、看護師、介護福祉士及び社会福祉士等の複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。
- 6 認知症地域支援推進員
保健師や看護師等で、認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う者。
- 7 災害医療コーディネーター
災害時に、被災地の医療ニーズの把握、各医療関係団体等から派遣された医療チーム派遣調整及び活動支援を行う医師で、知事から委嘱された者。
- 8 メタボリックシンドローム
内臓脂肪型肥満に加え、高血圧、高血糖、血中脂質異常のうち 2 つ以上を合併している状態。
- 9 受動喫煙
室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。
- 10 地域包括ケアシステム
地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 2 条第 1 項）

10

Ⅱ 快適で安全・安心な地域社会の形成

安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進

1 みんなで目指す姿

高齢者、障がい者及び失業などのため経済的に困窮している人や地域で孤立している人など日常生活に困難を抱える者（生活困窮者）が、住み慣れた地域や希望する地域で安心して暮らすことができる環境や、子どもを安心して生み育てることができる地域社会が形成されています。また、全ての住民が地域で孤立することがない、福祉コミュニティが実現されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
①地域密着型サービス拠点数（累計）	75箇所	78箇所	96箇所	98箇所	100箇所
②障がい者のグループホーム利用者数	547人	574人	599人	625人	651人
③保育を必要とする子どもに係る利用定員	9,578人	10,521人	10,683人	10,959人	11,133人
④「いわて子育て応援の店」※ ¹ 協賛店舗数（累計）	479店舗	503店舗	527店舗	551店舗	575店舗
◎⑤自殺死亡率（人口10万人当たり）	25.2	24.4	23.6	22.8	22.0

【目標値の考え方】

- ① 高齢者が住み慣れた地域で利用できる地域密着型サービス拠点（認知症高齢者グループホーム、認知症デイサービス、小規模多機能型居宅介護事業所、地域密着型特別養護老人ホーム等）について、市町の介護保険事業計画に基づき、増加させることを目指すもの。
- ② 施設や精神科病院を退所（退院）した障がい者等が、地域で支援を受けながら共同で生活する場となる障がい者のグループホームについて、市町の障がい福祉計画に基づき、増加させることを目指すもの。
- ③ 岩手県子ども・子育て支援事業支援計画に掲げる年度毎の利用定員数の確保を目指すもの。
- ④ 5年後の平成31年度に、本圏域の小売業4,269事業所（H24）のおおむね15%である600店舗が協賛店舗となるよう、毎年度24店舗の増加を目指すもの。
- ⑤ 岩手県自殺対策アクションプランの5年間（H26～H30）の自殺死亡率の目標は10パーセント以上の減少であるが、平成25年の県央圏域の自殺死亡率は25.4と県平均の26.4を下回っていることから、当該計画の目標を上回る12%以上の減少を目指すもの。

現状

- 県央圏域の高齢者人口は、平成26年の121,025人から、平成37年には137,096人に増加すると予測されており、圏域ごとの推移では、当圏域のみが増加し続けることが見込まれています。（高齢者人口の将来予測は、国立社会保障・人口問題研究所による。）
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるまちづくりを進めるためには、市町において、地域の実情に応じた創意工夫により、地域包括支援センターの運営体制の充実・強化、認知症施策の推進、新しい総合事業※²への円滑な移行及び生活支援や多様な住まいの充実・強化等の「地域包括ケアシステム※³」を構築していく必要があります。
- 地域で自立して生活する場として、グループホームを利用している障がい者は、平成22年度433人から平成26年度547人と年々増加しており、今後も、計画的に利用促進を図っていく必要があります。

- 生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階で包括的な支援を行う生活困窮者自立支援法が、平成27年4月1日に施行され、生活困窮者の自立を促進する取組が始まりました。
なお、当圏域では、同法が施行される前に、子どもの学習支援や生活困窮者の自立を促進する取組を行っています。
- 当圏域の出生数は昭和55年6,337人から平成25年3,724人と年々減少しています。また、保育所等の利用定員は、平成27年4月現在で9,133人（入所9,171人）となっていますが、今後、共働き家庭等の増加により、保育を必要とする子どもが増えることが予想されており、その対応が必要となっています。
- 平成26年の人口10万人当たりの自殺死亡者数は、全国19.5人、本県26.6人、当圏域25.2人であり、本県は全国ワースト1となっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができ、障がい者が希望する地域で安心して暮らすことができるよう支援します。また、家庭や子育てに希望を持ち、次代を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう支援します。

生活困窮者の状況に合わせ、各種関連制度・機関を活用して包括的な支援を行っていくとともに、経済的な理由等で学習の機会に恵まれない子どもに学習の機会を提供するなど、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。

自殺対策については、盛岡地域自殺対策アクションプランに基づき、保健、医療、福祉、教育、労働、産業等の関係機関・団体並びに地域住民及び行政が一体となった取組を推進します。

主な取組内容

① 地域生活支援の充実 ☆ ◆

- ・ 市町において、地域包括支援センターが日常生活圏域毎に適切に配置されるとともに、人員体制の確保と機能拡充を図る取組を支援します。
- ・ 全ての市町に認知症初期集中支援チーム^{※4}と認知症地域支援推進員^{※5}が配置され、認知症への早期対応と本人・家族への支援体制の充実が図られるよう支援します。
- ・ 全ての市町で新しい総合事業への移行が円滑に実施され、地域において住民が主体となった介護予防・生活支援サービス事業や地域リハビリテーションへの取組が図られるよう支援します。
- ・ 市町において、サービス付き高齢者向け住宅^{※6}や高齢者向け公営住宅が整備されるとともに、全ての市町に生活支援コーディネーター^{※7}が配置され、ボランティアや元気高齢者が配食、見守り、外出支援等の生活支援サービス等に参画するための取組を支援します。
- ・ 住民への意識啓発、介護・福祉サービス従事者に対する研修等を通じて、高齢者や障がい者の虐待防止や権利擁護を推進します。
- ・ 障がい者が地域で安心して生活できるよう、障がい者の相談支援、グループホーム等各種支援サービスの拡充を図るとともに、市町や事業者等関係機関・団体と連携しながら、地域自立支援協議会の円滑な運営を図り、就労支援や社会参加の推進等障がい者の地域移行を支援します。
- ・ 障がい者や高齢者等、誰もが健全な地域生活が送れるよう、県民に対してユニバーサルデザイン^{※8}の考え方に基づく、ひとにやさしいまちづくりの普及・啓発を推進します。
- ・ 東日本大震災津波の被災者や経済的に困窮する世帯の自立を支援するため、生活資金の活用や就業支援を含む、幅広い総合的な生活相談等に対応します。
- ・ 生活困窮者が早期に包括的な支援が受けられるよう、生活困窮者自立支援制度^{※9}の住民への周知を徹底するとともに関係機関のネットワークの充実を支援します。
- ・ 生活困窮者の自立を促進するため、中間就労の場^{※10}や住居を持たない者の住居確保の仕組みづくりなど、新たな社会資源の創出を支援します。

- ・ 経済的理由等で学習の機会に恵まれない子どもが、学習会にいつでも身近な場所で参加できるよう、学習会運営団体と関係機関との連携を図ります。

② 子育て環境の充実 ☆ ◆

- ・ 市町・関係団体の連絡会議などを通じて、地域の子育ての取組を支援し、各市町子ども・子育て支援事業計画の円滑な推進を図ります。
- ・ いきいき岩手結婚サポートセンター^{※11}及び市町等と連携して、若い世代の結婚を支援するなど、家庭を築くことや、子育てに希望を持てる環境づくりを支援します。
- ・ 各市町子ども・子育て会議を通して多様な保育ニーズへ対応するとともに、仕事と子育ての両立支援及び企業による子育て支援活動を促進するため、いわて子育てにやさしい企業^{※12}や、いわて子育て応援の店協賛店を拡充するなど、子育て家庭を支援します。
- ・ 家庭内での親子のふれあいや遊びを中心とした子どもの主体的な活動等を推進するとともに、福祉総合相談センター等関係機関・団体と連携しながら、児童虐待防止に取り組むなど、子どもの健全な育成を図ります。
- ・ ひとり親世帯の自立を支援するため、母子父子等貸付金や児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、家計上の問題や子育ての問題を抱える子育て世帯については、母子・父子自立支援員兼子育て支援員がさまざまな相談に対応し支援します。

③ 自殺対策の推進 ◆

- ・ 地域でのゲートキーパー^{※13}養成研修等を通じて、住民一人ひとりがゲートキーパーとしての役割を理解し、早期対応の中心的役割を担うことができる人材を養成します。
- ・ 男性の40歳代から50歳代の働き盛り世代の自殺対策として、メンタルヘルス^{※14}の重要性の普及啓発や相談窓口の周知等、企業と連携して対策に取り組みます。
- ・ 自殺の背景には、うつ病等をはじめとする様々な精神疾患が関連する場合も少なくないことから、うつ病等の早期発見のため、市町の住民健診、事業所の職場健診等においてうつスクリーニング^{※15}を行い、要フォロー者への支援や早期治療に繋がります。

3 取組に当たっての協働と役割分担

市町が行う高齢者福祉や障がい者福祉、子育て支援においては、サービス提供者としての民間事業者やNPO等と連携したネットワークづくりが重要となっており、県は、その相互の広域的な調整を行うとともに、人材育成や技術的な助言指導を通じて市町等の取組を支援します。

生活困窮者の支援に当たっては、自立相談支援機関が中心となり、ハローワーク等の職業紹介機関、市町、社会福祉協議会、福祉サービス提供事業所及びNPOなどがそれぞれ連携しあいながら自立に向けた包括的な支援を行うことが求められており、県は関係機関のネットワークの構築を支援します。

また、自殺対策について、県、市町、民間団体（医師会、企業、NPO等）、住民等がそれぞれの役割分担のもと積極的に活動できる地域づくりを推進します。

県以外 の主体	（市町）	（企業等）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険制度の適正運営 ・ 地域包括ケアシステムの構築 ・ 地域自立支援協議会の運営 ・ 市町障がい福祉計画の推進 ・ 生活困窮者自立支援制度の住民への周知及び対象者の把握 ・ 市町子ども・子育て支援事業計画の推進 ・ 保育を必要とする子どもの利用定員の確保 ・ 放課後児童クラブ^{※16}の整備促進 ・ 自殺予防に関する住民への普及、啓発、相談 ・ うつ病に対する正しい知識の普及啓発 ・ ゲートキーパーの養成 ・ 住民組織の育成・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な介護保険サービスの提供 ・ 生活支援及び多様で安心できる住まいの提供 ・ 一般企業への就労促進と福祉的就労の場の充実 ・ 自立相談支援機関と連携して、生活困窮者に包括的な支援の実施 ・ 一般事業主行動計画の策定、推進 ・ 民間団体等による子育て支援活動 ・ こころの健康問題に関する普及、啓発、相談 ・ 住民相互の身近な支えあい（見守り等） ・ ゲートキーパーの養成

県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者、介護保険事業者への助言・指導 ・ 地域包括ケアシステムの構築支援 ・ 市町障がい福祉計画の推進支援 ・ 市町や事業所等と連携した障がい者の地域移行の支援 ・ 生活困窮者支援に必要なネットワークの構築及び新たな社会資源の創出支援 ・ 保育を必要とする子どもの利用定員の確保に係る支援 ・ いきいき岩手結婚サポートセンター等と連携した普及啓発 ・ ひとにやさしい駐車場^{※17}の利用促進 ・ いわて子育て応援の店協賛店の登録促進 ・ いわて子育てにやさしい企業の認証促進 ・ 圏域自殺対策推進連絡会議の開催 ・ 自殺予防に関する住民への普及、啓発、相談 ・ うつ病に対する正しい知識の普及啓発 ・ ゲートキーパーの養成
---	--

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 地域生活支援の充実 目標															
・ 認知症地域支援推進員の配置市町数 （市町）[累計]															
<table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>0</td><td>4</td><td>6</td><td>8</td><td>8</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	4	6	8	8	市町と連携した地域包括支援センター等への配置支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
0	4	6	8	8											
・ 生活支援コーディネーターの配置市町数 （市町）[累計]															
<table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>0</td><td>1</td><td>4</td><td>8</td><td>8</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	1	4	8	8	市町と連携した地域包括支援センター等への配置支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
0	1	4	8	8											
・ 障がい者就業・生活支援センター等の 支援対象者の就職率（%）															
<table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>10.5</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	10.5	12	13	14	15	圏域自立支援協議会就労支援分科会の活動支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
10.5	12	13	14	15											
・ ひとにやさしい駐車場利用証制度指定 駐車施設協定締結区画数 （区画）[累計]															
<table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>405</td><td>415</td><td>425</td><td>435</td><td>445</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	405	415	425	435	445	障がい者等が利用する駐車場区画数の拡大				
H26	H27	H28	H29	H30											
405	415	425	435	445											
◎生活困窮者自立支援プラン作成件数 （件）															
<table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>—</td><td>50</td><td>60</td><td>70</td><td>70</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	—	50	60	70	70	生活困窮者自立支援制度の広報支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
—	50	60	70	70											
	相談支援機関と関係機関のネットワークの構築 及び新たな社会資源の創出支援														
・ 子どもの学習支援参加生徒数（人）															
<table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>50</td><td>60</td><td>80</td><td>110</td><td>150</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	50	60	80	110	150	学習会で生徒を指導するサポーターの養成確保の支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
50	60	80	110	150											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																														
	～H26	H27	H28	H29	H30																										
② 子育て環境の充実 目標 ・結婚サポートセンター県央圏域新規登録会員数（人）〔累計〕 <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>-</td><td>48</td><td>144</td><td>240</td><td>336</td></tr> </table> ◎放課後児童クラブの設置数（箇所）〔累計〕 <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>109</td><td>110</td><td>111</td><td>112</td><td>113</td></tr> </table> ・いわて子育てにやさしい企業の延べ認証数（人）〔累計〕 <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	-	48	144	240	336	H26	H27	H28	H29	H30	109	110	111	112	113	H26	H27	H28	H29	H30	9	10	11	12	13	
H26	H27	H28	H29	H30																											
-	48	144	240	336																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
109	110	111	112	113																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
9	10	11	12	13																											
③ 自殺対策の推進 目標 ◎ゲートキーパー養成数（人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>868</td><td>900</td><td>900</td><td>900</td><td>900</td></tr> </table> ・事業所訪問回数（回） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>23</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	868	900	900	900	900	H26	H27	H28	H29	H30	23	25	25	25	25											
H26	H27	H28	H29	H30																											
868	900	900	900	900																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
23	25	25	25	25																											

関連する計画

- ・いわていきいきプラン 2017（計画期間 平成 27 年度～平成 29 年度）
- ・いわて子どもプラン（岩手県子ども・子育て支援事業支援計画、岩手県ひとり親家庭等自立促進計画）
（計画期間 平成 27 年度～平成 31 年度）
- ・盛岡障がい保健福祉圏域計画（岩手県障がい者プラン地域編）（計画期間 平成 27 年度～平成 29 年度）
- ・岩手県地域福祉支援計画〔第 2 期〕（計画期間 平成 26 年度～平成 30 年度）
- ・盛岡地域自殺対策アクションプラン（計画期間 平成 27 年度～平成 30 年度）

- ※ 1 いわて子育て応援の店
 18 歳未満の子どもを同伴している方や妊婦の方を対象に、子育てにやさしい様々なサービス（割引や特典がある「にこにこ店」、お出かけの配慮がある「ほのぼの店」）を提供している店。
- 2 新しい総合事業
 介護保険制度における地域支援事業（保険者である市町が、介護給付及び予防給付以外の「事業」という形で、要介護・要支援認定者のみならず、地域の高齢者全般を対象に、地域で必要とされているサービスを提供する仕組み）において、要支援者又は介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、介護予防・日常生活支援に資するサービスを、市町がその選択により総合的に実施できる事業。
- 3 地域包括ケアシステム
 地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 2 条第 1 項）
- 4 認知症初期集中支援チーム
 認知症サポート医である専門医、保健師、看護師、介護福祉士及び社会福祉士等の複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

- 5 認知症地域支援推進員
保健師や看護師等で、認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う者。
- 6 サービス付き高齢者向け住宅
安否確認や見守りなどの生活支援サービスの付いた高齢者向けの賃貸住宅。
- 7 生活支援コーディネーター
高齢者の生活支援、介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
- 8 ユニバーサルデザイン
年齢、性別、身体、言語など人々が持つ様々な特性や違いを意識することなく、できるだけ全ての人が利用しやすく、全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザイン。
- 9 生活困窮者自立支援制度
生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して関係機関が連携して包括的な支援を提供する制度で、平成27年4月1日施行。
- 10 中間就労の場
雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対して、社会福祉法人、NPO法人及び営利企業等が自主事業として実施するもので、軽易な作業等の機会を提供するとともに就労支援担当者が一般就労に向けた支援を行う訓練の場所。
- 11 いきいき岩手結婚サポートセンター
結婚を希望する県民を支援するため、公益財団法人いきいき岩手支援財団が、県・市町村・民間団体等の連携により、県内2カ所（盛岡市、宮古市）に設置した施設。
- 12 いわて子育てにやさしい企業
県内に本社又は主たる事務所があり、常時雇用する労働者の数が300人以下の中小企業等で一般事業主行動計画を策定し、子育て支援を推す取組を行い、育児休業制度等を就業規則等に規定している企業。
- 13 ゲートキーパー
地域や職場、教育等の分野において、身近な人の自殺のサインに気づき、見守り、必要に応じて専門相談機関へつなぐなどの役割が期待される人材。
- 14 メンタルヘルス
精神面における健康のことであり、精神的健康、心の健康、精神保健、精神衛生などと称される。
- 15 うつスクリーニング
うつ病等の早期発見のため、こころの健康度や疲労度をチェック。
- 16 放課後児童クラブ
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、児童館等を利用して遊びや生活の場を提供するもので、仕事と家庭の両立や児童の健全育成を図るための施設。
- 17 ひとにやさしい駐車場
障がい者、高齢者、妊産婦等に「ひとにやさしい駐車場利用証」を発行し、公共施設や商業施設などにある車いす用の駐車場の適正利用を図る制度。

11

Ⅱ 快適で安全・安心な地域社会の形成

環境を保全し自然と共生する地域社会の創造

1 みんなで目指す姿

住民、事業者、行政の協働の下、健全で豊かな環境が保全され、自然の恵みを将来にわたって享受できる地域社会が形成されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
①住民一人1日当たり生活系ごみ ^{※1} 排出量	②5683 ^{グラ}	②6675 ^{グラ}	②7667 ^{グラ}	②8659 ^{グラ}	②9651 ^{グラ}
◎②公共用水域のBOD ^{※2} (生物化学的酸素要求量)等環境基準達成率	②595.8%	②6100.0%	②7100.0%	②8100.0%	②9100.0%
【目標値の考え方】					
① 一般廃棄物の排出量の削減に向けて、東日本大震災津波前の水準の維持を目指すもの。					
② 圏域内の公共用水域のBOD等環境基準達成率100%を目指すもの。					

現状

- 地球温暖化防止のため、県民総参加のエコライフの実践や再生可能エネルギー（太陽光、地熱、風力、バイオマス等）の導入などによる二酸化炭素（CO₂）排出量削減対策や森林等によるCO₂吸収源対策を更に推進する必要があります。
- 当圏域における一人1日当たり生活系ごみ排出量は、平成25年度683グラムと県平均の646グラムを上回っており、廃棄物の発生抑制を第一とする3R^{※3}を推進していく必要があります。
- 産業廃棄物^{※4}については、不法投棄等が散発していることから、監視を強化するなど適正処理の指導等に努めています。
- 森、里、川など身近な環境や希少野生動植物を守り育てる活動を行っている団体等の相互連携を深め、環境教育等を通じて豊かな自然とのふれあいや共生の大切さを次世代に伝えていく必要があります。
- 原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質については、空間放射線量の測定・公表、食品の放射性物質濃度の検査・公表及び放射線測定機器貸与等により、引き続き住民の不安解消や風評被害の防止に努めていく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地球温暖化防止のため、CO₂排出量を削減する活動や再生可能エネルギー導入の促進を図るとともに、循環型社会形成のため、ごみの減量化、リサイクルの推進、産業廃棄物の不適正処理の監視指導を進めます。また、自然との共生を図るため、環境保全活動や汚水処理対策などを推進するとともに、環境活動団体の相互連携や地域における環境学習の取組を支援します。

主な取組内容

- ① 再生可能エネルギーの利用拡大と省エネルギー対策の推進 ☆ ◆
 - ・ 「いわて地球環境にやさしい事業所」^{※5}認定制度の定着促進を図り、日常的な省エネルギーの取組を推進します。

県央圏域重点施策 No. 11 環境を保全し自然と共生する地域社会の創造

- ・ 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」^{※6}等の活用を促しながら、太陽光等の再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。
- ・ 当圏域に豊富に賦存する再生可能エネルギーである地熱、風力、木質バイオマス^{※7}、小水力^{※8}の活用を促進するため、管内市町と連携し事業者等の取組を支援します。
- ・ 災害時においても、地域が一定のエネルギーを賄えるよう、再生可能エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー供給体制構築に向けた市町等の取組を支援します。

② 廃棄物の発生抑制と適正処理の推進

- ・ 適切なおごみの分別や生ごみを減らすための工夫など、生活系ごみの排出抑制に向けた管内市町等の取組を支援していきます。
- ・ 小規模小売店等へのエコショップ^{※9}認定を進めることなどにより、3Rの普及・推進を行っていきます。
- ・ 管内市町等が効率的なごみ処理、し尿処理を行うために進めている広域化に係る取組を支援していきます。
- ・ 産業廃棄物の不法投棄などの不適正処理に対する監視、指導を強化するとともに、廃棄物の適正な再生利用の推進を図ります。

③ 自然環境の保全・保護 ☆ ◆

- ・ 健全な水環境を確保するため、「いわて汚水処理ビジョン2010」に基づき、公共下水道をはじめとする汚水処理施設の計画的な整備を推進します。
- ・ 森、里、川などの環境保全活動や希少野生動植物の保護活動を行っているNPO等の団体相互の連携と協働を支援します。
- ・ 地域や学校が行う自然観察会、水生生物調査、森林学習等の環境学習を支援します。
- ・ 空間放射線量測定や食品の放射性物質濃度検査等により、放射線についての正確な情報を提供し、住民の不安解消や風評被害の防止を図ります。

3 取組に当たっての協働と役割分担

環境を保全し自然と共生する地域社会を創造していくためには、住民、企業等が再生可能エネルギーの導入、ごみの発生抑制、環境保全活動などに主体的に取り組んでいく必要があります。

市町は、再生可能エネルギーの率先導入、廃棄物の発生抑制やごみ処理の広域化、学校・企業・住民と連携した環境学習への取組などの施策を進める必要があります。

このため、県は、CO₂の排出量削減のための各種施策を推進するとともに、廃棄物の発生抑制に向け、市町などと連携したごみ減量化の啓発や、市町によるごみ・し尿処理広域化の取組の支援、企業によるゼロエミッション^{※10}の取組などを推進するほか、産業廃棄物適正処理の監視指導の強化を図ります。

また、環境保全団体とのパートナーシップによる自然環境の保全や協働による自然保護活動を推進します。

<p>県以外 の主体</p>	<p>(住民・企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーの積極的な導入 ・ ゼロエミッション、省資源、省エネルギーの取組 ・ いわて地球環境にやさしい事業所の取組 ・ 環境学習、各種環境保全活動への参加 	<p>(市町・学校等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーの普及啓発・導入 ・ 住民への3Rの普及啓発 ・ ごみ減量化、資源化、処理の効率化に向けた取組 ・ 環境に係る情報提供や環境教育の推進等 ・ 地域特性に応じた温暖化対策の推進（普及啓発・実践活動支援等） ・ 市町の事務事業における省エネルギー活動の推進
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生可能エネルギーの普及啓発・導入促進 ・ いわて地球環境にやさしい事業所認定制度の認定取得促進・定着 ・ 産業廃棄物の適正処理状況についての監視指導 ・ 森、里、川の環境保全活動や希少野生動植物保護活動団体の連携支援 ・ 空間放射線量測定等による放射線についての情報提供 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																														
	～H26	H27	H28	H29	H30																										
<p>① 再生可能エネルギーの利用拡大と省エネルギー対策の推進</p> <p>目標</p> <p>◎いわて地球環境にやさしい事業所として認定した事業所の数（事業所）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>76</td><td>78</td><td>80</td><td>82</td><td>83</td></tr> </table> <p>・農業水利施設を活用した小水力発電施設導入数（施設）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>—</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr> </table> <p>【参考】</p> <p>・住宅用太陽光発電設備導入件数^{※11}（県全体）（件）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>19,980</td><td>21,452</td><td>22,335</td><td>22,864</td><td>23,181</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	76	78	80	82	83	H26	H27	H28	H29	H30	—	2	2	2	2	H26	H27	H28	H29	H30	19,980	21,452	22,335	22,864	23,181	<p>「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定・取組拡大</p> <p>補助制度等の普及と施設の導入可能性調査</p> <p>導入可能地区の事業推進</p> <p>再生可能エネルギーの利活用等に係る普及啓発</p>
H26	H27	H28	H29	H30																											
76	78	80	82	83																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
—	2	2	2	2																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
19,980	21,452	22,335	22,864	23,181																											
<p>② 廃棄物の発生抑制と適正処理の推進</p> <p>目標</p> <p>◎産業廃棄物の再生利用率（%）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>⑤54.6</td><td>⑥54.6</td><td>⑦54.6</td><td>⑧54.6</td><td>⑨54.6</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	⑤54.6	⑥54.6	⑦54.6	⑧54.6	⑨54.6	<p>産業廃棄物の再生利用等に係る監視指導・普及</p>																				
H26	H27	H28	H29	H30																											
⑤54.6	⑥54.6	⑦54.6	⑧54.6	⑨54.6																											
<p>③ 自然環境の保全・保護</p> <p>目標</p> <p>◎水生生物調査参加団体数（団体）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>35</td><td>35</td><td>35</td><td>35</td><td>35</td></tr> </table> <p>・水洗化人口割合^{※12}（%）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>85.3</td><td>86.2</td><td>87.2</td><td>88.1</td><td>89.1</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	35	35	35	35	35	H26	H27	H28	H29	H30	85.3	86.2	87.2	88.1	89.1	<p>環境保全団体等との連携による水生生物調査実施への取組支援</p> <p>污水处理施設の整備</p>										
H26	H27	H28	H29	H30																											
35	35	35	35	35																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
85.3	86.2	87.2	88.1	89.1																											

関連する計画

- ・岩手県環境基本計画（計画期間 平成23年度～平成32年度）
- ・岩手県循環型社会形成推進計画（第三次岩手県廃棄物処理計画）（計画期間 平成23年度～平成27年度）
- ・いわて污水处理ビジョン（計画期間 平成21年度～平成30年度）

※1 生活系ごみ

一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物。

2 BOD

生物化学的酸素要求量。有機物による水質汚濁の程度を示すもので、有機物が微生物によって酸化、分解される時に消費する酸素の量を濃度で表した値。数値が大きくなるほど汚濁が著しい。

3 3R

Reduce（発生抑制）、Reuse（繰り返して再使用）、Recycle（再生利用）の頭文字。

4 産業廃棄物

事業活動に伴って排出される燃え殻、汚泥その他の廃棄物。

5 いわて地球環境にやさしい事業所

地球温暖化を防止するため、CO₂排出抑制のための措置を積極的に講じている事業所として、「いわて地球環境にやさしい事業所認定制度」により認定された事業所。

6 再生可能エネルギーの固定価格買取制度

平成23年8月26日に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、再生可能エ

県央圏域重点施策 No.11 環境を保全し自然と共生する地域社会の創造

エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けるもので、平成24年7月1日から制度開始。

- 7 木質バイオマス（燃料）
木質ペレット、木質チップ、薪、製材加工の廃材等の木材由来の生物資源燃料。
- 8 小水力
農業用水路等における落差と水の流下エネルギーを利用するものをいい、数十kW～数千kW（一般的には1,000kW以下）の比較的小規模な発電をするものを小水力発電という。
- 9 エコショップ
ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む店として、県が市町村とともに認定する「エコショップいわて認定制度」により認定された店。
- 10 ゼロエミッション
産業や地域から排出される廃棄物をできるだけゼロに近づける取組。
- 11 住宅用太陽光発電設備導入件数
固定価格買取制度による10kW未満の太陽光発電設備の導入件数のこと。当該制度では、10kW未満の太陽光発電設備について、住宅用太陽光として価格設定等を行っている。
- 12 水洗化人口割合
行政区域内人口に対する水洗化人口の割合。水洗化人口割合＝水洗化人口／行政人口×100
「いわて汚水処理ビジョン2010」における2018年度（平成30年度）末の岩手県の目標値は77%（当圏域89.1%）となっている。

12

Ⅱ 快適で安全・安心な地域社会の形成

快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進

1 みんなで目指す姿

北東北の拠点にふさわしい教育、文化、医療などの高次都市機能^{※1}を支える基盤の充実が図られているほか、ユニバーサルデザイン・景観に配慮したまちづくりや污水处理施設等の整備により快適な都市環境・生活環境が形成されています。また、地域の多様な主体による地域コミュニティ活動により、協働のまちづくりが進んでいます。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①主要渋滞区間における整備の完了箇所数（累計）	1箇所	3箇所	3箇所	3箇所	6箇所
②水洗化人口割合 ^{※2}	85.3%	86.2%	87.2%	88.1%	89.1%
【目標値の考え方】 ① 岩手県の主要渋滞箇所 ^{※3} における県央圏域の主要渋滞35箇所 ^{※4} において、渋滞緩和に資する整備の完了箇所数について、平成30年度までに6箇所を目指すもの。 ② 「いわて污水处理ビジョン2010」を踏まえ、平成30年度までに県央広域振興圏の水洗化人口割合の目標値89.1%の実現を目指すもの。					

現状

- 北東北の拠点都市としての機能を更に高めていくため、盛岡南新都市地区において業務施設、流通施設や情報関連産業の立地を促進していく必要があります。
- 都市機能の充実のため交通渋滞の緩和対策や歩行者の交通安全対策を実施する必要があります。
- 盛岡市をはじめとする各市町の中心市街地では、ユニバーサルデザイン、景観に配慮したひとにやさしいまちづくりが求められています。
- 県央圏域の平成26年度末の水洗化人口割合は85.3%と県平均の69.6%を上回っていますが、圏域内には引き続き整備を要する地域も多く残されており、河川や湖沼などの公共水域の水質保全を図る観点からも、その向上が課題となっています。
- 少子高齢化や人口減少、住民同士のつながりの希薄化などにより、町内会・自治会などの地域自治組織では、活動の停滞や担い手の不在などの問題を抱えるなど、地域住民によるまちづくり活動の衰退が懸念されています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

街路事業や安全・安心な歩行空間の整備、高齢化社会に対応した県営住宅の建替えなどを推進します。

また、衛生的で快適な生活環境を確保するため、「いわて污水处理ビジョン2010」に基づき、污水处理施設の計画的な整備を進めます。

住み良いまちづくりを進めるため、住民や自治会、企業、NPO、行政など多様な主体が参画し、それぞれの役割分担の下、協働によるまちづくりを進めます。

主な取組内容

① 高次都市機能の充実

- ・ 都市内の円滑な交通や安全な歩行空間を確保するため、主要交差点における混雑多発箇所の解消・緩和に向け、向中野安倍館線「仙北一丁目」、盛岡駅長田町線「長田町地区」など街路の整備を推進します。
- ・ 高齢社会化に対応した県営住宅の建替え・改善を推進します。

② 中心市街地の活性化

- ・ 盛岡市における「中心市街地活性化基本計画」に基づく市街地整備を推進するとともに、各市町の中心市街地の賑わい創出の取組を支援します。
- ・ 一般県道雫石東八幡平線「雫石町（よしゃれ通り）」のまちば^{※5}の賑わいを取り戻すため、まちづくりと連動した歩行環境の改善などにより、特色あるまちづくりを支援します。

③ ユニバーサルデザイン・景観に配慮したまちづくりの推進 ◆

- ・ 良好な景観形成や歩行環境の改善を図るため、盛岡駅長田町線「長田町地区」の無電柱化を推進します。
- ・ 「岩手県景観計画」に基づき良好な景観の形成や違反屋外広告物の是正指導等に取り組みます。
- ・ ユニバーサルデザイン、景観形成、ひとにやさしい住宅・建築物の整備促進や普及啓発に取り組む関係機関等の活動を支援します。

④ 安全・安心な歩行空間の整備 ◆

- ・ 歩行者や自転車利用者の安全を守るため、主要地方道盛岡環状線「野沢工区」など、歩道の整備や歩行空間の確保を推進します。

⑤ 汚水処理施設の計画的な整備

- ・ 市町と連携し、流域下水道や、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の整備を推進します。

⑥ 地域コミュニティ活動の支援 ☆ ◆

- ・ 市町担当者への研修会や意見交換会を実施し、管内市町の情報共有の場を設けることなどにより、地域コミュニティ活動や協働のまちづくりを推進します。
- ・ 住民、自治会、企業、NPO等地域の多様な主体が参画・協働しながら、それぞれの地域課題を自立的に解決できるよう、地域コミュニティ活動をリードする人材の育成等を推進します。
- ・ 東日本大震災津波の被災者で圏域内に居住する人が、安心して地域での生活を送ることが出来るよう、被災者の支援に取り組めます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

都市機能の充実と住み良いまちづくりを推進するためには、国、県、市町、地域の関係団体などがそれぞれの役割分担の下、密接に連携を図りながら一体となって基盤の整備を進めることが重要です。

このため、県は、街路、歩道の整備や流域下水道の整備を推進するほか、国や市町が実施する事業について情報収集に努め、住み良いまちづくりの効果的な推進を図ります。国や市町は、地域のニーズに沿ったまちづくりの推進に取り組めます。

また、地域コミュニティ活動の推進については、地域の課題を解決し住み良いまちづくりを進めるために、住民や自治会、企業、NPO、行政など多様な主体が参画し、互いの役割分担のもと、協働して主体的に取組を進めることが必要です。

このため、市町は、住民等に対し参画や協働によるまちづくりの重要性について広く普及啓発を行うとともに、地域課題を自立的に把握・解決できるよう地域コミュニティ団体に対し体制を強化するなどの支援を行います。県は、こうした市町の取組の支援などを通じて、住み良いまちづくりを促進します。

(高次都市機能、中心市街地、ユニバーサルデザイン・景観、歩行空間、汚水処理施設)

県以外の主体	(国) ・ 国道46号(盛岡西バイパス)の整備 など	(市町) ・ 街路や歩道の整備、無電柱化の推進 ・ 公共下水道等の整備 など
県	・ 街路や歩道の整備、無電柱化の推進 ・ 県営住宅、流域下水道の整備 など	

(地域コミュニティ活動)

県以外の主体	(企業・NPO、地域住民等) ・ 地域コミュニティ活動への参画による地域課題の解決及び住み良いまちづくりの推進 ・ 地域コミュニティ活動の情報発信	(市町) ・ 住民等に対し地域コミュニティ活動について啓発と参加の奨励 ・ 地域コミュニティの持つ課題の解決や取組への参画や支援 ・ 地域コミュニティに関する情報発信の実施や交流の促進
県	・ 市町が行う地域コミュニティ施策への支援 ・ 地域コミュニティの重要性についての普及・啓発	

4 県の具体的な推進方策 (工程表)

具体的な推進方策	工程表 (4年間を中心とした取組)														
	~H26	H27	H28	H29	H30										
① 高次都市機能の充実 目標 ◎交通渋滞が解消・緩和される街路完了 工区数(箇所) [累計] <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	1	1	2	3	街路の整備 <div style="margin-top: 10px;"> 向中野安倍館線：仙北一丁目 (H27完了予定) </div> 盛岡駅長田町線：長田町 (H30完了予定) 上堂鶴飼線：諸葛の2 (H29完了予定) 盛岡駅本宮線：杜の大橋 (4車線化)				
H26	H27	H28	H29	H30											
0	1	1	2	3											
・高齢化社会に対応した県営住宅の建替え・改善戸数(戸) [累計] <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>168</td><td>192</td><td>216</td><td>240</td><td>266</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	168	192	216	240	266	県営住宅の建替え・改善 <div style="margin-top: 10px;"> 松園10号棟 (24戸) </div> 松園9号棟 (24戸) 備後第一8号棟 (24戸) 備後第一9号棟 (18戸) 備後第一13号棟 (8戸)				
H26	H27	H28	H29	H30											
168	192	216	240	266											
② 中心市街地の活性化 目標 ◎まちば再生への取組件数(件) [累計] <table border="1" style="margin-top: 5px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>4</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	4	6	7	8	9	まちばの再生				
H26	H27	H28	H29	H30											
4	6	7	8	9											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
③ ユニバーサルデザイン・景観に配慮したまちづくりの推進 目標 ◎無電柱化の施工延長 (m) [H21以降の累計]															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>460</td> <td>460</td> <td>890</td> <td>890</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	460	460	890	890					
H26	H27	H28	H29	H30											
0	460	460	890	890											
④ 安全・安心な歩行空間の整備 目標 ◎歩道整備事業完了工区数 (箇所) [H21以降の累計]															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	6	6	7	7	9					
H26	H27	H28	H29	H30											
6	6	7	7	9											
⑤ 汚水処理施設の計画的な整備 目標 ◎水洗化人口割合 (%)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>85.3</td> <td>86.2</td> <td>87.2</td> <td>88.1</td> <td>89.1</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	85.3	86.2	87.2	88.1	89.1					
H26	H27	H28	H29	H30											
85.3	86.2	87.2	88.1	89.1											
⑥ 地域コミュニティ活動の支援 目標 ◎地域コミュニティ担当者研修会開催回数 (回/年)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	2	2	2	2	2					
H26	H27	H28	H29	H30											
2	2	2	2	2											

関連する計画

- ・岩手景観計画（計画期間 平成23年度～）
- ・いわて汚水処理ビジョン2010（計画期間 平成23年度～平成30年度）

- ※1 高次都市機能
 中核市としての役割や周辺市町を含めた広域圏を対象とした施設集積による、教育、文化、医療、行政、産業情報等の諸機能。
- 2 水洗化人口割合
 行政区域内人口に対する水洗化人口の割合。水洗化人口割合＝水洗化人口／行政人口×100
 「いわて汚水処理ビジョン2010」における2018年度（平成30年度）末の岩手県の目標値は77%（当圏域89.1%）となっている。
- 3 岩手県の主要渋滞箇所
 岩手県渋滞対策推進協議会が平成25年1月に公表した主要渋滞箇所。
- 4 県央圏域の主要渋滞35箇所
 平成25年1月公表の岩手県主要渋滞箇所のうち、県央圏域にある23区間と12箇所を合計したもの。
- 5 まちば
 人家や商店が多く、町になっているところ。

住民の生命と財産を守る防災対策の推進

1 みんなで目指す姿

地震や洪水、土砂災害から住民の生命と財産を守る防災対策の実施などにより、安全で安心な地域社会が形成されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①近年の洪水による浸水家屋の解消率（累計）	14.5%	14.5%	20.0%	27.2%	87.0%
②土砂災害警戒区域等 ^{※1} の基礎調査率（累計）	62.3%	70.5%	83.5%	94.5%	100.0%
【目標値の考え方】 ① 平成14年度以降、河川の氾濫により655戸の浸水被害が生じており、河川の改修により浸水を免れる家屋数を平成26年度の95戸（解消率14.5%）から平成30年度には570戸（解消率87.0%）とするもの。 注）近年、家屋の浸水被害が生じた河川：木賊川、南川、岩崎川、北上川、松川、安比川 ② 土砂災害防止法に係わる区域設定事前調査（H13～H14）において、がけ崩れの危険がある急傾斜地など1,677箇所について、土砂災害防止法に基づき、平成26年度までの基礎調査数1,045箇所（基礎調査率62.3%）を平成30年度には1,677箇所（基礎調査率100.0%）とすることを旨とするもの。					

現状

- 近年多発している局地的豪雨や台風に伴う災害や過去に発生した火山災害などを踏まえ、洪水・土砂災害による被害軽減のための防災施設の整備が求められています。
- 平成26年8月に広島市で発生した土砂災害等を踏まえ、平成26年11月に改正土砂災害防止法が成立し、これにより基礎調査の結果の公表が義務付けられるとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備する等の措置を講じる必要があります。
- 東日本大震災津波による地震被害を教訓として、建物の耐震化の必要性が再認識され、今後発生する地震に備え木造住宅の耐震性の向上や橋梁の耐震化が求められています。
- 農地等を洪水被害から未然に防止する目的で築造された防災ダムは、築後30年以上経過し、堤体の劣化やダム管理システムの障害が頻繁に発生しているため、早急に整備を行う必要があります。
- 道路や河川の整備が進められる中、地域住民と協働した施設の維持管理や災害時における連携した対応が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

大雨や火山活動による被害を軽減するため、河川や治水ダム、砂防堰堤等の整備を進めるとともに、住民の理解を得て土砂災害警戒区域等の指定を進めます。

また、地震発生時に備え、木造住宅の耐震性の向上や主要な道路を確保するための橋梁耐震補強の整備を推進します。

主な取組内容

- ① 災害による被害を軽減する洪水・土砂災害対策の推進
 - ・ 河川の氾濫による浸水被害等を未然に防止するため、木賊川、南川、岩崎川、北上川（盛岡市川崎地区、岩手町沼宮内地区）、安比川等の整備を推進します。
 - ・ 砂防設備等の整備を進めるとともに、土砂災害防止法に基づく調査を踏まえた土砂災害警戒区域等の指定とその周知を図ります。
 - ・ 今後、岩手山で想定される噴火対策として、火山砂防施設の整備を推進します。
 - ・ 山腹崩壊など山地災害の未然防止を図るため、保安林や治山施設の整備を推進します。
 - ・ 築川流域の住民の生命や財産を守ることや水道水の供給を目的とした築川ダムの整備を推進します。
- ② 地震に強い社会資本の整備 ☆
 - ・ 地震発生後の救助・救援活動などを迅速に行うため、緊急輸送道路や復興支援道路など主要な道路に架かる橋梁の耐震補強を推進します。
 - ・ 既存建築物の耐震性の向上を図るため、特に木造住宅の耐震診断や耐震改修を促進します。
- ③ 社会資本の計画的な維持管理
 - ・ 維持管理計画に基づき、道路や河川などの社会資本の効率的・計画的な維持管理を推進します。
 - ・ 道路や河川の愛護団体や地域住民と協働しながら、身近な道路や河川敷などの維持管理に取り組みます。
- ④ 農業用防災施設の保全管理
 - ・ 農地や農村住居者の生命・財産を守るため、御所地区や安代地区などの防災ダム群の適切な保全管理や補修などを推進します。
- ⑤ 地域関係団体や地域住民との連携による防災対応 ◆
 - ・ 県、市町、警察、水防団体、地域住民、ボランティアとの連携により土砂災害危険箇所の点検を行い、土砂災害警戒時における避難が速やかに行えるように取り組みます。
 - ・ 県、国、市町、水防団体との連携により、防災体制の構築と災害対応訓練の実施に取り組みます。
 - ・ 地域住民に近接した河川について、洪水対策連絡協議会の設置などにより地域と密接に連携しながら、増水時における避難や防災対応に迅速・適切に取り組みます。
 - ・ 住民が自らの身を自らが守る意識の醸成を図るため、防災・災害情報などを電子メールで配信する「いわてモバイルメール」への登録について、普及啓発を図ります。

3 取組に当たっての協働と役割分担

県は、頻発する洪水、土砂災害、地震等に対応し、安全・安心な地域社会を形成するため、河川、ダム、砂防設備などの防災施設の整備や橋梁の耐震補強を推進するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査を計画的に行い、関係市町の協力を得ながら住民説明会等を実施して、土砂災害警戒区域等の指定を進めます。

また、市町は、警戒避難体制の整備や住宅の耐震化などを、県や地域住民、水防関係団体等と連携しながら進めます。

なお、県民は身近な道路や河川等の維持管理のため、清掃や草刈などの協働による取組に努めます。

県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域防災体制の整備 ・ 主要道路の地震時の安全対策 ・ ダム、河川、砂防設備等の整備 ・ 市町が行う防災体制整備及び耐震対策への支援 ・ 土砂災害警戒区域等の指定の推進
---	--

県以外 の主体	(市町)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県等との連携による防災体制等の強化 ・ 主要道路の地震時の安全対策 ・ 住民の耐震対策への支援 ・ 警戒避難体制の整備（地域防災計画への記載、ハザードマップの作成） 	(県民、NPO、企業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災意識の高揚 ・ 自主防災組織の結成 ・ 河川清掃等のボランティア活動等への参加 ・ 所有する建築物の耐震化

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																		
	～H26	H27	H28	H29	H30																														
<p>① 災害による被害を軽減する洪水・土砂災害対策の推進</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩崎川(芋沢川合流点～県道不動盛岡線間2,640m)の整備率(%) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>29.8</td><td>59.0</td><td>85.0</td><td>96.7</td><td>100</td></tr> </table> <p>◎土砂災害危険箇所の基本調査数[累計](箇所)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>1,045</td><td>1,182</td><td>1,400</td><td>1,584</td><td>1,677</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火山砂防施設の完成箇所[累計](箇所) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td><td>4</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	29.8	59.0	85.0	96.7	100	H26	H27	H28	H29	H30	1,045	1,182	1,400	1,584	1,677	H26	H27	H28	H29	H30	2	2	3	3	4	<p>測量・調査・設計</p> <p>河川の整備</p> <p>土砂災害警戒区域等の基礎調査</p> <p>火山砂防施設の整備</p>				
H26	H27	H28	H29	H30																															
29.8	59.0	85.0	96.7	100																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
1,045	1,182	1,400	1,584	1,677																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
2	2	3	3	4																															
<p>② 地震に強い社会資本の整備</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 橋梁の耐震対策完了橋梁数 [H21以降累計](箇所) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>2</td><td>5</td><td>5</td><td>8</td><td>10</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木造住宅耐震診断[累計](戸) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>1,200</td><td>1,250</td><td>1,300</td><td>1,350</td><td>1,400</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木造住宅耐震改修[累計](戸) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>89</td><td>104</td><td>119</td><td>134</td><td>149</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	2	5	5	8	10	H26	H27	H28	H29	H30	1,200	1,250	1,300	1,350	1,400	H26	H27	H28	H29	H30	89	104	119	134	149	<p>主要な道路の橋梁耐震対策</p> <p>木造住宅耐震診断</p> <p>木造住宅耐震改修</p>				
H26	H27	H28	H29	H30																															
2	5	5	8	10																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
1,200	1,250	1,300	1,350	1,400																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
89	104	119	134	149																															
<p>③ 社会資本の計画的な維持管理</p> <p>目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 岩手県橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の修繕数[H21以降累計](箇所) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>45</td><td>53</td><td>60</td><td>66</td><td>73</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	45	53	60	66	73	<p>橋梁の修繕</p>																								
H26	H27	H28	H29	H30																															
45	53	60	66	73																															

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
<p>④ 農業用防災施設の保安全管理</p> <p>目標</p> <p>◎保安全管理を行う防災ダム群数（地区）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	2	2	2	2	2															
H26	H27	H28	H29	H30																					
2	2	2	2	2																					
<p>⑤ 地域関係団体や地域住民との連携による防災対応</p> <p>目標</p> <p>◎水防体制の強化のための合同水防訓練の実施回数（回/年）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>・土砂災害危険箇所の点検、避難のための合同パトロールの実施回数（回/年）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1	1	1	1	1	H26	H27	H28	H29	H30	8	8	8	8	8					
H26	H27	H28	H29	H30																					
1	1	1	1	1																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
8	8	8	8	8																					

※1 土砂災害警戒区域等
土石流、急傾斜地の崩壊、地すべりが発生した場合に住民の生命又は身体に危険が生じる恐れがあると認められる区域。

資料編

- 資料 1 目指す姿指標一覧表
- 資料 2 復興関連施策一覧表
- 資料 3 ふるさと復興関連施策一覧表
- 参 考 広域復興圏別統計データ

【資料1】 目指す姿指標一覧表

圏域	重点施策	指標名	単位	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)	
					(H27)	(H28)	(H29)		
県央広域振興圏	1	学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興	①ものづくり関連産業分野(輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等)の製造品出荷額	億円	②5955	②61,043	②71,127	②81,217	②91,314
			②情報サービス産業(ソフトウェア業、情報処理業、インターネット付随サービス業)の売上高【岩手県計】	億円	②5399	②6419	②7440	②8462	②9485
	2	産業と地域の連携による滞在型広域観光の推進	観光客入込数(延べ人数)	万人回	999.9	1,001.0	1,002.1	1,003.2	1,004.3
	3	地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開	食料品製造出荷額	億円	②51,063	②61,087	②71,111	②81,136	②91,161
	4	次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	①認定農業者の経営改善計画達成率	%	27	29	31	33	35
			②新規就農者数	人	58 (H22~H26平均)	63	63	63	63
			③農畜産物の販売額	億円	540	559	560	561	563
			④農村交流人口	千人	1,152	1,164	1,176	1,187	1,200
	5	森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興	①造林面積	ha	335	370	410	450	500
			②間伐面積	ha	2,190	2,200	2,200	2,200	2,200
			③木質バイオマス燃料の利用量	トン	2,599	2,700	19,700	20,300	20,800
	6	雇用・労働環境の整備	県央圏域高卒者の管内就職率	%	58.1	58.5	59.0	59.5	60.0
	7	産業経済活動、地域間交流を支える交通ネットワークの整備	高規格道路のインターチェンジに15分以内に到達可能な人口の割合	%	36.6	46.0	46.0	46.2	46.7
	8	地域の魅力を生かしたスポーツの推進	県央圏域におけるスポーツ実施率(週1回以上のスポーツ実施率)	%	56.2	57.2	58.2	59.2	60.2
	9	健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実	①脳血管疾患による年齢調整死亡率【男性】(人口10万人当たり)	—	②560.4	②659.2	②758.0	②856.8	②955.6
			②脳血管疾患による年齢調整死亡率【女性】(人口10万人当たり)	—	②533.7	②633.4	②733.1	②832.8	②932.5
			③在宅医療連携拠点数(累計)	箇所	2	2	2	3	4
	10	安心して心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	①地域密着型サービス拠点数(累計)	箇所	75	78	96	98	100
			②障がい者のグループホーム利用者数	人	547	574	599	625	651
③保育を必要とする子どもに係る利用定員			人	9,578	10,521	10,683	10,959	11,133	
④「いわて子育て応援の店」の協賛店舗数(累計)			店舗	479	503	527	551	575	
⑤自殺死亡率(人口10万人当たり)			—	25.2	24.4	23.6	22.8	22.0	

圏域	重点施策	指標名	単位	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)	
					(H27)	(H28)	(H29)		
県央 広域 振興 圏	11	環境を保全し自然と共生する地域社会の創造	①住民一人1日当たり生活系ごみ排出量	グラム	②5683	②6675	②7667	②8659	②9651
			②公共用水域のBOD(生物化学的酸素要求量)等環境基準達成率	%	②995.8	②6100.0	②7100.0	②8100.0	②9100.0
	12	快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進	①主要渋滞区間における整備の完了箇所数(累計)	箇所	1	3	3	3	6
			②水洗化人口割合	%	85.3	86.2	87.2	88.1	89.1
	13	住民の生命と財産を守る防災対策の推進	①近年の洪水による浸水家屋の解消率(累計)	%	14.5	14.5	20.0	27.2	87.0
			②土砂災害警戒区域等の基礎調査率(累計)	%	62.3	70.5	83.5	94.5	100.0

【資料2】復興関連施策一覧表

※「アクションプラン(地域編・県央広域振興圏)」の「主な取組内容」欄の記載は、平成30年度までを計画期間とする今回のアクションプランにおける取組を整理したものの。

復興基本計画		アクションプラン(地域編・県央広域振興圏)	
3つの原則	取組項目	重点施策	主な取組内容
「安全」の確保	1 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	11 環境を保全し自然と共生する地域社会の創造	① 再生可能エネルギーの利用拡大と省エネルギー対策の推進 ③ 自然環境の保全・保護
	2 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり		
	3 災害に強い交通ネットワークの構築	7 産業経済活動、地域間交流を支える交通ネットワークの整備	① 交通ネットワークの整備 ② 沿岸地域の復興を支える道路の整備 ③ 医療機関への救急搬送ルート of 整備
			13 住民の生命と財産を守る防災対策の推進
「暮らし」の再建	4 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援	10 安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	① 地域生活支援の充実
	5 雇用維持・創出と就業支援		
	6 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備	9 健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実	② 地域医療の充実
	7 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	10 安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	② 子育て環境の充実
	8 きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実		
	9 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承		
	10 社会教育・生涯学習環境の整備		
	11 スポーツ・レクリエーション環境の整備		
12 地域コミュニティの再生・活性化	12 快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進	⑥ 地域コミュニティ活動の支援	
「なりわい」の再生	13 行政機能の回復		
	14 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築		
	15 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築		
	16 漁港等の整備		
	17 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現		
	18 地域の木材を活用する加工体制等の再生	5 森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興	② 地域材の利用促進及びブランドの確立
	19 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	3 地域資源を生かした特色ある食産業と地域産業の展開	② 食や工芸を中心とした異業種交流ネットワークの拡大 ④ 農畜林産物の地域内流通の促進
			20 ものづくり産業の新生
	21 観光資源の再生と新たな魅力の創造		
	22 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組	2 産業と地域の連携による滞在型広域観光の推進	④ 広域観光の推進

【資料3】 ふるさと振興関連施策一覧表

※「アクションプラン(地域編・県央広域振興圏)」の「主な取組内容」欄の記載は、平成30年度までを計画期間とする今後のアクションプランにおける取組を整理したもの。

※総合戦略における主な取組内容のうち、アクションプランの欄に記載が無いものについては、全県的な取組として「アクションプラン政策編」に盛り込んでいるもの。

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県央広域振興圏)			
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策	主な取組内容		
岩手で働く	1 商工業・観光産業振興、仕事創出プロジェクト	1 競争力の高いものづくり産業の振興	1 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興	① 盛岡広域地域産業活性化基本計画等に基づく企業集積の推進 ② 地域産業を支える担い手の育成 ③ IT産業・ものづくり産業の異業種交流による相乗効果の創出 ④ 新事業創出・起業の支援		
			6 雇用・労働環境の整備	② 地域産業を支える人材の育成		
		2 食産業の振興	3 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開	① 食産業関連事業者の生産性向上と人材育成 ② 食や工芸を中心とした異業種交流ネットワークの拡大 ③ 高付加価値化による商品開発		
				3 地場産業の振興	3 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開	② 食や工芸を中心とした異業種交流ネットワークの拡大 ③ 高付加価値化による商品開発 ⑤ 県外への販路拡大と食や工芸と観光の連携
						4 商業・サービス業の振興
		5 中小企業の経営力の向上	1 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興 6 雇用・労働環境の整備	④ 新事業創出・起業の支援 ② 地域産業を支える人材の育成		
				6 被災事業者の再建支援		
		7 観光産業の振興	2 産業と地域の連携による滞在型広域観光の推進 3 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開	① 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会などを契機とした観光の推進 ② 健康・食・癒しをテーマとした滞在型観光の推進 ③ 国際観光の推進 ④ 広域観光の推進 ⑤ 県外への販路拡大と食や工芸と観光の連携		
				8 県産品や事業者の海外市場への展開		
		9 次世代につながる新たな産業の育成	1 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興	③ IT産業・ものづくり産業の異業種交流による相乗効果の創出 ④ 新事業創出・起業の支援		
				10 若者や女性などの創業支援の充実・強化	1 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興 3 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開 4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用 6 雇用・労働環境の整備	④ 新事業創出・起業の支援 ① 食産業関連事業者の生産性向上と人材育成 ③ 農村資源の維持保全と活用 ① 多様な雇用の場の確保
		11 経営人材の育成と円滑な事業承継支援	1 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興 3 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開			④ 新事業創出・起業の支援 ① 食産業関連事業者の生産性向上と人材育成
12 ものづくり人材の育成と地元への就職の促進	1 学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興 6 雇用・労働環境の整備					② 地域産業を支える担い手の育成 ② 地域産業を支える人材の育成

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県央広域振興圏)			
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策		主な取組内容	
岩手で働く	1 商工業・観光産業振興、仕事創出プロジェクト	13 雇用・労働環境の整備	6	雇用・労働環境の整備	③ 人材の確保と若年者等の就業支援	
		14 U・Iターンの促進	6	雇用・労働環境の整備	③ 人材の確保と若年者等の就業支援	
		15 建設業の振興と人材の育成・確保				
		16 優良建築ストックの流通促進を行う事業者の育成・支援				
		17 復興道路等を活用した産業振興等の支援策の検討				
	2 農林水産業振興プロジェクト	18 生産性・市場性の高い産地の形成、6次産業化等の推進	3 地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開			④ 農畜林産物の地域内流通の促進
			4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用			① 次世代に継承できる農業経営の確立 ② 産地の持続的な発展 ③ 農村資源の維持保全と活用
			5 森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興			① 適切な森林整備と担い手の育成 ② 地域材の利用促進及びブランドの確立 ③ 木質バイオマスの利活用の促進
		19 経営体の育成、新規就業者の確保・育成	4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用			① 次世代に継承できる農業経営の確立 ③ 農村資源の維持保全と活用
			5 森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興			① 適切な森林整備と担い手の育成
		20 経営資源(生産基盤)の有効かつ効率的な活用	4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用			① 次世代に継承できる農業経営の確立 ② 産地の持続的な発展 ③ 農村資源の維持保全と活用
			5 森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興			① 適切な森林整備と担い手の育成
			4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用			③ 農村資源の維持保全と活用
		21 農山漁村における交流人口の拡大と移住・定住の促進	4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用			③ 農村資源の維持保全と活用
		22 地域協働による農山漁村の環境保全	4 次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用			② 産地の持続的な発展 ③ 農村資源の維持保全と活用
	3 ふるさと移住・定住促進プロジェクト	23 全県的な推進体制の整備				
		24 岩手ファンの拡大と移住情報の発信強化等	4	次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	③ 農村資源の維持保全と活用	
		25 相談窓口体制の強化	6	雇用・労働環境の整備	③ 人材の確保と若年者等の就業支援	
		26 移住者のフォローの充実	4	次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	③ 農村資源の維持保全と活用	
		27 移住・交流体験の推進	4	次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	③ 農村資源の維持保全と活用	
	岩手で育てる	4 就労、出会い、結婚、妊娠・出産まると支援プロジェクト	28 子育てしながら働きやすい労働環境の整備	6	雇用・労働環境の整備	④ 企業における雇用・労働環境整備の促進
			29 出会い・結婚支援の強化	10	安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	② 子育て環境の充実
			30 妊娠・出産に対する支援	9	健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実	② 地域医療の充実
				10	安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	② 子育て環境の充実

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県央広域振興圏)						
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策		主な取組内容				
岩手で育てる	5	子育て支援プロジェクト	31	子育てにやさしい環境づくり	10	安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	② 子育て環境の充実		
			32	保育サービス等の充実	10	安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	② 子育て環境の充実		
			33	子どもに対する医療の充実と子育て家庭への支援	10	安心で心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	② 子育て環境の充実		
岩手で暮らす	6	魅力あるふるさとづくりプロジェクト	34	美しく魅力あるまちづくりの推進	12	快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進	③ ユニバーサルデザイン・景観に配慮したまちづくりの推進		
			35	ひとにやさしいまちづくりの推進	12	快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進	③ ユニバーサルデザイン・景観に配慮したまちづくりの推進 ④ 安全・安心な歩行空間の整備		
			36	被災した沿岸地域のにぎわいのあるまちづくりの推進					
			37	情報基盤の整備と情報通信技術の利用促進	2	産業と地域の連携による滞在型広域観光の推進	① 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会などを契機とした観光の推進		
			38	ILC実現に向けた取組	1	学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興	④ 新事業創出・起業の支援		
			39	地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発	12	快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進	⑥ 地域コミュニティ活動の支援		
			40	地域づくりの担い手の育成・新たな担い手の確保	12	快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進	⑥ 地域コミュニティ活動の支援		
			41	地域の安全を地域が守る消防団や自主防災組織等の育成・強化	13	住民の生命と財産を守る防災対策の推進	⑤ 地域関係団体や地域住民との連携による防災対応		
			42	生活交通の確保					
			43	公共交通の利用促進					
			44	三陸鉄道・IGRいわて銀河鉄道の集客力の向上					
			45	良好な大気・水環境の保全	11	環境を保全し自然と共生する地域社会の創造	③ 自然環境の保全・保護		
			46	水と緑を守る取組の推進	11	環境を保全し自然と共生する地域社会の創造	③ 自然環境の保全・保護		
			47	環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進	11	環境を保全し自然と共生する地域社会の創造	③ 自然環境の保全・保護		
			48	自然とのふれあいの促進	11	環境を保全し自然と共生する地域社会の創造	③ 自然環境の保全・保護		
			49	多様な野生動植物との共生	11	環境を保全し自然と共生する地域社会の創造	③ 自然環境の保全・保護		
			50	再生可能エネルギーの導入促進	11	環境を保全し自然と共生する地域社会の創造	① 再生可能エネルギーの利用拡大と省エネルギー対策の推進		
			51	地域特性や環境に配慮した住宅の普及促進	5	森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興	② 地域材の利用促進及びブランドの確立		
			7	文化芸術・スポーツ振興プロジェクト	52	県内外への情報発信力の強化	2	産業と地域の連携による滞在型広域観光の推進	① 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会などを契機とした観光の推進
					53	若者文化・新しい文化芸術分野への支援			
54	世界遺産の普及及び新規登録に向けた取組	2			産業と地域の連携による滞在型広域観光の推進	④ 広域観光の推進			
55	優れた文化芸術の鑑賞機会の充実								
56	伝統文化・生活文化の次世代への確実な継承								
57	被災地における文化芸術活動の復旧支援								
58	文化芸術活動の活発化と支援体制の構築								
59	言葉の壁の解消								
60	安心できる暮らしの構築								
61	多文化共生の地域づくり								
62	総合型地域スポーツクラブの育成支援	8			地域の魅力を生かしたスポーツの推進	① 総合型地域スポーツクラブ等と連携したスポーツの推進			
63	生涯スポーツ指導者の有効活用								

ふるさと振興総合戦略				アクションプラン(地域編・県央広域振興圏)			
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容		重点施策		主な取組内容	
岩手で暮らす	7	文化芸術・スポーツ振興プロジェクト	64	スポーツの振興による地域活性化の推進	8	地域の魅力を生かしたスポーツの推進	① 総合型地域スポーツクラブ等と連携したスポーツの推進 ② スポーツツーリズムの推進体制の構築等への支援
			8	若者・女性の活躍支援プロジェクト	65	若者間のネットワーク構築の促進	4
	66	若者の活躍を支援する仕組みの充実			4	次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	① 次世代に継承できる農業経営の確立
	67	男女共同参画の視点に立った意識啓発					
	68	女性の活躍推進のための環境づくり			6	雇用・労働環境の整備	④ 企業における雇用・労働環境整備の促進
	69	女性自身の意識啓発			4	次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	① 次世代に継承できる農業経営の確立
	70	地域における男女共同参画の推進			4	次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	① 次世代に継承できる農業経営の確立
	71	女性に対するあらゆる暴力の根絶					
	9	保健・医療・福祉充実プロジェクト	72	人材の確保・定着・育成			
			73	潜在有資格者や多様な人材の参入			
			74	関係機関が連携した取組の推進			
			75	地域包括ケアシステムの構築	9	健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実	② 地域医療の充実
					10	安心して心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	① 地域生活支援の充実
			76	安全・安心のセーフティネットづくり	10	安心して心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	① 地域生活支援の充実
			77	がん対策の推進	9	健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実	① 健康づくりの推進
			78	脳卒中予防	9	健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実	① 健康づくりの推進
			79	特定健診・特定保健指導	9	健やかな暮らしを支える地域保健・医療の充実	① 健康づくりの推進
			80	自殺対策	10	安心して心豊かな福祉コミュニティづくりの推進	③ 自殺対策の推進
	10	ふるさとの未来を担う人づくりプロジェクト	81	実践的な防災教育(【そなえる】)を中核とした「いわての復興教育」の推進			
			82	グローバル人材の育成			
			83	少人数教育の推進			
			84	高校教育の一層の充実と小規模校における教育の質の維持			
			85	就学支援による学びの環境の確保			
			86	学びを通じた地域コミュニティの再生支援			
			87	地域を担う「ひと」の確保・養成	6	雇用・労働環境の整備	③ 人材の確保と若年者等の就業支援
			88	産学官との連携強化による若者の地元定着の促進	6	雇用・労働環境の整備	① 多様な雇用の場の確保
			89	地域課題解決に向けた取組の促進	1	学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興	④ 新事業創出・起業の支援
			90	地域課題解決に向けた岩手県立大学の取組の促進	1	学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興	④ 新事業創出・起業の支援
			91	「いわてキャリア教育指針」に基づくキャリア教育の実践			

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県央広域振興圏)			
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策		主な取組内容	
岩手で暮らす	10	ふるさと の未来を担う 人づくり プロジェクト	92 本県経済の基盤となる産業振興 を担う人材の育成	1	学術研究機能等の集積を生かした連携・交流によるIT・ものづくり産業の振興	② 地域産業を支える担い手の育成
				3	地域資源を生かした特色ある食産業と地場産業の展開	① 食産業関連事業者の生産性向上と人材育成
				4	次世代に継承できる農業経営の展開と魅力ある農村資源の活用	① 次世代に継承できる農業経営の確立
				5	森林資源の循環利用による林業・木材産業の振興	① 適切な森林整備と担い手の育成
				6	雇用・労働環境の整備	② 地域産業を支える人材の育成
		93	地域づくりの担い手の育成・新たな担い手の確保	12	快適な都市機能の充実と住み良いまちづくりの推進	⑥ 地域コミュニティ活動の支援
		94	生涯を通じた学びの環境づくり			

(参考) 広域振興圏別統計データ

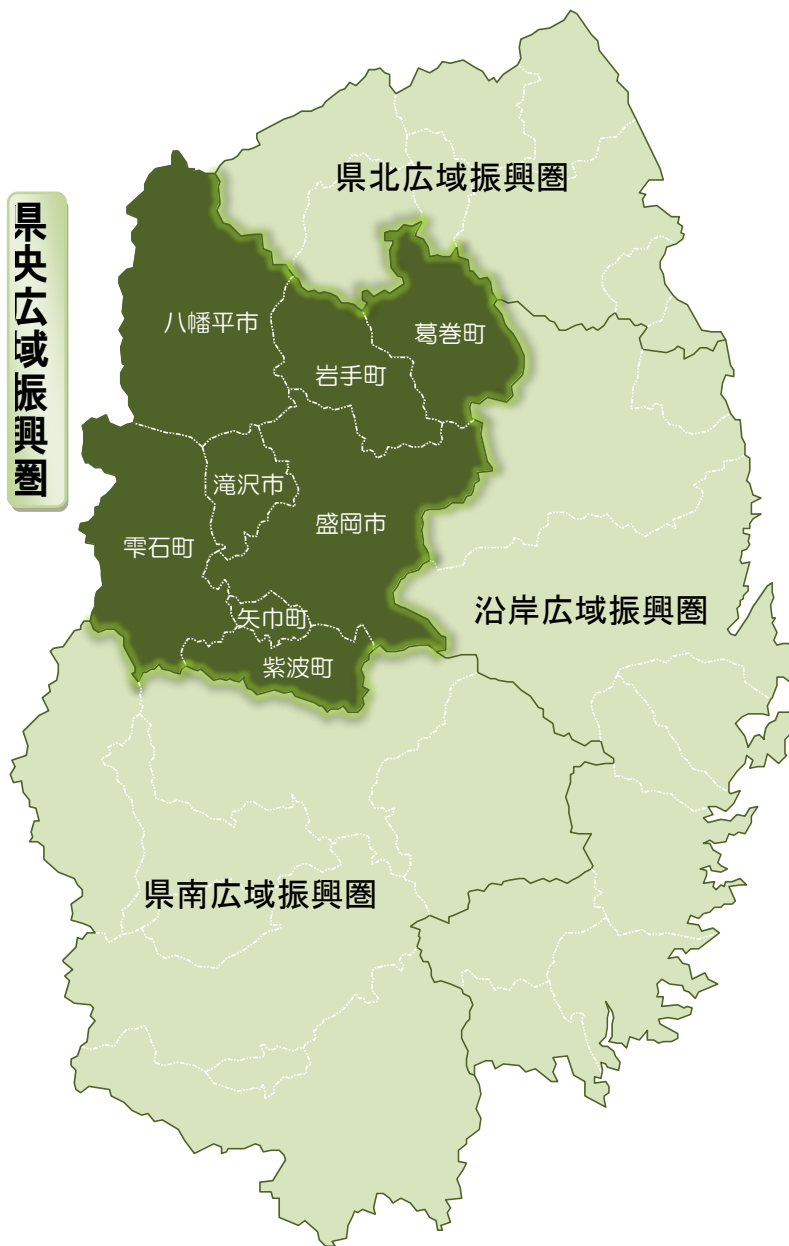
区 分	県 計	県 央	県 南	沿 岸	県 北
市町村数	33	8	8	9	8
面積 (平方メートル) ※H26.10国土地理院	15,275.01 (100.0)	3,641.77 (23.8)	5,255.52 (34.4)	4,200.55 (27.5)	2,177.17 (14.3)
人口 (人) ※H26岩手県人口移動報告年報	1,284,384 (100.0)	479,842 (37.4)	492,189 (38.3)	196,292 (15.3)	116,061 (9.0)
65歳以上割合 (%) ※H26岩手県人口移動報告年報	29.6	25.4	30.8	35.0	32.9
一人当たりの市町村民所得 (千円) ※H24年度市町村民所得推計	2,553 (100.0)	2,852 (111.7)	2,443 (95.7)	2,342 (91.7)	2,172 (85.1)
市町村内純生産 (百万円) ※H24年度市町村民所得推計	3,253,303 (100.0)	1,194,248 (36.7)	1,218,791 (37.5)	547,062 (16.8)	293,202 (9.0)
第一次産業	108,343 (100.0)	25,744 (23.8)	40,520 (37.4)	18,344 (16.9)	23,735 (21.9)
第二次産業	865,858 (100.0)	175,534 (20.3)	383,250 (44.3)	223,860 (25.9)	83,214 (9.6)
第三次産業	2,279,102 (100.0)	992,969 (43.6)	795,022 (34.9)	304,858 (13.4)	186,253 (8.2)
産業別就業者数 (人) ※H22国勢調査 総数には分類不能な産業の値を含まず	622,649 (100.0)	226,659 (36.4)	242,857 (39.0)	96,151 (15.4)	56,982 (9.2)
第一次産業	76,003 (100.0)	18,705 (24.6)	34,647 (45.6)	11,771 (15.5)	10,880 (14.3)
第二次産業	153,479 (100.0)	37,861 (24.7)	72,812 (47.4)	27,120 (17.7)	15,686 (10.2)
第三次産業	393,167 (100.0)	170,093 (43.3)	135,398 (34.4)	57,260 (14.6)	30,416 (7.7)
農業産出額 (億円) ※H25農業産出額	2,433 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
海面漁業・養殖業生産額 (億円) ※H25漁業生産額	314 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
製造品出荷額等 (億円) ※H25工業統計調査報告書	22,672 (100.0)	2,687 (11.9)	15,699 (69.2)	3,156 (13.9)	1,129 (5.0)

※1 ()内は、構成比。(単位未満を四捨五入しているため、合計が100に一致しない場合がある。)

※2 単位未満四捨五入の関係により、構成項目の計と合計が一致しない場合がある。

※3 「一人当たりの市町村民所得」の()内は、市町村平均を100とした各圏域の水準である。

県中央広域振興圏



盛岡広域振興局経営企画部

〒020-0023 盛岡市内丸 11-1
TEL019-629-6507 FAX019-629-6529

岩手県政策地域部政策推進室

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1
TEL019-629-5508 FAX019-629-5254

<http://www.pref.iwate.jp/>

いわて県民計画

ゆたかさ・つながり・ひと
～いっしょに育む「希望郷いわて」～

県南広域振興圏

H28. 1. 21 時点（案）

第3期アクションプラン [地域編]
平成27年度（2015年度）～平成30年度（2018年度）

岩 手 県

目次

1	プラン(地域編)の策定趣旨	1
2	プラン(地域編)の期間	1
3	プラン(地域編)の構成	1
4	プラン(地域編)の推進	2

	各重点施策の記載イメージ (様式)	4
--	-------------------	---

県南広域振興圏

1	県南広域圏域の目指す将来像	8
2	第2期プランにおける成果と課題	8
3	振興施策の基本方向	9
4	被災地の復興支援に向けた取組	11
5	ふるさと振興に向けた取組	12
	《重点施策》	
1	雇用・労働環境の整備と若者の地元定着	15
2	世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	19
3	平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興	23
4	多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興	27
5	経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開	30
6	生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化	35
7	産業を支える社会資本整備の推進	39
8	地域で安心して暮らせる医療の充実と健康づくりの推進	42
9	誰もが安心して生活できる支え合いの地域づくりの推進	47
10	社会資本の維持管理と安全で快適なまちづくりの推進	51
11	環境と共生した持続可能な地域社会の構築	57
12	未来を切り開く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	61

資料編

1	目指す姿指標一覧表	67
2	復興関連施策一覧表	68
3	ふるさと振興関連施策一覧表	69
◇	(参考) 広域振興圏別統計データ	73



はじめに

1 プラン（地域編）の策定趣旨

県では、これまで、「いわて県民計画」に掲げた各広域振興圏の“目指す将来像”の実現を目指して、重点的・優先的に取り組む政策などを具体的に示した「第1期アクションプラン（地域編）」「第2期アクションプラン（地域編）」を定め、プランに基づいて、各圏域の強みを伸ばし、弱みを克服する施策の着実な推進を図ってきました。

各広域振興圏の“目指す将来像”の実現のためには、“地域経営”の考え方にに基づき、それぞれの地域の主体性や創意が十分に発揮される取組を推進していくことが重要であり、「第3期アクションプラン（地域編）」では、第2期プランにおける取組の成果と課題や各圏域を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、各重点施策において、「みんなで目指す姿」や「目指す姿を実現するための取組」、「取組に当たっての協働と役割分担」等を示しながら、各圏域が今後4年間に重点的・優先的に取り組むべき施策等を推進していきます。

なお、沿岸広域振興圏においては、東日本大震災津波からの復興が最重要の課題であることから、第3期アクションプランを策定しないこととし、「岩手県東日本大震災津波復興計画」に基づき、復興へ向けた取組を着実に推進していきます。

2 プラン（地域編）の期間

「第3期アクションプラン（地域編）」の計画期間は、平成27年度（2015年度）から平成30年度（2018年度）までの4年間です。

3 プラン（地域編）の構成

(1) 目指す将来像

明確な顔を持った各広域振興圏の確立に向けて、平成30年度を目標年度とした各圏域の“目指す将来像”を示しています。

(2) 第2期プランにおける成果と課題

各圏域の“目指す将来像”の実現に向けて、第2期プランにおいて取り組んだ施策等の成果と課題を示しています。

(3) 振興施策の基本方向

第2期プランにおける成果と課題や各圏域を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、第3期プランにおいて重点的に取り組むべき“振興施策の基本方向”を示しています。

また、“振興施策の基本方向”を具体的に推進するための重点施策を設定し、施策ごとに「みんなで目指す姿」、「目指す姿を実現するための取組」、「取組に当たっての協働と役割分担」、「県の具体的な推進方策（工程表）」を示しています。

(4) 被災地の復興支援に向けた取組

県央広域振興圏及び県南広域振興圏では、内陸地域の活力が沿岸地域の復興を支えるという観点から、沿岸地域の復興支援に資する取組を示しています。

(5) ふるさと振興に向けた取組

「岩手県ふるさと振興総合戦略」に掲げる3つの柱、「岩手で働く」、「岩手で育てる」、「岩手で暮らす」に基づき、各圏域におけるふるさと振興の取組を示しています。

4 プラン（地域編）の推進

各広域振興圏における“目指す将来像”を実現するためには、県はもとより地域のみなさんやNPO、市町村、企業など多様な主体が地域の課題を共有し、力を合わせて解決を目指していくことが重要です。このため、「第3期アクションプラン（地域編）」の策定に当たっては、地域の代表者等で構成される各圏域のいわゆる圏域懇談会等における意見などを踏まえ策定しました。

また、今後の同プランの進行管理については、各圏域の圏域懇談会等により地域の意見を十分に反映させながら、取組を進めていきます。

各重点施策の記載イメージ（様式）

■重点施策 No.

■重点施策の名称

■振興施策の基本方向

3

I 地域産業が躍動する社会の構築

平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興

1 みんなで目指す姿

■目指す姿指標

平成30年度までの姿を表す「目標数値（指標）」、さらには目標値設定の考え方を記載しています。

■みんなで目指す姿

ビジョンの「取組の基本方向」を踏まえ、平成30年度までの当該重点施策の目指す姿を記載しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎県南圏域の観光入込客数（延べ人数）	1,127.2万人	1,128.1万人	1,129.0万人	1,129.9万人	1,130.8万人

【目標値の考え方】

平成26年度を基準年(1,127.2万人)として、国内観光客の増加を維持し、外国人観光客の増加を促進する。注)観光入込客統計に関する共通基準)に基づく延べ人数。(歴年集計)

現状値(H22)の欄の「◎」等の標記は、基準年度以外の年度の実績値を示しています。

目指す姿をより体现する指標を「主たる指標」として定め、これを「◎」印で示しています。

現状

○平成26年度、県南圏域の観光客入込数は、1,127.2万人回(県全体での1人当たりの平均宿泊数は1.17泊)であり、震災前(平成22年)の状況まで回復しています。観光振興により地域を更に活性化します。

■現状

当該重点施策を取り巻く現状として、強み・可能性、弱み、課題について、統計データなども用いながら具体的に記載しています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

平泉世界遺産をはじめ地域の多彩な観光資源を活用し、観光客の増加を目指すとともに、ホスピタリティー向上を図る。整備に加えて、観光客層に応じた観光情報の発信や誘客

■目指す姿を実現するための取組

目指す姿の実現に向けて、地域社会の構成主体が一体となって取り組む内容について、「基本方向」と「主な取組内容」により示しています。

外国人観光客を誘致するため関係機関と連携した情報発信や、ICT環境の整備などの受入態勢整備に取り組みます。また、いわて花巻空港と台湾を結ぶ国際便を活用し、岩手と台湾の交流人口の拡大につながる取組を促進します。

主な取組内容

- ① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり ☆
 - ・平泉世界遺産を核とした地域の観光を推進するとともに、地域的な周遊滞在型観光ルートを推進します。また、「平泉」の魅力を踏まえ、シンポジウムの開催などを通じて同遺産地域の活性化を推進します。
 - ・「平泉」と世界文化遺産で共通する「橋野鉄鉦山」や「平泉」の観光を推進し、東日本大震災津波からの復興を支援します。
 - ・東稲山山麓地域が持つ豊かな農村の魅力が広く伝わるよう支援するとともに、農村における地域活性化と観光資源としての魅力向上を図ります。

・岩手県東日本大震災津波復興計画「復興基本計画」と関連がある取組については「☆」を、「岩手県ふるさと振興総合戦略」と関連がある取組については「◆」を付しています。
 ・なお、それぞれ、巻末に「復興関連施策一覧表」「ふるさと振興関連施策一覧表」としてとりまとめています。

3 取組に当たっての協働と役割分担

観光事業者等は、ホスピタリティーの向上、受入態勢の整備と適切な役割分担のもと、連携して取り組んでいきます。また、市町・観光協会は、地域における各取組主体と、地域資源の発掘や受入態勢の整備を推進します。県は、広域的な観光産業間の連携、市町との事業調整を図ります。

■取組に当たっての協働と役割分担
「主な取組内容」を実施するに当たっての、各主体（県民・NPO、企業、市町村、県など）との協働と役割について、「考え方」と「主体ごとの役割の内容」について記載しています。

県以外の主体	(商工団体、観光事業者等) ・ホスピタリティー向上、受入態勢の整備 ・地域資源を活用した旅行商品の造成 ・情報発信力の強化	(市町、観光協会) ・「平泉の文化遺産」の保存・活用推進 ・地域資源の発掘 ・受入態勢の整備など
県	・「平泉の文化遺産」活用推進組織の運営、事業の調整、実施 ・教育旅行誘致に係る圏域の情報発信 ・他圏域との調整や県際連携の推進など ・観光産業間などの連携のコーディネイト ・外国人を含む観光客の動態把握（発地、入込状況）	

■県の具体的な推進方策
県が中心となって取り組む「具体的な推進方策」について、「工程」や「目標」を盛り込みながら記載しています。

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 地域資源を生かした魅力ある観光地づくり 目標 ◎県南圏域での宿泊者数（千人）															
<table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>2,295.0</td><td>2,344.0</td><td>2,347.1</td><td>2,364.5</td><td>2,388.2</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	2,295.0	2,344.0	2,347.1	2,364.5	2,388.2	平泉とその先への周遊滞在型観光の推進				
H26	H27	H28	H29	H30											
2,295.0	2,344.0	2,347.1	2,364.5	2,388.2											
	平泉の普遍的な価値を生かした地域づくりの推進														
	観光客のニーズの多様化に対応した地域資源の活用推進														
	道の駅などを活用した周遊情報の発信														
② 観光人材の育成や二次交通などの受入態勢の整備 目標 ◎ホスピタリティー向上セミナー等受講者数（人）															
<table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th></tr> <tr><td>0</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	0	50	50	50	二次交通確保の取組を支援						
H26	H27	H28	H29												
0	50	50	50												
	ホスピタリティー向上を図る人材の育成支援														
	ICT（情報通信技術）の活用による観光振興の支援														
	ユニバーサルデザイン化等の支援														

具体的な推進方策の目指す姿をより体现する目標を「主たる目標」と定め、これを「◎」印で示しています。

具体的な推進方策に関連する広域振興局の分野別、部門別の計画を記載しています。

関連する計画

- ・ 「平泉の文化遺産」活用推進新アクションプラン^{※6}（計画期間 平成27年～平成31年）

※1 ICT（Information and Communication Technology）「情報通信技術」の略であり、IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、コンピュータ関連の技術をIT、コンピュータ技術の活用に着目する場合はICTと、区別して用いる場合もある。

難解な表現、専門用語には、用語解説を付しています。

県南広域振興圏

- 1 県南広域圏域の目指す将来像（目標年度：平成 30 年度）
- 2 第 2 期プランにおける成果と課題
- 3 振興施策の基本方向（平成 27 年度から平成 30 年度まで）
- 4 被災地の復興支援に向けた取組
- 5 ふるさと振興に向けた取組

- 重点施策No. 1 雇用・労働環境の整備と若者の地元定着
- 重点施策No. 2 世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興
- 重点施策No. 3 平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興
- 重点施策No. 4 多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興
- 重点施策No. 5 経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開
- 重点施策No. 6 生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化
- 重点施策No. 7 産業を支える社会資本整備の推進
- 重点施策No. 8 地域で安心して暮らせる医療の充実と健康づくりの推進
- 重点施策No. 9 誰もが安心して生活できる支え合いの地域づくりの推進
- 重点施策No. 10 社会資本の維持管理と安全で快適なまちづくりの推進
- 重点施策No. 11 環境と共生した持続可能な地域社会の構築
- 重点施策No. 12 未来を切り開く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成

1 県南広域圏域の目指す将来像（目標年度：平成30年度）（長期ビジョンからの再掲）

「連繋」と「協働」により、地域の資源を生かしながら 世界に誇れる岩手をリードする地域

※ 連繋：人と人、あるいは団体と団体との間のつながり。圏域内の様々な主体がネットワークなどを通じてつながっている状態。

【取組の基本方向】

- ・ 本県で最も工業集積が進んでおり、また、県内有数の農業地帯であるという特長を生かし、農業と工業とがバランスよく融合した地域として、若者が定着できるような多様な職業選択の機会を確保しながら、産業振興をはじめ様々な分野で「世界に誇れる岩手」をけん引する重要な役割を發揮していきます。
- ・ 北上川を中心に、早池峰山、焼石連峰、栗駒山などの恵まれた自然環境、多くの温泉資源、平泉や早池峰神楽に代表される文化遺産など強みとなる資源があり、これらを誇りとして、守り、生かしていきます。
- ・ 行財政基盤の強化に向けた、市町村合併や県から市町への権限移譲が進んだ圏域としての強みを生かし、住民に身近な行政サービスを市や町がきめ細かく提供できる「市町優先の行政システム」の実現に取り組み、県南圏域で一体的な行政サービスの提供を図ります。
- ・ 地域の方々やNPOとの協働により、環境の維持・保全活動や公共施設・農業施設の維持管理などの取組が進んでいるという特長を生かしながら、行政と民間との垣根を越え、ものづくりや食産業の分野で行われているネットワークによる取組を様々な分野へ展開し、多様な連繋による自立した地域社会の形成を進めます。

2 第2期プランにおける成果と課題

○ 「I 地域のあらゆる資源を生かしながら、世界に通じる技術と個性ある地域素材が織りなす強い地域産業が躍動する社会の構築」

第2期プランにおいては、雇用環境の改善と若者の地元定着、世界に通用するものづくり基盤の構築、「平泉」を活かした周遊型観光の推進、多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興、安定した農業所得が確保できる経営体の育成、効率的で持続可能な地域林業・林産業の推進、伝統的地場産業の振興及び産業を支える社会資本整備の推進に取り組みました。

その結果、緩やかな景気の回復と産業振興施策の推進による求人の解消、ものづくり総合力強化や産業人材の育成、観光客入込数の東日本大震災津波前の水準への回復、農商工連携等による生産者と食品事業者の販路拡大、集落営農組織の法人化、木材生産量の増大、復興を支え、沿岸地域との交流・連携や物流の円滑化を図る道路ネットワークの構築などがおおむね順調に進みました。

一方、少子高齢化の進展や若者の県外流出等による生産年齢人口の減少等に起因する人手不足、平泉の世界遺産登録効果の希薄化等による観光客入込数の伸び悩み、米など農畜産物価格の低下等による販売額の減少、人工林伐採跡地での再生林の遅れなどの課題があります。

今後は、圏域内における雇用の機会の拡大、働きやすい労働環境の整備、若者や女性など人材の地元定着やU・Iターンの促進、世界に通用するものづくり産業を支える質の高い人

材育成、地域企業の基盤的技術力と競争力の強化、平泉世界遺産をはじめとした多彩な資源を生かした観光振興、多様な食産業事業者のネットワークを活用した企業力向上と取引拡大、市場競争力の高い農畜産物の産地化・ブランド化・高付加価値化、森林資源の維持造成や木材の安定供給、産業を支える道路ネットワークの構築などの取組を進めています。

○ 「Ⅱ 助け合う風土や豊かな自然を大切にしながら、安全で安心して暮らせる住みよい地域社会の形成」

第2期プランにおいては、地域医療・健康危機管理体制の構築、働き盛り年代の生活習慣病予防対策など勤労者が健康で安心して働ける環境づくり、高齢者や障がい者が地域で安心して生活できる地域づくり、社会資本の適切な維持管理と防災対策、環境と共生した持続可能な地域社会の構築、快適で活力あるまちづくりの推進に取り組みました。

その結果、地域医療における地域連携クリティカルパスの導入支援、高齢者に対する地域密着型サービスの充実、障がい者の地域生活への移行、東日本大震災津波の被災箇所の復旧対策、生活排水対策などおおむね順調に進みました。

一方、超高齢社会に向けた医療・介護等が一体となった地域完結型の医療連携体制の充実・強化、脳卒中死亡率と自殺率の低下、自然災害などに備えたハード・ソフト両面からの取組が必要となっています。

また、人口減少や高齢化の進展による労働力不足や後継者不足に伴う地域経済への影響やコミュニティ機能の低下が懸念されます。

今後は、医療・介護等が一体的かつ切れ目なく提供される地域医療体制の構築、生活習慣病予防や心の健康づくりを中心とする勤労者等の心身の健康づくり、子育てしやすい環境の整備、障がい者の自立活動の支援、環境と共生した地域社会の構築、社会資本のメンテナンスサイクルの構築、防災対策等による安全で快適なまちづくりの推進、若者や女性が活躍する活力ある地域社会の形成に向けた取組を推進していきます。

3 振興施策の基本方向（平成27年度から平成30年度まで）

県南広域振興圏の第3期プランにおいては、特に、人口減少問題に対応するために、恵まれた地域資源を最大限活用し、産業の振興による雇用の創出を図るとともに、地域の若者や女性が地域に定着、活躍し、広域的なネットワークや、行政、企業、NPO及び住民等の多様な主体による協働を更に進め、持続可能な地域社会の形成に向けた取組を推進します。

I 地域のあらゆる資源を生かしながら、世界に通じる技術と個性ある地域素材が織りなす強い地域産業が躍動する社会の構築

- 北上川流域地域の工業集積を世界的な視野で一層進めながら、人材の確保・育成、安定した雇用・労働環境の整備と若者の地元定着を図ります。
- 四季折々に表情豊かな自然環境や平泉世界遺産をはじめとした多彩な資源を生かした観光産業の振興、地域の特徴ある食材を生かした食産業の振興、多様なブランドや素材など地域の特性を最大限発揮した農林業の振興を進めます。
- 圏域の産業振興を支え、沿岸圏域など他圏域との交流により、経済波及効果をもたらす交通ネットワークの形成など、社会資本整備を進めます。

重点施策

- 1 雇用・労働環境の整備と若者の地元定着
- 2 世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興
- 3 平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興
- 4 多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興
- 5 経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開
- 6 生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化
- 7 産業を支える社会資本整備の推進

Ⅱ 助け合う風土や豊かな自然を大切にしながら、安全で安心して暮らせる活力ある住みよい地域社会の形成

- 安全で安心して暮らせるように、医療・介護等の連携体制の充実強化や、勤労者や職場における心身の健康づくり、地域の企業等による子育て支援取組の推進、高齢者・障がい者福祉分野でのより一層質の高いサービスの提供、社会資本の維持管理や防災対策、環境と共生する持続可能な循環型社会の構築に取り組みます。
- 活力ある地域社会を形成するために、若者や女性が定住し、活躍できる環境づくりや市町や県と市町の連携などによる広域的な課題への取組を進めるとともに、地域活性化の効果が高い、国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組を推進します。

重点施策

- 8 地域で安心して暮らせる医療の充実と健康づくりの推進
- 9 誰もが安心して生活できる支え合いの地域づくりの推進
- 10 社会資本の維持管理と安全で快適なまちづくりの推進
- 11 環境と共生した持続可能な地域社会の構築
- 12 未来を切り開く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成

※ 上記重点施策の推進に当たっては、下記の観点も重視しながら取り組みます。

◎ 県際連携の推進

県際地域においては、県境を超えた地域づくりの視点が重要であり、重要多様な主体が参加した様々なネットワークの下で、地域資源を相互に共有した取組を促進します。

- 栗駒山や和賀山塊など県際の観光資源を活用した周遊コースの造成など、宮城県・秋田県や関係市町村と連携し、広域的な周遊観光を推進します。
- 鳥インフルエンザ等発生時に迅速かつ適切に対応するため、管内市町等との連携のもと、毎年度、広域支部としての訓練を実施します。
また、基礎情報の共有や発生時の連絡体制の確立など隣接県との連携を強化します。
- 栗駒山については、登山者情報の把握の仕方や効果的な情報伝達のあり方について、早急に検討を進めるほか、噴火シナリオやハザードマップ等の整備に向け、栗駒山周辺地域の県・市町村と連携・調整しながら検討を進めます。
- 国際リニアコライダー（ILC）の建設実現に向けて、県内市町村・東北他県市町

村や関係団体と連携しながら、県民への I L C の普及啓発活動を進めるとともに、広域的なまちづくりの検討を進めていきます。

◎ 圏域連携の推進

産業分野など、広域的なスケールメリットが発揮できる取組については、他の広域振興圏と連携のうえ、取り組んでいきます。

- ものづくりや食産業、広域観光の振興については、多彩な資源を生かした取引、誘客の拡大を図っていきます。
- 物流の円滑化や広域的な観光を推進するための道路ネットワークの構築など産業を支える社会資本の整備を図ります。
- 野生鳥獣による農林業への被害対策については、有害鳥獣の駆除等の取組を広域的に推進します。

4 被災地の復興支援に向けた取組

県南広域振興圏の第3期プランにおいては、ものづくりや、観光、食産業等の分野において、沿岸地域との交流・連携を深め東日本大震災津波からの沿岸地域の本格復興をけん引し、県南圏域として積極的に支援します。

- 産業振興においては、圏域のみならず、沿岸の被災企業も念頭においた取組を進めるとともに、沿岸と内陸部との多様な交流・連携を促進します。
- 社会資本の整備・維持管理においては、復興を支援する災害に強く信頼性の高い交通ネットワークを構築します。
- 東日本大震災津波の経験を踏まえ、大規模災害発生時の地域の災害医療対策等を推進します。
- 放射線物質対策として、圏域内市町や関係機関と連携のうえ、安全・安心な農畜産物等の供給や放射能で汚染された農林業系副産物等の処理などを支援していきます。

主な取組内容

【産業】

- ・ ものづくり人材の育成などの取組は、県南圏域のみならず、沿岸圏域の企業へ広げます。
(重点施策項目No. 2)
- ・ 「平泉」と世界文化遺産登録で共通する「橋野鉄鉱山」や沿岸地域の観光資源を生かした広域観光を推進し、東日本大震災津波からの復興を支援します。
(重点施策項目No. 3)
- ・ 沿岸地域の企業と当圏域の企業が共同で行う製造、開発、販売などのビジネス連携を促進するため、ビジネス交流会を開催するとともに、マッチング活動等の支援を行います。
(重点施策項目No. 4)

【社会資本整備・維持管理】

- ・ 内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路を整備します。（重点施策項目No. 7）
- ・ 地域において、公共施設の維持管理や災害対応を担う建設企業を育成確保するための支援に取り組みます。（重点施策項目No. 10）

【災害対策】

- ・ 東日本大震災津波の経験を踏まえ、負傷者救出のための医療救護や関係機関における情報伝達等が円滑に行われるよう、災害医療訓練を実施します。（重点施策項目No. 8）
- ・ 災害等における県と関係団体等の連携強化を図るため、合同での災害対応訓練等の取組を促進します。（重点施策項目 No. 10）

【放射線対策】

- ・ 牧草等の放射性物質検査を実施し、安全・安心な畜産物の生産・供給を支援するほか、汚染牧草等の焼却処理までの安定保管を支援します。（重点施策項目No. 5）
- ・ 原木しいたけの産地再生を図るため、出荷制限解除に向けた取組を加速させるとともに、安定的な原木の確保などを促進し、原木しいたけ生産の早期本格再開を支援します。（重点施策項目No. 6）
- ・ 放射能で汚染された農林業系副産物や側溝土壌等の処理に対応するため、引き続き技術的な支援や相談等を行うとともに、情報収集や関係機関との連絡調整を行います。（重点施策項目No. 10）

5 ふるさと振興に向けた取組

県南広域振興圏の第3期プランにおいては、「岩手県ふるさと振興総合戦略」に基づき、人口減少への対策として、新たな人の流れを生み出す「ふるさと振興」を展開します。

特に、若者や女性の活躍に主眼を置き、若者や女性が地域に定住し、活躍する魅力と活力ある地域社会を形成する取組を推進します。

- 若者や女性の地元定着や移住・定住の促進により、地域の活力を担う人材を確保するための取組を推進します。
- 若者や女性が活躍できる環境づくりなどにより、移住・定住者を含めた県民一人ひとりが地域の担い手として活躍できるよう取り組みます。

主な取組内容

【岩手で働く】

- 雇用（重点施策項目No. 1）
 - ・ 地元産業界、キャリア教育サポーターとの連携により、小・中・高校が行うキャリア教育への支援を通じて、若者の職業意識の醸成を図ります。
 - ・ 圏域内の事業所訪問による企業情報の収集や、内定者向けセミナーの開催、就職後の新規高卒者採用事業所の訪問活動等により、新規高卒者の就職や職場定着を支援します。
 - ・ 高校生、大学生等の希望就職先を決定するに当たり、教員、生徒・学生等の地域企業の理解を深めることにより、地元就職を促進します。

- ・ 地域企業が希望する人材を確保するため、高校卒業者及びU・Iターン希望者の採用機会を利用できるように、岩手県U・Iターンシステムの登録を働きかけるとともに、時機を捉え、高校卒業者及びU・Iターンシステムの登録を促すとともに、U・Iターン相談窓口を通じて地域企業の情報を提供します。

○ ものづくり（重点施策項目No. 2）

- ・ 企業と連携した高校生等の実践教育を充実させるとともに、ものづくりに関連する体系的な知識やノウハウの蓄積を促し、企業を支える質の高い人材の育成を図ります。
- ・ 「北上川流域ものづくりネットワーク」等の活動を通じて、小中高校生等や教員、保護者の地域企業への理解を深め、地域における若者の地元定着を促進します。
- ・ これからの伝統産業を支える若手経営者や工芸家、職人の育成を図るとともに、伝統産業に関わる事業者のネットワーク活動を支援します。

○ 観光（重点施策項目 No. 3）

- ・ 平泉世界遺産のPRキャラクター「ケロ^{ひら}平」を活用し、平泉世界遺産や県南地域の観光のイメージ向上を図るとともに、若者向けの広報物の作成やSNSなどを活用した若者女性目線での情報発信を行うなど、観光客層に応じた情報発信を戦略的に推進します。

○ 農業（重点施策項目No. 5）

- ・ 農地や技術等の経営資源の円滑な継承に必要な仕組みづくりを進めるとともに、新規就農者の就農から自立・定着までの技術・経営指導等の支援体制を整備するほか、青年・女性農業者のネットワーク化を支援し、経営への積極的な参画を促します。

○ 地域活性化（重点施策項目No. 12）

- ・ 田舎暮らしに魅力を感じる人などに、移住フェアや定住・交流ツアーを通じて県南圏域の魅力を発信して岩手ファンの拡大を図り、定住を促進します。

【岩手で育てる】

○ 雇用（重点施策項目No. 1）

- ・ 仕事と妊娠・出産、子育て、介護等との両立が図られるように、関係機関と連携し、地域企業に各種助成金や認証制度等を周知しながら、仕事と生活が調和した働きやすい労働環境の整備を促進していきます。

○ 福祉（重点施策項目No. 9）

- ・ 市町と連携し、子ども子育て支援新制度による保育サービスの充実を促進することとし、市町に必要な助言支援を行い、子育て世代の多様な保育ニーズに対応するよう努めます。
- ・ 市町と連携し、保護者が昼間家庭にいない小学生が通う「放課後児童クラブ」の利用を促進するほか、不登校の子どもたちの居場所として「フリースクール」を継続して実施するなど児童の健全育成を図ります。
- ・ 子育てしやすい職場環境や地域社会が形成されるよう、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度の普及拡大や「いわて子育て応援の店」の協賛店の拡充に努めます。

○ 地域活性化（重点施策項目No. 12）

- ・ 「いきいき岩手結婚サポートセンター」の利用を促進するなど、結婚を望む若者に対し出会いの場の提供を支援します。

【岩手で暮らす】

○ 地域活性化（重点施策項目No. 12）

- ・ 青年会議所など若者・女性のグループの地域活性化への取組を後押しするなど、若者や女性が行動力やアイデアを生かして活躍できるよう支援します。
- ・ U・Iターン等の移住・定住者、結婚や就職により独立を望む者、新社会人としての生活に不安を感じる高校・大学新卒者等が安心して新たな生活ができるよう住居対策等を進める市町への支援を行います。
- ・ 自治会活動や地域イベント活動などの地域コミュニティ機能の低下がみられる地域については、移住・定住の推進や若者が活躍する地域間の交流機能の確保、NPO法人等の支援などにより、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。
- ・ ふれあい道づくりの計画など市町のまちづくりの計画の策定・実施や空き家対策を支援することなどにより、中心市街地の活性化や賑わいの創出を支援します。
- ・ 市町が取り組む定住自立圏構想を支援するとともに、人口減少対策などの共通課題について政策検討の場を通じて、県と県南圏域市町が連携し取り組みます。
- ・ 国際リニアコライダー（ILC）の建設実現に向けて、県内市町村・東北他県市町村や関係団体と連携しながら、県民へILCの普及啓発活動を進めるとともに、広域的なまちづくりの検討を進めていきます。

1

I 地域産業が躍動する社会の構築

雇用・労働環境の整備と若者の地元定着

1 みんなで目指す姿

県南圏域で就職を希望する方が地域内で就職できるような雇用の機会が拡大されるとともに、仕事と生活の調和がとれた働きやすい労働環境が整備されています。

また、若者、女性、障がい者等の求職者が、それぞれの能力を発揮し、地域の産業を支える人材として職場に定着し、活躍しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎ 県南圏域高卒者の管内就職率	57.8%	58.5%	59.0%	59.5%	60.0%
【目標値の考え方】 県全体における新規高卒就職者の県内就職の増加割合と同率（0.5%）に、県南圏域に就職する割合を高めようとするもの。					

現状

- 当圏域は、北上川流域を中心に工業団地等工業導入基盤の整備が早くから行われ、成長産業として期待される半導体や自動車完成品製造の誘致企業をはじめとした企業立地が進み、関連企業の集積もおおむね順調に推移しています。
特に、自動車関連分野においては、部品等の地元調達率の向上を図り、地域内での受発注の循環と地域企業の受注拡大のため、ものづくり人材の育成研修の実施による地域企業の基盤技術力向上等の取組が行われています。
- 平成 23 年 3 月の東日本大震災津波の影響を受け、雇用情勢が厳しい状況となりましたが、その後の緩やかな景気回復を受け雇用情勢は徐々に改善し、平成 27 年 7 月の県南圏域の有効求人倍率は 1 倍を超えており、多くの業種で人手不足が続いていますが、U・I ターン希望者等の就職をも支援することにより、企業人材を確保していく必要があります。
- また、経済構造の大きな変化に伴い、雇用環境も大きく変化し、期間雇用、パート、臨時などの短期的な雇用が大きな割合を占め、将来の生活設計が可能となる安定的な雇用を求める県民との間に大きなミスマッチが生じており、正規雇用の拡充に向けた取組が求められています。
- 新規高卒者の地域企業への就職率が低下傾向にあることや、地域企業が新規高卒者に求める職業意識・資質等と新規高卒者の実態に乖離が見られることから、地域企業に対する理解を深めることや地域企業ニーズに対応した人材の育成が求められています。また、地域企業においては、魅力ある職場づくりが求められています。
- 女性の有業率は、依然として、子育て環境にある 30 歳代が前後の年代よりも低い状況となっており、仕事と子育てを両立できる労働環境の整備が求められています。
- 民間企業における障がい者の実雇用率（H26 県全体）は、1.93%と最高となったものの、法定雇用率（2.0%）を満たしておらず、引き続き雇用の機会が拡大されることが求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

圏域内における雇用の機会の拡大や、地域企業の魅力発信による採用力強化を支援するとと

もに、働きやすい労働環境の整備を促進します。

また、世界に通用するものづくりの技術力・競争力を有する企業等が求める人材を育成し、社会人としての基礎を築く大事な時期にある高校生等のキャリア教育や就職支援を行うとともに、関係機関が一体となって若者、女性、障がい者等の就業支援を行い、地元定着を促進します。

主な取組内容

① 雇用機会の拡大、労働環境整備の促進 ◆

- ・ ものづくり産業や食産業、観光産業をはじめとした産業振興施策の推進により、雇用の場を創出します。
特に、当圏域における「自動車」、「半導体」、「産業用機械」、「医薬品・医療機器」関連産業等の集積促進や、企業等に対する各種助成制度の周知等の取組により、雇用の拡大に努めます。
- ・ 雇用の質の確保に向け、雇用の維持・正規雇用の拡充、長時間労働の抑制等の「働き方改革」^{※1}の取組や労働条件の改善等について、産業関係団体等への要請活動を実施します。
- ・ 地域企業が希望する人材を確保するため、U・Iターン希望者の採用機会を利用できるように、岩手県U・Iターンシステム^{※2}の登録を働きかけます。
- ・ 地域企業が採用力強化に向けて、それぞれの特色や魅力を発信できるよう支援します。
- ・ 仕事と妊娠・出産、子育て、介護等との両立が図られるように、関係機関と連携し、地域企業に各種助成金や認証制度等^{※3}を周知しながら、仕事と生活が調和した働きやすい労働環境の整備を促進していきます。
- ・ 就労を希望する障がい者が、能力と適性に応じた仕事に就き、地域で自立した生活ができるように、関係機関と連携しながら、事業所訪問等を通じて働きかけます。

② 産業人材の育成、キャリア形成の支援 ◆

- ・ ものづくり分野を中心に、インターンシップや職場研修を支援し、体系的な知識やノウハウの蓄積を促し、企業を支える質の高い人材の育成と活用を図ります。
- ・ 地元産業界、キャリア教育サポーターとの連携により、小・中・高校が行うキャリア教育への支援を通じて、若者の職業意識の醸成を図ります。

③ 若者等の就職、地元定着の促進 ◆

- ・ 圏域内の事業所訪問による企業情報の収集や、内定者向けセミナーの開催、就職後の新規高卒者採用事業所の訪問活動等により、新規高卒者の就職や職場定着を支援します。
- ・ 高校生、大学生等の希望就職先を決定するに当たり、教員、生徒・学生等の地域企業の理解を深めることにより、地元就職を促進します。
- ・ 高校卒業者及びU・Iターンを希望する若者に、時機を捉え、U・Iターンシステムの登録を促すとともに、U・Iターン相談窓口^{※4}を通じて地域企業の情報を提供します。
- ・ 地域ジョブカフェ^{※5}において、個別相談、職業適性診断等のサービスや職業・求人に関する情報を提供し、若者、女性を中心とした求職者の就業を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地域企業等は、雇用の維持・拡大、職場の魅力向上に向けた労働環境の整備、企業内の人材育成に努めます。

学校は、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。特にも、高校においては、地元の産業や企業の理解を深め、進路指導を通じて高校生の就職を支援します。

市町は、産業振興施策の推進による雇用の創出や、地域ジョブカフェ等の就業支援拠点を運営し、求職者の就業を支援します。

公共職業安定所は、職業紹介や職業訓練を通じて、求職者の就業を支援します。

県は、産業振興施策の推進による雇用の創出や、雇用の維持・正規雇用の拡充等に向けた要請、高校生等の就職・定着支援、職場の魅力向上に向けた情報を提供していきます。

県以外の主体	（企業・産業支援機関・団体等） ・雇用の維持・拡大 ・人材確保に向けた採用力強化 ・技術力向上等の人材育成の推進 ・職場の魅力向上に向けた労働環境の改善 ・企業等によるキャリア教育支援（インターンシップ、職場見学等の受入れ、出前授業の実施等） ・キャリア教育ボランティアへの参加	（学校） ・キャリア教育の推進 ・地元産業、企業の理解促進 ・就職指導（生徒と企業のマッチング）
	（公共職業安定所） ・求職者への職業紹介 ・求職者の職業訓練 ・求人の掘り起こし ・雇用維持・正規雇用拡充の要請 ・高校生等の就職支援 ・各種助成制度等の周知 ・離職者等の生活支援（雇用保険）	（市町） ・産業振興施策による雇用の創出、企業誘致 ・雇用維持・正規雇用拡充等の要請 ・離職者等の生活支援 ・求職者の就業支援
県	・産業振興施策による雇用の創出 ・雇用維持・正規雇用拡充等の要請 ・高校生等の就職・定着支援 ・キャリア教育支援 ・企業への意識啓発、各種助成金、認証制度等の周知 ・求職者の就業支援	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																														
	～H26	H27	H28	H29	H30																										
① 雇用機会の拡大、労働環境整備の促進 目標 ◎産業振興施策による雇用創出数（人） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>786</td><td>1,100</td><td>840</td><td>840</td><td>840</td></tr> </table> ・事業所訪問件数（定着支援含む）（件） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>589</td><td>600</td><td>600</td><td>600</td><td>600</td></tr> </table> ・「いわて子育てにやさしい企業等」認証の件数（件）[累計] <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>6</td><td>9</td><td>12</td><td>15</td><td>18</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	786	1,100	840	840	840	H26	H27	H28	H29	H30	589	600	600	600	600	H26	H27	H28	H29	H30	6	9	12	15	18	産業振興施策による雇用創出 雇用の維持・正規雇用等の拡充の要請活動 企業への岩手県U・Iターンシステムの周知 人材確保の現状把握 地域企業の魅力発信に向けた取組 各種助成金、認証制度等の周知 事業所訪問等を通じた障がい者雇用の働きかけ
H26	H27	H28	H29	H30																											
786	1,100	840	840	840																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
589	600	600	600	600																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
6	9	12	15	18																											
② 産業人材の育成、キャリア形成の支援 目標 ◎キャリア教育支援件数（件） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>116</td><td>120</td><td>120</td><td>120</td><td>120</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	116	120	120	120	120	企業の職場研修の支援 高校生の職業講話、インターンシップ等への支援 小中高のキャリア教育の支援																				
H26	H27	H28	H29	H30																											
116	120	120	120	120																											

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
③ 若者等の就職、地元定着の促進 目標 ◎高校支援訪問件数（件） <table border="1" style="margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,048</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1,048	1,000	1,000	1,000	1,000	学校訪問による就職相談、面接指導				
	H26	H27	H28	H29	H30										
	1,048	1,000	1,000	1,000	1,000										
	新卒者雇用事業所訪問による職場定着支援														
	教員等を対象とした企業見学会の実施														
	地域ジョブカフェ等での就業相談等への対応														
就職支援セミナー等の開催															
		高校卒業者等への岩手県U・Iターンシステムへの登録の周知													

※1 働き方改革

「日本再興戦略」改訂2014（H26.6.24閣議決定）において、働き方改革の実現が掲げられ、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等に向けた取組を強化。平成26年9月に、厚生労働大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」が設置され、平成27年1月に、岩手県労働局においても「働き方改革推進本部」が設置され、本県とも連携を図りながら、企業の自主的な働き方の見直しを推進するもの。

2 岩手県U・Iターンシステム

岩手県へU・Iターン就職をしたい方と、人材を求める県内企業とのマッチングを支援するための県が運営する情報提供システム。

3 各種助成金や認証制度等

厚生労働省の雇用関係助成金、くるみん認定制度や、県の子育てにやさしい職場環境づくり助成金、いわて子育てにやさしい企業認証制度等。

4 U・Iターン相談窓口

県外窓口として、職業アドバイザーを配置し無料職業紹介も行っている岩手県Uターンセンター（いわて銀河プラザ内）、県内窓口として、いわてU・Iターンサポートデスク（ジョブカフェいわて内）を県が設置。

5 地域ジョブカフェ

主に若者を対象とした就職支援を行う市が運営する施設。県南圏域には、ジョブカフェはなまき、ジョブカフェさくら（北上市）、ジョブカフェ奥州、ジョブカフェ一関(*)がある。（*市と県との共同運営）

2

I 地域産業が躍動する社会の構築

世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興

1 みんなで目指す姿

世界に通用するものづくり技術力と競争力を有する企業の集積や、それを支える人材の育成や定着が進み、地域の産業や雇用を支えるとともに、県内経済をけん引しています。

また、地域の歴史、自然、風土に育まれた伝統工芸の技が継承されるとともに、消費者から「質の高い伝統的工芸品」のブランドとして支持を得ています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス※ ¹ 等）の製造品出荷額	㉔12,691億円	㉕13,000億円	㉖13,300億円	㉗13,600億円	㉘14,000億円
②南部鉄器及び岩谷堂筆筒の販売額 ※ ²	18.1億円	18.6億円	19.1億円	19.6億円	20.1億円
【目標値の考え方】					
① 平成30年までに過去最高の13,980億円を超えることを目指し、主力産業への集積を着実に推進するもの。					
② 現在の上昇傾向を維持し、平成30年に20億円を超えることを目指すもの。					

現状

- ものづくり産業分野においては、自動車産業をはじめとして県内で最も工業集積が進んでおり、ものづくり関連分野の製造品出荷額が県全体の83.8%、事業所数が68.9%、従業員数が74.6%を占め、本県「ものづくり産業」のけん引役を担っています。
- 一方、少子化による学生・生徒の減少、さらに高専・大学等で育成を進めている人材の県外流出などにより、ものづくり技術の継承と人材の確保、地元定着の促進が喫緊の課題となっています。
- 県内立地企業の地元調達率は十分ではないことから、地域企業の提案力（設計開発）や加工対応力、品質管理能力の向上などのものづくり基盤技術の強化や、地域におけるサプライチェーンの構築が求められています。
- また、こうした地域企業の競争力強化を図りながら、これまでの自動車や半導体関連産業に加え、医療機器や、近い将来実現が期待される国際リアコライダー（ILC）の関連産業などの新産業分野への新規参入や取引拡大、立地環境や交通インフラの整備等を進め、ものづくり基盤をさらに強化していく必要があります。
- 水沢鋳物（南部鉄器）は、中国への輸出に支えられ、販売額の減少に歯止めがかかる一方、岩谷堂筆筒や秀衡塗については、国内消費の低迷により減少傾向が続いています。
- また、伝統産業の従事者の減少や高齢化が進んでいることから、若手の工芸家や職人の育成を図り、伝統産業を将来にわたって支え継承していく人づくりに取り組む必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

世界に通用するものづくり基盤を構築するため、北上川流域ものづくりネットワークや大学

等教育機関などとの連携のもとに、企業を支える質の高い人材の育成、若者の地元定着を促進します。また、ものづくり基盤的技術力の強化やQCD（品質、コスト、納期）水準の向上など、地域企業の競争力強化に取り組むとともに、自動車や半導体関連産業、加速器関連産業などへの新規参入や取引拡大などによる産業の更なる集積に向けた取組を進めます。

また、南部鉄器等の伝統産業の振興を図るため、若手の経営者や工芸家等の育成や技術の継承、商品力やブランドなどの「強み」を生かした販売機会の創出や魅力の発信に取り組めます。

主な取組内容

① ものづくり人材の育成・地元定着の促進 ☆ ◆

- ・ 企業と連携した高校生等の実践教育を充実させるとともに、ものづくりに関連する体系的な知識やノウハウの蓄積を促し、企業を支える質の高い人材の育成を図ります。
- ・ 「北上川流域ものづくりネットワーク」等の活動を通じて、小中高校生等や教員、保護者の地域企業への理解を深め、地域における若者の地元定着を促進します。

② 地域企業の競争力強化の支援 ◆

- ・ 企業の技術者層を対象とした、ものづくり基盤的技術力及びQCD対応力の強化や、経営者及び管理者層を対象としたマネジメント力の向上のための集合研修を実施するとともに、企業のニーズや課題を踏まえたオーダーメイド型の研修などにより、地域企業の競争力向上を図ります。

③ 新規参入・取引拡大による産業集積の促進 ◆

- ・ 企業間のマッチングやグループ化による共同受注などに向けた支援を通じ、自動車や半導体関連産業など本県の中核産業への新規参入や、これらの産業における企業間の取引拡大を図るとともに、当圏域の完成品メーカーなどを中心としたサプライチェーンの構築に取り組めます。
- ・ 国際リニアコライダー（ILC）の実現を見据え、関連産業への参入促進に向けた取組を支援します。

④ 伝統産業の振興 ◆

- ・ これからの伝統産業を支える若手経営者や工芸家、職人の育成を図るとともに、伝統産業に関わる事業者のネットワーク活動を支援します。
- ・ これまで築いてきた商品力やブランドの「強み」を生かしながら販路の拡大を支援するとともに、伝統工芸の魅力発信に取り組めます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

ものづくり企業等は、人材の育成や生産体制の整備等、競争力の強化に努めます。また、伝統産業の事業者は伝統的工芸品等の販路拡大や商品開発などに取り組めます。

教育機関及び産業支援機関は、産学官連携によるものづくり人材の育成・供給や企業の技術力強化支援などに、市町においては工業団地など立地環境の整備による企業支援などを行います。

県においては、「北上川流域ものづくりネットワーク」を中心としながら、優れたものづくり人材を継続して育成し地元定着を図る仕組みづくり、企業の技術力向上や取引拡大の支援、伝統産業における人材育成支援などに取り組めます。

また、「岩手県中小企業振興条例」を踏まえ、中小企業の新たな事業分野の開拓や環境の変化に対応した経営力の向上に向けた支援を行います。

県以外の主体	（企業、事業者等） ・ 集積関連産業への参入、取引拡大 ・ 後継者・ものづくり人材の育成、社内生産体制の整備、産業支援施策の積極的活用 ・ 伝統工芸の継承、新商品の開発、販路拡大 など	（教育機関、産業支援機関） ・ 産学官連携によるものづくり人材の育成、供給 ・ ものづくり企業への技術力強化支援、産業支援機能の強化 ・ 伝統工芸実習等への学生派遣 など
	（市町） ・ 産業支援機関との連携による人材育成 ・ 小中学生を対象とするものづくり教育の充実 ・ 企業誘致活動の推進 ・ 企業立地環境の整備促進、各種優遇制度の適用 ・ 伝統産業関連事業者が行う販路拡大等への支援 など	
県	・ ものづくり人材育成ネットワークの運営、ものづくり人材確保のための総合対策の推進 ・ ものづくり企業の競争力強化支援、産業支援機関連携強化 ・ 集積関連産業の企業間ネットワーク形成、集積促進 ・ 地域企業の集積関連産業への新規参入、取引拡大促進 ・ 企業のニーズ把握 ・ 若手経営者、工芸家、職人等の育成支援 ・ 伝統産業関連事業者等が行う販路拡大、情報発信の支援 など	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																				
	～H26	H27	H28	H29	H30																
① ものづくり人材の育成・地元定着の促進 目標 ◎小中学生の工場見学・出前授業等の実施回数（回） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>54</td><td>67</td><td>70</td><td>73</td><td>76</td></tr> </table> ・ 高校生の技能検定合格者数（人） [H26～累計] <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>419</td><td>800</td><td>1,200</td><td>1,600</td><td>2,000</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	54	67	70	73	76	H26	H27	H28	H29	H30	419	800	1,200	1,600	2,000	小中学校からのキャリア教育の推進、高校生の技能実習 学生、教員、保護者向け地域企業情報の提供 地域における地元定着のモデル事業
H26	H27	H28	H29	H30																	
54	67	70	73	76																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
419	800	1,200	1,600	2,000																	
② 地域企業の競争力強化の支援 目標 ◎生産管理関連講座受講者数（人） [H26～累計] <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>140</td><td>280</td><td>420</td><td>560</td><td>700</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	140	280	420	560	700	企業のQCD対応能力の強化に向けた講習等の実施 地域企業の経営力強化支援										
H26	H27	H28	H29	H30																	
140	280	420	560	700																	
③ 新規参入・取引拡大による産業集積の促進 目標 ・ 新規受注支援件数※ ³ （件） [H26～累計] <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>35</td><td>70</td><td>105</td><td>140</td><td>175</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	35	70	105	140	175	自動車、半導体等中核産業への新規参入、関連企業の取引拡大支援 サプライチェーンの構築										
H26	H27	H28	H29	H30																	
35	70	105	140	175																	

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																				
	～H26	H27	H28	H29	H30																
④ 伝統産業の振興 目標 ◎短期実習受講者数（人）〔H26～累計〕 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>8</td> <td>12</td> <td>16</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> ・展示会への出展事業者数（件） 〔H26～累計〕 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>50</td> <td>75</td> <td>100</td> <td>125</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	4	8	12	16	20	H26	H27	H28	H29	H30	26	50	75	100	125	
H26	H27	H28	H29	H30																	
4	8	12	16	20																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
26	50	75	100	125																	

- ※1 デバイス
I C (集積回路)、ダイオード、トランジスタなど、何らかの特定機能を持った電子部品。
- 2 南部鉄器及び岩谷堂筆筒の販売額
県南圏域の協同組合が毎年度公表している販売額の合計。
- 3 新規受注支援件数
ものづくり関連分野における県、市町及び産業支援機関の支援による新規受注成立件数。

3

I 地域産業が躍動する社会の構築

平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興

1 みんなで目指す姿

平泉世界遺産をはじめとする歴史・文化や、魅力ある自然、食等の多彩な資源を活用し、観光振興を図るとともに、平泉世界遺産の普遍的な価値を生かした地域づくりが進められ、国内外から多くの人々が圏域を訪れています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎ 県南圏域の観光入込客数（延べ人数）	1,127.2 万人	1,128.1 万人	1,129.0 万人	1,129.9 万人	1,130.8 万人
【目標値の考え方】 平成 26 年を基準年(1,127.2 万人)として、国内人口が減少する傾向の中、観光入込客数においては、国内観光客は現状の維持を目指し、外国人観光客は、平成 27 年以降、平成 25 年から平成 26 年の増加傾向を維持し、年 0.9 万人の増加を目指すもの。 注) 観光客入込数(延べ人数)は、国が定めた「観光客入込客統計に関する共通基準」に基づく延べ人数。(歴年集計)					

現状

- 平成 26 年の県南圏域の観光客入込数は、1,127.2 万人回(県全体での 1 人当たりの平均宿泊数は 1.17 泊)であり、東日本大震災津波前(平成 22 年)の状況まで回復しています。観光振興により地域を更に活性化させるためには、宿泊者数を増やす必要があり、広域的な周遊滞在型観光の推進が求められます。
- 国内人口が減少する中、今後、当圏域の観光客入込数を増やすためには、海外からの誘客拡大が重要です。
台湾からの観光客は東日本大震災津波前の状況に回復していますが、韓国や中国からの入込数は回復していません。このため、東アジアや他国から誘客を拡大することが必要です。
- 「平泉の文化遺産」は、平成 23 年 6 月に世界文化遺産として登録され、平成 26 年 3 月には、平泉世界遺産を将来の世代に継承し、これを保存・活用した地域振興を図るため「平泉世界遺産の日条例」を制定しました。
- 釜石市の「橋野鉄鉱山」が「明治日本の産業革命遺産」の構成資産として平成 27 年 7 月に世界文化遺産に登録されました。また、当圏域においては、東稲山山麓地域の世界農業遺産の認定に向けた取組が進められています。
- 観光客のニーズは、これまでの祭りや旧所名跡の見学などに加え、「食」「体験」などと多様化しており、農業、食産業などとも連携し、地域の多彩な資源を活用することが必要です。
- 第 71 回国民体育大会・第 16 回全国障害者スポーツ大会、ラグビーワールドカップ 2019 が本県を会場に開催されるとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等が開催されます。こうした各種スポーツ大会の開催の機会を捉えて誘客の取組を進める必要があります。
- 北海道新幹線や自動車専用道路などの交通インフラの整備や、いわて花巻空港と台湾を結ぶ国際定期便就航への取組など、交通ネットワークの整備の取組が進められています。本県では、主要な観光地が点在することから、空港や駅からの二次交通の確保や主要観光ルートにある「道の駅」などを活用することが必要です。
- にぎわいがあり、誰もが訪れやすくなるような地域を目指すには、情報発信を強化するとともに、宿泊施設、観光施設等でのホスピタリティーの向上や、ICT^{※1}環境の充実を図ることが必要です。

- 東北観光推進機構^{※2}が外国人観光客を東北地方への誘客を目指した「日本の奥の院・東北探訪ルート」形成計画を策定し、平成27年6月に国から広域観光周遊ルートとして認定を受けました。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

平泉世界遺産をはじめ地域の多彩な観光資源を活用した広域的な周遊滞在型観光を推進し、住民が誇れる地域を目指すとともに、ホスピタリティー向上を図る人材育成、二次交通の確保など受入態勢整備に加えて、観光客層に応じた観光情報の発信や誘客活動に取り組みます。

外国人観光客を誘致するため関係機関と連携した情報発信や、ICT環境の整備などの受入態勢整備に取り組みます。また、いわて花巻空港と台湾を結ぶ国際便を活用し、岩手と台湾の交流人口の拡大につながる取組を促進します。

主な取組内容

① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり ☆ ◆

- ・ 平泉世界遺産を核とした地域の観光を推進するとともに、同遺産と県内外の観光地を結ぶ広域的な周遊滞在型観光ルートを推進します。また、「平泉世界遺産の日」(6月29日)の制定の趣旨を踏まえ、シンポジウムの開催などを通じて同遺産の普遍的価値の普及・浸透を図り、地域の活性化を推進します。
- ・ 「平泉」と世界文化遺産で共通する「橋野鉄鉱山」や沿岸地域の観光資源を生かした広域観光を推進し、東日本大震災津波からの復興を支援します。
- ・ 東稲山山麓地域が持つ豊かな農村の魅力が広く伝わるよう、世界農業遺産への認定の取組を支援するとともに、農村における地域活性化と観光資源としての魅力向上を図ります
- ・ 栗駒山や和賀山塊など県際の観光資源を活用した周遊コースの造成など、宮城県・秋田県や関係市町村と連携し、広域的な周遊観光を推進します。
- ・ これまでの平泉や早池峰神楽などの「文化遺産」、「祭り」「自然」などの地域の多様な素材や「偉人」「地域ゆかりの著名人」などの足跡を生かした観光に加え、観光客の多様なニーズを取り入れたグリーンツーリズム^{※3}等の体験型観光や工場見学等の産業観光など、地域の多彩な資源を観光に活用した取組を推進します。
- ・ 各種スポーツ大会などの開催を契機にスポーツツーリズム^{※4}を促進するとともに、各種学会・大会の誘致など、交流人口の拡大に結びつく取組を支援します。
- ・ 主要観光地間の「道の駅」などにおいて、周辺観光の促進に取り組みます。

② 観光人材の育成や二次交通などの受入態勢の整備 ◆

- ・ 公共交通機関やレンタカー事業者などと連携し二次交通の確保の取組を支援します。
- ・ 観光施設従事者のホスピタリティー向上を図る人材育成の取組などを支援します。
- ・ Wi-Fi等の整備やユニバーサルデザイン化の推進など、観光客の利便性向上を図り、誰もが観光を楽しめるよう、受入態勢の整備の取組を支援します。

③ 効果的な情報発信と誘客活動の推進 ◆

- ・ 平泉世界遺産のPRキャラクター「ケロ^{ひら}平」を活用し、平泉世界遺産や県南地域の観光のイメージ向上を図るとともに、若者向けの広報物の作成やSNS^{※5}などを活用した若者女性目線での情報発信を行うなど、観光客層に応じた情報発信を戦略的に推進します。
- ・ 各種スポーツ大会や各種イベントを活用し、地域の観光の魅力を情報発信します。
- ・ 隣接圏域である仙台圏や誘致企業本社が多い中京圏での誘客活動を行うとともに、北海道などの学校に対し教育旅行の誘致に取り組むなど、対象を明確にして効率的な誘客に取り組みます。

④ 国際観光の振興 ◆

- ・ 海外の旅行者や外国人観光客に情報発信するインバウンド商談会や国際旅行博の参加情報を東北観光推進機構などと連携し、引き続き各市町や関係機関と共有し、誘客活動を支援します。
- ・ 観光案内板の外国語表示や外国人からのニーズの高いWi-Fiの設置やカード決済の普及、免税店の設置の取組を支援するとともに、観光事業者を対象としたインバウンド研修会の開催などを通じて受入態勢の整備を促進します。
- ・ 台湾からの本県への誘客を図るとともに、本県と台湾との学校や企業・団体等の交流を促進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

観光事業者等は、ホスピタリティーの向上、受入態勢の整備や魅力的な商品開発などに、行政と適切な役割分担のもと、連携して取り組んでいきます。

また、市町・観光協会は、地域における各取組主体相互の連携・協働をコーディネートするなど、地域資源の発掘や受入態勢の整備を推進します。

県は、広域的な観光産業間の連携、市町との事業調整など、地域全体が元気になる観光産業の振興を図ります。

県以外 の主体	（商工団体、観光事業者等） <ul style="list-style-type: none"> ・ ホスピタリティー向上、受入態勢の整備 ・ 地域資源を活用した旅行商品の造成 ・ 情報発信力の強化 	（市町、観光協会） <ul style="list-style-type: none"> ・ 「平泉の文化遺産」の保存・活用推進 ・ 地域資源の発掘 ・ 受入態勢の整備など
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「平泉の文化遺産」活用推進組織の運営、事業の調整、実施 ・ 教育旅行誘致に係る圏域の情報発信 ・ 他圏域との調整や県際連携の推進など ・ 観光産業間などの連携のコーディネート ・ 外国人を含む観光客の動態把握（発地、入込状況等） 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 地域資源を生かした魅力ある観光地づくり 目標 ◎県南圏域での宿泊者数（千人）	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>2,295.0</td> <td>2,344.0</td> <td>2,347.1</td> <td>2,364.5</td> <td>2,388.2</td> </tr> </table>					H26	H27	H28	H29	H30	2,295.0	2,344.0	2,347.1	2,364.5	2,388.2
H26	H27	H28	H29	H30											
2,295.0	2,344.0	2,347.1	2,364.5	2,388.2											
	平泉とその先への周遊滞在型観光の推進														
	平泉の普遍的な価値を生かした地域づくりの推進														
	観光客のニーズの多様化に対応した地域資源の活用推進														
	橋野鉄鉦山など他圏域との連携と秋田・宮城県との県際連携の推進														
	スポーツツーリズムの促進・各種学会・大会の誘致														
	道の駅などを活用した周遊情報の発信														

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>② 観光人材の育成や二次交通などの受入態勢の整備</p> <p>目標 ◎ホスピタリティー向上セミナー等受講者数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	50	50	50	50	<p>二次交通確保の取組を支援</p> <p>ホスピタリティー向上を図る人材の育成支援</p> <p>ICT環境の整備、ユニバーサルデザイン化等の受入態勢整備の支援</p>				
H26	H27	H28	H29	H30											
0	50	50	50	50											
<p>③ 効果的な情報発信と誘客活動の推進</p> <p>目標 ◎県南圏域の教育旅行客入込数（千人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>91.5</td> <td>97.1</td> <td>102.7</td> <td>108.3</td> <td>113.9</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	91.5	97.1	102.7	108.3	113.9	<p>各種スポーツ大会等を活用した情報発信</p> <p>仙台圏や中京圏での誘客活動</p> <p>教育旅行誘致のためのエージェンツ訪問及び情報提供</p>				
H26	H27	H28	H29	H30											
91.5	97.1	102.7	108.3	113.9											
<p>④ 国際観光の振興</p> <p>目標 ◎県南圏域の外国人観光客入込数（千人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>37.9</td> <td>46.7</td> <td>55.6</td> <td>64.4</td> <td>73.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※従業員10名以上の施設</p>	H26	H27	H28	H29	H30	37.9	46.7	55.6	64.4	73.3	<p>インバウンドセミナー等の開催</p> <p>外国人観光客受入態勢の整備支援</p> <p>台湾との学校交流や、企業・団体交流の支援促進</p>				
H26	H27	H28	H29	H30											
37.9	46.7	55.6	64.4	73.3											

関連する計画

- 「平泉の文化遺産」活用推進新アクションプラン^{※6}（計画期間 平成27年～平成31年）

※1 ICT（Information and Communication Technology）

「情報通信技術」の略であり、IT（Information Technology）とほぼ同義の意味を持つが、コンピュータ関連の技術をIT、コンピュータ技術の活用に着目する場合はICTと、区別して用いる場合もある。

2 東北観光推進機構

東北の観光の認知度向上と、国内外の観光客等の誘致を推進し、観光産業の振興と東北経済の発展に寄与することを目的に、平成19年6月に設立された組織（東北6県、新潟県、仙台市、（一社）東北経済連合会、JR、大手旅行会社等が加入）。

3 グリーンツーリズム

農山漁村と都市との交流等による農山漁村の活性化を目的に、農山漁村において、農地や森林、海洋などの生産基盤、農林水産物、景観、歴史、伝統文化、地域固有の産業、その他地域資源を介して行われる多様な交流活動。

4 スポーツツーリズム

交流人口の拡大や地域経済への波及効果を目的に、スポーツ参加者や観戦者が観光地を周遊するなど、スポーツと観光を組み合わせた新しい魅力を創出する取組。

5 SNS（Social Networking Service）

インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。

6 「平泉の文化遺産」活用推進新アクションプラン

「平泉の文化遺産」を訪れる方々に、地域の魅力を感じていただくよう、遺産を活用した地域振興策として取り組むべき事項を示したもの（平成27年3月 岩手県世界遺産保存活用推進協議会策定）。

4

I 地域産業が躍動する社会の構築

多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興

1 みんなで目指す姿

南いわて食産業クラスター形成ネットワーク※¹を中心とした多様な事業者の活動等により、地域の食産業全体の活性化や競争力の強化が図られています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎食料品製造出荷額	㉕730 億円	㉖737 億円	㉗744 億円	㉘752 億円	㉙760 億円
【目標値の考え方】 県外との経済交流の促進、食と観光を生かした新たなビジネスの創出、食産業ネットワークを活用した企業支援等を通じ、東日本大震災津波の影響により落ち込んだ食料品製造出荷額を平成 30 年度までに東日本大震災津波前の水準にすることを旨とする。					

現状

- 県全体の食品製造業において、県南圏域の事業所数の割合は 34%、従業員数の割合は 28%、出荷額の割合は 23%（730 億円、平成 25 年度）を占め、他圏域に比べ事業規模が小さく、全国展開している中核企業が少ないため、企業力向上や販路拡大のための取組が求められます。
- 当圏域では、一次産業と二次・三次産業との連携を目指し、産学官等からなる「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」が組織され、その会員数は設立時（平成 20 年度）の 87 から現在は 300 を超えており、今後、会員相互の連携による取組の更なる活発化が期待されます。
- 県全体で取り組んでいる東京、大阪、福岡への販路拡大に加え、当圏域では身近な大消費地である仙台圏や、管内ものづくり企業との連携による名古屋圏での販路拡大に取り組んでおり、これらの取組を更に拡大していく必要があります。
- 沿岸地域の食産業事業者等と連携し、県外に対してオール岩手による一体的な販路拡大を推進することにより、沿岸地域の復興に寄与することが期待されます。
- 花巻ひえカレー、北上コロッケ、奥州はっと、一関もち、いちのせきハラミ焼など地域の食材を生かしたご当地グルメによるまちおこしの取組が活発に行われており、これらの取組の一層の発展が期待されます。
- 当圏域には平泉世界遺産など県を代表する観光スポットがあり、第 71 回国民体育体会・第 16 回全国障害者スポーツ大会など様々なイベントを通じて、今後、国内外から多くの方が管内を訪れることから、こうした機会をとらえ、食と観光を生かした新商品開発や地域ブランドの確立が求められます。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」の活動を通じて、農産物や食品などの付加価値向上やアドバイザー派遣等による企業力向上を推進するとともに、仙台圏や名古屋圏など県外への販路拡大や沿岸地域とのビジネス交流による取引拡大を積極的に推進します。また、食と観光の連携による新商品開発などの地域ブランドづくり等を積極的に支援します。

主な取組内容

- ① 「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」を生かした企業力向上の支援 ◆
 - ・ 当圏域の食産業振興の基盤として、地域の生産者、食品企業、大学・試験研究機関、金融機関、行政等による連携活動を、より一層充実させます。
 - ・ 会員企業がお互いの経営資源を活用し、製造、開発、販売等に共同で取り組むビジネス連携を支援することにより、企業力向上や競争力強化を図ります。また、地域の農林水産業と商工業等との連携（農商工連携）を強化します。
 - ・ 会員企業へのアドバイザー派遣等により、次世代経営者等の人材育成や生産性向上など経営課題解決等の支援を行います。
- ② 「地域食材」を生かした取引拡大の促進 ☆ ◆
 - ・ 地域の農産物やその加工食品等について、県全体で取り組んでいる東京、大阪、福岡への販路拡大に加え、近隣商圏である仙台圏で商談会等を実施するとともに、管内ものづくり企業を通じてつながりを深めている名古屋圏において、社員食堂への食材・メニュー提供や商談会等を実施し、販路拡大を促進します。
 - ・ 食品企業等が求める食材や地域の農産物の生産状況などを把握しながら、食材取引の拡大を支援します。また、「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」会員間の連携等による県内外への販路拡大を支援します。
 - ・ 沿岸地域の企業と当圏域の企業が共同で行う製造、開発、販売などのビジネス連携を促進するため、ビジネス交流会を開催するとともに、マッチング活動等の支援を行います。
- ③ 「食と観光」を生かした地域ブランド確立の支援 ◆
 - ・ 地域の特色ある資源（二子さといも（北上）、雑穀（花巻）、もち食（一関）など）を核としたご当地グルメなど、食と観光の結びつきによる新商品の開発や地域ブランドの確立に向けて、推進体制の整備、新商品開発、生産管理、販路拡大などを総合的に支援します。
 - ・ 平泉世界遺産などの観光客をはじめ、第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会やラグビーワールドカップ2019の来県者など、国内外から訪れる多くの方を対象とした、土産品やメニューの開発など、食と観光の連携による魅力ある商品づくりを積極的に支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

企業・事業者は、食産業ネットワークへの参画とともに新商品開発、販路拡大に取り組みます。
 市町は、関係団体と連携して食材取引に関する情報提供や取引支援に取り組みます。
 県は、産学官金が参画する協働のネットワークの充実・強化や県外の販路拡大支援、食と観光を生かしたビジネス機会の創出に取り組みます。

県以外の主体	<p>（食品事業者、農業生産法人、商工関係団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食産業ネットワークへの参画 ・ 求める食材の情報提供、食材取引の講座等参加 ・ 経営基盤の強化、商品ブランドの確立 ・ 新商品やメニューの開発、販路の拡大など 	<p>（市町）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食産業ネットワークへの参画 ・ 食材取引に関する情報提供・相談・取引支援 ・ 関係情報の提供、関係機関等の連携支援 ・ 地域主体の新たなビジネス展開といった複合的な取組の支援など
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食産業ネットワークの運営支援 ・ 販路拡大に関する情報提供・相談・取引支援等 ・ 商品づくり相談会・商談会・研修会等の開催 ・ 地域食材を活用した地域主体の取組支援など ・ 食産業ネットワークを活用したビジネス交流会や、企業間のマッチング活動への支援 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																				
	～H26	H27	H28	H29	H30																
<p>① 「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」を生かした企業力向上の支援</p> <p>目標</p> <p>◎連携プロジェクト支援件数（件） （新規/累計）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>12</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ネットワーク組織参加団体数（団体）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>305</td> <td>320</td> <td>335</td> <td>350</td> <td>365</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	3	6	9	12	15	H26	H27	H28	H29	H30	305	320	335	350	365	<p>運営委員会・総会等ネットワーク活動の推進</p> <p>研究会活動・企業連携活動の支援</p> <p>当圏域外企業のネットワーク活動への参画支援</p> <p>メルマガによる情報発信</p> <p>食品企業等の企業力強化の取組支援</p>
H26	H27	H28	H29	H30																	
3	6	9	12	15																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
305	320	335	350	365																	
<p>② 「地域食材」を生かした取引拡大の促進</p> <p>目標</p> <p>◎各種フェア商談会参加企業数（件） [累計]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>214</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	214	400	600	800	1,000	<p>多様な販路拡大・取引などの取組支援</p> <p>地域食材の情報提供・相談・取引支援</p> <p>食の安全安心への普及啓発及び販売PR</p>										
H26	H27	H28	H29	H30																	
214	400	600	800	1,000																	
<p>③ 「食と観光」を生かした地域ブランド確立の支援</p> <p>目標</p> <p>◎ご当地グルメ取扱店舗数（件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>147</td> <td>151</td> <td>155</td> <td>159</td> <td>162</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	147	151	155	159	162	<p>ご当地グルメなど食と観光の連携の取組支援</p> <p>国体等を契機としたお土産品やメニュー開発等支援</p>										
H26	H27	H28	H29	H30																	
147	151	155	159	162																	

※1 南いわて食産業クラスター形成ネットワーク（通称：食クラネット）
 食に関わる農業生産法人等生産者、食品企業、大学等試験研究機関、行政及び商工会議所、JA等関係機関、金融機関で平成19年6月18日設立。会員数は315法人・組織・団体（平成27年8月1日現在）。ビジネスチャンスの拡大、新たなビジネスパートナーとの出会い、新規分野参入の加速化と人材育成を支援。
 参考 産業クラスター：「特定地域の特定の産業分野で、企業、大学、産業活動の支援機関などが、様々な連携と競争を行って、そこから次々と新商品が生まれ、企業が創出・成長する状態」をいう。本来、クラスターとは「ブドウの房」の意味。

5

I 地域産業が躍動する社会の構築

経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開

1 みんなで目指す姿

農地、技術などの経営資源の着実な継承・活用により、地域農業を支える経営体が安定した農業所得を確保するとともに、消費者や実需者に支持される農畜産物の産地化、ブランド化や、高付加価値化が進み、岩手をリードする地域農業が展開されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎農畜産物の販売額	775億円	776億円	777億円	778億円	779億円
【目標値の考え方】 水田を活用した土地利用型作物や園芸、畜産の生産性向上に加え、米・園芸・畜産等のブランド化や、高付加価値化等により、農畜産物の販売額の増加を目指すもの。					

現状

- 「地域農業マスタープラン」*¹は、県南圏域内の全ての地域で策定（171プラン）されており、このプランに基づく地域自らの担い手育成や農地の集積・集約化等の活動を促進する必要があります。
- 認定農業者*²（3,840経営体）については、経営改善計画の達成率が低く（33%）、計画達成に向け、規模拡大等の取組を一層進める必要があります。また、集落営農組織（309組織）については、法人化等の経営発展を促進する必要があります。
- 新規就農者は、毎年90人前後で推移しており、早期自立に向けた技術習得や経営の安定化を支援するとともに、青年・女性農業者の経営参画等を促し、地域農業の維持・発展を図る必要があります。
- 米については、極良食味の県オリジナル新品種が開発され、その主産地としてブランド化の取組が重要です。また、米価下落に対応し、生産費の一層の低減や米以外の品目の導入・拡大等が必要です。
- 園芸及び畜産については、生産者の高齢化による規模縮小や離農が進んでおり、産地の維持・拡大に向けて、雇用の確保や外部支援組織の活用等による経営規模拡大等を図る必要があります。
- 県南圏域においては、日本穀物検定協会の最高ランク「特A」を20回獲得している「県南ひとめぼれ」や、「前沢牛」、「江刺りんご」等の地域ブランド*³の更なる評価向上のほか、所得向上に向けた農畜産物の高付加価値化の取組が必要です。
- 農村地域では、高齢化や人口減少が進んでいるため、農業・農村が有する多面的機能の維持・増進に向け、地域住民等の協働により、農地等の保全管理を進めていく必要があります。
- 原子力発電所事故に伴う放射性物質対策については、消費者に安全・安心な農畜産物を提供するため、放射性物質検査等に引き続き取り組んでいく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地域農業を支える経営体を育成するため、経営資源が円滑に継承される仕組みづくりに取り組むとともに、認定農業者等の経営能力の向上、経営の効率化・規模拡大、新規就農者の確保・育成、青年・女性農業者の経営参画等を促進するとともに、生産基盤の整備を推進します。

また、市場競争力の高い農畜産物の産地化を進めるため、県オリジナル水稲新品種のブランド化や、稲作生産コストの低減、園芸・畜産の大規模経営体の育成、新たな品目や新技術の導

入等を図るとともに、地域の農畜産物の一層のブランド化や、地域資源を活用した6次産業化を促進します。

さらに、地域住民等の協働により、農村資源や環境の維持・保全を促進します。

主な取組内容

① 地域農業を力強くけん引する経営体の育成 ◆

- ・ 「地域農業マスタープラン」に基づく中心経営体への農地の集積・集約化を促進するとともに、生産基盤の整備や、機械・施設等の導入を支援し、効率的な作業や生産性の向上等を図ります。
- ・ 認定農業者、集落営農組織等の法人化など、経営発展に向けた研修会や指導等を実施し、安定的に農業所得が確保できる経営体の育成を図ります。
- ・ 農地や技術等の経営資源の円滑な継承に必要な仕組みづくりを進めるとともに、新規就農者の就農から自立・定着までの技術・経営指導等の支援体制を整備するほか、青年・女性農業者のネットワーク化を支援し、経営への積極的な参画を促します。

② 市場競争力の高い農畜産物の産地化の促進 ☆ ◆

- ・ 県オリジナル水稲新品種「岩手118号」及び「岩手107号」のブランド化に向け、全国トップクラスの高品質・良食味米が生産できる栽培技術を指導します。また、稲作低コスト生産技術の普及や、土地利用型作物・加工業務用野菜等の導入・拡大等により、水田農業の生産性の向上を図ります。
- ・ 園芸については、安定生産・省力化技術の導入や、大規模団地の形成、雇用確保等により大規模経営体の育成を図るとともに、果樹・花きの計画的な新改植等により、産地拡大と生産性向上を図ります。
- ・ 畜産については、冬期屋外飼養等の新技術の導入等による生産性の向上を図るとともに、キャトルセンター^{※4}等外部支援組織の機能強化等により規模拡大を促進し、大規模経営体の育成を図ります。また、牧草等の放射性物質検査を実施し、安全・安心な畜産物の生産・供給を支援するほか、汚染牧草等の焼却処理までの安定保管を支援します。

③ 農畜産物のブランド化・高付加価値化の促進 ◆

- ・ 市町、JA、生産者、企業等と連携した販売促進フェアの開催等により、水稲新品種「岩手118号」や「前沢牛」等地域ブランドの評価向上に取り組みます。
- ・ 加工技術や販路に係る相談会・研修会の開催や、農商工連携・農福連携等による商品開発の促進、産地直売施設の運営改善指導等により、6次産業化を促進します。

④ 地域協働による農村資源の保全 ◆

- ・ 日本型直接支払制度等を活用し、地域協働による農地・水路等の生産基盤の保全管理や、環境保全型農業の取組を支援します。
- ・ 地域住民や企業等が参画したアドプト協定^{※5}の締結を促進し、農業用水利施設の維持管理体制づくりを支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

生産者や農業団体等は、「地域農業マスタープラン」の実現に向けた実践活動や、産地の維持・拡大のための新規栽培者の確保・育成、農畜産物の生産販売拡大に取り組むほか、農地等の農村資源の維持・保全などに取り組めます。

市町は、生産者・農協等の産地づくりや、認定農業者・集落営農組織の経営発展、新規就農者の確保・育成、地域ブランドの評価向上、日本型直接支払制度の活用などを支援します。

県は、市町や農協等と連携して、地域農業を支える経営体の経営発展や、青年・女性農業者の経営参画等を促進するとともに、生産基盤の整備や機械・施設導入、地域ブランドの評価向上、6次産業化、日本型直接支払制度の活用などを支援します。

県以外 の主体	<p>(生産者・農業団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域農業マスタープラン」の実現に向けた実践活動（生産者） 生産者への営農指導、雇用確保支援等による生産拡大（生産者、JA、農業振興協議会） 新規栽培者の確保、育成（生産者、JA） 農畜産物の有利販売への取組（生産者、JA） 地域ブランドの育成、販促活動（生産者、JA、農業振興協議会） 6次産業化の取組（生産者、JA） 日本型直接支払制度の活用やアドプト協定の締結等による農村資源の維持・保全（生産者、企業） 	<p>(市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定農業者等の経営計画策定支援 集落営農組織の設立や法人化への合意形成支援 新規就農者の確保・育成に係る体制整備・強化 生産基盤整備や機械・施設導入等に対する支援 6次産業化の取組支援 地域ブランドの評価向上対策の企画、支援 日本型直接支払制度の活用支援
県	<ul style="list-style-type: none"> 「地域農業マスタープラン」の実践支援 地域農業を支える経営体に対する技術・経営指導、法人化、雇用確保等の支援 新規就農者の確保・育成に係る体制整備、青年・女性農業者のネットワーク化等への支援 生産基盤整備の実施、機械・施設導入等に対する支援 地域ブランドの評価向上に向けた事業等の企画、支援 6次産業化の取組に係る課題解決支援 日本型直接支払制度の活用支援 アドプト協定の締結支援 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																																				
<p>① 地域農業を力強くけん引する経営体の育成</p> <p>目標</p> <p>◎リーディング経営体^{※6}の育成対象数（経営体）[累計]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>6</td><td>12</td><td>14</td><td>16</td><td>18</td></tr> </table> <p>・集落型農業法人数（法人）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>90</td><td>107</td><td>121</td><td>138</td><td>153</td></tr> </table> <p>・認定新規就農者数（人/年）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>36</td><td>29</td><td>29</td><td>29</td><td>29</td></tr> </table> <p>・水田整備率^{※7}（%）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>54.1</td><td>54.2</td><td>54.4</td><td>54.6</td><td>54.8</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	6	12	14	16	18	H26	H27	H28	H29	H30	90	107	121	138	153	H26	H27	H28	H29	H30	36	29	29	29	29	H26	H27	H28	H29	H30	54.1	54.2	54.4	54.6	54.8	<p>リーディング経営体候補の認定農業者等への経営改善に向けた技術・経営指導</p> <p>経営拡大に意欲のある認定農業者等に対する経営発展に向けた研修会等の開催及び参加誘導</p> <p>法人化に向けた集落の合意形成等の促進</p> <p>集落営農の経営上の課題（園芸導入、農地の集積・集約化等）解決に向けた技術・経営指導</p> <p>就農促進のための支援体制の整備</p> <p>支援体制の強化（受入品目や、受入経営体の拡充）</p> <p>新規就農に対する各種支援制度の活用促進</p> <p>ほ場整備事業の計画的な実施</p>
H26	H27	H28	H29	H30																																					
6	12	14	16	18																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
90	107	121	138	153																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
36	29	29	29	29																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
54.1	54.2	54.4	54.6	54.8																																					

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																																				
<p>② 市場競争力の高い農畜産物の産地化の促進</p> <p>目標</p> <p>◎「岩手118号」作付面積（ha）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>100</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 水稲の直播栽培面積（ha）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>590</td> <td>775</td> <td>790</td> <td>825</td> <td>860</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎系統園芸販売額（百万円/年）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7,910</td> <td>7,988</td> <td>8,067</td> <td>8,146</td> <td>8,250</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎繁殖牛21頭以上の経営体数（経営体）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>124</td> <td>134</td> <td>143</td> <td>154</td> <td>164</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	0	0	100	600	H26	H27	H28	H29	H30	590	775	790	825	860	H26	H27	H28	H29	H30	7,910	7,988	8,067	8,146	8,250	H26	H27	H28	H29	H30	124	134	143	154	164	<p>現地栽培試験</p> <p>栽培研究会の設立</p> <p>栽培研究会による技術向上</p> <p>栽培マニュアルを活用した一般栽培への技術指導</p> <p>大規模実証の実施、研修会の開催等による低コスト生産技術の普及</p> <p>安定生産・省力化技術の導入、加工業務用野菜等新たな品目の導入、計画的な新改植の推進、機械・施設の導入支援</p> <p>キャトルセンター、公共牧場の活用、コントラクター^{※8}等の育成、新技術の導入指導、機械・施設の導入支援</p> <p>牧草等の放射性物質検査、汚染牧草等の焼却処理までの安定保管</p>
H26	H27	H28	H29	H30																																					
0	0	0	100	600																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
590	775	790	825	860																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
7,910	7,988	8,067	8,146	8,250																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
124	134	143	154	164																																					
<p>③ 農畜産物のブランド化・高付加価値化の促進</p> <p>目標</p> <p>◎地域ブランドの販売額（百万円/年）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,259</td> <td>6,270</td> <td>6,300</td> <td>6,333</td> <td>6,366</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 産直施設の年間販売額（百万円/年）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,745</td> <td>4,870</td> <td>4,912</td> <td>4,974</td> <td>5,026</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	6,259	6,270	6,300	6,333	6,366	H26	H27	H28	H29	H30	4,745	4,870	4,912	4,974	5,026	<p>「岩手118号」の消費者PR</p> <p>関係機関・団体と連携した販売促進フェア等の開催支援</p> <p>産直のマーケティングや商品開発等に係る指導、機械・施設の導入支援</p>																				
H26	H27	H28	H29	H30																																					
6,259	6,270	6,300	6,333	6,366																																					
H26	H27	H28	H29	H30																																					
4,745	4,870	4,912	4,974	5,026																																					
<p>④ 地域協働による農村資源の保全</p> <p>目標</p> <p>◎日本型直接支払制度取組面積（ha）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47,403</td> <td>50,582</td> <td>50,857</td> <td>51,133</td> <td>51,408</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	47,403	50,582	50,857	51,133	51,408	<p>制度改正に伴う住民説明、市町等への事務支援</p> <p>生産者組織による農地・水路等の保全管理の促進</p>																														
H26	H27	H28	H29	H30																																					
47,403	50,582	50,857	51,133	51,408																																					

関連する計画

- ・ いわての美味しいお米生産・販売戦略（計画期間 平成27年度～平成29年度）
- ・ 岩手県野菜産地成長ビジョン（計画期間 平成26年度～平成30年度）
- ・ 岩手県花き振興計画（計画期間 平成27年度～平成30年度）
- ・ 岩手県果樹農業振興計画（計画期間 平成23年度～平成32年度）
- ・ 岩手県酪農・肉用牛生産近代化計画（計画期間 平成23年度～平成32年度）
- ・ 希望郷いわての農業農村整備計画（計画期間 平成21年度～平成30年度）

県南圏域重点施策 No. 5 経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開

- ※1 地域農業マスタープラン
集落段階での話し合いに基づき、地域の中心となる個別経営体、集落営農組織への農地集積、中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を記載した計画で、市町村等が策定。
- 2 認定農業者
「農業経営改善計画」を市町村に提出し、市町村長から「農業経営基盤強化促進法」に基づく認定を受けた農業者。
- 3 地域ブランド
各地域の銘柄牛、江刺りんご等の重点的に販売促進に取り組む品目。
- 4 キャトルセンター
子牛（哺育・育成）や繁殖雌牛（分娩等）を集中管理するための共同利用施設。農家は、牛を一定期間まとめて施設に預けることで、肉用牛生産に係る労力を軽減するとともに、飼養頭数の増頭を図ることができるもの。
- 5 アドプト協定
アドプトとは、「養子縁組」の意味で、農業用排水路やため池などの農業用施設の一部分を「養子」とみなし、地域（自治会・団体・学校）や企業などが「里親」となって、従来管理している土地改良区や市町村に代わって施設の保守管理を行う制度。
- 6 リーディング経営体
年間3千万円（肉牛肥育及び酪農は5千万円）以上の販売額を実現する経営体や、法人化した集落営農組織で経営の多角化等に取り組む先導的な経営体。
- 7 水田整備率
30a 区画程度以上に整備された水田面積の割合。
- 8 コントラクター
労力や飼料生産機械に余裕のある飼料生産機械利用組合等が中心となり、近隣の畜産農家等の飼料生産を請け負う組織。

6

I 地域産業が躍動する社会の構築

生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化

1 みんなで目指す姿

造林が進み森林資源が充実し、林業労働力の強化により生産性の高い地域林業が行われています。地域から木材が安定的に供給され、木材産業が活性化されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎林業産出額	㉔55 億円	㉕57 億円	㉖59.5 億円	㉗65 億円	㉘67.5 億円

【目標値の考え方】

大型合板工場や木質バイオマス発電施設の進出などによる県産材の需要の増加が見込まれることから、基準年から平成30年度にかけて12.5億円の増加を目指すもの。

現状

- 県南圏域は、森林所有規模が零細であり、森林所有者に代わって所有森林を管理する森林経営委託を促進し、それを担う地域けん引型林業経営体^{※1}の経営基盤の強化が必要となっています。
- 森林資源は人工林を中心に充実しており、伐採更新や搬出間伐^{※2}、造林などの森林施業を早急かつ計画的に実行していく必要があります。
- 松くい虫対策では、薬剤散布などにより重要松林の保全に努めているほか、未被害地域への被害拡大を防止するため、被害防除監視帯^{※3}等での監視や駆除を実施しています。また、「ナラ枯れ」被害については、小規模ながら被害が継続していることから、県民ボランティアなどによる監視体制を構築しつつ、広葉樹林の伐採・更新（若返り）を進めています。
- 多様な公益的機能を有する森林環境を維持保全するため、「いわての森林づくり県民税」を財源に、管理が行き届かない森林の整備を進めています。
- 地震災害等で発生した荒廃地の復旧と土石流等による災害を未然に防止するため、治山事業による計画的な施設の整備が求められています。
- 当圏域では、平成27年に大型合板工場が整備され、平成28年には木質バイオマス発電施設が稼働する予定となっており、既存の製紙会社へのチップ供給と併せ、針葉樹・広葉樹を合わせた木材の安定した供給体制の確立が求められています。
- しいたけ等の特用林産物^{※4}は、原発事故に起因する放射性物質の影響により、生産販売に支障が生じています。特にも、原木しいたけは国の出荷制限を受けておりましたが、一部制限が解除され出荷を再開する生産者が徐々に増えてきており、今後とも原木しいたけの産地再生に向けた取組を加速させる必要があります。
- 地域特有の特用林産振興として、林床アジサイの栽培拡大に向けた取組や林間ワサビの栽培開始など、森林空間を有効活用できる複合経営作物に対する期待が高まっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

林業労働力の確保を進め、森林施業の集約化^{※5}による低コスト素材生産を促進するとともに、計画的な造林により森林資源の維持・造成を図ります。また、地域材の需要に対応するため、広

葉樹も含めた木材の安定供給に取り組みます。さらに、原木しいたけの生産再開など、特用林産物の生産振興に取り組みます。

主な取組内容

① 林業の担い手育成の支援 ◆

- ・ 今後、増大が見込まれる木材需要などに対応するため、地域けん引型林業経営体等の労働力確保や経営基盤強化に向けた取組を支援していきます。
- ・ 低コストな搬出間伐などの素材生産に対応する林業技能者の育成を支援していきます。

② 森林の整備・保全の促進 ◆

- ・ 人工林の計画的な伐採を促進し、再造林などによる森林資源の維持・造成を図ります。路網の整備や高性能林業機械の効率的な活用により、施業を集約化した低コストな搬出間伐などを促進します。広葉樹資源の有効活用とナラ枯れ被害対策にも資する広葉樹伐採を促進し、広葉樹林の若返りを図ります。
- ・ 松くい虫被害の拡大阻止を図るため、被害監視帯での監視と駆除を強化し、被害のまん延地域での樹種転換を促進します。
- ・ ナラ枯れ被害対策については、市町等関係機関との連携により、監視体制の強化を図り、被害木の早期発見・早期駆除を進めていきます。
- ・ 森林の公益的機能の維持増進を図るため、「いわての森林づくり県民税」を活用し、手入れの行き届かない人工林を広葉樹の入り混じった森林に誘導します。
- ・ 地域の安全・安心を確保するため、荒廃森林等の復旧が必要な箇所は、治山施設の整備や植栽等を行い、適切な森林の維持保全を図ります。

③ 木材供給システム整備の促進 ◆

- ・ 大型の木材加工施設の需要等に対応するため、広葉樹も含めた地域材が安定供給されるよう関係者間の情報共有を促進します。
- ・ 木材加工・流通体制の整備に向けた取組を支援し、製材用材、合板用材から燃料用材までニーズに応じて仕分けて、無駄なく使う「カスケード利用」を促進します。
- ・ 林地残材や松くい虫被害木などの未利用木質資源を有効に活用し、発電や熱エネルギー等の木質バイオマス利用を促進します。

④ 特用林産物生産の振興 ☆ ◆

- ・ 原木しいたけの産地再生を図るため、出荷制限解除に向けた取組を加速させるとともに、安定的な原木の確保などを促進し、原木しいたけ生産の早期本格再開を支援します。
- ・ 需要の増大が期待される林床アジサイの生産拡大の取組を支援するとともに、林間ワサビ栽培の生産指導を強化していきます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地域林業を持続していくためには、地域において必要な担い手が確保され、林業経営体が安定した経営を進めながら林業生産活動を行っていく必要があります。

このため、森林組合等林業経営体においては、森林経営計画を積極的に作成し、集約的かつ効率的な森林整備を行うとともに、木材の安定供給できる生産に取り組みます。

特用林産物の生産者、木材関連企業においては、消費者のニーズに即し、品質の向上、安全・安心の確保を目指すとともに、安定した生産・供給に取り組みます。

県においては、関係市町との役割分担と連携のもと、地域林業をけん引する担い手の育成、森林の整備・保全、圏域にとらわれない木材供給システムの整備と運用、特用林産物の生産振興などに取り組みます。

県以外の主体	(企業・森林組合等)	(市町)
	<ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実践 森林経営計画の作成 林業労働力の確保・技能者の育成 木材製品の品質向上と安定供給 特用林産物の品質の向上、安全・安心の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村森林整備計画の策定、実行 林業活性化に向けた助言、活動支援 地域材の率先利用 森林の整備、保全 路網の整備
県	<ul style="list-style-type: none"> 森林経営計画の作成支援 林業活性化に向けた検討協議の場の提供 集約化等の取組に対する指導、支援 担い手の育成強化 市町村森林整備計画の策定支援 	<ul style="list-style-type: none"> 森林の整備、保全 治山施設等の整備 地域材の率先利用 路網の整備

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
① 林業の担い手育成の支援 目標 ◎林業従事者※ ⁶ 数（人） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>572</td><td>574</td><td>576</td><td>578</td><td>580</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	572	574	576	578	580	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">地域けん引型林業経営体等の経営基盤強化支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">林業技能者の育成・支援</div>														
H26	H27	H28	H29	H30																					
572	574	576	578	580																					
② 森林の整備・保全の促進 目標 ◎造林面積（ha） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>104</td><td>120</td><td>135</td><td>155</td><td>180</td></tr> </table> ◎森林経営計画認定面積（ha） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>46,092</td><td>49,500</td><td>53,000</td><td>56,500</td><td>60,000</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	104	120	135	155	180	H26	H27	H28	H29	H30	46,092	49,500	53,000	56,500	60,000	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">低コスト造林の実証・普及定着</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">森林経営計画の作成支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">森林病虫害被害の監視強化と防除の促進 (枯死経過木処理、樹種転換と広葉樹伐採の促進)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">地域の安全・安心を確保する治山施設の整備</div>				
H26	H27	H28	H29	H30																					
104	120	135	155	180																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
46,092	49,500	53,000	56,500	60,000																					
③ 木材供給システム整備の促進 目標 ◎県産材供給量（千m ³ ） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>㉔328</td><td>㉕340</td><td>㉖355</td><td>㉗390</td><td>㉘425</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	㉔328	㉕340	㉖355	㉗390	㉘425	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">カスケード利用の普及定着</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">合板工場整備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">原木の安定供給支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">木質バイオマス利用の支援 (枯死経過木処理など未利用木質資源の利用促進)</div>														
H26	H27	H28	H29	H30																					
㉔328	㉕340	㉖355	㉗390	㉘425																					
④ 特用林産物生産の振興 目標 ◎原木しいたけ出荷再開生産者数（人） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>32</td><td>100</td><td>135</td><td>160</td><td>190</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	32	100	135	160	190	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">出荷制限解除の支援(原木しいたけ・山菜等)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">「原木しいたけ産地再生応援隊」による生産指導</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">地域に特化した特用林産物の栽培支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">栽培者確保や生産量拡大の支援</div>														
H26	H27	H28	H29	H30																					
32	100	135	160	190																					

県南圏域重点施策 No. 6 生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化

- ※1 地域けん引型林業経営体
森林所有者に代わって地域単位に生産性の高い森林経営を実践している林業経営体（「地域けん引型林業経営体」は本県独自の名称）。
- 2 搬出間伐
伐採した木材を林内に残置せず、利用することを目的とした間伐方法。
- 3 被害防除監視帯
松くい虫未被害地域への被害拡大を防ぐため、県が被害地域と未被害地域の境界に設定する監視エリア。
- 4 特用林産物
きのこ類、山菜類、木炭等、森林原野において生産される産物で、木材を除くものの総称。（本施策でのアジサイは、林間を活用したアジサイ栽培であることから便宜上特用林産物として扱っている。）
- 5 森林施業の集約化
関係する所有者の合意形成を図り、近隣の森林をまとめて行う施業。
- 6 林業従事者
立木の伐採処分及び製炭などの業務に従事する者。

7

I 地域産業が躍動する社会の構築

産業を支える社会資本整備の推進

1 みんなで目指す姿

高規格幹線道路等のネットワークが構築され、重要港湾と内陸の工業団地が効率的に結ばれるとともに、圏域を超えた交流・連携や広域的な観光が促進され、三陸沿岸地域の復興にも寄与しています。また、主要な工業団地間、都市間、平泉世界遺産等の主要な観光地間を結んだ道路整備が進み、産業を支える社会資本の整備も図られています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎内陸部と沿岸部を結ぶルートにおける都市間平均所要時間	92分	91分	90分	90分	83分
【目標値の考え方】 高規格幹線道路 ^{※1} や主要な一般国道を利用して、内陸の4市（花巻市、北上市、奥州市、一関市）と重要港湾を有する沿岸部の2市（釜石市、大船渡市）を最短時間で結ぶ4ルートにおける平均所要時間について、平成30年度までに9分の時間短縮を目指すもの。 注) 平均所要時間が1分短縮されることは、各都市間の平均距離がおおむね1km短縮されることに相当する。					

現状

- 現在、新直轄方式による「東北横断自動車道釜石秋田線」の整備が進められ、完成区間が順次供用開始されていますが、物流（輸送）の効率化に向け高速交通ネットワークが整備されるとともに、インターチェンジへの接続道路の利便性の向上を図る道路の早期整備が必要となっています。
- 国道4号沿線の工業団地には、自動車関連産業等の企業が集中しており、交通渋滞が発生しているため、国道4号の4車線拡幅整備やバイパスの整備が求められています。
- 「平泉の文化遺産」の世界遺産登録を契機として観光客が増加しており、また、「橋野鉄鉱山」が新たに世界遺産登録されたことにより、更なる観光客の増加が期待されることから、観光客が平泉の文化遺産をはじめとする県内各地の観光地を気軽に周遊することができるように、道路などの社会資本整備を進めていく必要があります。
- 既存の高速道路等を有効活用し、観光地へのアクセス改善や物流の効率化を図るためのスマートインターチェンジの整備が進んでいます。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

工業製品や食品等の搬送の利便性を向上させ、産業振興を支援するために、高規格幹線道路等の整備を促進するとともに、内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路、インターチェンジにアクセスする道路や国道4号を補完する道路等の整備を推進します。

平泉の文化遺産をはじめとする主要な観光地を結ぶ道路や主要な工業団地間を結ぶ道路など、地域間の交流・連携の基盤となる道路の整備を推進します。

主な取組内容

① 物流の効率化と三陸沿岸地域の復興を支援する道路整備の推進 ☆

- ・ 高規格幹線道路「東北横断自動車道釜石秋田線」や一般国道4号の整備を促進します。
- ・ 高規格幹線道路の整備に合わせて、インターチェンジへのアクセス道として、一般国道107号「奥州市梁川～北上市口内工区」の整備を推進するほか、一般国道340号「遠野市立丸峠工区」、一般国道397号「奥州市小谷木橋工区」等の復興支援道路の整備を推進します。
- ・ 一般国道284号「一関市室根バイパス工区」、一般国道343号「一関市渋民バイパス工区」等の広域的な産業振興を支援する道路の整備を推進します。

② 地域間の交流・連携を図る道路整備の推進

- ・ 主要地方道一関北上線「奥州市荒谷工区、一関市柵の瀬橋工区」、主要地方道北上東和線「北上市平成大橋工区」、主要地方道花巻北上線「花巻市島工区、北上市黒岩工区」等の整備を推進します。
- ・ 奥州及び平泉スマートインターチェンジの整備を促進するとともに、奥州スマートインターチェンジへのアクセス道として、一般県道衣川水沢線「奥州市奥州S I C工区」の整備を推進します。
- ・ 平成27年3月に被災した国道107号西和賀町杉名畑地区については、早期に2車線確保して通行可能となるように、復旧対策を進めます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

東北横断自動車道釜石秋田線の整備や国道4号の整備を促進するとともに、物流（輸送）の効率化や産業振興、交流・連携を支援する道路の整備を推進し、国道、県道、市町道が一体となったネットワークの構築に取り組む必要があります。

このため、国は、東北横断自動車道釜石秋田線と国道4号の整備に取り組めます。

市町は、国道や県道等の整備と連携した市町道の整備に取り組めます。

県は、国・市町等と連携し、内陸部と沿岸部を結ぶ道路やインターチェンジへのアクセス道路等の整備に取り組めます。

県以外の主体	<p>(国)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東北横断自動車道釜石秋田線の整備 ・ 国道4号の整備 など <p>(市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町道の整備 ・ スマートインターチェンジの整備など 	<p>(高速道路会社)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スマートインターチェンジの整備
	<p>県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道（県管理）の整備 ・ 県道の整備 ・ スマートインターチェンジの整備 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>① 物流の効率化と三陸沿岸地域の復興を支援する道路整備の推進</p> <p>目標</p> <p>◎道路整備事業完了工区数（箇所）[累計]（H27～H30）10箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H26 に花泉バイパスは供用開始</p>	H26	H27	H28	H29	H30	3	4	7	9	13	<p>国道 342 号 花泉バイパス (H27 完了予定)</p>	<p>遠野住田線 新里(H28 完了予定) 国道 283 号 上郷道路(H28 完了予定) 国道 397 号 分限城～赤金 (H28 完了予定)</p>	<p>国道 284 号 室根バイパス(H29 完了予定) 国道 343 号 一ノ通(H29 完了予定)</p>	<p>国道 107 号 梁川～口内(H30 完了予定) 国道 284 号 石法華(H30 完了予定) 国道 340 号 立丸峠(H30 完了予定) 国道 342 号 白崖(H30 完了予定)</p>	<p>国道 396 号 上宮守</p> <p>国道 343 号 渋民</p> <p>国道 397 号 小谷木橋</p>
H26	H27	H28	H29	H30											
3	4	7	9	13											
<p>② 地域間の交流・連携を図る道路整備の推進</p> <p>目標</p> <p>◎道路整備事業完了工区数（箇所）[累計]（H27～H30）11箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27</td> <td>27</td> <td>31</td> <td>36</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	27	27	31	36	38	<p>国道 456 号 摩王(H28 完了予定) 一関北上線 二渡(H28 完了予定) 一関北上線 荒谷(H28 完了予定) 北上東和線 平成大橋(H28 完了予定)</p>	<p>花巻北上線 島(H29 完了予定) 花巻北上線 黒岩(H29 完了予定) 花巻大曲線 小倉山の2(H29 完了予定) 衣川水沢線 奥州 SIC(H29 完了予定)</p>	<p>ゆだ錦秋湖停車場線 岩滑橋(H30 完了予定) 北上和賀線 小田中(H30 完了予定)</p>	<p>一関北上線 柵の瀬橋</p> <p>(都)山目駅前釣山線 中央町2丁目(H29 完了予定)</p>	
H26	H27	H28	H29	H30											
27	27	31	36	38											

※1 高規格幹線道路
全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路のこと。高速自動車国道、一般国道の自動車専用道路などからなる。県内では、東北縦貫自動車道（弘前線、八戸線）、東北横断自動車道（釜石秋田線）、三陸縦貫自動車道、八戸・久慈自動車道がある。

8

Ⅱ 安全で安心して暮らせる活力ある住みよい地域社会の形成

地域で安心して暮らせる医療の充実と健康づくりの推進

1 みんなで目指す姿

地域の医療機能の分化と連携が図られることにより適切な医療サービスが受けられる体制が構築されるとともに、将来、団塊の世代が後期高齢者となることに備え医療と介護等の連携体制が構築されています。また、住民が症状に応じた適切な受診行動が実践されています。

日常から生命や健康を脅かす事態（健康危機）の発生に備え、保健・医療・福祉などの関係機関団体や行政の連携により、危機管理体制が構築されています。

また、勤労者とその職場（組織）が積極的に心と体の健康づくりに取り組み、生活習慣病や心の健康について心配のないいきいきとした健康な生活を送っています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①病院と診療所（開業医）の役割分担の認知度	56.9%	61.4%	65.9%	70.4%	75.0%
②メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	㉔27.6%	㉕26.6%	㉖25.6%	㉗24.7%	㉘23.8%
③従業員のメンタルヘルスケアに取り組んでいる企業・事業所の割合	42%	42%	61%	61%	80%

【目標値の考え方】

① 平成30年度の計画目標値については、県全体では60%（H30）とし、年0.8ポイントの増加を目指すのに対し、県南圏域では、県平均を上回る75.0%とし、年約4.5ポイントの増加を目指すもの。

② 国の目標設定の考え方に準じ、平成20年度のメタボリックシンドローム該当者及び予備群の者の割合30.6%を平成24年度までに27.5%（平成20年度の割合を10%減〔⇒30.6%×0.9〕）以下に、また、平成29年度までに22.9%（平成20年度の割合を25%減〔⇒30.6%×0.75〕）とするもの。（健診結果は2年後に判定）

③ 「企業・事業所行動調査」（県）結果によるもの。（2年ごとの調査）
国の平成29年度までの目標値80%の伸び率に倣い目標値を設定。

現状

- 2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、入院・在宅医療等や介護サービスの需要拡大が予想されることから、医療機能の分化と連携、在宅医療の取組、医療、介護等の必要なサービスが確保される体制の整備が求められています。
- 夜間など通常の診療時間外の時間帯に安易に医療機関に受診することや、症状の軽重に関わらず大病院に受診する傾向があることなどが、効率的な医療提供が十分に行われない要因の一つとされています。
- 大規模な自然災害や事故災害が発生すると、通常の診療能力をはるかに超えた負傷者が同時に大量に発生します。また、新型の感染症は、世界的な大流行となる恐れがあり、多数の健康被害とこれに伴う社会・経済の混乱が懸念されています。
- 平成25年度の当圏域のメタボリックシンドローム該当者及びその予備群の割合は27.9%で、県平均と同程度ですがこれら該当者等が減少するためには、働き盛り年代の「特定健診・特定保健指導」への積極的な参加と県民自ら意識した生活習慣の改善が特に必要であり、事業所の特定健診等への理解と協力が重要となります。

県南圏域重点施策 No. 8 地域で安心して暮らせる医療の充実と健康づくりの推進

- 当圏域の脳血管疾患年齢調整死亡率は、県平均より高い状況となっています。平成 25 年度に県内で初めて「脱脳卒中宣言事業」に着手し、死亡率は徐々に減少傾向にありますが、適切な血圧管理の推進と生活習慣の改善に向けてさらに取り組んでいく必要があります。
- 平成 26 年度「事業所の健康づくり状況調査」の結果、効果的な受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は 50.3%であり、さらに受動喫煙防止対策を推進していく必要があります。
- 特定給食施設等において、適正な塩分摂取等基準を満たさない施設の割合が高い地域もあることから、特定給食施設等への働きかけをさらに推進していく必要があります。
- 平成 26 年度学校保健統計によれば、どの学年においても本県の学齢期の肥満者割合が全国値より高い状況となっており、若年期からの肥満対策を含めた生活習慣病予防対策をさらに推進していく必要があります。
- 当圏域の自殺死亡率は、平成 15 年をピークに、平成 21 年以降減少傾向にありましたが、平成 25 年以降県平均よりも高い地域があります。自殺者は、働き盛り年代の男性が多く、自殺者を減少させるためには、自殺者の多い年代をターゲットにした取り組みを進める必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

医療機関の機能と役割分担に応じた地域医療連携体制の構築支援や、症状等に応じた適切な受診が行われるよう住民への普及啓発活動を推進します。また、自然災害や新型の感染症などの健康危機に対する管理体制を構築します。

勤労者とその職場が心と体の健康づくりに積極的に取り組むよう、事業所訪問や出前講座を通じた事業所等への働きかけなどを進めるとともに、市町など関係機関との連携を図り、食育や若年期からの肥満対策を含めた生活習慣病予防対策や心の健康づくりへの働きかけを進めます。

あわせて、特定給食施設等への働きかけを通じ、若年期からの適正な食生活習慣の定着に向けて健康づくりに関する良好な環境づくりを推進します。

また、勤労者の心の健康づくりを推進するため、一次（疾病予防）、二次（早期発見）、三次予防（リハビリテーション）及び多様な機関・団体との連携を密にした自殺予防対策を推進します。

主な取組内容

① 地域完結型の医療連携体制の構築

- ・ 医療関係者等の協議の場を設けるなどして、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携や、医療と介護の連携を図ります。
- ・ 住民が勤務医の業務過重や地域医療に対する理解を深め、症状や医療機関の役割分担に応じた適切な受診が行われるよう、普及啓発活動を行います。

② 災害医療及び感染症対策に係る実地訓練などの実施 ☆

- ・ 東日本大震災津波の経験を踏まえ、負傷者救出のための医療救護や関係機関における情報伝達などが円滑に行われるよう、災害医療訓練を実施します。また、新型の感染症（エボラ出血熱、新型インフルエンザ、MERS など）に対応するため、体制整備や実地訓練などを実施します。

③ 生活習慣病予防 ◆

ア 働き盛り年代の生活習慣病予防対策の推進

- ・ 働き盛り年代の心と体の健康づくりのため、出前講座により事業所での生活習慣病予防のための適度な運動の推進や、効果的な受動喫煙防止に関する普及啓発を進めます。
- ・ 飲食店等における禁煙・分煙の取組を促進します。

イ 若年期からの生活習慣病予防対策の推進

- ・ 幼稚園、保育所（園）等の関係機関・団体と連携し、望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進を図るなど、子どもたちが将来望ましい健康行動を選択し行動が取れるよう、子どもたちや保護者等へ若年期からの肥満予防についての健康講話等を行い、生活習慣病予防対策を推進します。
- ・ 特定給食施設等への指導を強化し、塩分摂取等の適正な栄養管理基準を満たす特定給食施設等の割合を増やし、健康づくりに関する良好な環境づくりを推進します。

④ 心の健康づくりの推進 ◆

- ・ 「自殺対策アクションプラン（県計画・圏域版）」に基づき、予防から早期発見、遺族ケアまでの総合的な取組を推進します。特に、働き盛り年代へのアプローチとして、事業所等への訪問や出前講座を関係団体と連携して推進します。
- ・ 自分自身と身近な人への心の健康づくりに積極的に取り組めるよう、事業所、市町等と連携し、出前健康講座を通じて、うつ病に関する正しい理解についての普及啓発を図ります。
- ・ 地域や職場内での見守りを行うため、ゲートキーパーの養成等を促進するとともに、市町、医療機関、事業所等と連携しハイリスク者を早期に発見し、必要な支援につなげます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

① 医療

医療機関は、介護サービス等との一層の連携を図ることが期待されています。

市町は、住民が受診に係る正しい理解と行動が促進されるよう、普及啓発を行うことが求められます。

住民は、かかりつけ医をもつことや、適切な受診をすることが期待されています。

県は、医療機関間の機能分化や連携に係る調整・支援や、適切な受診行動に係る住民への普及啓発を行います。

また、大規模災害時及び新型の感染症発生時の医療を適切に確保するため、医療関係者、住民団体、市町、県などが連携して危機管理体制の整備や総合的な訓練の実施などを行います。

② 保健

市町は、心と体の健康の保持増進のため、きめ細やかな相談対応や広報紙等による普及啓発等の予防活動に努めます。

事業所は、従業員への特定健診・特定保健指導受診勧奨と受診体制整備及び事後措置の体制を整備し、生活習慣病予防に関する正しい知識の普及などに努めます。

住民・勤労者は、特定健診・特定保健指導の受診と正しい生活習慣等への理解と行動に努めます。

県は、関係機関と連携し、勤労者とその事業所が心と体の健康づくりに積極的に取り組むことができるよう、正しい知識の普及、情報の提供や改善のための仕組みづくりを行い、事業所や市町の支援を行います。

県以外の主体	<p>(医療機関)</p> <p>(1) 医療</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療と介護等の連携 住民への啓発 災害医療や感染症対策の実地訓練などへの参加 <p>(2) 保健</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健診等実施計画に沿った特定健診・特定保健指導の円滑な実施 生活習慣病予防の強化（普及啓発、相談や支援体制整備） 自殺対策に関するスクリーニングの充実 自殺対策に関するゲートキーパー養成等 医療機関におけるうつ診療体制の充実 	<p>(市町)</p> <p>(1) 医療</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民への積極的な普及啓発 災害医療や感染症対策の実地訓練などへの参加 <p>(2) 保健</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健診・特定保健指導の受診勧奨及び普及啓発 生活習慣やこころの健康の重要性についての普及啓発 相談窓口等の充実・実施 住民を対象とした講演会等の開催 ゲートキーパー養成研修の実施 	<p>(住民、住民団体、勤労者、事業所など)</p> <p>(1) 医療</p> <ul style="list-style-type: none"> かかりつけ医の積極的な活用 適切な受診に係る理解、受診行動 災害医療や感染症対策の実地訓練などへの参加 <p>(2) 保健</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所における従業員への健診・指導の受診勧奨と受診体制整備 事業所における生活習慣病予防に関する正しい知識の普及啓発 事業所における自殺対策に関する正しい知識の普及啓発 市町や事業所等が実施する研修会等への積極的な参加 特定健診・特定保健指導の受診 ゲートキーパー養成研修の受講
	県	<p>(1) 医療</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療構想に基づく医療の機能分化や連携に係る調整・支援 適切な受診行動に係る住民への積極的な普及啓発 災害医療や感染症対策の実地訓練などの実施 <p>(2) 保健</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関における生活習慣病に関する取組状況把握、出前講座 生活習慣病予防に関する広域又は保健所単位での会議・研修会等の開催や情報の提供 自殺対策に関するシステムづくりや会議等開催、情報提供、出前講座 自殺対策に係る関係職員及びゲートキーパーの養成等支援 事業所のメンタルヘルスキアの取組への情報提供、指導助言 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
<p>① 地域完結型の医療連携体制の構築</p> <p>目標</p> <p>◎地域医療連携会議等の参加機関数（機関）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>-</td><td>84</td><td>84</td><td>84</td><td>84</td></tr> </table> <p>・出前講座の受講者延べ人数（人）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>396</td><td>812</td><td>1,228</td><td>1,644</td><td>2,060</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	-	84	84	84	84	H26	H27	H28	H29	H30	396	812	1,228	1,644	2,060	<p>地域医療連携会議等の開催</p> <p>住民への医療の必要性に応じた受診などの普及啓発</p>				
H26	H27	H28	H29	H30																					
-	84	84	84	84																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
396	812	1,228	1,644	2,060																					

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																													
	～H26	H27	H28	H29	H30																																									
② 災害医療及び感染症対策に係る実地訓練などの実施 目標 ◎災害医療実地訓練など実施回数（回） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr> </table> ・感染症対策実地訓練など実施回数（回） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	3	3	3	3	3	H26	H27	H28	H29	H30	3	3	3	3	3	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>災害医療対策連絡会の開催 災害医療実地訓練などの実施</p> <p>感染症連絡会議の開催 感染症対策実地訓練などの実施</p>																									
H26	H27	H28	H29	H30																																										
3	3	3	3	3																																										
H26	H27	H28	H29	H30																																										
3	3	3	3	3																																										
③ 生活習慣病予防 ア 働き盛り年代の生活習慣病予防対策の推進 目標 ◎出前講座を利用する事業所数（施設） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>42</td><td>80</td><td>80</td><td>80</td><td>80</td></tr> </table> ・学校給食と児童福祉施設における塩分摂取基準を満たす特定給食施設等の数（%） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>45</td><td>59</td><td>73</td><td>87</td><td>100</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	42	80	80	80	80	H26	H27	H28	H29	H30	45	59	73	87	100	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>事業所アンケート調査による実態把握や事業主等研修による啓発</p> <p>事業所への出前講座開催（新規事業所の開拓）</p> <p>血压手帳の配布・活用等の働きかけ、事業所等への情報提供</p>																									
H26	H27	H28	H29	H30																																										
42	80	80	80	80																																										
H26	H27	H28	H29	H30																																										
45	59	73	87	100																																										
イ 若年期からの生活習慣病予防対策の推進 目標 ◎幼稚園、保育所等と連携した出前講座の開催回数（回）〔累計〕 <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>—</td><td>6</td><td>12</td><td>18</td><td>24</td></tr> </table> （1保健所 2ヶ所×3） ・学校給食と児童福祉施設における塩分摂取基準を満たす特定給食施設等の数（%） <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>45</td><td>59</td><td>73</td><td>87</td><td>100</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	—	6	12	18	24	H26	H27	H28	H29	H30	45	59	73	87	100	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>幼稚園、保育所等への出前講座の実施</p> <p>特定給食施設等への立入検査・指導</p>																									
H26	H27	H28	H29	H30																																										
—	6	12	18	24																																										
H26	H27	H28	H29	H30																																										
45	59	73	87	100																																										
④ 心の健康づくりの推進 目標 ◎働き盛り年代や高齢者への出前講座の開催回数（回）〔県単年度〕 <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>32</td><td>37</td><td>37</td><td>37</td><td>37</td></tr> </table> ・ゲートキーパー養成等数（人）〔県単年度〕 <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>827</td><td>850</td><td>850</td><td>850</td><td>850</td></tr> </table> ※ゲートキーパー養成や育成を目的とし保健所が実施したものを計上	H26	H27	H28	H29	H30	32	37	37	37	37	H26	H27	H28	H29	H30	827	850	850	850	850	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>事業所等の取組みへの働きかけ及び出前講座開催</p> <p>人材育成のための研修会の開催（ゲートキーパー等）</p> <p>市町社会福祉協議会等と連携した生活困窮者などへの相談支援事業</p>																									
H26	H27	H28	H29	H30																																										
32	37	37	37	37																																										
H26	H27	H28	H29	H30																																										
827	850	850	850	850																																										

9

Ⅱ 安全で安心して暮らせる活力ある住みよい地域社会の形成

誰もが安心して生活できる支え合いの地域づくりの推進

1 みんなで目指す姿

地域において多様な主体が参加し、協働することにより相互に支え合う福祉のネットワークが充実し、働きながら安心して子どもを産み育てることができ、また、高齢者や障がい者が安心して暮らすことのできる地域社会が形成されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①「いわて子育てにやさしい企業等」 認証数 ^{※1} （累計）	6社	9社	12社	15社	18社
◎②居宅サービス・地域密着型サービスの 利用割合 ^{※2}	62.1%	63.9%	65.4%	66.5%	67.5%
◎③障がい者入所施設等を退所し、地域 生活へ移行する障がい者数（累計）	—	32人	64人	96人	130人

【目標値の考え方】

① 認証数は平成19年の制度創設以来6社にとどまっていることから、男女がともに働きやすい職場環境づくりを促進し、一般事業主行動計画^{※3}を策定している企業（300人以下）のうち、毎年度3社が認証を受けることを目指すもの。

② 高齢者の増加が続く中、住み慣れた地域で利用できる居宅サービスの充実と地域密着型サービスの整備を促進し、両サービスの利用割合が上昇することを目指すもの。

③ 平成26年度に県が行った調査によれば、県南圏域の障がい者施設利用者のうち退所して地域での生活を希望する方が56人、精神科病院に長期入院している方のうち退院して地域での生活を希望する方が74人いたことから、希望者全員130人が地域生活へ移行できることを目指すもの。

現状

- 「いわて子育てにやさしい企業等」の認証を受けている企業数は、平成27年8月現在、県全体で12社、県南圏域では6社であり、仕事と子育てを両立しやすい職場環境を整備する必要があります。
- 少子化が進行し児童数は減少していますが、共働き世帯は増加しており、保育の場の確保や放課後児童クラブ等の子育て支援サービスの充実が必要です。
- 県南圏域の高齢化率（平成26年10月1日現在：岩手県人口移動報告年報）は、県全体の29.6%を上回る30.8%になっています。今後、県南圏域の高齢者人口は、平成29年度までの3年間で4%弱の増加が見込まれ、平成32年度にピークを迎えるものと予想^{※4}されています。
- こうした中、重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加していくことが見込まれるため、その在宅生活を支え、できる限り多くの高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、あらゆる資源を活用した支援体制を構築していく必要があります。
- 平成26年度地域移行希望等調査によると、県南圏域に130人（岩手中部42人、胆江29人、両磐59人）の入所施設や精神科病院を退所して地域での生活を希望する方がいますが、主な地域生活の場となるグループホーム等が不足しているため、それらを増やす必要があります。
- 福祉的就労の賃金である工賃（平成26年度平均月額）は、県南圏域が19,285円と県全体の18,461円を上回っていますが、障がい者が、地域で希望する暮らしを実現するためには、商品開発や受託作業の多様化などにより、工賃を更に向上させる必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

子育て中の世帯が地域のなかで安心して子育てできるよう、市町と連携し、「子ども子育て支援新制度」※⁵による保育サービスの拡充等の取組を支援するほか、地域の企業等による子育て支援の取組を促進するなど、社会全体で子育てを支援する地域づくりを推進していきます。

高齢者が重度の要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域や在宅での生活を継続することができるよう、市町等と連携し、適切な医療・介護サービスや地域の実情に応じた多様な介護予防・生活支援サービスを提供する体制づくりを支援します。

地域における障がい者の自立支援を進めるため、市町の障がい者地域自立支援協議会などのネットワークを活かして、不足しているグループホームなどの障がい福祉サービス基盤の整備が着実に進むよう支援します。また、市町や障がい者就労支援事業所などと連携し、それぞれの特性に合った多様な作業の確保や工賃向上に係る取組を支援します。

生活困窮者に対する包括的な相談支援ネットワークの構築などを進め、市町及び関係機関等と連携して自立に向けた支援を行います。

主な取組内容

① 子育てしやすい環境の整備 ◆

- ・ 市町と連携し、子ども子育て支援新制度による保育サービスの充実を促進することとし、市町に必要な助言支援を行い、子育て世代の多様な保育ニーズに対応するよう努めます。
- ・ 市町と連携し、保護者が昼間家庭にいない小学生が通う「放課後児童クラブ」の利用を促進するほか、不登校の子どもたちの居場所として「フリースクール」を継続して実施するなど児童の健全育成を図ります。
- ・ 子育てしやすい職場環境や地域社会が形成されるよう、「いわて子育てにやさしい企業等」認証制度の普及拡大や「いわて子育て応援の店」※⁶の協賛店の拡充に努めます。

② 地域包括ケアシステムの構築 ◆

- ・ 高齢者が、住み慣れた地域や在宅で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、市町等が中心となって推進する医療、介護、予防、生活支援サービスが一体的かつ切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの構築を支援します。中でも、高齢者本人や家族の希望、心身の状態や生活環境の変化に応じ、医療と介護のサービスが連携して提供される体制の構築については、県が、保健医療計画も踏まえながら推進します。

③ 障がい者の自立活動の支援

- ・ 障がいがあっても自分の望む生活を送ることができるためには、グループホームなどの障がい福祉サービスの充実や適切な地域生活支援事業の実施が必要であり、市町の地域自立支援協議会の活動を支援します。
- ・ 就労継続支援事業所等で組織するネットワークの取組（共同販売会、販路拡大等）を支援し、障がい者の工賃向上を促進します。
- ・ 就労継続支援事業所と農業者の連携により授産製品や受託作業の多様化を促し、障がい者の働く場の拡大を支援します。
- ・ 障がい者の一般就労の希望に対応するため、障がい者就労・生活支援センターの取組を支援します。
- ・ 第16回全国障害者スポーツ大会及び東京2020パラリンピック競技大会に向けて、選手の育成を支援します。

④ 生活困窮者の自立支援 ◆

- ・ 多様で複合的な生活上の課題を抱える生活困窮者の自立に向けた支援を行うために、市町や関係団体等と連携し、新たな相談支援のネットワークの構築などを進めます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

働きながら安心して子どもを育てることができ、高齢者や障がい者が安心して暮らすことのできる地域をつくるため、住民に身近な市町等は、福祉ニーズに対応したサービスの提供体制の構築に取り組み、事業者は、必要な福祉サービス施設の整備や利用者の実情に応じたきめ細かなサービスの提供を行い、地域住民は、子育て家庭、高齢者や障がい者への支援についての理解を深めながら、自らが積極的に社会と関わる必要があります。

県は、関係者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、指導助言、普及啓発やネットワークの構築を行うなどあらゆる機会を捉えて支援します。

	(市町・一部事務組合)	(事業者・関係団体)	(地域住民)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> 多様な保育ニーズを踏まえた子ども子育て支援施策の展開 地域全体で子育てを支援する体制づくり 改正された介護保険制度の適正な運営（新しい介護予防等） 地域包括支援センターの機能強化 第6期介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス事業所の整備 地域課題の解決に繋がる第7期介護保険事業計画の策定 自立支援協議会の設置・運営 障がい者理解の促進 障がい者の地域生活支援 生活困窮者自立支援制度に係る支援調整会議への参画 など 	<ul style="list-style-type: none"> 子育てにやさしい企業等認証の取得 子育て応援の店の協賛 介護保険サービスの適切な提供 医療と介護の連携（多職種協働） 児童、障がい福祉サービスの適切な提供 地域生活支援事業の適切な実施 生活困窮者自立支援制度に係る支援調整会議の運営、参画 など 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画 子育て家庭、高齢者や障がい者への理解と配慮 ボランティア活動 高齢者や障がい者の積極的な社会参加 要援護者の災害時の避難誘導 民生児童委員による見守り など
県	<ul style="list-style-type: none"> 子ども子育て支援に係る市町、保護者、事業者、関係団体及び地域住民に対する指導助言や普及啓発 子育てにやさしい企業等認証、子育て応援の店の拡大のための企業等訪問 先進事例に係る情報提供や広域調整等による地域包括ケアシステムの構築支援 市医師会等との協働による医療介護連携の推進 自立支援協議会への参画 市町、事業者、関係団体等への助言、個別支援、ネットワークの構築 生活困窮者自立支援制度に係る支援調整会議の運営、参画 など 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 子育てしやすい環境の整備 目標 ◎いわて子育て応援の店協賛店舗新規登録数（件）															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	20	20	20	20	20					
H26	H27	H28	H29	H30											
20	20	20	20	20											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
② 地域包括ケアシステムの構築 目標 ◎要介護・要支援の認定を受けていない高齢者の割合 ^{※7} （%） <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>80.6</td><td>80.6</td><td>80.6</td><td>80.6</td><td>80.6</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	80.6	80.6	80.6	80.6	80.6		医療と介護の連携を推進			
H26	H27	H28	H29	H30											
80.6	80.6	80.6	80.6	80.6											
		介護予防・生活支援サービス事業の実施を支援													
③ 障がい者の自立活動の支援 目標 ◎障がい者就労継続支援事業所の工賃向上 ^{※8} （円/月） <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>19,285</td><td>19,685</td><td>20,085</td><td>20,485</td><td>20,885</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	19,285	19,685	20,085	20,485	20,885		市町自立支援協議会等の取組を支援			
H26	H27	H28	H29	H30											
19,285	19,685	20,085	20,485	20,885											
		共同販売会・販路拡大等の取組を支援													
		農福連携等による受託作業の多様化の取組を支援													
④ 生活困窮者の自立支援 目標 ◎プラン策定数（件）〔累計〕 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td></td><td>6</td><td>12</td><td>18</td><td>24</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30		6	12	18	24		生活困窮者自立支援制度 ^{※9} の周知			
H26	H27	H28	H29	H30											
	6	12	18	24											
		包括的な相談支援ネットワークの構築													
		支援調整会議の運営・参画													

関連する計画

- ・いわて子どもプラン（計画期間 平成 27 年度～平成 31 年度）
- ・岩手県子ども・子育て支援事業支援計画（計画期間 平成 27 年度～平成 31 年度）
- ・いわていきいきプラン 2017（岩手県高齢者福祉計画 岩手県介護保険事業支援計画）
（計画期間 平成 27 年度～平成 29 年度）
- ・第 4 期障がい福祉計画（計画期間 平成 27 年度～平成 29 年度）
- ・岩手県障がい者計画（計画期間 平成 23 年度～平成 29 年度）

※1 「いわて子育てにやさしい企業等」認証
 県では、仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証し、顕著な成果があった企業を表彰しています。対象は、県内に本社又は主たる事務所があり、常時雇用する労働者の数が 300 人以下の中小企業等。

2 居宅サービス・地域密着型サービスの利用割合
 介護保険における総給付費（介護給付＋予防給付）のうち、居宅サービス費（訪問、通所、短期入所、福祉用具等）、地域密着型サービス費（認知症対応型、小規模多機能型、定期巡回・随時対応型、夜間対応型、小規模な特別養護老人ホーム等）及び施設サービス費（特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設）の合計額に占める居宅サービス費及び地域密着型サービス費の合計額の割合。

3 一般事業主行動計画
 一般事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定めるもの。
 従業員 101 人以上の企業には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています。

4 県南圏域の高齢者人口の予想
 国立社会保障・人口問題研究所による平成 25 年 3 月推計を勘案して、市町等が推計した結果によるもの。

5 子ども子育て支援新制度
 平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づき、幼児期の質の高い教育・保育の提供や、待機児童の解消、地域の子育て支援の充実を柱とする総合的な子育て支援制度のこと。

6 いわて子育て応援の店
 18 歳未満の子どもを同伴している方や妊婦の方を対象に、子育てにやさしいサービス（割引や特典がある「にこにこ店」、お出かけの配慮がある「ほのぼの店」）を提供しているお店のこと。

7 要介護・要支援の認定を受けていない高齢者の割合
 後期高齢者の割合が高まっていく中で、平成 26 年改正介護保険法に基づく効果的・効率的な介護予防の充実（介護事業所による既存のサービスに加え、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の実情に応じた多様な主体を活用）に取り組み、平成 27 年 3 月末現在で要介護・要支援の認定を受けていない高齢者の割合の維持を目標とするもの。

8 障がい者就労継続支援事業所の工賃向上
 県南圏域にある B 型事業所（雇用契約によらない生産活動の機会を与える事業所）の前年度平均工賃額に、平成 23 年度から平成 26 年度までの平均工賃上昇額である 400 円を加えています。

9 生活困窮者自立支援制度
 生活困窮者に対して早期に支援し、自立を図ることが目的。就労やその他の自立の支援に関するプランの作成などの相談等を実施するとともに、居住する住宅確保のための給付金の支給や就職を容易にする等の事業を福祉事務所設置自治体の実施主体となって実施する制度であり、平成 27 年 4 月から施行されている。

10

Ⅱ 安全で安心して暮らせる活力ある住みよい地域社会の形成

社会資本の維持管理と安全で快適なまちづくりの推進

1 みんなで目指す姿

道路や橋梁などの社会資本については、老朽化による事故等を未然に防止するため、点検や補修などのメンテナンスサイクルの仕組みが構築されています。

また、汚水処理施設等の生活基盤の整備が進み、衛生的で快適な生活環境が確保されたまちづくりも進んでいます。

さらに、安全なまちづくりを目指し、頻発する地震や局地的集中豪雨などの自然災害に備え、従来のハード対策に加え、危険の周知や警戒体制の整備などのソフト対策により、きめ細かな対応が図られているとともに、鳥インフルエンザ等への対策や、放射線影響対策なども進んでいます。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
①長寿命化修繕完了橋梁数	132 橋	144 橋	154 橋	165 橋	166 橋
◎②土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施率	55%	65%	76%	85%	93%
③通学路（小学校）における歩道整備率	77.3%	77.7%	78.4%	80.2%	80.5%

【目標値の考え方】

- ① 橋梁点検（平成 17 年度～平成 20 年度）において「修繕が必要」と判断された橋梁 205 橋について、「岩手県橋梁長寿命化修繕計画」（橋長 15m 以上）に基づき、平成 30 年度までに 166 橋を完了させることを目標とするもの。
- ② 平成 27 年 1 月 18 日に施行された改正土砂災害防止法に基づき定められた土砂災害防止対策基本指針では、おおむね 5 年程度で基礎調査を完了させることを目標としている。県南圏域においても、土砂災害危険箇所^{*1}4,367 箇所について、平成 31 年度末までに調査を完了させるため、平成 30 年度までに 93%を調査完了させることを目標とする。
- ③ 通学路（小学校）に指定されている県南圏域の県管理道路（総延長 536.8km）への歩道整備を重点的に進め、平成 30 年度までに 432.3km の歩道設置を目指すもの。

現状

- 橋梁等について、長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕を実施していますが、今後、更に老朽化が進む道路や橋、河川施設などの社会資本が増加することから、計画的な維持管理による施設の長寿命化等の取組を一層進める必要があります。また、東日本大震災津波を教訓として、災害時における避難・救援活動等において、緊急輸送道路等の確実な通行を確保するため、橋梁の耐震化の推進が必要となっています。
- 近年、全県で局地的豪雨や台風による大規模な洪水被害が発生しており、これからも洪水対策としての河川の整備は、住民が安心して生活できる環境を構築するため進めていく必要があります。
- 平成 26 年 8 月に広島市で発生した土砂災害等を踏まえ、平成 26 年 11 月に改正土砂災害防止法が成立しました。これにより、県は土砂災害危険個所の基礎調査の結果を踏まえ、土砂災害のおそれのある区域について住民に周知する必要があります。
- 東日本大震災津波の発生直後から道路啓開等を実施するなど、災害時においては地域を熟知した建設企業等の役割が大きくなっており、これら建設企業等との連携が必要です。

- 通学路における歩道整備率は、平成 26 年度末で 77.3%にとどまっており、全国的に通学中の児童が交通事故に遭う事例が多発していることから、引き続き、通学児童等歩行者の安全確保に向け、歩道の整備を一層進めていく必要があります。
- 下水道をはじめとする污水处理施設の整備が進められていますが、平成 26 年度末の当圏域の水洗化人口割合^{*2}は 66.4%であり、県平均の 69.6%よりやや低く、今後も引き続き、整備を進めていく必要があります。
- 平泉世界遺産等の観光振興を図るため、景観に配慮した道路環境の整備を進めるとともに、地域の方々との協働による維持管理を活用する必要があります。
- 国内外において鳥インフルエンザ等が発生しており、県内においても発生するおそれがあることから、その対策を万全に行う必要があります。
- 平成 26 年 9 月に発生した御嶽山の噴火を受け、本県における活火山のうち常時観測火山である栗駒山についても平成 27 年 3 月に「栗駒山火山防災協議会」を設置して連携体制を構築したところであり、火山防災対策の強化に向けて、本格的な検討を進める必要があります。
- 放射線影響対策については、汚染された農林業系副産物や側溝土砂の処理のほか、原木しいたけの産地再生に向けた取組など、引き続き推進する必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

既存施設を最大限有効活用するため、定期的なメンテナンスを行い、社会資本への安全性・信頼性を確保するとともに、橋梁等の長寿命化と耐震化を推進します。

また、ひとにやさしいまちづくりを目指して、安全、環境、景観に配慮し、地域の実情に応じた生活排水対策や無電柱化などの基盤整備を進めます。

頻発する地震、洪水、土砂災害などに対しては、ハード整備とソフト対策を効果的に組み合わせた対策を推進するとともに、鳥インフルエンザ等対策や放射線影響対策についても、住民、地域の企業等と行政が連携を図り、安全な地域づくりの推進に取り組みます。

主な取組内容

① 社会資本の適切な維持管理の推進

- ・ これまでに整備してきた社会資本の効率的・効果的な維持管理を実現するため、「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」の策定を推進します。
- ・ 「個別施設計画」を策定した分野において、計画に基づく適切な維持管理等を着実に推進します。

② 地震・洪水・土砂災害対策の推進

- ・ 一般国道 284 号「一関市上の橋」、一般国道 343 号「奥州市藤橋」など、緊急輸送道路を中心とした橋梁耐震対策を計画的に推進します。
- ・ 一級河川北上川の改修や一関遊水地の整備を促進します。
- ・ 集中豪雨等により被災した河川は早急に復旧対策を進めるとともに、一級河川砂鉄川等の河川の改修を進め、洪水被害の防止対策を推進します。
- ・ 砂防施設や急傾斜地崩壊対策施設等の防災施設の整備を推進します。
- ・ 土砂災害危険個所の基礎調査について、平成 31 年度までの完了に向け、計画的に調査を推進するとともに、基礎調査結果を公表し、土砂災害警戒区域^{*3}の指定を進めます。

③ 関係団体等との防災協力体制の構築 ☆

- ・ 災害等における県と関係団体等の連携強化を図るため、合同での災害対応訓練等の取組を促進します。
- ・ 地域において、公共施設の維持管理や災害対応を担う建設企業を育成確保するための支援に取り組みます。

④ 通学路における歩道整備等の推進

- ・ 児童や高齢者の安全を確保するため、通学路等への歩道設置や交通安全施設等の整備を進めます。また、歩道の段差解消・拡幅や市街地における幹線道路の無電柱化を推進します。

⑤ 環境及び景観の保全・形成 ◆

- ・ 公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業等地域の実情に合わせた污水处理施設の整備を促進するとともに、水洗化人口割合の向上のため、市町的生活排水対策を支援しながら、污水处理施設の普及拡大に努めるとともに、污水处理に対する住民理解を深めるための啓発活動を推進します。
- ・ 自然・歴史・文化に配慮した道路整備を進めるため、中尊寺通り（県道平泉停車場中尊寺線）における無電柱化と歩車共存道路の整備を推進するとともに、景観に配慮した防護柵等の整備を推進します。
- ・ より快適な生活環境の向上を図るため、地域の方々との協働による維持管理に取り組むとともに、道路や河川の草刈・清掃等の活動を長年行っている愛護団体等については、国や県の表彰制度を活用するなど、積極的に支援します。

⑥ 鳥インフルエンザ等対策の推進

- ・ 鳥インフルエンザ等発生時に迅速かつ適切に対応するため、管内市町等との連携のもと、毎年度、広域支部としての訓練を実施します。
また、基礎情報の共有や発生時の連絡体制の確立など隣接県との連携を強化します。

⑦ 火山防災対策の推進

- ・ 栗駒山については、登山者情報の把握の仕方や効果的な情報伝達のあり方について、早急に検討を進めるほか、噴火シナリオやハザードマップ^{※4}等の整備に向け、栗駒山周辺地域の県・市町村と連携・調整しながら検討を進めます。

⑧ 放射線影響対策の推進 ☆

- ・ 放射能で汚染された農林業系副産物や側溝土壌等の処理に対応するため、引き続き技術的な支援や相談等を行うとともに、情報収集や関係機関との連絡調整を行います。
- ・ 牧草等の放射性物質検査を実施し、安全・安心な畜産物の生産・供給を支援するほか、汚染牧草等の焼却処理までの安定保管を支援します。
- ・ 原木しいたけの産地再生を図るため、出荷制限解除に向けた取組を加速させるとともに、安定的な原木の確保などを促進し、原木しいたけ生産の早期本格再開を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

道路や橋梁などの社会資本は、国、県、市町がそれぞれの役割分担のもと、計画的に維持管理を進めていくことが重要であり、また、頻発する地震や集中豪雨等による災害に備え、ハード整備・ソフト施策の両面から総合的に取り組むことが必要です。

このため、国は、北上川の河川改修や一関遊水地事業などを推進し、市町は、警戒避難体制の整備や防災意識等の啓発活動など、県や地域と連携して取り組みます。

住民・企業等は、行政と連携・協働し、道路や河川等の身近な社会資本の草刈や清掃などに取り組むとともに、住宅などの耐震化を進めます。

また、災害時には、応急復旧等の対応において地域を熟知している建設企業等が専門的な知識や技術力を活かしてその役割を担います。

県は、橋梁の計画的修繕・耐震補強、防災施設の整備等に取り組むとともに、土砂災害警戒区域等の指定を進めます。

さらに、安全で環境、景観に配慮したひとにやさしいまちづくりを目指し、市町と連携して歩道の整備や無電中化を進めるとともに、市町的生活排水対策への取組を支援します。

一方、鳥インフルエンザ等対策、火山防災対策、放射線影響対策に当たっても、住民等や行政がそれぞれの役割分担のもと、迅速で効果的な対応ができるように取り組むことが必要です。

国においては、これらの対策に係る基本指針等の策定などを担い、市町は、住民が安心して生活できるよう具体的取組を実施、住民・企業等は、地域コミュニティを活用した取組などを行

政と連携・協働して進めます。

県は、市町や住民等の様々な相談への対応や技術的な指導等を行うほか、関係機関や住民等との連携により円滑な対策ができるよう取り組みます。

県以外の 主体	<p>(市町)</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的な維持管理の実施 道路や河川など維持管理における住民協働の推進 橋梁耐震対策の推進 警戒避難体制の整備（避難路の設定・周知、ハザードマップの作成） 総合防災拠点施設の整備 住民への耐震対策の支援 防災意識等の啓発活動 歩行環境の整備 汚水処理施設の整備と接続への支援 火山防災協議会への参画 火山防災に係る住民等に対する周知 汚染された農林業系副産物や土壌等の処理など <p>(国)</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的な維持管理の実施 北上川の河川改修、一関遊水地事業 火山に関する法整備・基本指針の策定 など 	<p>(住民・NPO等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路や河川の草刈などにおける県との協働 住宅、建築物の耐震化の実施と普及啓発 水防活動等への参加 放射線影響対策に係る地域コミュニティを活用した取組 など <p>(企業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、県、市町と連携した社会資本の維持管理の実施 災害時支援協定による応急対策 鳥インフルエンザ等対策に係る物資の供給や作業支援 など
県	<ul style="list-style-type: none"> 効率的・効果的な維持管理の実施 道路や河川などの維持管理における住民協働の推進 橋梁耐震対策の推進 洪水・土砂災害対策等の防災施設の整備 土砂災害警戒区域等の指定の推進 歩行環境の整備 市町の生活排水対策への支援 災害・危機管理に係る県対策本部（広域）支部の設置 火山防災協議会への参画 放射線影響対策に係る相談や技術指導 など 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>① 社会資本の適切な維持管理の推進</p> <p>目標</p> <p>◎「修繕が必要な橋梁」の修繕完了数（橋） [累計]</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>132</td> <td>144</td> <td>154</td> <td>165</td> <td>166</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	132	144	154	165	166					
H26	H27	H28	H29	H30											
132	144	154	165	166											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																														
	～H26	H27	H28	H29	H30																										
<p>② 地震・洪水・土砂災害対策の推進</p> <p>目標</p> <p>◎緊急輸送道路における耐震化橋梁の完了数（橋）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>55</td><td>61</td><td>68</td><td>69</td><td>72</td></tr> </table> <p>・河川改修事業等完了地区数（地区）（H27～H30）6地区 [累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>4</td><td>6</td><td>7</td><td>7</td><td>10</td></tr> </table> <p>・土砂災害対策施設完了地区数（地区）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>5</td><td>5</td><td>6</td><td>10</td><td>11</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	55	61	68	69	72	H26	H27	H28	H29	H30	4	6	7	7	10	H26	H27	H28	H29	H30	5	5	6	10	11	<p>緊急輸送道路等における橋梁の耐震補強の着実な推進</p> <p>河川の整備(千厩川、猿ヶ石川、人首川 他)</p> <p>砂防施設の整備(本宿の沢 他)</p> <p>急傾斜地崩壊対策施設の整備(浅沢、中島 他)</p> <p>土砂災害警戒区域等の基礎調査及び住民説明・指定</p>
H26	H27	H28	H29	H30																											
55	61	68	69	72																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
4	6	7	7	10																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
5	5	6	10	11																											
<p>③ 関係団体等との防災協力体制の構築</p> <p>目標</p> <p>◎災害時支援協定等に基づく合同訓練実施地区数（地区）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	6	6	6	6	6	<p>災害支援協定等に基づく合同訓練の実施</p>																				
H26	H27	H28	H29	H30																											
6	6	6	6	6																											
<p>④ 通学路における歩道整備等の推進</p> <p>目標</p> <p>◎通学路における歩道整備完了地区数（地区）（H27～H30）21地区 [累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>19</td><td>21</td><td>26</td><td>36</td><td>40</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	19	21	26	36	40	<p>通学路における歩道整備の推進</p>																				
H26	H27	H28	H29	H30																											
19	21	26	36	40																											
<p>⑤ 環境及び景観の保全・形成</p> <p>目標</p> <p>◎中尊寺通りの電線共同溝布設延長（m）（H27～H29）2,305m [累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>495</td><td>1,048</td><td>1,924</td><td>2,800</td><td>—</td></tr> </table> <p>目標</p> <p>◎水洗化人口割合（%）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>66.4</td><td>68.1</td><td>69.7</td><td>71.3</td><td>73.2</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	495	1,048	1,924	2,800	—	H26	H27	H28	H29	H30	66.4	68.1	69.7	71.3	73.2	<p>電線地中化の整備(中尊寺通り)</p> <p>污水处理施設の整備、水洗化の促進</p>										
H26	H27	H28	H29	H30																											
495	1,048	1,924	2,800	—																											
H26	H27	H28	H29	H30																											
66.4	68.1	69.7	71.3	73.2																											
<p>⑥ 鳥インフルエンザ等対策の推進</p> <p>目標</p> <p>◎基礎研修会、図上シミュレーション訓練及び現場訓練（集合施設等への資機材配置など）の実施（回）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	3	3	3	3	3	<p>隣接県との情報共有</p> <p>基礎研修会、図上シミュレーション訓練及び現場訓練(集合施設等への資機材配置など)の実施(各地方支部持ち回りで実施)</p>																				
H26	H27	H28	H29	H30																											
3	3	3	3	3																											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>⑦ 火山防災対策の推進</p> <p>目標</p> <p>◎火山避難計画の作成（市町村）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	—	—	—	—	1					
H26	H27	H28	H29	H30											
—	—	—	—	1											
<p>⑧ 放射線影響対策の推進 （原木しいたけの産地再生）</p> <p>目標</p> <p>◎原木しいたけ出荷再開生産者数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>32</td> <td>100</td> <td>135</td> <td>160</td> <td>190</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	32	100	135	160	190					
H26	H27	H28	H29	H30											
32	100	135	160	190											

関連する計画

・いわて汚水処理ビジョン 2010（計画期間 平成 23 年度～平成 30 年度）

- ※ 1 土砂災害危険箇所
土砂災害（土石流、急傾斜地の崩壊、地すべり）による被害のおそれのある箇所のこと。
- 2 水洗化人口割合
住民基本台帳人口に対する、汚水処理施設（下水道・集落排水・コミュニティプラント・浄化槽（家庭雑排水も処理するものに限る））で汚水を処理している世帯人口の割合。
- 3 土砂災害警戒区域
土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民の生命又は身体に危険が生じるおそれがあると認められる区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。
また、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域を土砂災害特別警戒区域という。
- 4 ハザードマップ
防災を目的に、災害に遭う地域を予測し表示した地図。

11

Ⅱ 安全で安心して暮らせる活力ある住みよい地域社会の形成

環境と共生した持続可能な地域社会の構築

1 みんなで目指す姿

地域住民や事業者が環境に対する正しい理解と判断に基づき、自主的に行動することにより、環境と共生した持続可能な地域社会が形成されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①多量排出事業者における二酸化炭素排出量	②51,379 千 tCO ₂ /年	②61,365 千 tCO ₂ /年	②71,352 千 tCO ₂ /年	②81,338 千 tCO ₂ /年	②91,323 千 tCO ₂ /年
②住民一人1日当たりのごみ排出量	②5877 g/日	②6868 g/日	②7859 g/日	②850 g/日	②9841 g/日
③狩猟者登録延べ件数	828 件	828 件	828 件	828 件	828 件

【目標値の考え方】

① 岩手県地球温暖化対策実行計画による平成 32 年度の目標（平成 2 年基準比 30%減）達成に向け、多量排出事業者における二酸化炭素の排出削減を推進するもの。

② 一般廃棄物の排出量について、東日本大震災津波前の水準（824 g/日）に近づけていくために、段階的な削減に取り組むもの。

③ 高齢化等による狩猟者の減少を抑制するため、現状の登録者数の維持を目指すもの。

現状

- 県南圏域では、地球温暖化防止対策を積極的に行っている事業所として「いわて地球環境にやさしい事業所」^{*1}に認定されている事業所が全県の 50.0%（95 社 平成 26 年度）を占め、環境に関する取組が活発に行われていますが、事業者による地球温暖化防止対策の取組をさらに推進する必要があります。
また、再生可能エネルギーの導入や省エネの取組により二酸化炭素の排出削減を進める必要があります。
- 住民一人1日当たりのごみ排出量は、平成 25 年度で 877 g と平成 22 年度の 824 g に比較して 6.4% 増加しており、より一層のごみの排出抑制とリサイクルの促進が必要となっています。
- 県南圏域では、産業廃棄物の発生量が 105 万トンと岩手県内の 32%（平成 25 年度）を占め、また、産業廃棄物処分業者についても全県の 47%を占める 83 社と多いことから、産業廃棄物の適正処理に向けた取組が重要となっています。
- 北上川中流域の河川水質は、環境基準（BOD）^{*2}達成率 100%となるなどおおむね良好に維持されていますが、汚水処理施設整備による生活排水対策や工場等からの排水対策の取組を進め、水質をさらに向上させていくことが望まれます。
- 早池峰国定公園や栗駒国定公園などにおいては、優れた自然環境を保持していますが、高山植物の盗掘や登山マナーの低下といった課題があり、NPOやボランティアとの協働による自然保護対策の推進が必要となっています。
- 環境保全活動団体の中には高齢化や担い手不足などにより活動が停滞している団体も見られ、NPOや事業者と連携した環境保全活動の活性化や次世代を担う人づくりの取組が必要です。
- 管理が行き届かず早急に整備を必要とする人工林が今でも見受けられることから、森林の公益的

機能を維持増進する環境保全の継続した取組が必要となっています。

- ニホンジカなどの有害鳥獣の個体数の増加や生息範囲の拡大により、自然生態系への影響や農林業被害が拡大・深刻化しており、広域的な被害防止対策が必要となっています。さらに、捕獲の担い手が減少・高齢化し、個体数の管理が難しくなっており、その対策も求められています。
- イヌワシなどの希少野生鳥獣は、その生息数が減少傾向にあるなど、適正な保護対策が必要となっています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

事業者における地球温暖化防止の取組支援や官民連携による省エネや節電等のライフスタイルの意識啓発に取り組むとともに、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの導入を推進します。

廃棄物の減量化やリサイクルを促進するとともに、産業廃棄物の適正処理指導と不法投棄対策の取組を進めます。

污水处理施設の適正管理や工場排水対策を推進し、公共用水域の水質保全に取り組めます。

NPOや環境保全活動団体と事業者との協働連携による環境保全活動の促進と次代を担う人材の育成に取り組み、森や川などの豊かな自然環境の保全を推進します。

捕獲の担い手の育成や確保に努め有害捕獲を一層強化し、野生鳥獣による自然生態系や農林業への被害防止対策を推進するとともに、希少な野生動植物を守りバランスの取れた豊かな自然環境の保護に取り組めます。

主な取組内容

① 地球温暖化防止に向けた取組の支援 ◆

- ・ 多量排出事業者^{※3}における地球温暖化対策計画の策定支援及び「いわて地球環境にやさしい事業所登録制度」の普及拡大とエコスタッフ^{※4}の養成を通じて、事業者における地球温暖化対策の取組を支援します。
- ・ 県民や事業者、行政が連携した地域ぐるみの省エネルギー活動や節電対策を推進するとともに、エコドライブや「かしこい交通ライフ」チャレンジウィーク等の身近な実践活動の普及を図ります。
- ・ 地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進に向け、市町と連携して事業者等の取組を支援します。

② 循環型社会の構築に向けた廃棄物対策の推進

- ・ 市町と連携し、廃棄物の発生抑制やリサイクルに関する住民・事業者の取組を促進します。
- ・ 産業廃棄物処理業者や事業者への廃棄物の適正処理指導を行うとともに、警察等関係機関と連携した合同パトロールや情報共有などにより不法投棄対策に取り組めます。

③ 優れた自然環境等の保全・保護活動の推進 ◆

- ・ 工場等の排水の立入検査などを実施し、公共用水域の水質保全に取り組めます。
- ・ 早池峰国定公園等の自然公園において、関係者及びボランティアとの協働による登山マナーの普及啓発や高山植物保護等の取組を実施し、優れた自然環境の保全を推進します。
- ・ 環境情報の発信や環境関連行事の開催により、事業者とNPO・環境保全活動団体との協働連携を推進し、地域全体での環境保全活動の活性化と人づくりを支援します。
- ・ 森林の公益的機能の維持増進を図るため、「いわての森林づくり県民税」を活用した森林整備や森林環境保全活動を支援します。

④ 野生鳥獣等の適正な保護管理 ◆

- ・ 市町等関係機関と連携し、ニホンジカなど有害鳥獣の駆除等の取組を広域的に推進するとともに、個体数管理に大きな役割を担う人材の育成を推進します。
- ・ 希少野生動植物の保護等に関する普及啓発に取り組めます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

環境と共生した地域社会を構築するためには、地域住民や事業者の環境保全に対する意識を高め、さらに、実効ある取組につなげることが必要であり、これらを推進するためには、住民、NPO、事業者、行政等の連携・協働が重要です。

このため、住民、事業者、NPO等は地球温暖化対策や廃棄物の発生抑制、排水対策等において、身近なところから取組を進めるとともに、お互いが環境保全活動に連携して取り組みます。

市町は地域に即した環境保全活動を促進するため、住民等への普及啓発や情報提供等を行います。

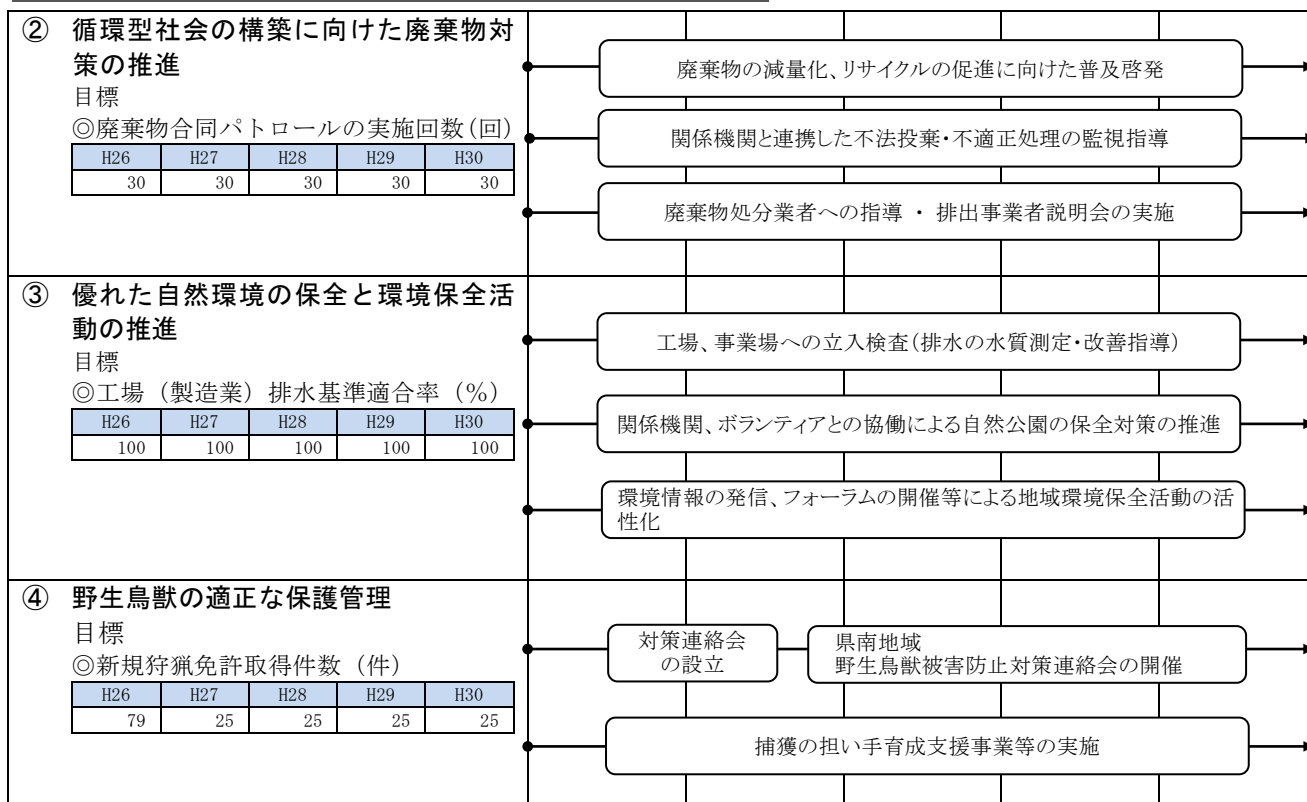
県は、市町等と連携を図りながら、住民、事業者、NPO等が行う環境保全活動を支援するとともに、分かりやすい環境情報の提供などに取り組みます。

さらに、野生鳥獣被害対策において、市町や関係団体と連携し広域的な取組を推進します。

	(住民・NPO等)	(事業者等)	(市町)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ、節電等の地球温暖化防止活動の取組 住宅用太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入 ごみの減量化、リサイクル活動の取組 生活排水対策の取組 行政との協働による自然保護活動の取組 事業者と連携した環境保全活動の取組 有害鳥獣駆除への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の取組 地域の特性を生かした再生可能エネルギーの導入 産業廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理の推進 工場排水対策の取組 住民、NPOとの連携による環境保全活動の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の普及啓発 公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入 再生可能エネルギーの導入支援、普及啓発 ごみの減量化、リサイクルに係る普及啓発と情報提供 生活排水対策の推進 協働による自然保護活動の取組 環境保全活動や環境教育の支援 地域に即した環境保全活動の促進 有害鳥獣駆除の推進
県	<ul style="list-style-type: none"> 事業者における地球温暖化対策の支援 エコドライブ等の実践活動の普及啓発 再生可能エネルギーの導入支援、普及啓発 廃棄物の適正処理指導、不法投棄対策 工場排水に係る監視指導 事業者と住民・NPO等の協働連携の支援 環境保全活動に係る人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 市町との地球温暖化活動に関する連携 公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入 廃棄物の発生抑制、リサイクルに係る取組支援 生活排水対策に係る支援 ボランティア等との協働による自然保護活動の推進 環境保全活動の情報発信や支援 野生鳥獣の保護管理、捕獲担い手の育成支援 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 地球温暖化防止に向けた取組の支援 目標 ◎エコドライブ宣言事業所数 (社) [累計]															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>30</td> <td>60</td> <td>90</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	30	60	90	120	多量排出事業者における地球温暖化対策の支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
0	30	60	90	120											
	エコドライブ・「かしこい交通ライフ」チャレンジウィークの推進														
	「いわて地球環境にやさしい事業所登録制度」の普及拡大														
	再生可能エネルギーの導入促進に係る支援・普及啓発														



- ※1 いわて地球環境にやさしい事業所
 地球温暖化を防止するための施策の推進を図るための制度で、二酸化炭素排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を岩手県が認定し、広く県民に紹介することにより、地球温暖化対策の積極的な取組を広げていくことを目的とするもの。
- 2 BOD（生物化学的酸素要求量）
 河川等の有機物による汚れを表す指標であり、汚染物質（有機物）を分解するときに必要な酸素量のこと。この数値が大きいほど、汚染物質が多いことを示す。
- 3 多量排出事業者
 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づき、地球温暖化対策計画の作成、提出を義務付けられた二酸化炭素の排出量が相当程度多い事業者。
- 4 エコスタッフ
 事業所において省エネ等の取組みの中心的役割を担う者で、「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定にはエコスタッフを置くことが条件となっており、岩手県では県内4会場で養成セミナーを毎年開催している。

12

Ⅱ 安全で安心して暮らせる活力ある住みよい地域社会の形成

未来を切り開く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成

1 みんなで目指す姿

若者・女性をはじめとする、移住・定住者を含む県民一人ひとりが地域の担い手として活躍するとともに、地域住民・NPO 法人等・市町・県などの多様な主体が連携しながら、地域コミュニティ活動の活性化や広域的な課題に取り組み、魅力と活力ある地域社会が形成されています。

また、国際リニアコライダー（ILC）^{※1}実現への取組を通じて、地域活性化を全員参加で広域的に取り組む機運が一層醸成されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎県外からの移住・定住者数	360人	380人	400人	420人	440人
【目標値の考え方】 県全体では、毎年、移住・定住者 50 人増を目指しており、県南圏域では 20 人増を目指すもの。					

現状

- 当圏域における人口は、平成 26 年 492,189 人で 22 年 509,520 人と比べ 3.4%減少しており、特に中山間地域の人口減少が進んでいます。老年人口割合は、平成 26 年 30.8%（22 年 28.4%）で全県の 29.6%（同 27.1%）を上回っています。
- 人口の社会減は、高校卒業者が希望する進学先や、若者が希望する就職先（職種、給与条件、求人数）が少ないことが要因と考えられます。
- 人口の自然減は、未婚化・晩婚化や子育てと仕事の両立が困難なことなどによる合計特殊出生率の低迷と若年女性^{※2}の減少が要因と考えられます。
- 人口減少の進行により、労働力不足・事業者の後継者不足や地域の購買力の低下が進み、地域経済に影響を与えることが懸念されます。また、人口減少や高齢化が特に進行している地域のコミュニティ機能の低下がみられます。
- 国の地方創生の政策に呼応し、県や市町ではふるさと振興総合戦略に基づき地域の特性を生かした取組を進めています。また、地域の共通の課題を解決するため、広域定住自立圏構想に基づく市町間連携の取組や、隣県の市町等と連携した取組がみられます。
- 平成 27 年 8 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが求められています。
- 地域おこし協力隊^{※3}や緑の雇用^{※4}など、地域交流や林業体験を通じて移住・定着に結びついた事例や田舎暮らしに憧れて定住した事例もみられます。
- 国際リニアコライダー（ILC）については、国内研究者で組織する ILC 立地評価会議が、平成 25 年 8 月に国内建設候補地として北上山地が最適であると評価しており、経済への波及、イノベーションの促進、関連人口の増加、国際化の進展等が期待されています。
- 平成 28 年の希望郷いわて国体・いわて大会の成功に向けて、県・市町が協力して、県民の意識醸成を図りながら、様々な取組が行われています。

また、平成 31 年（2019 年）にはラグビーワールドカップ 2019 が、平成 32 年（2020 年）には東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることを契機として、スポーツによる地域振

興や交流人口の拡大が期待されています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

ふるさとを振興し、魅力と活力ある地域社会の形成を進めるため、若者の地元定着や移住・定住の促進、若者・女性が活躍できる環境づくりなどにより、移住・定住者を含めた県民一人ひとりが地域の担い手として活躍できるよう取り組むとともに、地域住民やNPO法人等による地域コミュニティ活動の活性化や、市町や県と、市町間の連携などによる広域的な課題への取組を進めます。

また、地域活性化の効果が高い国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組を推進します。

主な取組内容

- ① 若者の地元定着と活躍できる環境づくり ◆
 - ・ 企業の職場づくりや魅力発信等を支援するとともに、若者に対し地域の企業への理解が深まるよう周知を図り、若者の地元就職を促進します。
 - ・ 青年会議所など若者・女性のグループの地域活性化への取組を後押しするなど、若者や女性が行動力やアイデアを生かして活躍できるよう支援します。
 - ・ 「いきいき岩手結婚サポートセンター」の利用を促進するなど、結婚を望む若者に対して出会いの場の提供を支援します。
- ② U・Iターンと定住の促進 ◆
 - ・ ふるさと回帰フェアへの参画やU・Iターン窓口相談を通じて地域企業の情報を提供し、U・Iターンを促進します。
 - ・ 田舎暮らしに魅力を感じる人などに、移住フェアや定住・交流ツアーを通じて県南圏域の魅力を発信して岩手ファンの拡大を図り、定住を促進します。
 - ・ U・Iターン等の移住・定住者、結婚や就職により独立を望む者、新社会人としての生活に不安を感じる高校・大学新卒者等が安心して新たな生活ができるよう住居対策等を進める市町への支援を行います。
- ③ 女性が活躍できる環境の整備 ◆
 - ・ 男女がともに、仕事と生活（出産、子育て、介護等）を両立させながら、働き続けることができる労働環境の整備を促進します。
 - ・ 市町と連携し、子育て中の家庭が安心して子育てできる社会、子ども・子育て支援新制度による保育サービスの充実を促進します。
- ④ 地域コミュニティ活動の活性化 ◆
 - ・ 自治会活動や地域イベント活動などの地域コミュニティ機能の低下がみられる地域については、移住・定住の推進や若者が活躍する地域間の交流機能の確保、NPO法人等の支援などにより、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。
 - ・ ふれあい道づくり計画など市町のまちづくり計画の策定・実施や空き家対策を支援することなどにより、中心市街地の活性化や賑わいの創出を支援します。
- ⑤ 県南圏域市町と連携した取組の推進 ◆
 - ・ 市町が取り組む定住自立圏構想を支援するとともに、人口減少対策などの共通課題について政策検討の場を通じて、県と県南圏域市町が連携し取り組みます。
 - ・ 県や県際市町においては、県境を超えた防災や観光等の課題について、隣県の出先機関や市町村と県際連携を進めます。
- ⑥ スポーツによる地域振興 ◆
 - ・ 県、市町、圏域スポーツ団体や観光業者等の関係機関が連携し、地域にスポーツを根付かせ

ながら、交流人口の拡大を図るなどスポーツによる地域振興を目指します。

⑦ 国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組の推進 ◆

- 国際リニアコライダー（ILC）の建設実現に向けて、県内市町村・東北他県市町村や関係団体と連携しながら、県民へのILCの普及啓発活動を進めるとともに、広域的なまちづくりの検討を進めていきます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

住民は、地域コミュニティ活動や若者・女性グループの活動などに参画します。

企業は、若者の地元定着などのための雇用確保や子育てがしやすい労働環境の整備を推進します。

NPO等の団体は、若者・女性の活動、子育て・出会い施策、コミュニティ機能の支援など、団体の特性を生かして活動を行います。

市町は、人口減少等の地域課題の解決に向けた施策の実施や、地域コミュニティの担い手の育成などの取組を行います。

県は、市町と密接に連携しながら広域的な視点で地域の取組を支援するとともに、国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組を積極的に行います。

	（住民）	（団体）	（市町）
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティ活動への参加 若者・女性グループの活動への参画 県及び市町村の子育て・出会い施策への参加及び協力 <p>（企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 若者の新規雇用拡大 U・Iターン者・移住者の採用 受入環境の整備 労働環境の整備・改善 	<ul style="list-style-type: none"> 産学官連携による若者の人材育成・地元定着 行政、企業と連携した子育て・出会いの支援 移住・定住希望者と企業のマッチング 移住者の支援 地域コミュニティの課題解決に向けた取組 スポーツによる地域振興の推進 ILC普及啓発活動への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 若者・女性の地域活動の支援 若者の出会い等の施策の実施 移住・定住等の施策の実施 仕事と生活が調和した労働環境の整備の支援 地域コミュニティの育成・活性化 広域・県際連携事業の実施 スポーツによる地域振興の推進 ILC普及啓発活動の実施
県	<ul style="list-style-type: none"> 地域企業の魅力発信・若者への周知 企業への雇用・労働環境の改善要請、意識啓発 若者・女性の交流・地域活動の支援 移住・定住等の取組への支援 仕事と生活が調和した労働環境の整備の支援 地域コミュニティ活動の支援 広域・県際連携事業の推進・実施 スポーツによる地域振興の推進 ILC普及啓発活動の実施 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>① 若者の地元定着と活躍できる環境づくり目標</p> <p>◎いわて若者交流ポータルサイト登録団体数（団体）〔累計〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	5	6	8	10	12	<p>産業振興施策の推進による雇用創出 雇用の維持・正規雇用等の拡充の要請活動</p> <p>県南圏域若者交流事業等の実施支援</p> <p>いきいき岩手結婚サポートセンターの活用促進</p>				
H26	H27	H28	H29	H30											
5	6	8	10	12											

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）															
	～H26	H27	H28	H29	H30											
<p>② U・Iターンと定住の促進</p> <p>目標</p> <p>◎市町窓口・移住フェア等における移住相談受付数（人）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>158</td><td>160</td><td>160</td><td>160</td><td>160</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	158	160	160	160	160						<p>企業へのU・Iターンシステムの周知・登録促進</p> <p>移住フェア（ふるさと回帰フェア等）への参加</p>
H26	H27	H28	H29	H30												
158	160	160	160	160												
<p>③ 女性が活躍できる環境の整備</p> <p>目標</p> <p>◎「いわて子育てにやさしい企業等」認証数（社）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>6</td><td>9</td><td>12</td><td>15</td><td>18</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	6	9	12	15	18						<p>次世代育成支援計画策定企業の取組を支援</p>
H26	H27	H28	H29	H30												
6	9	12	15	18												
<p>④ 地域コミュニティ活動の活性化</p> <p>目標</p> <p>◎元気な地域コミュニティ特選団体数（団体）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>36</td><td>37</td><td>38</td><td>39</td><td>40</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	36	37	38	39	40						<p>地域コミュニティ活動団体等の支援（助言・指導）</p> <p>市町村のまちづくり計画策定支援</p>
H26	H27	H28	H29	H30												
36	37	38	39	40												
<p>⑤ 県南圏域市町と連携した取組の推進</p> <p>目標</p> <p>◎県南圏域政策課題研究会等の広域連携事業実施数（事業）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>-</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	-	4	4	4	4						<p>県南圏域市町首長懇談会・政策課題研究会の開催</p> <p>県際連携等の協議会・連絡会議</p>
H26	H27	H28	H29	H30												
-	4	4	4	4												
<p>⑥ スポーツによる地域振興</p> <p>目標</p> <p>◎スポーツ振興に係る地域スポーツクラブ等連携・協力団体数（団体）[累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>16</td><td>18</td><td>20</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	-	-	16	18	20						<p>スポーツ振興による取組の推進</p> <p>事前合宿誘致等に向けた意見交換の実施</p>
H26	H27	H28	H29	H30												
-	-	16	18	20												
<p>⑦ ILCの実現に向けた取組の推進</p> <p>目標</p> <p>◎ILCセミナー（中学校出前授業）の参加者数（人／年）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>1,005</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>1,000</td><td>1,000</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1,005	1,000	1,000	1,000	1,000						<p>ILCセミナー（中学校出前授業）の実施</p> <p>イベント等を活用したPRの実施</p>
H26	H27	H28	H29	H30												
1,005	1,000	1,000	1,000	1,000												

- ※1 国際リニアコライダー（ILC）
 全長 31～50kmの地下トンネルに建設される、電子と陽電子を加速、衝突させ質量の起源や時空構造、宇宙誕生の謎の解明を目指す大規模研究施設。
- 若年女性
20～39歳の女性。
 - 地域おこし協力隊
地方自治体が、地域外の人材を受け入れ、地域おこし活動など地域協力活動を委嘱し、地域への定住を図る総務省の制度。
 - 緑の雇用
林業へ新規参入する労働者の雇用支援制度。

資料編

- 資料 1 目指す姿指標一覧表
- 資料 2 復興関連施策一覧表
- 資料 3 ふるさと復興関連施策一覧表
- 参 考 広域復興圏別統計データ

【資料1】 目指す姿指標一覧表

圏域	重点施策	指標名	単位	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)	
					(H27)	(H28)	(H29)		
県南広域振興圏	1	雇用・労働環境の整備と若者の地元定着	県南圏域高卒者の管内就職率	%	57.8	58.5	59.0	59.5	60.0
	2	世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	①ものづくり関連分野(輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等)の製造品出荷額	億円	②512,691	②613,000	②713,300	②813,600	②914,000
			②南部鉄器及び岩谷堂筆筒の販売額	億円	18.1	18.6	19.1	19.6	20.1
	3	平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興	県南圏域の観光入込客数(延べ人数)	万人	1,127.2	1,128.1	1,129.0	1,129.9	1,130.8
	4	多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興	食料品製造出荷額	億円	②5730	②6737	②7744	②8752	②9760
	5	経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開	農畜産物の販売額	億円	775	776	777	778	779
	6	生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化	林業産出額	億円	②455	②557	②659.5	②765	②867.5
	7	産業を支える社会資本整備の推進	内陸部と沿岸部を結ぶルートにおける都市間平均所要時間	分	92	91	90	90	83
	8	地域で安心して暮らせる医療の充実と健康づくりの推進	①病院と診療所(開業医)の役割分担の認知度	%	56.9	61.4	65.9	70.4	75.0
			②メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合	%	②427.6	②526.6	②625.6	②724.7	②823.8
			③従業員のメンタルヘルスケアに取り組んでいる企業・事業所の割合	%	42	42	61	61	80
	9	誰もが安心して生活できる支え合いの地域づくりの推進	①「いわて子育てにやさしい企業等」認証数(累計)	社	6	9	12	15	18
②住宅サービス・地域密着型サービスの利用割合			%	62.1	63.9	65.4	66.5	67.5	
③障がい者入所施設等を退所し、地域生活へ移行する障がい者数			人	-	32	64	96	130	
10	社会資本の維持管理と安全で快適なまちづくりの推進	①長寿命化修繕完了橋梁数	橋	132	144	154	165	166	
		②土砂災害防止法に基づく基礎調査の実施率	%	55	65	76	85	93	
		③通学路(小学校)における歩道整備率	%	77.3	77.7	78.4	80.2	80.5	
11	環境と共生した持続可能な地域社会の構築	①多量排出事業者における二酸化炭素排出量	千tCO ₂ /年	②51,379	②61,365	②71,352	②81,338	②91,323	
		②住民一人1日当たりのごみ排出量	g/日	②5877	②6868	②7859	②8850	②9841	
		③狩猟者登録延べ件数	件	828	828	828	828	828	
12	未来を切り開く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	県外からの移住・定住者数	人	360	380	400	420	440	

【資料2】復興関連施策一覧表

※「アクションプラン(地域編・県南広域振興圏)」の「主な取組内容」欄の記載は、平成30年度までを計画期間とする今次のアクションプランにおける取組を整理したもの。

復興基本計画		アクションプラン(地域編・県南広域振興圏)	
3つの原則	取組項目	重点施策	主な取組内容
「安全」の確保	1 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	10 社会資本の維持管理と安全で快適なまちづくりの推進	③ 関係団体等との防災協力体制の構築 ⑧ 放射線影響対策の推進
	2 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり		
	3 災害に強い交通ネットワークの構築	7 産業を支える社会資本整備の推進 10 社会資本の維持管理と安全で快適なまちづくりの推進	① 物流の効率化と三陸沿岸地域の復興を支援する道路整備の推進 ③ 関係団体等との防災協力体制の構築
「暮らし」の再建	4 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援		
	5 雇用維持・創出と就業支援		
	6 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備	8 地域で安心して暮らせる医療の充実と健康づくりの推進	② 災害医療及び感染症対策に係る実地訓練などの実施
	7 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援		
	8 きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実		
	9 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承		
	10 社会教育・生涯学習環境の整備		
	11 スポーツ・レクリエーション環境の整備		
12 地域コミュニティの再生・活性化			
「なりわい」の再生	13 行政機能の回復		
	14 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築		
	15 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築		
	16 漁港等の整備		
	17 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	5 経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開	② 市場競争力の高い農畜産物の産地化の促進
	18 地域の木材を活用する加工体制等の再生	6 生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化	④ 特用林産物生産の振興
	19 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	4 多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興	② 「地域食材」を生かした取引拡大の促進
	20 ものづくり産業の新生	2 世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	① ものづくり人材の育成・地元定着の促進
	21 観光資源の再生と新たな魅力の創造		
	22 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組	3 平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興	① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり

【資料3】 ふるさと振興関連施策一覧表

※「アクションプラン(地域編・県南広域振興圏)」の「主な取組内容」欄の記載は、平成30年度までを計画期間とする今後のアクションプランにおける取組を整理したもの。

※総合戦略における主な取組内容のうち、アクションプランの欄に記載が無いものについては、全県的な取組として「アクションプラン政策編」に盛り込んでいるもの。

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県南広域振興圏)				
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策	主な取組内容			
岩手で働く	1 商工業・観光産業振興、仕事創出プロジェクト	1 競争力の高いものづくり産業の振興	2 世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	② 地域企業の競争力強化の支援	③ 新規参入・取引拡大による産業集積の促進		
		2 食産業の振興	4 多様な事業者のネットワークを活用した食産業の振興	① 「南いわて食産業クラスター形成ネットワーク」を生かした企業力向上の支援	② 「地域食材」を生かした取引拡大の促進		
		3 地場産業の振興	2 世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	③ 「食と観光」を生かした地域ブランド確立の支援	④ 伝統産業の振興		
		4 商業・サービス業の振興					
		5 中小企業の経営力の向上					
		6 被災事業者の再建支援					
		7 観光産業の振興	3 平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興	① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり	② 観光人材の育成や二次交通などの受入態勢の整備	③ 効果的な情報発信と誘客活動の推進	④ 国際観光の振興
		8 県産品や事業者の海外市場への展開					
		9 次世代につながる新たな産業の育成					
		10 若者や女性などの創業支援の充実・強化					
		11 経営人材の育成と円滑な事業承継支援	2 世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	② 地域企業の競争力強化の支援			
		12 ものづくり人材の育成と地元への就職の促進	1 雇用・労働環境の整備と若者の地元定着	② 産業人材の育成、キャリア形成の支援	③ 若者等の就職、地元定着の促進		
			2 世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	① ものづくり人材の育成・地元定着の促進			
		13 雇用・労働環境の整備	1 雇用・労働環境の整備と若者の地元定着	① 雇用機会の拡大、労働環境整備の促進	③ 若者等の就職、地元定着の促進		
				② U・Iターンと定住の促進			
		14 U・Iターンの促進	1 雇用・労働環境の整備と若者の地元定着	① 雇用機会の拡大、労働環境整備の促進	③ 若者等の就職、地元定着の促進		
			12 未来を切り開く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	② U・Iターンと定住の促進			
	15 建設業の振興と人材の育成・確保						
16 優良建築ストックの流通促進を行う事業者の育成・支援							
17 復興道路等を活用した産業振興等の支援策の検討							
2 農林水産業振興プロジェクト	18 生産性・市場性の高い産地の形成、6次産業化等の推進	5 経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開	② 市場競争力の高い農畜産物の産地化の促進	③ 農畜産物のブランド化・高付加価値化の促進			
		6 生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化	③ 木材供給システム整備の促進	④ 特産林産物生産の振興			

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県南広域振興圏)		
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策	主な取組内容	
岩手で働く	2 農林水産業振興プロジェクト	19 経営体の育成、新規就業者の確保・育成	5 経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開	① 地域農業を力強くけん引する経営体の育成	
		20 経営資源(生産基盤)の有効かつ効率的な活用	6 生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化	① 林業の担い手育成の支援	
		21 農山漁村における交流人口の拡大と移住・定住の促進	6 生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化	② 森林の整備・保全の推進	
		22 地域協働による農山漁村の環境保全	3 平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興	① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり	
	3 ふるさと移住・定住促進プロジェクト	23 全県的な推進体制の整備	5 経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開	④ 地域協働による農村資源の保全	
		24 岩手ファンの拡大と移住情報の発信強化等	1 雇用・労働環境の整備と若者の地元定着	③ 若者等の就職、地元定着の促進	
		25 相談窓口体制の強化	12 未来を切り開く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	② U・Iターンと定住の促進	
		26 移住者のフォローの充実	12 未来を切り開く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	② U・Iターンと定住の促進	
		27 移住・交流体験の推進	3 平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興	① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり	
			12 未来を切り開く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	② U・Iターンと定住の促進	
岩手で育てる	4 就労、出会い、結婚、妊娠・出産まるごと支援プロジェクト	28 子育てしながら働きやすい労働環境の整備	1 雇用・労働環境の整備と若者の地元定着	① 雇用機会の拡大、労働環境整備の促進	
		29 出会い・結婚支援の強化	12 未来を切り開く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	③ 女性が活躍できる環境の整備	
		30 妊娠・出産に対する支援	12 未来を切り開く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	① 若者の地元定着と活躍できる環境づくり	
	5 子育て支援プロジェクト	31 子育てにやさしい環境づくり	9 誰もが安心して生活できる支え合いの地域づくりの推進	① 子育てしやすい環境の整備	
		32 保育サービス等の充実	9 誰もが安心して生活できる支え合いの地域づくりの推進	① 子育てしやすい環境の整備	
		33 子どもに対する医療の充実と子育て家庭への支援	12 未来を切り開く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	③ 女性が活躍できる環境の整備	
岩手で暮らす	6 魅力あるふるさとづくりプロジェクト	34 美しく魅力あるまちづくりの推進	10 社会資本の維持管理と安全で快適なまちづくりの推進	⑤ 環境及び景観の保全・形成	
		35 ひとにやさしいまちづくりの推進			
		36 被災した沿岸地域のにぎわいのあるまちづくりの推進			
		37 情報基盤の整備と情報通信技術の利用促進			
		38 ILC実現に向けた取組	2 世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	③ 新規参入・取引拡大による産業集積の促進	
			12 未来を切り開く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	⑦ 国際リニアコライダー(ILC)の実現に向けた取組の推進	
		39 地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発	12 未来を切り開く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	④ 地域コミュニティ活動の活性化	
		40 地域づくりの担い手の育成・新たな担い手の確保	12 未来を切り開く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	④ 地域コミュニティ活動の活性化	
		41 地域の安全を地域が守る消防団や自主防災組織等の育成・強化			
		42 生活交通の確保			
		43 公共交通の利用促進			
		44 三陸鉄道・IGRいわて銀河鉄道の集客力の向上			
		45 良好な大気・水環境の保全	11 環境と共生した持続可能な地域社会の構築	① 地球温暖化防止に向けた取組の支援 ③ 優れた自然環境等の保全・保護活動の推進	

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県南広域振興圏)		
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策		主な取組内容
岩手で暮らす	6 魅力あるふるさとづくりプロジェクト	46 水と緑を守る取組の推進	11	環境と共生した持続可能な地域社会の構築	③ 優れた自然環境等の保全・保護活動の推進
		47 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進	11	環境と共生した持続可能な地域社会の構築	③ 優れた自然環境等の保全・保護活動の推進
		48 自然とのふれあいの促進	11	環境と共生した持続可能な地域社会の構築	③ 優れた自然環境等の保全・保護活動の推進
		49 多様な野生動植物との共生	11	環境と共生した持続可能な地域社会の構築	④ 野生鳥獣等の適正な保護管理
		50 再生可能エネルギーの導入促進	6	生産性の高い地域林業の実践と木材産業の活性化	③ 木材供給システム整備の促進
		51 地域特性や環境に配慮した住宅の普及促進	11	環境と共生した持続可能な地域社会の構築	① 地球温暖化防止に向けた取組の支援
	7 文化芸術・スポーツ振興プロジェクト	52 県内外への情報発信力の強化	3	平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興	③ 効果的な情報発信と誘客活動の推進
		53 若者文化・新しい文化芸術分野への支援			
		54 世界遺産の普及及び新規登録に向けた取組	3	平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興	① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり ③ 効果的な情報発信と誘客活動の推進
		55 優れた文化芸術の鑑賞機会の充実			
		56 伝統文化・生活文化の次世代への確実な継承			
		57 被災地における文化芸術活動の復旧支援			
		58 文化芸術活動の活発化と支援体制の構築			
		59 言葉の壁の解消			
		60 安心できる暮らしの構築			
		61 多文化共生の地域づくり			
		62 総合型地域スポーツクラブの育成支援			
		63 生涯スポーツ指導者の有効活用			
	8 若者・女性の活躍支援プロジェクト	64 スポーツの振興による地域活性化の推進	3	平泉世界遺産をはじめ多彩な資源を生かした観光振興	① 地域資源を生かした魅力的な観光地づくり
			12	未来を切り開く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	⑥ スポーツによる地域振興
		65 若者間のネットワーク構築の促進	5	経営資源の継承・活用による岩手をリードする地域農業の展開	① 地域農業を力強くけん引する経営体の育成
		66 若者の活躍を支援する仕組みの充実	12	未来を切り開く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	① 若者の地元定着と活躍できる環境づくり
		67 男女共同参画の視点に立った意識啓発			
		68 女性の活躍推進のための環境づくり	1	雇用・労働環境の整備と若者の地元定着	① 雇用機会の拡大、労働環境整備の促進
9			誰もが安心して生活できる支え合いの地域づくりの推進	① 子育てしやすい環境の整備	
	12	未来を切り開く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	③ 女性が活躍できる環境の整備		
69 女性自身の意識啓発					
70 地域における男女共同参画の推進					
71 女性に対するあらゆる暴力の根絶					
9 保健・医療・福祉充実プロジェクト	72 人材の確保・定着・育成				
	73 潜在有資格者や多様な人材の参入				
	74 関係機関が連携した取組の推進				

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県南広域振興圏)			
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策		主な取組内容	
		75 地域包括ケアシステムの構築	9	誰もが安心して生活できる支え合いの地域づくりの推進	② 地域包括ケアシステムの構築	
岩手で暮らす	9 保健・医療・福祉充実プロジェクト	76 安全・安心のセーフティネットづくり	9	誰もが安心して生活できる支え合いの地域づくりの推進	④ 生活困窮者の自立支援	
		77 がん対策の推進				
		78 脳卒中予防	8	地域で安心して暮らせる医療の充実と健康づくりの推進	③ 生活習慣病予防	
		79 特定健診・特定保健指導				
		80 自殺対策	8	地域で安心して暮らせる医療の充実と健康づくりの推進	④ 心の健康づくりの推進	
	10 ふるさとの未来を担う人づくりプロジェクト	81 実践的な防災教育(【そなえる】)を中核とした「いわての復興教育」の推進				
		82 グローバル人材の育成				
		83 少人数教育の推進				
		84 高校教育の一層の充実と小規模校における教育の質の維持				
		85 就学支援による学びの環境の確保				
		86 学びを通じた地域コミュニティの再生支援				
		87 地域を担う「ひと」の確保・養成	1	雇用・労働環境の整備と若者の地元定着	③ 若者等の就職、地元定着の促進	
			2	世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	① ものづくり人材の育成・地元定着の促進	
		88 産学官との連携強化による若者の地元定着の促進	2	世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	① ものづくり人材の育成・地元定着の促進	
		89 地域課題解決に向けた取組の促進				
		90 地域課題解決に向けた岩手県立大学の取組の促進				
		91 「いわてキャリア教育指針」に基づくキャリア教育の実践	1	雇用・労働環境の整備と若者の地元定着	② 産業人材の育成、キャリア形成の支援	
		92 本県経済の基盤となる産業振興を担う人材の育成	2	世界に通用するものづくり基盤の構築と伝統産業の振興	① ものづくり人材の育成・地元定着の促進	
		93 地域づくりの担い手の育成・新たな担い手の確保	12	未来を切り開く若者・女性が活躍する活力ある地域社会の形成	④ 地域コミュニティ活動の活性化	
		94 生涯を通じた学びの環境づくり				

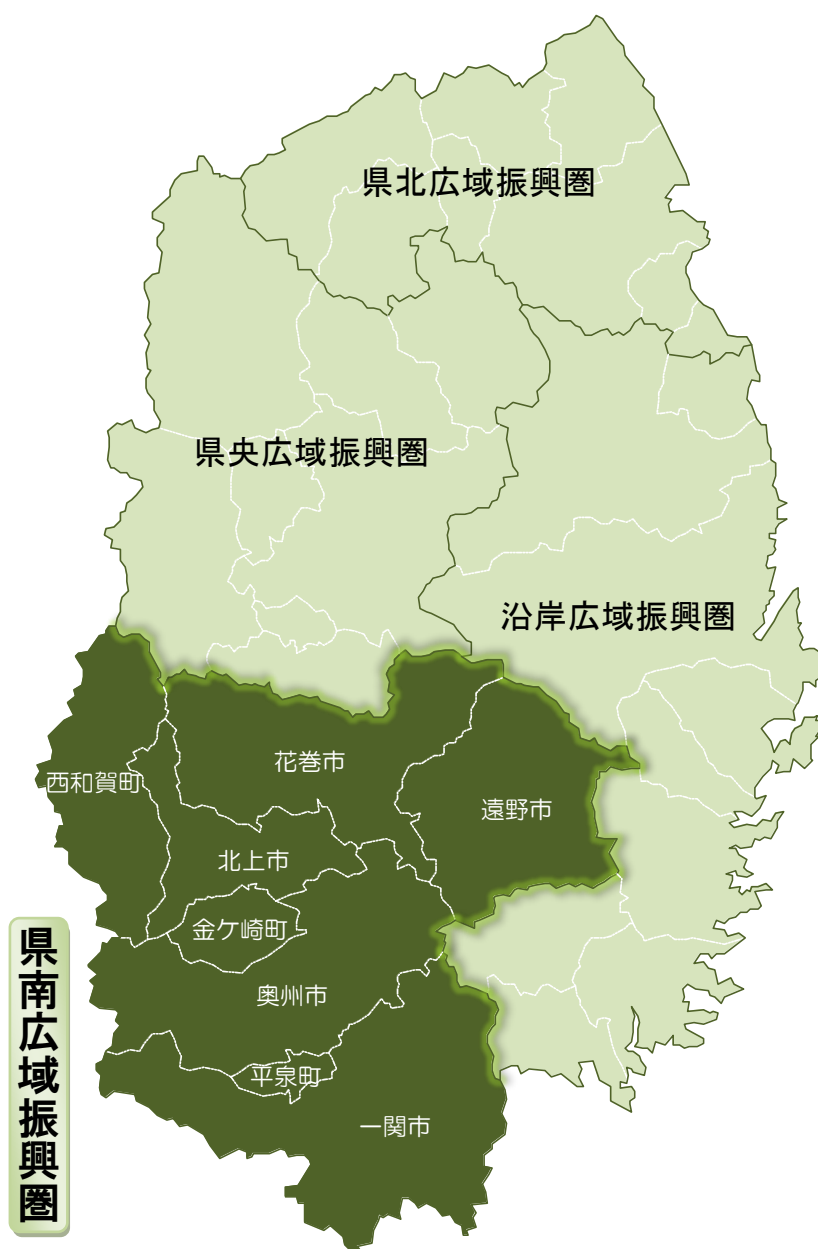
(参考) 広域振興圏別統計データ

区 分	県 計	県 央	県 南	沿 岸	県 北
市町村数	33	8	8	9	8
面積 (平方メートル) ※H26.10国土地理院	15,275.01 (100.0)	3,641.77 (23.8)	5,255.52 (34.4)	4,200.55 (27.5)	2,177.17 (14.3)
人口 (人) ※H26岩手県人口移動報告年報	1,284,384 (100.0)	479,842 (37.4)	492,189 (38.3)	196,292 (15.3)	116,061 (9.0)
65歳以上割合 (%) ※H26岩手県人口移動報告年報	29.6	25.4	30.8	35.0	32.9
一人当たりの市町村民所得 (千円) ※H24年度市町村民所得推計	2,553 (100.0)	2,852 (111.7)	2,443 (95.7)	2,342 (91.7)	2,172 (85.1)
市町村内純生産 (百万円) ※H24年度市町村民所得推計	3,253,303 (100.0)	1,194,248 (36.7)	1,218,791 (37.5)	547,062 (16.8)	293,202 (9.0)
第一次産業	108,343 (100.0)	25,744 (23.8)	40,520 (37.4)	18,344 (16.9)	23,735 (21.9)
第二次産業	865,858 (100.0)	175,534 (20.3)	383,250 (44.3)	223,860 (25.9)	83,214 (9.6)
第三次産業	2,279,102 (100.0)	992,969 (43.6)	795,022 (34.9)	304,858 (13.4)	186,253 (8.2)
産業別就業者数 (人) ※H22国勢調査 総数には分類不能な産業の値を含まず	622,649 (100.0)	226,659 (36.4)	242,857 (39.0)	96,151 (15.4)	56,982 (9.2)
第一次産業	76,003 (100.0)	18,705 (24.6)	34,647 (45.6)	11,771 (15.5)	10,880 (14.3)
第二次産業	153,479 (100.0)	37,861 (24.7)	72,812 (47.4)	27,120 (17.7)	15,686 (10.2)
第三次産業	393,167 (100.0)	170,093 (43.3)	135,398 (34.4)	57,260 (14.6)	30,416 (7.7)
農業産出額 (億円) ※H25農業産出額	2,433 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
海面漁業・養殖業生産額 (億円) ※H25漁業生産額	314 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
製造品出荷額等 (億円) ※H25工業統計調査報告書	22,672 (100.0)	2,687 (11.9)	15,699 (69.2)	3,156 (13.9)	1,129 (5.0)

※1 ()内は、構成比。(単位未満を四捨五入しているため、合計が100に一致しない場合がある。)

※2 単位未満四捨五入の関係により、構成項目の計と合計が一致しない場合がある。

※3 「一人当たりの市町村民所得」の()内は、市町村平均を100とした各圏域の水準である。



県南広域振興局経営企画部

〒023-0053 奥州市水沢区大手町 1-2
TEL0197-22-2812 FAX0197-22-3749

岩手県政策地域部政策推進室

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1
TEL019-629-5508 FAX019-629-5254

<http://www.pref.iwate.jp/>

いわて県民計画

ゆたかさ・つながり・ひと
～いっしょに育む「希望郷いわて」～

県北広域振興圏

H28. 1. 21 時点（案）

第3期アクションプラン [地域編]
平成27年度（2015年度）～平成30年度（2018年度）

岩 手 県

目次

はじめに

1	プラン(地域編)の策定趣旨	1
2	プラン(地域編)の期間	1
3	プラン(地域編)の構成	1
4	プラン(地域編)の推進	2

	各重点施策の記載イメージ (様式)	4
--	-------------------	---

県北広域振興圏

1	県北広域圏域の目指す将来像	8
2	第2期プランにおける成果と課題	8
3	振興施策の基本方向	9
4	ふるさと振興に向けた取組	10
	《重点施策》	
1	防災対策の推進	13
2	地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備	17
3	農林水産業の経営体の育成と産地形成	
①	農業	20
②	林業	25
③	水産業	28
4	体験・交流型観光の展開	33
5	地域資源を生かした食産業の振興	37
6	ものづくり産業の振興	40
7	雇用機会の確保と若者の地元定着	44
8	地域における医療と健康づくりの推進	47
9	地域で支えあう福祉の推進	51
10	良好な環境の保全	56
11	定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	59

資料編

1	目指す姿指標一覧表	65
2	復興関連施策一覧表	66
3	ふるさと振興関連施策一覧表	67
◇	(参考) 広域振興圏別統計データ	71



はじめに

1 プラン（地域編）の策定趣旨

県では、これまで、「いわて県民計画」に掲げた各広域振興圏の“目指す将来像”の実現を目指して、重点的・優先的に取り組む政策などを具体的に示した「第1期アクションプラン（地域編）」「第2期アクションプラン（地域編）」を定め、プランに基づいて、各圏域の強みを伸ばし、弱みを克服する施策の着実な推進を図ってきました。

各広域振興圏の“目指す将来像”の実現のためには、“地域経営”の考え方にに基づき、それぞれの地域の主体性や創意が十分に発揮される取組を推進していくことが重要であり、「第3期アクションプラン（地域編）」では、第2期プランにおける取組の成果と課題や各圏域を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、各重点施策において、「みんなで目指す姿」や「目指す姿を実現するための取組」、「取組に当たっての協働と役割分担」等を示しながら、各圏域が今後4年間に重点的・優先的に取り組むべき施策等を推進していきます。

なお、沿岸広域振興圏においては、東日本大震災津波からの復興が最重要の課題であることから、第3期アクションプランを策定しないこととし、「岩手県東日本大震災津波復興計画」に基づき、復興へ向けた取組を着実に推進していきます。

2 プラン（地域編）の期間

「第3期アクションプラン（地域編）」の計画期間は、平成27年度（2015年度）から平成30年度（2018年度）までの4年間です。

3 プラン（地域編）の構成

(1) 目指す将来像

明確な顔を持った各広域振興圏の確立に向けて、平成30年度を目標年度とした各圏域の“目指す将来像”を示しています。

(2) 第2期プランにおける成果と課題

各圏域の“目指す将来像”の実現に向けて、第2期プランにおいて取り組んだ施策等の成果と課題を示しています。

(3) 振興施策の基本方向

第2期プランにおける成果と課題や各圏域を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、第3期プランにおいて重点的に取り組むべき“振興施策の基本方向”を示しています。

また、“振興施策の基本方向”を具体的に推進するための重点施策を設定し、施策ごとに「みんなで目指す姿」、「目指す姿を実現するための取組」、「取組に当たっての協働と役割分担」、「県の具体的な推進方策（工程表）」を示しています。

(4) 被災地の復興支援に向けた取組

県央広域振興圏及び県南広域振興圏では、内陸地域の活力が沿岸地域の復興を支えるという観点から、沿岸地域の復興支援に資する取組を示しています。

(5) ふるさと振興に向けた取組

「岩手県ふるさと振興総合戦略」に掲げる3つの柱、「岩手で働く」、「岩手で育てる」、「岩手で暮らす」に基づき、各圏域におけるふるさと振興の取組を示しています。

4 プラン（地域編）の推進

各広域振興圏における“目指す将来像”を実現するためには、県はもとより地域のみなさんやNPO、市町村、企業など多様な主体が地域の課題を共有し、力を合わせて解決を目指していくことが重要です。このため、「第3期アクションプラン（地域編）」の策定に当たっては、地域の代表者等で構成される各圏域のいわゆる圏域懇談会等における意見などを踏まえ策定しました。

また、今後の同プランの進行管理については、各圏域の圏域懇談会等により地域の意見を十分に反映させながら、取組を進めていきます。

各重点施策の記載イメージ（様式）

■重点施策 No.

6

■重点施策の名称

■振興施策の基本方向

II 地域資源を生かした活力ある産業づくり ものづくり産業の振興

1 みんなで目指す姿

優れた技術力や伝統の技を有する人材は、県内に多く存在し、高く評価され、地域経済を支える産業としてものづくり産業が展開されています。

■みんなで目指す姿

ビジョンの「取組の基本方向」を踏まえ、平成30年度までの当該重点施策の目指す姿を記載しています。

■目指す姿指標

平成30年度までの姿を表す「目標数値（指標）」、さらには目標値設定の考え方を記載しています。

した事業所をはじめ、地域のものづくり産業の業績が

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等）の製造品出荷額	㉕227億円	㉖230億円	㉗232億円	㉘236億円	㉙238億円

【目標値の考え方】

① 東

目指す姿をより体現する指標を「主たる指標」として定め、これを「◎」印で示しています。

現状値(H26)の欄の「㉕」等の表記は、基準年度以外の年度の実績値を示しています。

現状

- 県北圏域のものづくり関連製造品出荷額は平成25年に227億円と全県に占める割合は1.5%となっていますが、繊維・皮革・衣服製造業の1業種に占める割合は約1割を占めており、従業者数でも県北圏域内製造業の1業種に占める割合は約1割を占めています。
- 県北圏域の繊維・皮革・衣服製造業は、平成25年度以前までの水準まで回復していますが、近年は事業者数の減少もあり、業績が伸び悩んでいます。

■現状

当該重点施策を取り巻く現状として、強み・可能性、弱み、課題について、統計データなども用いながら具体的に記載しています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

産学官が連携して、企業の経営課題に応じた個別支援や、衣服製造企業等の認知度向上や、次世代を担うものづくり産業の拡大、人材確保に取り組めます。

■目指す姿を実現するための取組

目指す姿の実現に向けて、地域社会の構成主体が一体となって取り組む内容について、「基本方向」と「主な取組内容」により示しています。

主な取組内容

- ① 企業の経営課題に応じた支援 ☆ ◆
 - ・ いわて産業振興センターと協働し、各企業の経営課題に応じた支援や、販路開拓など総合的に支援します。
 - ・ 他圏域の産業支援機関や企業、大学との交流・連携支援します。
- ② 地域の特徴的な産業の振興 ◆
 - ・ 北いわてアパレル産業振興会との協働により衣服製造業の技術力の向上や独自の商品開発等による取引拡大を支援します。
 - ・ 首都圏等のアパレル関連企業や県内外の一般消費者に対し、県北圏域の衣服製造企業が有する

・ 岩手県東日本大震災津波復興計画「復興基本計画」と関連がある取組については「☆」を、「岩手県ふるさと振興総合戦略」と関連がある取組については「◆」を付しています。
・ なお、それぞれ、巻末に「復興関連施策一覧表」「ふるさと振興関連施策一覧表」としてとりまとめています。

3 取組に当たっての協働と役割分担

東日本大震災津波からの本格復興とものづくり産
路開拓、人材の育成、確保が重要です。
このため、企業は、事業拡大等に向けた経営課題の解決
産業支援機関や商工団体等は経営課題の解決に取り組む

■取組に当たっての協働と役割分担
「主な取組内容」を実施するに当たっての、
各主体（県民・NPO、企業、市町村、県
など）との協働と役割について、「考え方」
と「主体ごとの役割の内容」について記載
しています。

県以外の 主体	（企業） ・技術力の向上、研究開発、取引拡大、人材確保等の 取組の推進 ・他圏域との交流会等への参画 ・若年層の人材育成への協力、企業内人材の育成 （教育機関・産業支援機関） ・企業訪問による経営課題の把握、相談対応 ・企業間取引、研究機関等とのマッチング支援	（市町村） ・企業訪問による経営課題の把握、相談対応 ・企業誘致の推進及び誘致企業に対するフォロ ーアップ
	県 ・他圏域との交流機会の提供 ・企業訪問による経営課題の把握、相談対応 ・研究機関等とのマッチング支援 ・若年層の人材育成及び企業内人材育成に対する支援 ・企業誘致に係る情報収集、情報提供及び誘致企業の	

■県の具体的な推進方策
県が中心となって取り組む「具体的な推進
方策」について、「工程」や「目標」を盛り
込みながら記載しています。

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																						
	～H26	H27	H28	H29	H30																		
① 企業の経営課題に応じた支援 目標 ◎企業等訪問件数（社） <table border="1"> <tr> <td>H26</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> </tr> <tr> <td>141</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> </tr> </table> ・他圏域との技術交 （社） <table border="1"> <tr> <td>H26</td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> </table>	H26	H28	H29	H30	141	150	150	150	H26	H27	H28	H29	H30	25	20	20	20	20					
H26	H28	H29	H30																				
141	150	150	150																				
H26	H27	H28	H29	H30																			
25	20	20	20	20																			
	企業の経営課題に応じた支援 （技術開発支援、販路開拓支援、専門家派遣等）																						
	船社団体等との協働による技術力向上や商品開発等支援																						
	他圏域との交流																						

具体的な推進方策の目指す姿をより体现
する目標を「主たる目標」と定め、これ
を「◎」印で示しています。

具体的な推進方策に関連する広域
振興局の分野別、部門別の計画を記
載しています。

関連する計画

・ 県北地域産業活性化協議会 基本計画（計画期間 平成 19 年～平成 23 年）※平成 28 年 9 月 30 日まで延長予定

※1 デバイス
IC（集積回路）、ダイオード、トランジスタなど、何らかの特定機能を持った電子部品。
2 インターンシップ
学生や生徒が、学校中に、将来のキャリア（職業生活）に関連した就業体験を行うこと。

難解な表現、専門用語には、
用語解説を付しています。

県北広域振興圏

- 1 県北広域圏域の目指す将来像（目標年度：平成 30 年度）
- 2 第 2 期プランにおける成果と課題
- 3 振興施策の基本方向（平成 27 年度から平成 30 年度まで）
- 4 ふるさと振興に向けた取組

重点施策No. 1 防災対策の推進

重点施策No. 2 地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備

重点施策No. 3 農林水産業の経営体の育成と産地形成

- ① 農業
- ② 林業
- ③ 水産業

重点施策No. 4 体験・交流型観光の展開

重点施策No. 5 地域資源を生かした食産業の振興

重点施策No. 6 ものづくり産業の振興

重点施策No. 7 雇用機会の確保と若者の地元定着

重点施策No. 8 地域における医療と健康づくりの推進

重点施策No. 9 地域で支えあう福祉の推進

重点施策No.10 良好な環境の保全

重点施策No.11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化

培われた知恵・文化、多様な資源・技術を生かし、
八戸圏域等との交流・連携を深めながら、
持続的に発展する活力みなぎる地域

【取組の基本方向】

- ・ 冷涼な気候を生かしたレタスやほうれんそう、品質の高い雑穀、放牧で育てたいわて短角和牛、ブロイラー、三陸の海に生まれたウニ・アワビや天然ホヤなど、県北圏域が誇る安全・安心で魅力的な農林水産資源を生かし、食産業の振興を図ります。
- ・ 企業支援の強化や、ものづくり人材の育成を進め、縫製業、電気電子機器関連産業、造船業など、ものづくり産業の一層の振興を図ります。
- ・ 県北圏域が持つ豊かな自然環境や漆に代表される伝統に培われた文化を生かし、農山漁村の暮らしを実感できる体験観光や教育旅行の取組を進め、定住・交流人口の拡大を図ります。
- ・ 歴史的・文化的にも深いつながりがあり、隣接する経済圏である八戸圏域等と様々な面で交流・連携を進めながら、地域経済の活性化を推進します。
- ・ 地震津波等の災害から住民生活を守る基盤整備や、地域住民の互助の精神を生かした様々なネットワーク作りを進め、生涯を通じて健康で安全・安心に暮らしていける社会の形成を進めます。

2 第2期プランにおける成果と課題

○「Ⅰ 安全・安心に暮らせるまちづくり」

第2期プランにおいては、東日本大震災津波からの復旧・整備など防災対策の推進、地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備に取り組みました。

その結果、震災により被災した県管理の公共土木施設等の復旧・整備は進みましたが、一部未完成箇所が残されています。

また、物流の効率化や圏域内外の交流拡大、生産性の向上を支える道路や林道などの整備は進みましたが、復興関連道路等の一部ではやや遅れが生じています。

今後は、東日本大震災津波からの公共土木施設等の復旧・整備や洪水・土砂災害対策の施設等の整備を推進するとともに、防災意識の啓発活動に取り組みます。

さらに、復興道路の整備に合わせて、復興支援道路や復興関連道路、農道、林道等の道路の整備を推進します。

○「Ⅱ 地域資源を生かした活力ある産業づくり」

第2期プランにおいては、農林水産業の経営体の育成と産地形成、着地型観光の展開、地域資源を生かした食産業の振興、ものづくり産業の振興、雇用機会の確保・拡大に取り組みました。

その結果、園芸や畜産などの産地力の強化、特産林産物の流通・販売体制の強化、漁業生産基盤の復旧・整備、広域的な観光情報の発信による誘客の促進、被災事業者の本格操業に向けた支援、北いわての食材の認知度向上、企業の経営課題に応じた支援、若年者等の就業支援などがおおむね順調に進みました。

一方、農林水産業従事者の減少・高齢化、「あまちゃん」などによる認知度向上を生かした誘客の促進、食産業やものづくり産業の経営課題解決に取り組む人材の不足、若年者の地元就職が依然として低い状況にあることが課題となっています。

今後は、次代を担う多様な農業経営体の育成、地域をけん引する林業経営体の育成と適切な森林整備の促進、秋サケなどの水産物生産体制の強化、特色ある地域資源を活用した体験・交流型観光の推進、食産業やものづくり産業の改善活動の支援を通じた人材の育成、地域ぐるみのキャリア教育の推進による若者の地元就職に向けた一層の支援などを推進していきます。

○「Ⅲ 健康で住みよい地域づくり」

第2期プランにおいては、被災住民への健康支援などの地域における医療と健康づくりの推進、地域で支えあう福祉の推進、良好な環境の保全、歩道整備などの定住環境の整備と地域コミュニティの活性化に取り組みました。

その結果、被災住民へのこころと体の健康支援や被災した診療所の再建、保健・医療と介護・福祉との連携の推進、高齢者の権利擁護などの高齢者支援、青森県境産業廃棄物不法投棄事案への対応などがおおむね順調に進みました。

一方、県北圏域の自殺死亡率、脳血管疾患や心疾患による死亡率が高いこと、高齢者や生活困窮者に対する新たな支援制度に対応した体制の構築が課題となっています。

今後は、自殺対策の重点的な推進、食生活改善などの生活習慣病予防の推進、「地域包括ケアシステム」の構築支援など的高齢者支援、関係機関の連携による生活困窮者の自立支援、若者・女性への活動支援などによる地域コミュニティの活性化などを推進していきます。

3 振興施策の基本方向（平成27年度から平成30年度まで）

県北広域振興圏の第3期プランは、他圏域と連携しながら、震災からの本格復興と圏域の地域特性を生かした振興を進め、人口の流出防止・定着の促進を図るため、「安全・安心に暮らせるまちづくり」、「地域資源を生かした活力ある産業づくり」及び「健康で住みよい地域づくり」を基本方向とし、11の重点施策を推進していきます。

I 安全・安心に暮らせるまちづくり

- 東日本大震災津波により被災した施設の復旧・整備を推進するとともに、ハード・ソフト両面から地震津波等への対策を強化します。
- 物流の効率化、圏域内外への交流拡大及び生産性の向上を支える社会基盤の整備を推進します。

重点施策

- 1 防災対策の推進
- 2 地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備

II 地域資源を生かした活力ある産業づくり

- 地域の中核となる経営体の育成や担い手の確保・育成を図るとともに、地域特性を生かした農林水産物の生産拡大や6次産業化などによる高付加価値化の取組を進めます。
- 県北圏域の豊かな自然、伝統文化、農山漁村の暮らしを実感できる教育旅行などの体験・

交流型観光や、生産・加工・流通・販売の各事業者が連携し地域の特徴ある食材を生かす食産業を推進します。

- 産学官が連携した企業支援を展開し、県北圏域のアパレルなど特徴的な産業の認知度向上やものづくりを担う人材の育成を進めるとともに、地域ぐるみのキャリア教育に取り組み、若者の地元就職を促進します。

重点施策

3 農林水産業の経営体の育成と産地形成

- ① 農業
- ② 林業
- ③ 水産業

4 体験・交流型観光の展開

5 地域資源を生かした食産業の振興

6 ものづくり産業の振興

7 雇用機会の確保と若者の地元定着

Ⅲ 健康で住みよい地域づくり

- 東日本大震災津波で被災した方々にそれぞれの状況に応じた支援を行うとともに、保健・医療と介護・福祉の連携を図り、子どもから高齢者まで誰でも、病気や障がい等の有無に関わらず、安心して健やかに暮らせる環境づくりを推進します。
- 豊かな自然や環境と共生しながら、住み良いまちの形成に向けた生活環境の整備を図るとともに、若者や女性等の活躍を支援し、地域コミュニティの活性化を推進します。

重点施策

8 地域における医療と健康づくりの推進

9 地域で支えあう福祉の推進

10 良好な環境の保全

11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化

4 ふるさと振興に向けた取組

県北広域振興圏の第3期プランにおいては、岩手県ふるさと振興総合戦略に掲げるふるさと振興の3つの基本目標「岩手で働く」「岩手で育てる」「岩手で暮らす」の実現に向け、以下に掲げる具体的な取組を推進します。

主な取組内容

【岩手で働く】

○ 農林水産業（重点施策項目No. 3-1、3-2、3-3）

農業

- ・ 新技術や新品目の導入による園芸・畜産を中心とした産地力の強化に取り組むとともに、ヤマブドウ・雑穀・日本短角種等の地域特性を生かした農畜産物の高付加価値化や6次産業化の拡大に取り組みます。
- ・ 新規就農者の確保・育成に向け、受入態勢の充実と就農準備から経営確立までの発展段階に応じた生産技術や経営力向上に取り組めます。

林業

- ・ 多様な木材需要へ適切に対応できる木材生産体制の整備を促進するとともに、木炭・しいたけ等の特用林産物の生産体制の強化や販売促進等に向けた取組を促進します。
- ・ 木材需要へ対応できる素材生産体制の整備に向け、素材生産事業者の新規就業者確保、人材育成に向けた取組や低コスト化に向けた取組を支援します。

水産業

- ・ つくり育てる漁業の再生、圏域の特徴を生かした採介藻漁業や漁船漁業の振興、養殖技術の高度化等による生産体制の強化に取り組めます。
- ・ 新規就業希望者の受入態勢や就業プログラムの構築を進めるとともに、水産業を身近な職業として認識してもらうため、小学生から高校生を対象とした漁業体験などの実施を支援します。

○ 観光（重点施策項目No. 4）

- ・ 農山漁村や歴史・文化、食などの特色ある素材や地域の人材を活用するとともに、連続テレビ小説「あまちゃん」効果による誘客の継続を図るほか、世界遺産登録を目指す御所野遺跡、三陸ジオパーク、九戸政実などの地域資源を生かした体験・交流型の観光メニューの整備を進めます。
- ・ 地域の観光を支える観光ボランティアガイドや体験インストラクターの養成を支援するとともに、観光関係者の接客技術の向上など観光を担う人材の育成を支援します。

○ 食産業（重点施策項目No. 5）

- ・ 各種支援機関と連携しながら、地域の事業者が抱える経営課題に応じた支援を行うとともに、物産フェアへの出展等により、北いわて食材の認知度向上に取り組めます。
- ・ 若手事業者の行う食を通じた地域づくりの取組や魅力ある特産品の開発等を支援するとともに、児童・生徒に対する、地域の食材や食産業の理解を深める啓発活動に取り組めます。

○ ものづくり産業（重点施策項目No. 6）

- ・ いわて産業振興センターと協働し、各企業の経営課題に応じて総合的に支援するとともに、アパレル等地域の特徴的な産業の振興に取り組めます。
- ・ 内陸部や隣接する八戸圏域を含む産業界や学校等と連携し、児童・生徒や保護者等の工場見学、インターンシップの斡旋、工業高校生への技能講習などに取り組めます。

○ 雇用、若者の地元定着（重点施策項目No. 7）

- ・ 地域ジョブカフェ、ハローワーク、企業及び職業訓練協会等との連携による就業支援を行います。
- ・ 職場体験、職場見学、出前授業など、地元の教育界と産業界が一体となった地域ぐるみのキャリア教育に取り組めます。

- ・ 地域ジョブカフェを拠点として、関係機関が連携しながら、高校生の地元企業への就職や新規就労者の職場定着、さらには若年求職者を中心とした就職活動を支援します。

【岩手で育てる】

○ 地域福祉（重点施策項目No. 9）

- ・ 市町村等の担当者会議や子育て支援従事者研修会の開催等を通じて、関係者間のネットワークの構築や子育てにやさしい環境づくりの推進に取り組みます。
- ・ 「いわて子育て応援の店」協賛店の拡充により、子育て家庭を地域全体で応援します。
- ・ 成長段階に応じた啓発指導の取組により、子どもの健全な育成を図ります。
- ・ 市町村など関係機関と連携し、ひとり親家庭等に対するきめ細やかな相談支援を行います。

【岩手で暮らす】

○ 地域医療と健康づくり（重点施策項目No. 8）

- ・ 「地域包括ケアシステム」の構築に向け、市町村の取組を積極的に支援し、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな医療、福祉・介護等のサービスを提供します。
- ・ 自殺者の多い年代を対象とした重点的な取組のほか、地域において見守り等を行うゲートキーパー等の人材養成や集中的な普及啓発を行うなど、関係機関・団体、地域住民及び行政が一体となって、包括的な自殺対策を推進します。
- ・ 脳卒中をはじめとした生活習慣病予防のため、関係機関や団体と一体となって、若年期からの各ライフステージに応じた、適量と適塩な食生活や運動習慣の定着に取り組みます。

○ 環境の保全（重点施策項目No. 10）

- ・ 公共用水域の水質状況の把握や工場・事業場等の污水排出源に対する監視指導等により、水環境保全対策を推進します。
- ・ 環境学習や環境講演会の開催等による環境を守り育てる人材の育成と協働の推進により、環境保全活動を推進します。

○ 地域コミュニティ（重点施策項目No. 11）

- ・ 子どもの郷土愛を育むための体験交流や県、市町村、NPO等の多様な主体が参画する研修会等の実施を通じて、若者や女性の地元定着を図ります。
- ・ 地域コミュニティ活動に取り組む人材の育成を進め、地域の若者・女性グループが自ら行う地域の課題解決や元気創出に資する取組を支援します。

1

I 安全・安心に暮らせるまちづくり

防災対策の推進

1 みんなで目指す姿

東日本大震災津波により被災した施設の復旧が完了するとともに、地震・津波・洪水・土砂災害から住民の生命・財産を守る防潮堤・砂防施設・治山施設等の整備や住宅等の耐震改修などのハード対策や、警戒避難体制の整備などのソフト対策が進み、住民は、災害時における適切な判断・行動の意識の向上が定着し、安全・安心な暮らしを営んでいます。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎東日本大震災津波により被災した公共土木施設の復旧箇所数の割合	87.4%	93.1%	94.3%	97.7%	100.0%

【目標値の考え方】

東日本大震災津波により被災した県管理の公共土木施設 87 箇所（災害査定決定箇所数）の復旧について、平成 30 年度までに 100.0%の未完了箇所の整備を目指すもの。

現状

- 東日本大震災津波により被災した県管理の施設は、公共土木施設が 87 箇所（道路 15 箇所、橋梁 4 箇所、河川 4 箇所、港湾及び海岸 64 箇所）、町村管理の農地・農業用施設が 33 箇所（農地 12 箇所、施設等 21 箇所）、林野庁所管で県管理の防潮堤、防潮林及び治山施設等が 11 箇所、県管理の水産基盤施設（漁港）が 67 箇所にのぼり、未完了箇所の復旧・整備を推進する必要があります。
- 今後の地震・津波に備えた久慈港湾口防波堤の整備について、平成 26 年度末の整備進捗率が 41.0%と低い状況にあることから、整備を促進する必要があります。
- 東日本大震災津波により、久慈港では 8.6m（推定 ※¹）の津波が押し寄せて被害が発生するなど、津波防災施設の整備が求められていることから、久慈川（久慈市）、野田地区海岸（野田村）、八木地区海岸（洋野町）等において、防潮堤の整備を推進するとともに、水門や陸こうについては、施設の老朽化や非常時における閉鎖作業の危険性等を解消するための改修・遠隔操作化の整備を推進していく必要があります。
特に、野田村の防潮堤については、施設延長 1,350mのうち復旧・整備が必要な 1,338mについて、順次復旧・整備に取り組んでいます。
- 地震による建築物の倒壊等の被害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、住宅等の耐震対策を促進する必要があります。
- 近年、全国で局地的豪雨や台風に伴う災害が多発しており、洪水・土砂災害による被害を軽減するための施設の整備が求められています。
- 改正土砂災害防止法 ※²に基づき、土砂災害のおそれのある区域の基礎調査 ※³を実施し、その結果を随時公表することにより、住民に土砂災害の危険性を認識してもらう必要があります。また、基礎調査結果により、土砂災害対策施設の整備や土砂災害警戒区域等 ※⁴の指定を推進する必要があります。
- 住民の防災意識の向上を図り、災害時の的確な行動を確保するため、市町村と連携した啓発活動を引き続き推進する必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

東日本大震災津波により被災した施設の復旧・整備を推進します。

また、津波対策については、湾口防波堤や防潮堤等の整備のハード対策及び安全な避難体制の構築等のソフト対策を進めるとともに、今後復旧・整備が進む水門については、自動閉鎖システムによる遠隔操作化を推進します。

地震・豪雨・土砂災害等による自然災害から住民の生命・財産を守るため、住宅等の耐震改修の促進、治水施設や土砂災害対策施設の整備、土砂災害のおそれのある区域の調査を推進するとともに、防災意識の向上や災害時の適切な判断・行動に関する啓発活動を引き続き推進します。

主な取組内容

① 地震・津波対策の推進 ☆

- ・ 東日本大震災津波により被災した施設の復旧・整備を推進します。
- ・ 東日本大震災津波を踏まえ、津波被害を軽減するため、湾口防波堤や防潮堤等の整備を進めるとともに、水門操作については、自動閉鎖システムによる遠隔操作化を推進することにより、おおむね数十年から百数十年に一度の頻度で起こり得る津波に対応できる津波防災施設の整備を進めます。
- ・ 野田村の防潮堤については、所管が農林水産省・林野庁・国土交通省の3省庁にまたがっており、これらを担当する関係部局が相互に連携しながら、速やかな復旧・整備を進めます。
- ・ 各市町村の「耐震改修促進計画」に基づき、住宅等の耐震診断と耐震改修を促進します。
- ・ 東日本大震災津波により被災した市町村のまちづくり計画の実現に対する技術支援など、まちづくりに向けた取組を促進します。
- ・ ハード整備と併せて、避難経路の充実や防災教育の実施などソフト対策を効果的に推進します。
- ・ 防潮堤完成後、海岸防災林の機能発揮に向けて、地元市町村等との合意形成を図りながら、防潮林の造成を推進します。

② 洪水・土砂災害対策の推進

- ・ 河川改修を進め、洪水災害に対する安全度の向上を図ります。
- ・ 砂防施設、急傾斜地崩壊対策施設、治山施設等の整備を進めるなど、土砂災害対策を推進します。
- ・ 土砂災害のおそれのある区域の基礎調査結果を公表することにより、住民の防災意識の高揚を図るとともに、基礎調査結果に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を推進します。
- ・ 住民が安全で迅速に避難できるようハザードマップ^{※5}の作成や避難体制の整備を促進します。

③ 防災対策の強化 ☆ ◆

- ・ 住民の防災意識の向上や災害時の的確な行動を確保するための啓発活動を引き続き進めるとともに、市町村の地域防災計画策定を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

東日本大震災津波による被災箇所の復旧・整備を推進するとともに、防災対策の推進に当たっては、関係法令等に定められた役割を確実に行っていくほか、関係機関が連携し、非常時により強い力を発揮できるような体制の構築が重要です。

県は、被災施設の復旧や洪水・土砂災害対策の施設等の整備を推進するとともに、防災意識の啓発活動に取り組みます。

国は、久慈港湾口防波堤の整備を促進します。

県北圏域重点施策 No. 1 防災対策の推進

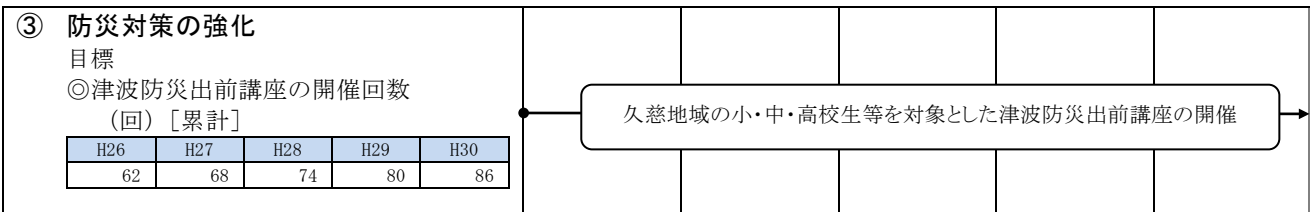
市町村は、自ら所管する被災施設の復旧・整備を進めるとともに、自主防災組織の育成や災害時の住民への広報活動に取り組みます。

企業・県民・NPO等は、防災対応力の向上に努めるとともに、耐震診断や耐震改修等に取り組みます。

県以外の主体	(国) <ul style="list-style-type: none"> 久慈港湾口防波堤の整備 	(市町村) <ul style="list-style-type: none"> まちづくり計画の実現に向けた取組の実施 防災協定による連携 地域の安全・安心促進基本計画の実施 公共施設・住宅の耐震診断、改修の実施・支援 自主防災組織の育成 災害時の住民への広報の実施 防災意識等の啓発活動 	(企業・県民・NPO等) <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断、耐震改修の実施 個人、地域ぐるみでの防災対応力の向上 避難・救護訓練等への参加
県	<ul style="list-style-type: none"> 県が所管する被災施設の復旧・整備 洪水・土砂災害対策の施設等の整備 治山施設等の整備 市町村が行う耐震対策への支援 市町村のまちづくり計画の実現に対する技術支援 土砂災害のおそれのある区域の公表 地域防災力向上への取組に対する支援 防災意識等の啓発活動 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
① 地震・津波対策の推進 目標 ◎震災により被災した県管理の防潮林の復旧着手箇所数の割合（％） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>25.0</td><td>25.0</td><td>75.0</td><td>75.0</td><td>100.0</td></tr> </table> ◎震災により被災した県管理の水産基盤施設（漁港）等の復旧箇所数の割合（％） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>97.0</td><td>97.0</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	25.0	25.0	75.0	75.0	100.0	H26	H27	H28	H29	H30	97.0	97.0	100	100	100					
H26	H27	H28	H29	H30																					
25.0	25.0	75.0	75.0	100.0																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
97.0	97.0	100	100	100																					
	防潮堤の復旧・防潮林の再生																								
	海岸水門等の遠隔操作化・電動化の推進																								
	住宅等の耐震化の促進																								
	市町村のまちづくり計画の実現に対する技術支援																								
② 洪水・土砂災害対策の推進 目標 ◎河川・砂防・急傾斜地崩壊対策事業完了工区数（工区）[累計] <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>4</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td></tr> </table> ◎土砂災害のおそれがある区域の公表箇所数（箇所）[累計] <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>1,005</td><td>1,092</td><td>1,274</td><td>1,466</td><td>1,679</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	4	4	5	6	7	H26	H27	H28	H29	H30	1,005	1,092	1,274	1,466	1,679					
H26	H27	H28	H29	H30																					
4	4	5	6	7																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
1,005	1,092	1,274	1,466	1,679																					
	洪水、土砂災害対策の施設等の整備																								
	治山施設の整備																								
	土砂災害のおそれがある区域の公表																								



関連する計画

- ・岩手県東日本大震災津波復興計画（計画期間 平成 23 年度～平成 30 年度）

- ※1 気象庁の津波観測地点のうち、久慈港については欠測となっており、平成 23 年 4 月 5 日に気象庁が発表した「現地調査による津波観測点付近の津波の高さについて」による推定値である。
- 2 改正土砂災害防止法
平成 26 年 8 月豪雨による広島市北部における土砂災害等を踏まえた課題と対応策として、主に「災害の危険性のある区域の明示」、「避難のための情報の提供」、「避難体制の充実・強化」の方向性のもと、平成 26 年 11 月に改正土砂災害防止法が成立し、平成 27 年 1 月から施行されたものである。
- 3 基礎調査
急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地（原因地）に関する地形、地質、過去の災害履歴を調査するとともに、土砂の予想到達範囲、土砂災害のおそれがある土地の利用状況等の調査を行い、改正土砂災害防止法を施行する上で不可欠のデータを収集するものである。
- 4 土砂災害警戒区域等
土砂災害警戒区域（イエローゾーン：土砂災害のおそれがある区域）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン：建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域）。
- 5 ハザードマップ
防災を目的に、災害に遭う地域を予測し表示した地図。

2

I 安全・安心に暮らせるまちづくり

地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備

1 みんなで目指す姿

東日本大震災津波により重要性が再確認された交通ネットワークの構築に向けて、復興道路^{※1}、復興支援道路^{※2}及び復興関連道路^{※3}を中心とした県管理道路、農道、林道等の道路の整備や被災した港湾の物流機能の回復が進み、都市や農山漁村の産業経済活動の向上や地域間交流の拡大、港湾の活発な利活用が図られるなど、住民や観光客の利便性が向上しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎復興支援道路及び復興関連道路の供用率	47.0%	49.4%	53.4%	81.5%	100.0%
【目標値の考え方】 復興支援道路及び復興関連道路の整備を重点的に推進し、平成30年度までに100.0%の供用率（供用済み延長／計画延長）を目指すもの。					

現状

- 東日本大震災津波の経験を踏まえ、災害時などにおける確実な緊急輸送や代替機能を確保した道路ネットワークの構築を推進していく必要があります。
国では、復興道路として位置付けられている八戸・久慈自動車道、久慈・宮古間の三陸北縦貫道路の整備を促進していますが、平成26年度末時点における供用率は23%となっており、未整備区間が多く残されています。
- 復興支援道路及び復興関連道路について、災害時の救助、救援活動、緊急輸送物資の運搬などを迅速かつ的確に行うために、整備を推進していますが、平成26年度末時点において、計画延長13.0kmのうち供用済み延長が6.1kmと半数程度の供用状況となっています。
- 重要港湾久慈港及び地方港湾八木港において、物流拠点としての利用拡大や災害対応拠点としての機能強化を図るため、港湾施設の整備を推進する必要があります。
- 復興道路の整備促進による物流ネットワーク機能の向上を見据えた、運送企業等の進出がみられます。
- 平成22年12月の東北新幹線全線開業（青森延伸）以来、観光客を含めた人の動きが活発化していると同時に、連続テレビ小説「あまちゃん」による誘客効果が続いていることから、県際道路や観光地へ通じる道路など地域間の交流人口拡大につながる道路の整備を推進する必要があります。
- 林産物の運搬路確保に向けた林道の整備について、県道や市町村道等と連携しながら、効率的な道路ネットワークを形成する必要があります。また、東日本大震災津波では、林道がライフラインとして機能しており、適切な管理が必要です。
さらに、県内で内陸型の合板工場が稼働するなど、木材需要の増加が見込まれることから、木材の生産性向上や再造林に向けた林道等の路網整備を推進する必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

復興道路の整備を促進するとともに、復興支援道路や復興関連道路を中心とした県管理道路

の整備を推進し、内陸部と沿岸部あるいは沿岸部相互における物流の効率化や圏域内外の交流拡大を図ります。

また、木材安定供給と再造林などによる持続的な森林経営や、地域間を連携し山村地域の生活環境の向上を図るため、基盤となる林道の効果的かつ計画的な整備を図ります。

さらに、東日本大震災津波により被災した三陸沿岸地域の産業の復興を支援するため、復興道路等の整備を踏まえた港湾の利活用及び港湾施設の整備に取り組んでいきます。

主な取組内容

① 物流の効率化を支える道路、港湾の整備 ☆ ◆

- ・ 復興道路として位置付けられている八戸・久慈自動車道や三陸北縦貫道路の高速道路網の整備を促進します。
- ・ 復興道路の整備に合わせて、内陸部から三陸沿岸地域へアクセスする道路やインターチェンジへアクセスする道路である復興支援道路や復興関連道路を中心とした県が所管する幹線道路の整備を推進します。
- ・ 復興道路等の整備を踏まえた港湾施設の利活用を促進するため、久慈港における適切な港湾施設の維持管理に取り組むとともに、八木港の防波堤改良（静穏度対策）の整備等を推進します。

② 圏域内外の交流拡大を支える道路の整備 ☆

- ・ 圏域へのアクセス改善及び県際道路のあい路解消や県内各地を周遊する観光客の利便性向上を図るため、圏域内外の交流拡大を支える道路の整備を推進します。
- ・ 観光地の良好な景観を保全するため、景観に配慮した防護柵の整備を推進します。

③ 生産性の向上を支える林道の整備 ◆

- ・ 林道については、継続路線の早期完成を図るとともに、森林経営計画、森林資源状況を踏まえた路網の整備を図ります。

3 取組に当たっての協働と役割分担

八戸・久慈自動車道と三陸北縦貫道路の整備を促進するとともに、物流の効率化を支援する道路や港湾、圏域内外の交流拡大を支援する道路及び林道の整備を推進するなど、国や県、市町村が適切な役割分担のもと、相互に連携を図りながら社会資本の整備に取り組み、住民や企業に活発に利活用されることが重要です。

県は、国・市町村と一体となり、道路ネットワークの構築、港湾施設の整備等を推進します。

国は、八戸・久慈自動車道と三陸北縦貫道路の整備を促進します。

市町村は、自ら所管する道路や林道の整備を進めるとともに、農道・林道の管理を行います。

	(国)	(市町村)	(企業等)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興道路の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村道の整備 ・ 林道の整備、管理 ・ 農道の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路や港湾施設の利活用
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 復興支援道路・復興関連道路等の整備 ・ 林道の整備 ・ 港湾の整備及び利活用の促進 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	~H26	H27	H28	H29	H30										
<p>① 物流の効率化を支える道路、港湾の整備</p> <p>目標</p> <p>◎復興支援道路の供用済み延長（km）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td>3.6</td> <td>4.6</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1.0	1.0	1.5	3.6	4.6					
H26	H27	H28	H29	H30											
1.0	1.0	1.5	3.6	4.6											
<p>② 圏域内外の交流拡大を支える道路の整備</p> <p>目標</p> <p>◎一般県道野田長内線供用率（%）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50.3</td> <td>60.7</td> <td>62.3</td> <td>71.0</td> <td>100.0</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	50.3	60.7	62.3	71.0	100.0					
H26	H27	H28	H29	H30											
50.3	60.7	62.3	71.0	100.0											
<p>③ 生産性の向上を支える林道の整備</p> <p>目標</p> <p>◎林道整備事業完了路線数(路線)[累計]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	0	0	1	2	3					
H26	H27	H28	H29	H30											
0	0	1	2	3											

関連する計画

- ・岩手県東日本大震災津波復興計画（計画期間 平成23年度～平成30年度）

- ※1 復興道路
三陸沿岸地域の復興のために必要な災害に強い高規格幹線道路等の幹線道路ネットワーク。県北圏域では三陸北縦貫道路と八戸・久慈自動車道が該当する。
- 2 復興支援道路
内陸部から三陸沿岸各都市にアクセスする道路及び横断軸間を南北に連絡する道路、インターチェンジにアクセスする道路。県北圏域では、国道281号、国道340号、国道395号、主要地方道久慈岩泉線、主要地方道軽米九戸線、主要地方道戸呂町軽米線の6路線。
- 3 復興関連道路
三陸沿岸地域の防災拠点（役場、消防等）や医療拠点（二次・三次救急医療施設）へアクセスする道路及び水産業の復興を支援する道路。県北圏域では、主要地方道軽米種市線、主要地方道野田山形線、主要地方道岩泉平井賀普代線、一般県道普代小屋瀬線、一般県道角ノ浜玉川線、一般県道野田長内線、一般県道侍浜夏井線の7路線。

3-1

Ⅱ 地域資源を活かした活力ある産業づくり

農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】

1 みんなで目指す姿

地域資源を生かし、意欲と希望を持って経営に取り組む次代を担う経営体が確保・育成され、消費者・実需者^{※1}から信頼・支持される生産性・収益性の高い持続的な農業が展開されています。

東日本大震災津波による被災農地は復旧し、担い手への集積・集約化が進み、東日本大震災津波前を上回る生産性の高い農業が展開されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎農畜産物の販売額	735億円	738億円	741億円	744億円	747億円
【目標値の考え方】 園芸や畜産の生産力の強化や高付加価値化の推進などにより、平成30年度の農畜産物販売額を12億円増（現状から毎年0.4%増）の747億円を目指すもの。					

現状

- 県北地域は、沿岸部から内陸山間地帯まで東西に広く、多様な気候風土を有しています。沿岸部ではほうれんそうや菌床しいたけ、内陸部ではレタス・きゅうりなどの園芸及び雑穀を中心に県内有数の産地が形成されています。また、酪農や中小家畜を中心に大規模な畜産経営が営まれています。
- 農業従事者の減少・高齢化が進行しており、認定農業者数は、平成26年は1,103名と平成22年に比べ173名、14%減少しています。
今後も、農業従事者の減少・高齢化が見込まれることから、新規就農者を確保・育成するとともに、将来の地域の中核となる経営体を着実に育成していく必要があります。
- TPPの大筋合意がなされ、農業を取り巻く状況が大きく変わろうとしている中で、一層の生産性・収益性の向上による競争力の強化を図り、将来にわたり意欲を持って取り組む経営体の育成が必要となっています。
- 基盤整備地区では、法人を中心とした担い手の経営確立に向けた支援が重要となっています。こうした中、復旧・整備された被災農地では、新たな法人等による営農が再開されています。
- 農畜産物販売額は、野菜や果樹などの園芸分野で販売額が増加したこと、豚肉や肉用子牛価格の高値推移など畜産分野で販売額が増加したことなどにより、平成26年度735億円と平成22年度（611億円）比120%となっています。
園芸では、技術力の高い生産者や関係機関による協働支援体制が定着し、地域の生産技術の向上が図られる一方で、高齢化や後継者不足等により栽培面積が縮小しており、産地の維持発展のためには、機械化などの省力技術の導入や雇用等により、規模拡大を図る必要があります。
大家畜では、高品質な生乳や子牛を安定的に生産するため、生産技術の向上や良質な飼料の確保に取り組む必要があります。外部支援組織の機能強化により、ゆとりのある経営と低コスト経営の確立が重要となっています。
- 食品製造業者等とのマッチングにより地域の農畜産物を活用した商品開発は着実に進んでおり、今後も、高付加価値化に向けた6次産業化の取組を拡大していく必要があります。
産直施設では、東日本大震災津波を契機に、沿岸部と内陸部との交流により、商品の品揃えや品質の向上、意見交換などを通じて運営改善が図られ、販売額が着実に向上しており、引き続き組織の活

性化に取り組んでいく必要があります。

- 農山村地域の人口減少や高齢化の進行等により地域の活力低下や荒廃農地の増加等による農山村の多面的機能^{※2}の低下が懸念されています。

法制化された日本型直接支払制度^{※3}を活用しながら、地域ぐるみによる農山村景観や農用地・水路等の地域資源の維持保全等の取組を更に広げていく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

将来の地域の中核となる経営体の育成及び新規就農者の確保・育成とともに、生産基盤の整備等による生産性の向上、地域の協働支援体制の充実や外部支援組織の機能強化等による園芸・畜産を中心とした更なる産地力強化、6次産業化の拡大などに取り組めます。

また、地域の共同活動による農村景観の保全やコミュニティ機能の維持・活性化を促進します。

主な取組内容

① 次代を担う多様な経営体の育成 ◆

- ・ 「地域農業マスタープラン^{※4}」に位置付けられた地域の中核となる経営体（中心経営体）を認定農業者へ誘導し、経営改善計画の達成に向けた取組を支援するとともに、農地中間管理事業を活用した経営規模の拡大や、作業の効率化等による経営の向上を図ります。
また、将来の地域の中核となる経営体を育成するため、意欲的な農業者や集落営農組織の経営発展を重点的に支援し、安定的に農業所得が確保できる経営体の育成を図ります。
- ・ 新規就農者の確保・育成に向け、受入態勢の充実とともに、就農準備から経営確立までの発展段階に応じた生産技術や経営力向上に取り組めます。
- ・ 女性農業者の経営参画など多様な担い手を育成します。
- ・ 被災農地を含む中山間地域等におけるほ場整備や畑地かんがい施設整備等の農業生産基盤整備を進め、区画拡大や農地集積による経営体の営農の効率化を図ります。

② 地域資源を活用した産地力の強化 ☆ ◆

- ・ 園芸では、技術力の高い生産者自らが技術・経営を指導する協働支援活動を更に強化するとともに、新規栽培者の掘り起こし、労働力の確保を支援します。
また、新技術や新品目の導入、畑地かんがい技術の活用拡大、経営の規模拡大による生産性の向上、流通販売体制の強化等による収益性の向上、通年での所得確保に向けた冬春野菜生産等の生産拡大に取り組めます。
- ・ 大家畜等畜産では、酪農の乳質改善及び乳量増加や、和牛繁殖の分娩間隔短縮など生産技術の向上を進めるとともに、規模拡大に向けた飼料基盤や牛舎等の生産基盤の整備を推進します。
また、TMRセンター^{※5}、コントラクター^{※6}、キャトルセンター^{※7}などの外部支援組織の機能強化、耕畜連携による飼料用米等や稲発酵粗飼料の利用拡大を推進し、飼料生産や飼養管理の省力化・生産コストの低減を図ります。
- ・ 高品質でかつ安全・安心な農畜産物の生産を推進するため、消費者が求める情報を提供します。

③ 地域特性を活かした農畜産物の高付加価値化 ◆

- ・ やまぶどう・低アミロース米や酒造好適米・雑穀・日本短角種等、県北地域の特色ある農畜産物の生産や商品開発・販路拡大、新たな地域資源を活用した6次産業化による高付加価値化の取組を支援します。
- ・ 産直施設は、地域農畜産物の魅力発信の場や地産地消の拠点として、より多くの消費者を惹きつけるよう運営改善、組織の活性化の取組を支援します。
- ・ 地域の観光組織と連携した観光農業の取組拡大等による果樹のブランド化を支援します。

④ 農山村の活性化 ◆

- ・ 多面的機能支払や中山間地域直接支払など、日本型直接支払制度を活用した地域ぐるみの共

同活動を促進し、農村景観や農地・農業用施設などの地域資源の保全、荒廃農地の発生防止と農地の有効活用を進めるとともに、地域のコミュニティ機能の維持・活性化を促進します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

生産者や農協等の関係団体は、担い手の確保・育成や販売額の拡大に向け、生産性・市場性の高い産地形成、農畜産物の生産・供給・高付加価値化、地域協働体制の強化に取り組めます。

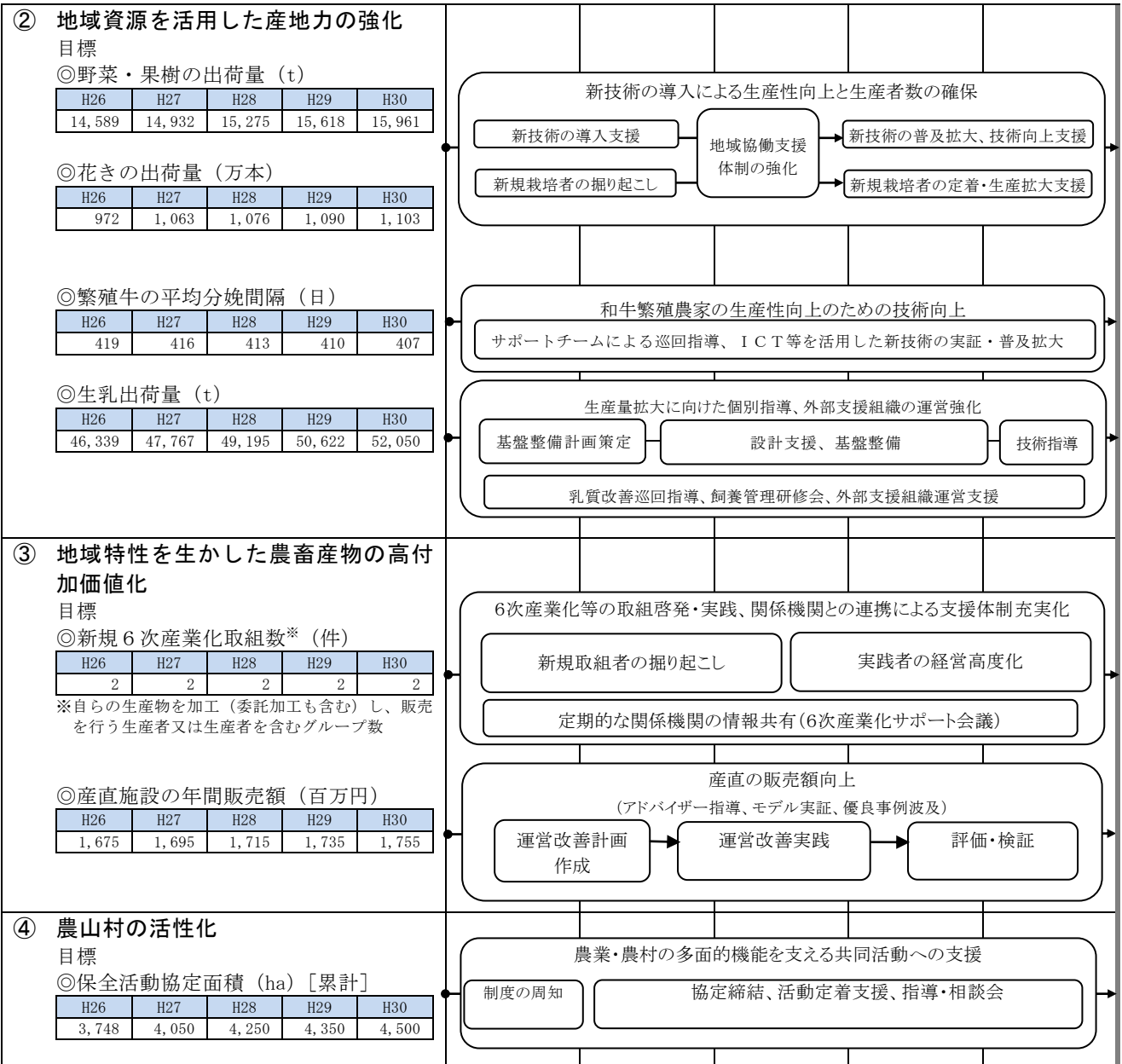
市町村は、生産者や農協等の取組を支援するとともに、認定農業者や集落営農組織の経営発展、新規就農者の確保・育成、農畜産物の情報発信や商品開発、農村環境保全の活動などを支援します。

県は、市町村や農協等と連携し、担い手の確保・育成と経営発展への取組、産地形成に向けた生産性・収益性の向上、農業生産基盤や生産施設・機械等の整備、商品開発や実需者とのマッチング等の販路拡大などを支援します。

県以外の主体	(生産者・団体等) <ul style="list-style-type: none"> 地域農業マスタープランの実践 先進技術の習得と経営発展の実践 安全・安心・高品質な農作物の生産 6次産業化等の実践 農村景観・環境保全等地域活動実践 	(市町村) <ul style="list-style-type: none"> 地域農業マスタープランの実践支援 農業経営改善計画等の作成支援・認定 農地中間管理事業の活用支援 生産施設・機械の整備支援 地域の農林水産物の情報発信と商品開発支援 農村景観・環境保全等の普及啓発
県	<ul style="list-style-type: none"> 地域農業マスタープランの実践支援 担い手確保・育成のための組織体制整備と経営発展段階に応じた取組支援 生産性、収益性向上に向けた技術指導 生産基盤、生産施設・機械の整備支援 商品開発や実需者とのマッチング、販路拡大支援 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 次代を担う多様な経営体の育成 目標 ◎農畜産物販売額1千万円以上の経営体数（経営体）[累計]	認定農業者の確保と経営改善計画の達成 中心経営体を認定農業者へ誘導 経営改善計画の作成及び経営改善の取組支援														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">216</td> <td style="text-align: center;">224</td> <td style="text-align: center;">232</td> <td style="text-align: center;">240</td> <td style="text-align: center;">248</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	216	224	232	240	248	将来の地域の中核となる経営体の育成 経営発展に意欲的な農業者や集落営農組織など重点支援農家の育成 販売額1,000万円を目指す経営体の実践的な取組支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
216	224	232	240	248											
・新規就農者数（人）	新規就農者確保・育成 就農希望者への情報提供、実践的な農業研修、就農計画の作成支援 経営能力の向上・農業生産技術の習得支援、就農後の課題解決フォローアップ														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">36</td> <td style="text-align: center;">36</td> <td style="text-align: center;">36</td> <td style="text-align: center;">36</td> <td style="text-align: center;">36</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	36	36	36	36	36	農業生産基盤整備の推進 調査計画 土地改良計画策定・法手続き 農業生産基盤の整備				
H26	H27	H28	H29	H30											
36	36	36	36	36											
・水田整備面積（ha）[累計]	農地の有効かつ効率的利用促進 農地中間管理事業の制度周知 農地中間管理事業の活用 担い手農家等への農地集積														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,758</td> <td style="text-align: center;">1,800</td> <td style="text-align: center;">1,807</td> <td style="text-align: center;">1,821</td> <td style="text-align: center;">1,847</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1,758	1,800	1,807	1,821	1,847	農地中間管理事業の制度周知 農地中間管理事業の活用 担い手農家等への農地集積				
H26	H27	H28	H29	H30											
1,758	1,800	1,807	1,821	1,847											
・畑地かんがい面積（ha）[累計]	農地中間管理事業の制度周知 農地中間管理事業の活用 担い手農家等への農地集積														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1,228</td> <td style="text-align: center;">1,271</td> <td style="text-align: center;">1,314</td> <td style="text-align: center;">1,362</td> <td style="text-align: center;">1,384</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1,228	1,271	1,314	1,362	1,384	農地中間管理事業の制度周知 農地中間管理事業の活用 担い手農家等への農地集積				
H26	H27	H28	H29	H30											
1,228	1,271	1,314	1,362	1,384											



関連する計画

- ・久慈地方新規就農者確保・育成アクションプラン (計画期間 平成27年度～平成31年度)
- ・二戸地方農業担い手育成プラン (計画期間 平成27年度～平成30年度)
- ・久慈地方ほうれんそう産地拡大ビジョン (計画期間 平成27年度～平成30年度)
- ・二戸地方園芸振興プラン (計画期間 平成27年度～平成30年度)

※1 実需者

加工業者、外食・中食事業者、卸売業者、量販店など、農林水産物を加工する会社や農林水産物を取り扱っている流通業者の総称。

2 農山村の多面的機能

国土の保全・水源の涵養(かんよう)・自然環境の保全・良好な景観の形成・文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。

3 日本型直接支払制度

農村の持つ多面的機能を維持・発揮するため、地域活動や営農活動に対して支援する制度。平成26年度に、次の3制度を統合し創設された。

1. 多面的機能支払
2. 中山間地域等直接支払
3. 環境保全型農業直接支払

県北圏域重点施策 No. 3-1 農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】

- 4 地域農業マスタープラン
「持続可能な力強い農業」の実現に向け、課題となる農家の高齢化・後継者不足・耕作放棄地の増加など「人と農地の問題」の解決に向け、5年後、10年後に誰がどのように農地を利用するか、集落・地域の話し合いに基づきとりまとめた計画。
- 5 TMRセンター
粗飼料と濃厚飼料等を適切な配合で混合し、乳牛の養分要求量に合うように調整した飼料（TMR：Total Mixed Rations）を地域の酪農家に供給する組織。
- 6 コントラクター
飼料の収穫など圃場作業を請け負う組織。
- 7 キャトルセンター
生産者（繁殖農家）から母牛、子牛を預かり管理育成する組織。

3-2

Ⅱ 地域資源を生かした活力ある産業づくり

農林水産業の経営体の育成と産地形成【林業】

1 みんなで目指す姿

木材の多様な需要に適切に対応する素材（丸太）生産が行われるとともに、公益的機能が十分に発揮できる森林が経営されています。

また、特用林産物^{*1}の生産・供給体制が強化され、県内外の需要に応えることのできる地域産業として確立しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H27)	
◎①木材生産額（推計）	◎2,464百万円	◎2,521百万円	◎2,578百万円	◎2,647百万円	◎2,715百万円
②主要特用林産物生産額（推計）	698百万円	810百万円	849百万円	889百万円	930百万円

【目標値の考え方】

① 木材需要の多様化に対応した素材の生産が図られ、目標年度までに木材生産額が約1割増加することを目指すもの。
 ※ 推計：国が公表している岩手県の林業産出額から県北管内の木材生産額を推計したもの。

② 生産量の拡大や価格の安定化が図られ、目標年度までに木炭・乾しいたけ・生漆の生産額が約3割増加することを目指すもの。
 ※ 推計：県が調査している特用林産物の生産量から県北地域の特用林産物生産額を推計したもの。

注) 現状値、目標値ともに暦年の数値

現状

- 東日本大震災津波に伴う合板工場等の被災により、素材（丸太）の需要が下落したことから、素材生産量は著しく低下しましたが、工場等の復旧や木材需要増加の影響を受けて、素材生産量は大震災津波前の約20万m³まで回復しています。
- 森林所有者等が面的にまとまった森林を経営する森林経営計画制度が平成24年から始まりましたが、小規模・零細な所有者が多くとりまとめが進みにくい状況にあることから、地域けん引型林業経営体^{*2}等が、森林所有者に代わる担い手として施業を集約化することが必要です。
- 県内で内陸型の合板工場が稼働するなど、素材の需要量は高まることが見込まれていますが、森林の公益的機能と循環利用に配慮しながら、A・B・C・D材^{*3}それぞれの質に応じた木材のカスケード利用^{*4}が必要です。
- 県北圏域は、豊富な広葉樹資源を背景とした木炭、乾しいたけ、生漆等の特用林産物の生産が盛んで、質・量ともに国内有数の産地を形成していますが、安定的な生産活動を継続できるような体制づくりが必要です。
 木炭は、価格変動が激しく経営が安定しないことから、地域の生産者が経営意識の向上や安定的に生産できる体制づくりに取り組む必要があります。
 乾しいたけは、放射性物質に対する安全性を確認するとともに、質の高い乾しいたけを消費者に届けるための販売促進や消費拡大に向けた取組が必要です。
 生漆は、重要文化財等の修復への需要に期待が高まっており、浄法寺地域では国内最大の漆の生産地として漆林の健全育成による資源の確保が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

地域の森林整備を担う意欲ある林業経営体を育成し、適切な森林整備を促進します。また、多様な木材需要へ適切に対応できる木材生産体制の整備を促進します。

特用林産物の安定的な生産活動が維持されるよう、木炭の生産体制の強化や乾しいたけの販売促進等に向けた取組を促進します。また、文化財修復等で需要増の見込まれる生漆について質の高い漆資源の確保を促進します。

主な取組内容

- ① 地域をけん引する林業経営体の育成と適切な森林整備の促進 ◆
 - ・ 地域けん引型林業経営体等に対し、その施業集約化の取組を支援し、森林所有者に代わる森林経営の担い手として育成します。
 - ・ 公益的機能を維持した森林の循環利用のため、計画的な間伐、更新伐^{※5}及び再造林等の森林整備を支援します。
- ② 木材のカスケード利用に対応できる生産体制づくり ☆ ◆
 - ・ 木材需要へ対応できる素材生産体制の整備に向け、素材生産事業者の新規就業者確保、人材育成に向けた取組や低コスト化に向けた取組を支援します。
 - ・ アカマツや広葉樹などの地域材が、製材、合板、チップ、木質バイオマスなどの用途に適切に利用されるよう、素材生産や製材工場など林業関連事業者による連携強化等を支援します。
- ③ 特用林産物の生産及び流通・販売体制の強化 ◆
 - ・ 木炭生産者の経営意識の向上や安定的な生産体制の整備に向け、県北圏域の生産者や流通関係者が組織する「北いわて木炭産業振興協議会」による生産者間の情報共有や若手生産者の育成に向けた取組を支援します。
 - ・ 安全な乾しいたけの生産体制を維持するため、引き続き、放射性物質に対する安全性を確認します。
 - ・ 乾しいたけのブランド化により販売促進するため、高品質な乾しいたけの差別化や直接販売の推進に向けた取組を支援するとともに、地元消費の拡大に向けたPRに取り組みます。
 - ・ 需要に対応できる質の高い漆資源を確保するため、漆林の適正管理や若手漆掻き職人等による保育作業を通じて健全な漆林育成の取組を支援します。また、浄法寺漆を県内外へ発信するため市町村が行うブランド化の推進に連携して取り組みます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

森林の適切な管理と、森林を活用した地域産業の振興を図るため、行政、森林所有者、森林組合等が共通の認識を持ち、協働して着実に取り組んでいくことが重要です。

森林所有者は、森林の現況把握や境界保全、森林経営計画の作成、伐採届出の徹底などを通じて計画的な森林施業の実施に貢献します。

森林組合及び地域けん引型林業経営体等は、森林経営計画等に基づく施業の集約化や適切な森林整備の実施、循環利用に配慮した木材生産を行います。

木材加工事業者及び特用林産物生産者等は、適正に管理された森林資源の利用を通じた森林の循環利用に貢献します。

県は、市町村や森林管理署と連携し、意欲ある経営体の育成、適正な森林管理に取り組むとともに、林産物や特用林産物の生産・加工・販売に関する支援等に取り組みます。また、その他の関係者と連携し、地域林業・木材産業等における情報共有と課題解決に向けて取り組みます。

県以外の主体	（森林所有者・森林組合等） ・ 森林経営計画の作成と森林施業集約化の推進 ・ 森林整備の実施 ・ 伐採届の徹底 ・ 循環利用に配慮した素材生産 など	（木材加工事業者・特用林産物生産者等） ・ 生産体制の整備や販路の拡大 ・ 適正に管理された森林から生産された素材の計画的な利用 ・ 生産技術の向上 など	（市町村・森林管理署） ・ 林産物・特用林産物の生産・販売体制強化の支援（市町村） ・ 市町村森林整備計画の策定と実行支援 ・ 適正な森林経営に向けた国有林・民有林の連携 など
県	・ 意欲ある林業経営体の育成 ・ 適正な森林整備に関する取組 ・ 林産物・特用林産物の生産・販売体制強化の支援 ・ 地域の関係者によるネットワーク形成に向けた支援		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																																		
	～H26	H27	H28	H29	H30																														
① 地域をけん引する林業経営体の育成と適切な森林整備の促進 目標 ・ 搬出間伐面積（ha） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>25191</td><td>26201</td><td>27211</td><td>28220</td><td>29230</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	25191	26201	27211	28220	29230	地域けん引型経営体等への誘導 施業集約化及び新規就業者確保に向けた取組支援 計画的な間伐、更新伐及び再造林等の森林整備の促進																								
H26	H27	H28	H29	H30																															
25191	26201	27211	28220	29230																															
② 木材のカスケード利用に対応できる生産体制づくり 目標 ・ 県産材供給量（千m ³ ） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>25216</td><td>26221</td><td>27226</td><td>28232</td><td>29238</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	25216	26221	27226	28232	29238	施業集約化及び低コスト化に向けた取組の支援 関連事業者間のネットワークづくり 需給動向の変化への対応を検討																								
H26	H27	H28	H29	H30																															
25216	26221	27226	28232	29238																															
③ 特用林産物の生産及び流通・販売体制の強化 目標 ・ 木炭生産量（t） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>2,954</td><td>3,300</td><td>3,300</td><td>3,300</td><td>3,300</td></tr> </table> ・ 乾しいたけ生産量（t） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>62</td><td>62</td><td>63</td><td>64</td><td>65</td></tr> </table> ・ 生漆生産量（kg） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>645</td><td>1,000</td><td>1,100</td><td>1,200</td><td>1,300</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	2,954	3,300	3,300	3,300	3,300	H26	H27	H28	H29	H30	62	62	63	64	65	H26	H27	H28	H29	H30	645	1,000	1,100	1,200	1,300	木炭生産者組織強化 乾しいたけ消費者や販売店に向けた販売促進活動 放射性物質の検査による安全性の確保 漆木の適正管理及び若手漆掻き職人等による保育作業の取組支援 木炭生産量の拡大に向けた検討 若手生産者の育成支援				
H26	H27	H28	H29	H30																															
2,954	3,300	3,300	3,300	3,300																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
62	62	63	64	65																															
H26	H27	H28	H29	H30																															
645	1,000	1,100	1,200	1,300																															

- ※1 特用林産物
 一般の木材を除くきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用の漆及び木炭等の森林原野を起源とする生産物の総称。
- 2 地域けん引型林業経営体
 森林施業の集約化等、森林所有者に代わって地域単位に生産性の高い森林経営を行うことを目指す林業事業者であり、自らの活動内容を「地域森林経営プラン」として策定し、県の認定を受けた林業事業者。
- 3 A・B・C・D材
 木材を材質や用途に応じて分類した呼び方。A材は通直で製材向け、B材は多少の曲りなどがあり合板や集成材向け、C材は大きい曲りや短尺でチップやボード向け、D材はこれまでほとんど搬出されない林地残材。
- 4 カスケード利用
 資源やエネルギーを高いレベルから低いレベルへと多段階的に高い効率で利用すること。
- 5 更新伐
 資源の循環利用を促進し、適切な更新により森林の再生や活性化につなげるため、森林経営計画に基づき行う質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とした施業。対象森林により具体的な施行内容は異なる。

3-3

Ⅱ 地域資源を生かした活力ある産業づくり

農林水産業の経営体の育成と産地形成【水産業】

1 みんなで目指す姿

東日本大震災津波被害から漁港施設等の復旧が完了し、耐震・耐津波対策の強化が進み資源回復による秋サケ、アワビ漁の本格化と生産性の高い養殖業が営まれ、力強い経営体の育成や漁業の担い手も順調に確保されています。

また、生産者と水産加工業者等との連携による安全・安心な水産物の多様な流通形態が展開され、魅力と活力ある水産業が営まれています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎漁業生産額	49億円	49億円	52億円	54億円	57億円
【目標値の考え方】 秋サケの資源回復、ウニ、アワビの漁場管理の強化と増殖場の整備、養殖の生産拡大と付加価値向上、6次産業化（直売）の展開、担い手の確保・育成などにより、目指すもの。					

現状

- 漁港施設等の生産基盤、漁船、養殖施設、作業保管施設等は、震災により壊滅的な被害を受けたものの、早期復旧に取り組み、平成27年度にはほぼ復旧することが見込まれます。
- 漁港施設が甚大な被害を受けると漁船の復旧や漁業生産活動の早期再開にも支障が生じることから、今後の地震、津波、高潮等の自然災害に備え、漁港関連施設を強化する必要があります。
また、磯根漁業生産の維持・拡大を図るため、増殖場等を計画的に整備する必要があります。
- 沿岸部8漁業協同組合の正組合員数は、震災以前から続いている高齢化や震災の影響により1,992人(平成26年)と平成21年2,169人と比べて8.2%減少しており、漁業協同組合や市町村等と連携し、漁業の担い手の確保・育成及び漁村女性活動の活性化により、やりがいと賑わいのある漁村を生み出して行く必要があります。
- 東日本大震災津波により被災したサケ・マスふ化場は復旧し、これまでに稚魚を十分に放流できなかった期間が生じ、今後数年間は回帰尾数が減少し増殖用種卵の不足が懸念されることから、関係者が連携し、種卵の確保に努める必要があります。
- 東日本大震災津波により被災したウニ、アワビ種苗生産施設は復旧し、放流数は回復しましたが、放流から漁獲までに数年かかることから、放流後の成長を早めるための漁場管理対策を強化する必要があります。
- 圏域の特性を活かしたワカメ、コンブ、ホタテガイの漁業生産性を高める一方で、産地力の強化に向け、新たにナマコ、ホヤ、カキ等の増養殖技術の開発等を進める必要があります。
- 産地魚市場や水産加工施設等が整ったことから、ウニむき身作業等の衛生管理の強化を図るとともに、産地魚市場を核とした高度衛生品質管理計画の策定や実行支援を進め、消費者等に選ばれる流通・加工体制の構築を進める必要があります。
- 加工業者の売上げは回復しつつありますが、回復を確実なものとするため、販路開拓や新商品開発を進めるとともに、観光等他産業関係者や研究機関等との連携による新たな価値づくりにも取り組む必要があります。
- 圏域の内水面漁業の振興を図るため、広域的な連携の中でカワウの効果的な被害防止策を進めるとともに、放流効果の高いサクラマス増殖技術の実施やワカサギ資源を活用した観光資源化を進める必

要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

漁港等生産基盤の着実な整備や、つくり育てる漁業の再生、圏域の特徴を生かした採介藻漁業や漁船漁業の振興、養殖技術の高度化に取り組むことにより、漁業生産額を回復させて地域漁業を支える経営体の確保・育成を図ります。

また、復旧した産地魚市場を核とした高度衛生品質管理型の流通・加工体制を整備し、安心・安全な産地づくりを進めるとともに、圏域の水産物の販路拡大や商品開発、漁協女性部等主体の直売活動により地域水産物の付加価値向上を推進します。

主な取組内容

① 生産基盤等の整備 ☆ ◆

- ・ 被災したサケふ化場や防潮堤等を復旧し、生産基盤を整えます。
- ・ 地震や津波による漁業被害を軽減するため、漁港施設の耐震・耐津波強化を進めます。
- ・ 漁港、増殖場等の計画的な整備や、機能保全対策による漁港施設の長寿命化を進めます。

② 生産物生産体制の強化 ☆ ◆

- ・ 秋サケ種卵の確実な確保と適期放流指導により、秋サケ漁獲量の回復を図ります。
- ・ 計画的な種苗放流や漁場管理、資源管理の指導及び密漁対策により、アワビ、ウニの水揚量の安定化を図ります。
- ・ ヒラメ、ミスダゴ、ナマコ等の資源管理の指導や、改良漁具の普及に取り組み、資源の維持拡大を図ります。
- ・ 養殖施設の十分な活用による生産者の規模拡大や、新技術の導入による生産性の向上を進め、地域産業を支える力強い養殖経営体を育成します。
- ・ 久慈湾口防波堤完成によって生まれる静穏域の活用による漁業生産性の増大を支援します。
- ・ ナマコ、ホヤ、マガキ等の増養殖技術の開発と普及を進め、漁業収入の増加につなげます。
- ・ 広域的なカワウ被害防止対策の実施や、回帰性の強いサクラマス種苗放流による資源造成、ワカサギ資源の観光活用等に取り組み、内水面漁業の振興を図ります。

③ 安全・安心な水産物の供給、販路開拓と付加価値の向上 ☆ ◆

- ・ 産地魚市場を核とした高度衛生品質管理計画の策定と計画実行を支援します。
- ・ 量販店等との連携強化による取扱品目の拡大や直接取引の拡大、大学や観光産業との連携の中で、地域色のある新商品開発を支援します。
- ・ 女性漁業者等を中心とした産地での直接販売の拡大や地域水産物の商品化、食文化の発信を支援します。
- ・ 放射性物質に対する水産物の安全性に関して消費者に情報提供するほか、水産物の安全・安心や産地の魅力を発信します。

④ 担い手の確保と育成 ◆

- ・ 各地域の漁業形態や就業構造を踏まえ、新規就業希望者に対する就業から定着まで切れ目のない支援体制の構築を、関係漁業協同組合や市町村と連携して進めます。
- ・ 漁業協同組合が策定した地域再生営漁計画^{※1}の着実な実行を支援します。
- ・ 水産業を身近な職業として認識してもらうため、小学生から高校生を対象に漁業体験の場を漁業協同組合や市町村と連携して実施します。
- ・ 担い手の確保と育成のため、漁業協同組合、市町村と連携して、新規就業希望者の受入態勢や就業プログラムの構築を進めます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

東日本大震災津波からの復旧は漁業協同組合を核として進められましたが、復興段階では漁業者、漁業協同組合、加工業者等自らが柔軟な発想のもとに活動することが重要です。

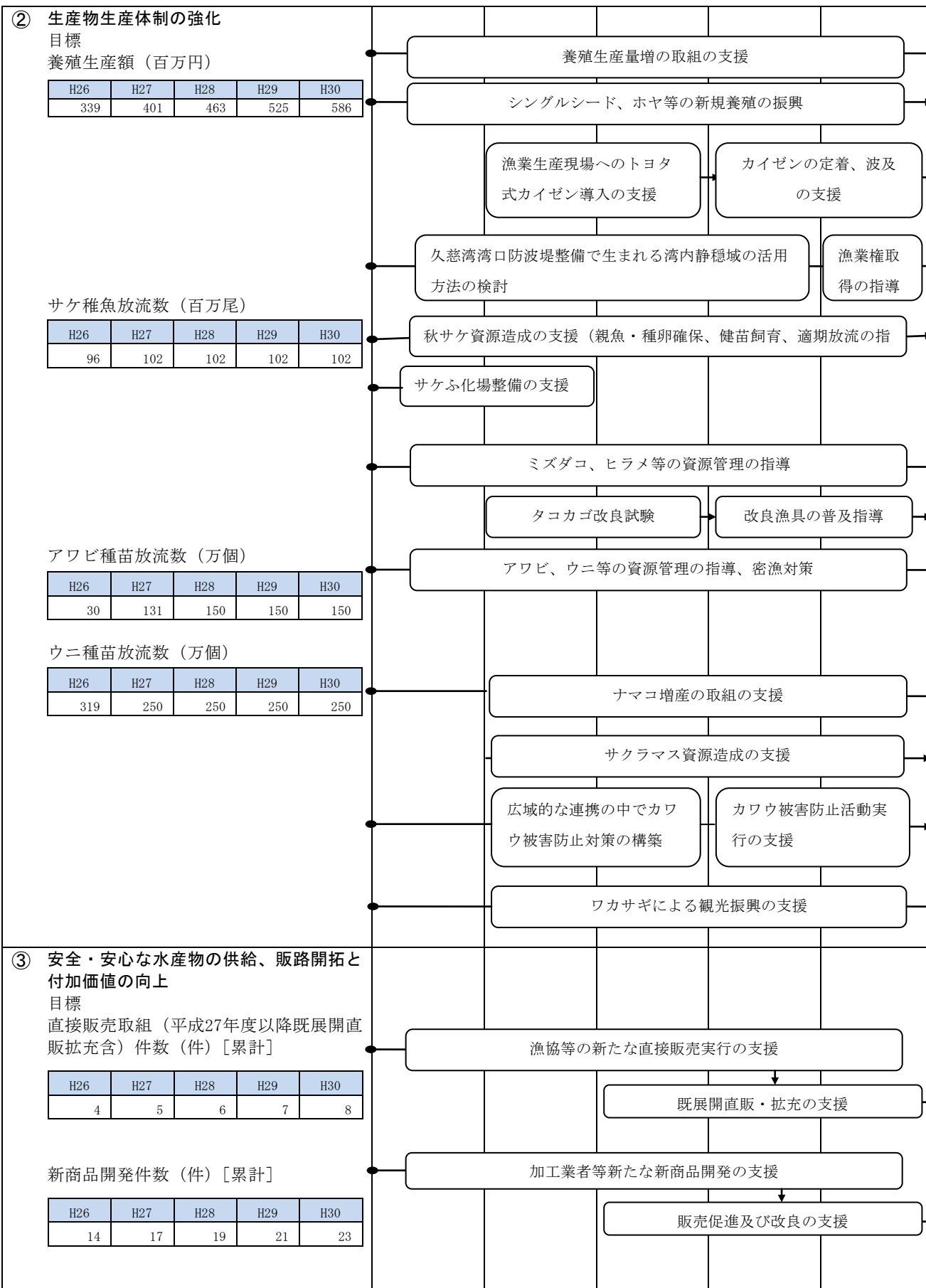
漁業者、漁業協同組合は、資源の回復や漁業生産性の向上、直売等地域内販売開拓、新規就業者の受入れや担い手の育成対策を担い、加工業者と流通業者は、地域水産物の流通・加工・販売、市場ニーズに対応した商品開発、販路拡大に取り組みます。

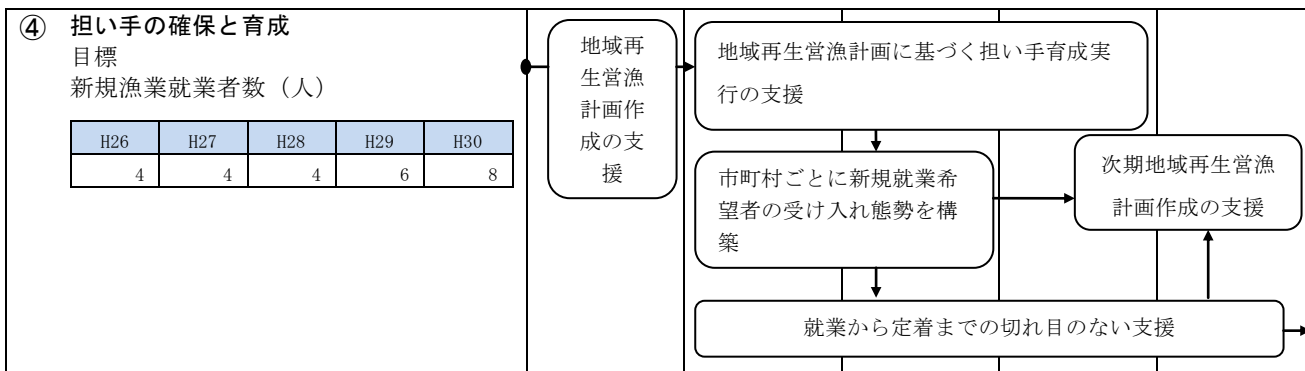
県は、市町村等と連携し、漁業者、漁業協同組合、加工業者等のそれぞれの取組や連携を支援し、また、研究機関や観光等他産業関係者との連携により、圏域の水産業の振興を支援していきます。

県以外の主体	<p>(漁業者・漁業協同組合・加工業者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 復旧した生産基盤（養殖施設、漁港施設等）の効率的な利用 漁業協同組合による地域再生営漁計画の実行 産地魚市場を核とした高度衛生品質管理計画策定支援と計画実行 新たな販路開拓、新商品開発と水産物の高付加価値化 後継者の育成、新規就業者の受入れ 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁港施設等の復旧、整備 地域再生営漁計画実行支援 産地魚市場を核とした高度衛生品質管理計画策定と計画実行支援 漁業協同組合、加工業者の販路開拓、新商品開発と水産物の高付加価値化に向けた連携支援 新規就業者受入環境の整備
県	<ul style="list-style-type: none"> 防潮堤の復旧工事の実施及び支援 漁港施設の耐震・耐津波対策の実施 漁港、増殖場の計画的な整備の実施及び支援 地域再生営漁計画の実行支援 産地魚市場、水産加工施設等の整備支援と鮮度・衛生管理の指導 量販店等との連携した水産物の販路の維持、拡大への実行支援 新たな商品開発や高付加価値化、水産業の6次産業化等の環境づくり及び実行支援 各種研修や漁業体験学習など新規就業者確保対策の推進 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>① 生産基盤等の復旧と整備</p> <p>目標</p> <p>◎県管理漁港の耐震・耐津波強化率（%）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>-</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>27</td> <td>64</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	-	0	9	27	64					
H26	H27	H28	H29	H30											
-	0	9	27	64											





関連する計画

- ・岩手県水産基盤整備方針（計画期間 平成 26 年度～平成 30 年度）
- ・岩手県東日本大震災津波復興基本計画（計画期間 平成 26 年度～平成 28 年度）
- ・新・漁業担い手育成ビジョン（仮称）（計画期間 平成 28 年度～平成 34 年度）
- ・地域再生営漁計画（計画期間 平成 25 年度～平成 29 年度）

※1 地域再生営漁計画

地域漁業の目指す姿を明らかにし、生産種目毎の生産目標を定め、人づくり、場づくり及び価値づくりの3つの視点から、課題解決のための改革・改善の活動を行うための計画。漁業協同組合が作成し、県が認定することにより、漁業協同組合を核とする地域漁業の人づくり、場づくり及び価値づくりの活動を支援するもの。

4

Ⅱ 地域資源を生かした活力ある産業づくり

体験・交流型観光の展開

1 みんなで目指す姿

東日本大震災津波により被災した観光資源が再生されるとともに、農山漁村、自然、歴史及び食などの特徴ある地域資源や連続テレビ小説「あまちゃん」などの新たな素材を生かした体験・交流型観光が展開され、多くの観光客等が県北圏域を訪れています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎観光客入込数（延べ人数）	321 万人	308 万人	309 万人	310 万人	311 万人

【目標値の考え方】

国内人口が減少傾向であり国内観光客の大幅な増加が困難であること、連続テレビ小説「あまちゃん」の放映から日数が経過したこと等から平成 27 年の観光客入込数を 308 万人と見込み、計画最終年までに 1%の増加を目指すもの。

現状

- 県北圏域への観光客入込数（延べ人数）は、連続テレビ小説「あまちゃん」による誘客効果が続いており、平成 26 年度で 321 万人となり震災前の水準（平成 22 年度：280 万人）を大きく上回っています。
- 平成 27 年度末に予定される北海道新幹線開業に伴う観光客を含めた人的交流の活発化が期待されており、東北新幹線二戸駅、八戸駅は、首都圏のみならず北海道道南圏からの誘客の玄関口として利用促進が期待されます。
- 当圏域には、山海の自然が織りなす平庭高原や折爪岳、小袖海岸等の景勝地、世界遺産登録を目指す御所野遺跡をはじめとする、天台寺及び野田塩の道等の歴史資源、さらにバッテリー村に代表される山村生活文化体験や田舎暮らし体験ができる施設等があります。これらの観光地としての魅力を圏域内外に向けて更に発信していく必要があります。
また、「あまちゃん」、三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク、九戸政実などの新たな観光資源を生かした観光メニューの充実を図る必要があります。
- 「あまちゃん」の撮影に対応した地域の観光事業者や産業界、関係自治体により「北三陸「あまちゃん」観光推進協議会」が組織され、相互連携による観光誘客活動や地域活性化の取組が進められるなど、「あまちゃん」を中心とした広域的な観光振興の態勢が整備されてきています。
- 久慈地域では、教育旅行など体験・交流型観光が定着しているほか、二戸地域においても受入れに向けた取組が進められています。また、平成 26 年 10 月には体験型観光の全国イベントである「全国ほんもの体験フォーラム」が東北で初めて開催されるなど、体験・交流型観光の振興に向けた機運が高まっています。一方で受入態勢の整備や体験インストラクター等の育成が課題となっています。
- 花巻空港と台湾とを結ぶ定期チャーター便が好調であることに加え、今後定期便化も検討されており、「あまちゃん」が放映された台湾から久慈地域へのファン来訪増加が期待されます。また、二戸地域では県央部や青森県と隣接している地理的条件から、外国人観光客のスキーや釣りなどのレジャー地として観光事業者の注目が高まっており、今後の誘客が期待されます。
- 東日本大震災津波により被災した「小袖海女センター」が平成 27 年 4 月に本格オープンし、同じく被災した「久慈地下水族科学館もぐらんど」も平成 27 年度内完成に向けて工事が進められているほか、三陸鉄道へ移管される J R 山田線の復旧工事が平成 27 年 3 月に着工するなど、観光資源の復旧が順調に進められています。首都圏等からの誘客促進に向け、このような観光業の復興に関する情報を適切に発信する必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

農山漁村や歴史・文化、食などの県北圏域の特徴的な素材や地域の人材を生かした体験・交流型の観光メニューの充実強化を図るとともに、受入側の態勢強化を進めます。

また、第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会の開催などを契機とした圏域外からの誘客拡大を図るため、隣接する八戸圏域及び沿岸圏域をはじめ、県内陸部等と連携した広域観光を推進するとともに、県北圏域の新たな観光素材及び震災から復旧した観光資源を生かした観光メニューの充実と情報発信に取り組みます。

主な取組内容

① 特色ある地域資源を活用した観光の推進 ☆ ◆

- ・ 農山漁村や歴史・文化、食などの特色ある素材や地域の人材を活用するとともに、御所野遺跡の世界遺産登録に向けた機運醸成の取組とも連携しつつ、三陸復興国立公園、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク、九戸政実などの新たな地域資源を生かした、体験・交流型の観光メニューの整備を進めます。
- ・ 連続テレビ小説「あまちゃん」を活用したロケツーリズムを地域の官民が一体となって推進し、その誘客効果の継続を図ります。

② 受入態勢の強化及び観光を担う人材の育成 ☆ ◆

- ・ 旅行会社への観光メニューの企画提案や観光客への情報発信、観光客の受入調整などを総合的に行う窓口の機能の強化を支援します。
- ・ 地域の観光を支える観光ボランティアガイドや体験インストラクターの養成を支援するとともに、観光関係者の接客技術の向上やおもてなしの心で迎える機運の醸成に取り組むことにより、観光を担う人材の育成を支援します。
- ・ 体験型教育旅行の誘致拡大に向けた連携体制構築等の取組を進めます。

③ 広域連携の強化及び情報発信による誘客の促進 ☆ ◆

- ・ 北海道新幹線開業により人的交流の活発化が期待されることから、隣接する八戸圏域や沿岸圏域、平泉などの県内陸部等との連携を更に強め、観光メニューの充実を図るとともに旅行会社に対する観光素材の提案や情報発信により、東北新幹線二戸駅、八戸駅を玄関口とした圏域外からの誘客を促進します。
- ・ 第71回国民体育大会・第16回全国障害者スポーツ大会の開催等により県北圏域を訪れる方々に地域の魅力を紹介しリピーターとなってもらえるよう取り組みます。
- ・ スキーやわかさぎ釣りなどのレジャー素材を旅行会社や観光事業者に提案するとともに、ホームページやパンフレットの多言語化などにより、外国人観光客の誘客を促進します。
- ・ 東日本大震災津波から地域の観光業の復興を図るため、首都圏等での合同キャンペーンなど観光PRの場を活用し、地域の観光情報及び震災からの復興に係る情報の発信を行い、県北圏域の認知度向上や誘客拡大に取り組みます。

3 取組に当たっての協働と役割分担

体験・交流型観光を進めていくためには、地域の観光関係者や県、市町村が連携し、新たな観光素材の掘り起こしや農林水産業及び食産業と連携した取組を拡大し、観光のすそ野を広げていくことが重要です。

このため、観光事業者、ボランティア団体等は、地域素材の掘り起こし、おもてなしの実践や観光を支える人材の育成など受入れ態勢の整備及び充実を図ります。

民間の広域観光推進組織は、観光客受入れの総合的窓口機能の整備と強化を図るとともに、広域的な観光素材の魅力向上につながる観光メニューの充実や情報収集を行います。

市町村は、それぞれの地域素材の掘り起こしや観光メニューの充実、受入態勢の整備を図ります。

県北圏域重点施策 No. 4 体験・交流型観光の展開

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）				
	～H26	H27	H28	H29	H30
	● 広域観光ガイドブックの増刷・更新				
	● WEB・SNSを活用した情報発信				
	● ホームページ、パンフレット、案内板の多言語化				
	● 地域の観光資源復旧に係る情報の発信				

5

Ⅱ 地域資源を生かした活力ある産業づくり

地域資源を生かした食産業の振興

1 みんなで目指す姿

東日本大震災津波により被災した事業者をはじめとする、生産、加工、流通・販売の各事業者の連携が進み、県北圏域の優れた農林水産資源を活用した付加価値の高い製品の製造・販売が拡大し、各事業者が生産能力の向上や人材育成などの経営基盤の強化に積極的に取り組みながら、地域経済をけん引する産業として展開されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎食料品製造出荷額	㊦679 億円	㊦688 億円	㊦697 億円	㊦707 億円	㊦717 億円

【目標値の考え方】

経営基盤の強化及び大震災津波により喪失した販路の回復・拡大に取り組むことにより、平成 29 年度（H30 目標値）までに平成 21 年度（H22 現状値）震災直前と同水準までの回復を目指すもの。

現状

- 県北圏域の食料品製造業の出荷額は、679 億円（平成 25 年）と県全体の 23.0%を占めています。また、当圏域の製造業全体の中で、従業者数で 47.8%、製造品出荷額で 60.1%を占めており、当圏域の基幹産業となっています。
- 東日本大震災津波により被災した事業者は順次事業再開を果たしていますが、風評被害等の影響で休業期間中に喪失した販路の回復・拡大が進まず、出荷額は震災前を下回っています。
- 当圏域の食産業事業者は小規模・零細事業者が多くを占め、顧客ニーズに応じた商品の開発や販路開拓、事業規模拡大など様々な経営課題を抱えています。また、次世代を担う若手後継者が不足しており、事業の継続が課題となっています。
- 当圏域は、雑穀、ヤマブドウ、短角牛、海産物やそれらの加工品、地酒などの魅力ある食材等が多く、その認知度が高まっていますが、より一層圏域内外に対しこれを発信する取組が必要です。
- 品質管理の徹底や納期、価格など、顧客が食品関係事業者に求める条件は厳しさを増しています。
- 当圏域は大規模養鶏場が集積し、ブロイラー産業が地域の主要産業となっており、高病原性鳥インフルエンザが圏域内で発生すると甚大な影響が生じることから、発生を防ぐ対策を進める必要があります。
- 食産業製品に対する放射性物質の影響について、的確な情報が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

東日本大震災津波により被災した事業者をはじめとした各事業者の経営課題に応じ、販路の回復・拡大への支援、専門家の派遣や事業者間のマッチング、食産業を担う人材の育成に取り組むとともに、当圏域の食産業事業者の製品の魅力を圏域内外に情報発信し、認知度の向上を図ります。

主な取組内容

① 事業者の経営課題に応じた支援 ☆ ◆

- ・ 岩手よろず支援拠点^{※1}や商工会議所・商工会等の各種支援機関と連携しながら、被災事業者をはじめとする地域の事業者が抱える、経営の高度化や付加価値の高い商品開発、販路開拓等の経営課題に応じ、専門家の派遣、バイヤー等の招請、商談会への出展等を支援します。
- ・ 地域における身近な相談相手として北いわて食産業コーディネーターによる、適時適切な事業者訪問等により課題把握を行うとともに、事業者に寄添ったマッチング支援や商談会出展支援などの活動を通じ、課題解決を支援します。
- ・ 農商工連携等の圏域内外における事業者連携を促進し、新たな事業展開等を支援します。

② 北いわて食材等の認知度向上 ◆

- ・ 物産フェアへの出展や首都圏バイヤー等の招請等により、圏域内外における北いわて食材や加工品等の認知度向上に取り組みます。
- ・ 全国第3位の生産量を誇る本県の中でも最大の産地である県北地域のプロイラーの魅力を圏域内外にPRするとともに、地元での消費拡大を図ります。

③ 食産業を担う人材の育成 ◆

- ・ 事業者の商品開発力や生産能力の向上などの改善活動の支援を通じて、食産業を担う人材の育成を図ります。
- ・ 次世代の食産業を担う人材を育成、確保するため、若手事業者の行う食を通じた地域づくりの取組や魅力ある特産品の開発等を専門家の派遣や商品開発セミナーの開催等により支援するとともに、児童・生徒に対し、地域の食材や食産業の理解を深める啓発活動に取り組みます。

④ 安全・安心を支える体制の整備 ☆ ◆

- ・ 高病原性鳥インフルエンザ等について、関係機関が連携して衛生管理等防疫に関する情報提供や技術的支援を行い、発生を抑制するとともに、発生時を想定した訓練の実施によって初動対応の迅速化を図ります。
- ・ 放射性物質に対する食産業製品の安全性に関して、適時適切に消費者等に対し情報を提供します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

東日本大震災津波からの復興と県北圏域の地域食材を生かした食産業の振興を図るためには、新商品開発や販路開拓、人材育成など事業者による経営基盤の強化につながる取組が重要です。

事業者は、それぞれが抱える経営課題の解決に取り組むとともに、産業支援機関や商工団体等は経営課題の解決に取り組む事業者を支援します。

県は市町村と連携して、事業者の抱える経営課題の把握や事業者の連携マッチング支援を行うとともに、補助・助成制度の活用助言や産業支援機関の斡旋など課題解決に向けた支援を行います。

県以外 の主体	<p>(事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新商品開発、既存商品の改良、販路開拓 ・ 他事業者との積極的な連携 ・ 若年層の人材育成への協力、事業所内人材の育成 ・ 衛生管理等防疫の徹底 <p>(産業支援機関等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販路開拓に係る情報収集及び事業者への提供 ・ 商品開発に係る指導・助言 <p>(商工団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者訪問による指導 ・ 金融関係の相談対応 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者訪問による経営課題の把握、相談対応 ・ 事業者連携に向けたマッチング支援 ・ 地域食材等の魅力の認知度向上に向けた取組
------------	--	--

県	<ul style="list-style-type: none"> 事業者訪問による経営課題の把握、解決支援 事業者連携のマッチング支援 地域食材等の魅力の認知度向上に向けた取組 事業所内人材の高度化に向けた人材育成支援 高病原性鳥インフルエンザ対策訓練の実施 高病原性鳥インフルエンザ等の情報提供や技術支援
---	---

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
① 事業者の経営課題に応じた支援 目標 ◎事業者訪問件数（件） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>180</td><td>180</td><td>180</td><td>180</td><td>180</td></tr> </table> ◎新規コーディネート件数（件） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>51</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td><td>50</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	180	180	180	180	180	H26	H27	H28	H29	H30	51	50	50	50	50	事業者の経営課題に応じた支援 （商品開発支援、販路開拓支援、専門家派遣、事業者訪問支援等）				
H26	H27	H28	H29	H30																					
180	180	180	180	180																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
51	50	50	50	50																					
② 北いわて食材等の認知度向上 目標 ◎地域食材PR回数（回） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>21</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td><td>25</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	21	25	25	25	25	地域食材等の認知度向上に向けたイベント等の開催														
H26	H27	H28	H29	H30																					
21	25	25	25	25																					
③ 食産業を担う人材の育成 目標 ◎各種人材育成セミナー参加者数（人） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>480</td><td>400</td><td>400</td><td>400</td><td>400</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	480	400	400	400	400	産業支援機関等と連携した企業内人材育成														
H26	H27	H28	H29	H30																					
480	400	400	400	400																					
④ 安全・安心を支える体制の整備 目標 ・高病原性鳥インフルエンザ対策訓練実施回数（回） <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	1	1	1	1	1	高病原性鳥インフルエンザ対策訓練の実施														
H26	H27	H28	H29	H30																					
1	1	1	1	1																					

※1 岩手よろず支援拠点
 中小企業庁の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により全国に設置されている経営相談の拠点。各都道府県に整備されており、地域の支援機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営相談に対応している。

6

Ⅱ 地域資源を生かした活力ある産業づくり
ものづくり産業の振興

1 みんなで目指す姿

優れた技術力や伝統の技を有する人材により製造・製作される製品が広く認知されるとともに、高く評価され、地域経済を支える産業としてもものづくり産業が展開されています。

また、東日本大震災津波により被災した事業所をはじめ、地域のものづくり産業の業績が順調に伸びています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス ^{※1} 等）の製造品出荷額	②⑤227億円	②⑥230億円	②⑦232億円	②⑧236億円	②⑨238億円
②繊維工業の製造品出荷額	②⑤38億円	②⑥38億円	②⑦38億円	②⑧38億円	②⑨38億円

【目標値の考え方】

① 東日本大震災津波からの確実な復興のため毎年1%程度の増加を目指すもの。
 ② 東日本大震災津波以降の製造品出荷額の減少に歯止めをかけるため、現状値（平成25年）の水準を維持することを目指すもの。

現状

- 県北圏域のものづくり関連製造品出荷額は、平成25年に227億円と全県に占める割合は1.5%となっていますが、繊維工業品の製造出荷額は、38億円と全県の15.4%を占めており、従業者数でも県北圏域内製造業の14.3%を占めています。
- 県北圏域の特徴的な産業である造船業者の業績は、東日本大震災津波以前のレベルまで回復していますが、衣服製造業者については、高い技術力を有する企業が集積しているものの、近年は事業者数の減少もあり、業績が伸び悩んでいます。
- 県北圏域内の企業は、大手企業等の下請中心の企業が多く、安定的な取引先の確保やコスト削減など様々な課題を抱えています。
- 浄法寺塗、大野木工などの多彩で優れた工芸品が製造されていますが、認知度の更なる向上と後継者不足が課題となっています。
- 新規高卒者の県北圏域内就職率が低いことから、児童・生徒が地元企業の魅力を知る機会を拡大するなど、地元ものづくり企業等に就職を希望する人材を育成するための取組が求められています。
- 県北圏域内には、17か所201haの工業団地が造成されており、再生可能エネルギー事業者を中心に企業等の立地が進んだ結果、平成26年度末で工業団地内への立地企業数は36社、分譲率（工場用地面積に占める分譲面積の割合）は72.4%となりましたが、工業団地の一層の活用が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

産学官が連携して、企業の経営課題に応じた個別支援をはじめ、県北圏域を特徴付けている衣服製造企業等の認知度向上や、次世代を担うものづくり人材の育成を進め、企業の誘致や事業拡大、人材確保に取り組みます。

主な取組内容

- ① **企業の経営課題に応じた支援 ☆ ◆**
 - ・ いわて産業振興センターと協働し、各企業の経営課題に応じて、技術開発、生産性向上、販路開拓など総合的に支援します。
 - ・ 他圏域の産業支援機関や企業、大学との交流・連携を促進し、技術力の向上や取引拡大を支援します。
- ② **地域の特徴的な産業の振興 ◆**
 - ・ 北いわてアパレル産業振興会との協働により衣服製造業の交流・連携を一層促進し、更なる技術力の向上や独自の商品開発等による取引拡大を支援します。
 - ・ 首都圏等のアパレル関連企業や県内外の一般消費者に対し、県北圏域の衣服製造企業が有する高い技術力を企業、大学等と一体となってPRすることにより、認知度向上に取り組みます。
 - ・ 浄法寺漆や大野木工など、地域独自の素材を利用した工芸品の新商品開発や販路拡大の取組を支援するとともに、後継者の育成や戦略的な情報発信による知名度の向上に取り組みます。
- ③ **ものづくりを担う人材の育成 ◆**
 - ・ 次世代を担うものづくり人材の育成、確保を図るため、内陸部や隣接する八戸圏域を含む産業界や学校等と連携し、児童・生徒や保護者等の工場見学、企業人講演、インターンシップ※²の斡旋、工業高校生への技能講習に取り組みます。
 - ・ 他圏域の企業見学会や県北ものづくり改善塾を開催するとともに、改善塾受講生企業等を対象とした生産性向上を図る個別のフォローアップにより、企業内人材の高度化を支援します。
- ④ **企業の誘致・事業拡大の促進 ◆**
 - ・ 誘致企業のフォローアップを行うとともに、地場企業を含む県北圏域企業の取引拡大や工場拡張等の事業拡大を支援します。
 - ・ 他圏域の企業関係者と交流する機会を創出し、企業間連携を促進します。
 - ・ 港湾や高速交通アクセスなどの地域インフラ情報の発信や人材育成の支援等により企業誘致に努めます。
 - ・ 風力発電や波力発電等の再生可能エネルギーの導入を促進するため、市町村と連携しながら、事業者による事業化等の取組を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

東日本大震災津波からの本格復興ともものづくり産業の振興を図るためには、技術力の向上や販路開拓、人材の育成、確保が重要です。

このため、企業は、事業拡大等に向けた経営課題の解決や人材育成、確保に取り組むとともに、産業支援機関や商工団体等は経営課題の解決に取り組む事業者を支援します。

また、県は市町村と連携して、他圏域との交流機会の提供や企業訪問による経営課題の把握・相談対応に取り組み、補助・助成制度の活用助言や産業支援機関の斡旋、人材育成などの支援を行います。

県以外の主体	(企業) <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術力の向上、研究開発、取引拡大、人材確保等の取組の推進 ・ 他圏域との交流会等への参画 ・ 若年層の人材育成への協力、企業内人材の育成 	(市町村) <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業訪問による経営課題の把握、相談対応 ・ 企業誘致の推進及び誘致企業に対するフォローアップ
	(教育機関・産業支援機関) <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業訪問による経営課題の把握、相談対応 ・ 企業間取引、研究機関等とのマッチング支援 ・ 産学官連携による人材育成等 	

	<p>(商工団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融関係の相談対応 企業訪問による指導（税務、経理等）
県	<ul style="list-style-type: none"> 他圏域との交流機会の提供 企業訪問による経営課題の把握、相談対応 研究機関等とのマッチング支援 若年層の人材育成及び企業内人材育成に対する支援 企業誘致に係る情報収集、情報提供及び誘致企業のフォローアップ

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																				
	～H26	H27	H28	H29	H30																
<p>① 企業の経営課題に応じた支援</p> <p>目標</p> <p>◎企業等訪問件数（社）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>141</td><td>150</td><td>150</td><td>150</td><td>150</td></tr> </table> <p>・他圏域との技術交流会等参加企業数（社）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>25</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td><td>20</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	141	150	150	150	150	H26	H27	H28	H29	H30	25	20	20	20	20	<p>企業の経営課題に応じた支援 (技術開発支援、販路開拓支援、専門家派遣等)</p> <p>一般社団法人等との協働による技術力向上や商品開発等支援</p> <p>八戸圏域など他圏域との交流</p>
H26	H27	H28	H29	H30																	
141	150	150	150	150																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
25	20	20	20	20																	
<p>② 地域の特徴的な産業の振興</p> <p>目標</p> <p>◎企業等訪問件数（社）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>141</td><td>150</td><td>150</td><td>150</td><td>150</td></tr> </table> <p>・全国に向けた情報発信回数（回）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	141	150	150	150	150	H26	H27	H28	H29	H30	6	6	6	6	6	<p>企業の経営課題に応じた支援 (技術開発支援、販路開拓支援、専門家派遣等)</p> <p>全国に向けた情報発信</p>
H26	H27	H28	H29	H30																	
141	150	150	150	150																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
6	6	6	6	6																	
<p>③ ものづくりを担う人材の育成</p> <p>目標</p> <p>◎企業向け研修会等参加者数（人）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>218</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr> </table> <p>・学校向け講習会等参加者数（人）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>823</td><td>700</td><td>700</td><td>700</td><td>700</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	218	100	100	100	100	H26	H27	H28	H29	H30	823	700	700	700	700	<p>企業ニーズに即した研修会等の開催</p> <p>高校生を対象とした技能検定向け講習会・企業人による講演会、工場見学等の開催</p>
H26	H27	H28	H29	H30																	
218	100	100	100	100																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
823	700	700	700	700																	
<p>④ 企業の誘致・事業拡大の促進</p> <p>目標</p> <p>◎新規コーディネート件数（社）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>—</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	—	5	5	5	5	<p>誘致・地場企業の取引拡大、工場拡張等の支援</p> <p>他圏域企業との交流・連携機会の創出</p>										
H26	H27	H28	H29	H30																	
—	5	5	5	5																	

関連する計画

- ・ 県北地域産業活性化協議会 基本計画（計画期間 平成 24 年度～平成 28 年度）

- ※1 デバイス
I C（集積回路）、ダイオード、トランジスタなど、何らかの特定機能を持った電子部品。
- 2 インターンシップ
学生や生徒が在学中に、将来のキャリア（職業生活）に関連した就業体験を行うこと。

7

Ⅱ 地域資源を生かした活力ある産業づくり

雇用機会の確保と若者の地元定着

1 みんなで目指す姿

県北圏域への求職者が就職できるよう当圏域で雇用の場が創出されています。

新規高卒者の地元就職率が向上しているほか、若年者等が地域の産業を支える人材として職場に定着し、能力を発揮しています。

また、東日本大震災津波からの影響による離職者等が安定した職を確保しています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎県北圏域高卒者の管内就職率 ※ ¹	36.2%	37.2%	38.1%	39.1%	40.0%
【目標値の考え方】 過去10年間で最高の38.6%を超える4割を目指すもの。					

現状

- 東日本大震災津波により離職や休業を余儀なくされた方々は600名以上となるなど、当圏域の有効求人倍率は大幅に悪化しましたが、その後、緊急雇用創出事業による雇用の創出等や復興需要もあり、平成27年5月には久慈0.67倍、二戸0.72倍と東日本大震災津波前の状況まで回復（東日本大震災津波後一時久慈1.29倍、二戸0.97倍まで上昇）していますが、正社員の求人は少なく、短期雇用や季節雇用が多い状況にあり、より安定的な雇用の場を創出することが求められています。
- 当圏域は、雇用の確保に直結する企業の立地が多くないことから、雇用の創出と併せて、企業のニーズに対応した人材を育成する必要があります。
- 若年者の地元企業への就職が少ないことに加え、新規高卒者の早期離職率が高いことから、中学生・高校生等の早い段階から地域ぐるみによるキャリア教育 ※²の推進によって地元定着のための対策を進めていく必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

事業拡大に意欲的な事業者の支援や企業誘致等を通じて雇用機会の確保・拡大を図るとともに、関係機関の連携によるキャリア教育や新卒者・若年者の就業支援の取組を進め若年者の地元就職等を促進します。また、震災による離職者に対し、安定的な雇用機会を提供します。

主な取組内容

- ① 安定的な雇用機会等の確保 ☆ ◆
 - ・ 市町村、商工団体及びいわて産業振興センターなどの産業支援機関と連携しながら、農工商連携の推進や新事業分野への進出などに向けた企業の意欲的な取組を支援し、雇用の創出を図ります。
 - ・ 県外及び圏域外の企業との交流機会の拡充に努め、市町村と連携しながら新たな雇用につながる企業誘致や事業拡大を促進します。
 - ・ 求人ニーズと求職ニーズが一致しない雇用のミスマッチの解消や、U・Iターンによる就職促進のため、地域ジョブカフェ、ハローワーク及び企業等と連携による就業支援を行います。

- 東日本大震災津波により離職した被災求職者の雇用については、震災等対応雇用支援事業等による一時的な短期雇用から、事業復興型雇用創出事業等の活用と国の各種助成制度の活用促進などにより安定的な雇用への移行を図ります。

② 若年者等の就業支援・地元定着支援 ☆ ◆

- 地域ジョブカフェを拠点として、関係機関が連携しながら、高校生の地元企業への就職や新規就労者の職場定着、更には若年求職者を中心とした就職活動を支援します。
- 児童、生徒の地元企業への理解増進と若者の地元就職を促進するために、職場体験、職場見学、出前授業など、地元の教育界と産業界が一体となった地域ぐるみのキャリア教育に取り組みます。
- 専門高校における技能検定資格取得に向けた講習会の開催や食産業やものづくり産業などの人材育成セミナーの開催等を通じて、企業のニーズに対応した産業人材を育成します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

雇用機会が確保・拡大されるためには、地域事業者の生産活動や各種サービスが活発に行われることが重要です。

このため、企業は生產品の新たな取引先開拓や消費者が求める付加価値が高い新商品開発、サービス提供を展開します。

また、県は、産業支援機関や市町村、商工団体と連携し、事業者の上記取組の支援を行うとともに、高等学校、公共職業安定所、商工団体等と連携しながら、高校生や若年者の人材育成、地元定着を図るため、地域ぐるみでのキャリア教育を支援します。

<p>県以外の主体</p>	<p>(企業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用の維持・確保 雇用環境の改善 人材育成 キャリア教育支援（就労体験、職場見学会等の受入、出前授業の実施等） 	<p>(産業支援機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農商工連携の推進による取引拡大支援 新事業分野進出に向けた支援 <p>(商工団体等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者訪問による指導（税務、経理等） 高校生に対する事業者情報提供 <p>(教育機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> キャリア教育推進 就職指導（生徒と企業のマッチング等） <p>(公共職業安定所)</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業斡旋 求人開拓 	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用創出のための産業振興施策の企画、調整、実施 企業誘致の推進 人材育成の支援
<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の事業拡大、新事業展開支援 企業誘致の促進 産業人材の育成 企業への雇用関係制度の周知 学校のキャリア教育支援 高校生の就職支援（地域ジョブカフェ） 既卒若年者の就職支援（地域ジョブカフェ） 新卒者の職場定着支援（地域ジョブカフェ） 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）																								
	～H26	H27	H28	H29	H30																				
<p>① 安定的な雇用機会等の確保</p> <p>目標</p> <p>◎産業振興施策による雇用創出数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>82</td> <td>94</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	82	94	80	80	80	<p>産業振興施策の推進</p> <p>雇用のミスマッチ解消やU・Iターンによる就職促進のための各種相談や就業支援</p>														
H26	H27	H28	H29	H30																					
82	94	80	80	80																					
<p>② 若年者等の就業支援・地元定着支援</p> <p>目標</p> <p>◎地域ジョブカフェのサービス提供を受けて就職決定した人数（人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>196</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>・県北圏域高卒者の就職後3年以内の離職率^{※3}（%）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25.0</td> <td>24.8</td> <td>24.5</td> <td>24.3</td> <td>24.0</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	196	200	200	200	200	H26	H27	H28	H29	H30	25.0	24.8	24.5	24.3	24.0	<p>学校におけるキャリア教育の推進 （地元企業訪問ツアー開催、新規学卒者合同企業説明会、インターンシップ支援等）</p> <p>地域ジョブカフェによる就業支援 （セミナー開催、カウンセリング実施、職場定着支援訪問等）</p>				
H26	H27	H28	H29	H30																					
196	200	200	200	200																					
H26	H27	H28	H29	H30																					
25.0	24.8	24.5	24.3	24.0																					

- ※1 県北圏域高卒者の管内就職率
新規高卒就職者のうち、圏域内の事業所に就職した者の割合（岩手労働局公表資料による）。
- 2 キャリア教育
児童生徒一人ひとりの勤労観・職業観を育てる教育。
- 3 県北圏域高卒者の離職率^{※3}
当該年度内における就職1年目から3年目までの就職者数に占める離職者数の割合。

8

Ⅲ 健康で住みよい地域づくり

地域における医療と健康づくりの推進

1 みんなで目指す姿

医療連携や、こころと体の健康づくりが進み、住民が生涯を通じて心身ともに健康で充実した暮らしを営んでいます。

また、東日本大震災津波による被災者が、関係機関・団体等の連携によって細やかに支援されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①自殺死亡率（人口10万人当たり）	㊦37.3	㊦35.8	㊦35.0	㊦34.3	㊦33.5
◎②県立病院救急患者総数のうち当日帰宅措置患者の割合	82.4%	82.1%	81.8%	81.5%	81.2%
③脳血管疾患の年齢調整死亡率※ ¹ 【男性】（人口10万人当たり）	㊦56.6	㊦55.7	㊦54.8	㊦53.9	㊦53.0
④脳血管疾患の年齢調整死亡率 【女性】（人口10万人当たり）	㊦31.8	㊦31.5	㊦31.2	㊦30.9	㊦30.6
【目標値の考え方】 ① 県の自殺対策アクションプラン目標値の設定に準じ、平成25年の人口10万人当たりの自殺死亡率を平成30年までに10%以上減少させることを目指す。 ② 県立病院における救急患者のうち、当日帰宅者とされた者（軽症患者と考えられる者）の減少を目指すもの。医療資源が限られている地域にあつては、やむを得ず県立病院の救急を利用せざる得ない住民も少なくないことから、平成26年度の現状数値を少しでも減らしていくことを目指す。 ③・④ 健康いわて21プラン（第2次）における脳血管疾患の年齢調整死亡率の目標値設定に準じ、当圏域の平成25年の現状値に県の低下割合を乗じて各目標値を算出・設定したもの。					

現状

- 東日本大震災津波による被災者は、応急仮設住宅での生活の長期化に伴う不安や、新たな住宅への転居に伴う環境変化により、身体やこころの負担が増しており、より一層きめ細やかな支援が必要です。
- 大規模災害時における医療提供体制を確保するため、医療関係機関の他防災関係機関も含めた地域における災害医療体制の構築が必要です。
- 当圏域の自殺死亡率は県平均より高く（平成25年 圏域37.3、県平均26.4）、自殺者数は男性では50歳以降、女性では70歳以降に多く、男性が女性の約2倍という状況にあります。
 包括的な自殺対策の推進に加えて、自殺者の多い年代を対象とした重点的な取組や地域で自殺対策に取り組む人材の養成や見守り体制づくりの支援が必要です。
- 当圏域の人口割合でみた医療機関数や医療関係者数は、県平均と比較して低く（平成24年、10万人当たり医師数圏域140.8人、県平均199.8人）、診療科も偏在するなど厳しい医療環境にあることから、医療機関の負担を増すことなく、住民の健康水準の向上を図っていく必要があります。
- 当圏域の人口10万人当たりの脳血管疾患の年齢調整死亡率は、年々減少傾向にあるものの総じて県平均を上回っており、また、平成26年には本県が全国ワースト1になっていることから、引き続き脳卒中をはじめとする生活習慣病※²予防対策を推進していく必要があります。

- エボラ出血熱等の一類感染症等の発生に備え、感染症指定医療機関等との連携体制の整備や訓練が必要です。

また、新型インフルエンザや高病原性鳥インフルエンザ等の流行は大きな健康被害、社会・経済活動の混乱や停滞が懸念されることから、岩手県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、管内市町村や関係団体との十分な連携のもと、新型インフルエンザ等対策の強化を図る必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

東日本大震災津波による被災者の健康維持の支援やこころのケアを沿岸部と内陸部が協力して行うとともに、災害発生時を想定した医療体制の構築を進めます。

また、医療機能の役割分担と連携を進め、切れ目のない医療の提供を図るとともに、保健・医療・介護・福祉の連携、自殺対策や生活習慣病予防を推進し、こころと体の健康づくりを進めます。

さらに、感染症発生時における感染症まん延防止対策の充実を図ります。

主な取組内容

① 被災住民への健康支援と医療体制の再構築 ☆

- ・ 仮設住宅等の巡回訪問や健康相談、栄養指導などにより健康な生活を維持できるよう支援するほか、血圧自己管理推進員の養成により、血圧の適正な自己管理を推進します。
また、「こころのケアセンター」と連携して地域のこころのケア対策を沿岸部と内陸部が協力して推進します。
関係機関との緊密かつ効果的な連携を確保して、災害発生時を想定した医療体制の構築を図ります。

② 医療連携及び保健・医療・介護・福祉連携の推進 ◆

- ・ 住民に地域医療の現状を情報提供し、医療機関の機能に応じた受診につなげるとともに、保健・医療と介護・福祉との連携を推進します。また、将来の医療従事者の確保に向けた取組を行います。
- ・ 市町村が取り組むこととなる「地域包括ケアシステム」の構築や、平成27年度に策定する地域医療構想の実現に向けては、より一層保健・医療・介護・福祉の連携が求められることから、二次医療圏における市町村を中心とした取組について積極的に支援します。

③ 自殺対策の推進 ◆

- ・ 関係機関・団体、地域住民及び行政が一体となって、包括的な自殺対策を更に推進します。
- ・ 働き盛り世代のメンタルヘルスや市町村が実施する介護予防事業と連携した高齢者支援など自殺者の多い年代を対象とした重点的な取組の他、地域において見守り等を行うゲートキーパー^{※3}等の人材養成や自殺防止月間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）に集中的な普及啓発を行います。

④ 脳卒中をはじめとする生活習慣病予防の推進 ◆

- ・ 脳卒中をはじめとした生活習慣病^{※4}予防のため、関係機関や団体と一体となって、若年期からの各ライフステージ^{※5}に応じた、適量（何をどれぐらい、どのように組み合わせる食べたら良いか）と適塩な食生活や運動習慣の定着に取り組めます。

⑤ 健康危機管理対策の推進

- ・ 感染症発生時におけるまん延防止に向けて、平常時から感染症予防対策として研修や訓練等に取り組むほか、新型インフルエンザや高病原性鳥インフルエンザ等の発生に備えた体制整備や対応訓練等の取組を行います。

3 取組に当たっての協働と役割分担

医療と健康づくりの推進に向け、行政、関係機関・団体が連携・協力し、被災者に対する健康、

栄養面の支援のほか、うつスクリーニングや各種健診・保健指導の実施など住民の健康づくりや災害時の医療体制の構築に取り組みます。

県は市町村、医師会などと協力して被災者支援、医療機関の機能分担と連携、自殺対策、生活習慣予防、感染症対策などに取り組みます。

県以外の主体	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時医療体制の構築支援 被災者に対する健康・栄養指導の実施及び再建支援制度の提供 「地域包括ケアシステム」の構築 包括的な自殺対策の推進、推進体制の構築 生活習慣病予防のための各種健診等や健康教育、普及啓発、個別支援、保健指導 感染症対策に係る地域住民への情報提供、相談指導及び予防接種の実施等 	<p>(医療機関・医師会)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時医療体制の構築 かかりつけ医と精神科医との連携 <p>(関係団体・事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療連携の推進、住民への健康教育の実施 従業員の健康管理事業の充実及びメンタルヘルスの向上 <p>(住民)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域医療に関する理解、医療連携の仕組みに応じた受診 自らの生活習慣改善による心身の健康づくり 感染症に係る住民への普及啓発など、総合的な感染症対策の推進 住民の支えあいによるこころの健康づくり
県	<ul style="list-style-type: none"> 災害時医療体制の構築支援 保健師等の職員派遣と健康・栄養指導の支援、被災者再建支援制度の提供 包括的な自殺対策の推進、市町村、関係機関・団体等の取組支援 地域医療情報の提供、圏域連携会議、懇談会等の開催等医療連携の推進への支援 平成27年度に策定する地域医療構想に基づく二次医療圏ごとの医療体制等の連携・整備支援 市町村が取組を進める「地域包括ケアシステム」の構築支援 脳卒中予防、生活習慣病予防に係る実践リーダーの養成・育成及び活動支援 住民、関係者へ健康教育や研修の実施 感染症発生時疫学調査、健康診断の実施 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>① 被災住民への健康支援と医療体制の再構築</p> <p>目標</p> <p>◎被災者等の訪問数（人）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>99</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	99	100	100	100	100	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 仮設住宅等の家庭訪問・健康栄養相談の実施 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> こころのケアセンターとの連携による支援 </div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
99	100	100	100	100											
<p>② 医療連携及び医療・介護・福祉連携の推進</p> <p>目標</p> <p>◎地域医療連携会議等の開催（回）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	2	2	2	2	2	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 地域住民への地域医療の情報提供 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 医療連携の促進・支援 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 医療機関と介護施設との連携の推進支援 地域包括ケアシステムの構築支援 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 地域医療構想に基づく二次医療圏ごとの医療体制等の連携・整備支援 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 医療体制の構築・医療従事者確保の支援 </div>				
H26	H27	H28	H29	H30											
2	2	2	2	2											

<p>③ 自殺対策の推進</p> <p>目標</p> <p>◎ゲートキーパー養成数(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>352</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	352	150	150	150	150	<ul style="list-style-type: none"> 包括的な自殺対策の推進 ネットワークの拡充 働き盛り世代のメンタルヘルス対策の推進 介護予防事業等と連携した高齢者支援 地域の自殺対策を推進する人材養成(ゲートキーパーの養成等) 集中的な普及啓発及び相談支援の取組 【自殺防止月間(9月)及び自殺対策強化月間(3月)】
H26	H27	H28	H29	H30							
352	150	150	150	150							
<p>④ 脳卒中を始めとした生活習慣病予防の推進</p> <p>目標</p> <p>◎脳卒中予防関係リーダー研修会開催回数(回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>※住民への健康教育を除く、管内対象</p>	H26	H27	H28	H29	H30	22	12	12	12	12	<ul style="list-style-type: none"> 脳卒中予防関係実践リーダー研修会の開催 食生活改善推進員の育成 住民(児童生徒・事業所含む)への健康教育の実施 給食施設・飲食店等の適量・適塩なメニュー提供の推進
H26	H27	H28	H29	H30							
22	12	12	12	12							
<p>⑤ 健康危機管理対策の推進</p> <p>目標</p> <p>◎感染症予防研修会の開催回数(回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	15	10	10	10	10	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者及び児童福祉施設等職員を対象とした感染症予防研修会の開催 感染症発生時におけるまん延防止(積極的疫学調査、接触者健診等) 新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ等発生に備えた体制整備・訓練の実施 感染症に関する情報収集・情報提供
H26	H27	H28	H29	H30							
15	10	10	10	10							

- ※1 年齢調整死亡率
人口構成の異なる集団間での死亡率を比較するために、死亡率を一定の基準人口(昭和60年モデル人口)に当てはめて算出した指標。
- 2 生活習慣病
高血圧、脳卒中、心臓病等の循環器疾患やガン、糖尿病など生活習慣に起因する疾病の総称。1997年に厚生省により提唱され、従来の「成人病」という一連の疾病群を示す言葉に代わる呼称。
- 3 ゲートキーパー
悩んでいる人気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。
岩手県では、自殺対策において、県民一人ひとりがゲートキーパーとしての意識をもち、つながり、支えあっているという活動を展開している。
- 4 ライフステージ
人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

9

Ⅲ 健康で住みよい地域づくり

地域で支えあう福祉の推進

1 みんなで目指す姿

地域の多様な主体の参加・協働による福祉のネットワークが広がり、住民がお互いの尊厳を認め合いながら、相互に支え合って暮らしています。

また、東日本大震災津波により被災した児童、高齢者、障がい者が、専門的な知識やノウハウを有する支援者によって適切に支援されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①居宅介護（地域密着型）サービス ※ ¹ 利用割合	57.3%	59.3%	62%	64%	66%
◎②グループホーム※ ² の利用者数（累計）	219人	240人	251人	260人	270人
③「いわて子育て応援の店」※ ³ 協賛店舗数（累計）	149店舗	150店舗	155店舗	160店舗	165店舗
【目標値の考え方】					
① 地域で安心して生活できる環境を整備することにより、居宅介護（地域密着型）サービス利用割合の増加を目指すもの。					
② 平成26年度に策定した「障害福祉計画」の目標値（H27～H29）の達成を目指すもの。					
③ 子育て家庭を地域全体で応援するため、子育て応援の店協賛店舗数の増加を目指すもの。					

現状

- 東日本大震災津波により被災した児童、高齢者、障がい者には、心情に配慮した適切な支援が必要です。
- 多様な子育て家庭のニーズに応えるために、子ども・子育て支援サービスの充実と子どもの健やかな成長を支える環境の整備が求められており、人口減少対策としても取組の推進が必要です。
また、子育てに不安を抱える人や、児童虐待などによる要保護児童が増えており、子育てを地域で支えるための体制づくりや、児童相談支援体制の充実が必要です。
- 当圏域の高齢化率は、県平均を上回っています（圏域32.9%、県平均29.6% 平成26年岩手県人口移動報告年報）。高齢者が住みなれた地域で安心して生活し続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」※⁴の構築が求められています。
- 地域生活への移行を希望する障がい者が、自らが望む地域において安心して生活できるよう、市町村や障がい福祉サービス事業者等の多様な主体による生活支援の仕組みの充実、障がいに対する理解の促進、障がい者の権利擁護体制の強化が求められています。
- 誰もが住みやすいまちづくりに向けて、ユニバーサルデザイン※⁵活動等により、ノウハウの蓄積や人材育成、推進団体の組織化が進んできましたが、更に普及活動を継続し実践につなげる必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

東日本大震災津波により被災した児童、高齢者、障がい者を支援します。

また、子育て支援や児童虐待防止等の体制を充実させるとともに、高齢者向けサービス提供者への情報提供や障がい者の自立生活支援、高齢者や障がい者の権利擁護に関する相談体制の整備、生活困窮者の自立支援に向けた相談体制の構築などを進めます。

さらに、ユニバーサルデザインの実践を支援し、みんなが住みやすいまちづくりの推進を図ります。

主な取組内容

① 被災した児童、高齢者、障がい者への支援 ☆

- ・ 被災した児童、高齢者、障がい者が適切な支援を受けられるよう、関係機関との緊密かつ効果的な連携を図ります。

② 地域で支える子育て支援 ◆

- ・ 市町村等の担当者会議や子育て支援従事者研修会の開催等を通じて、関係者間のネットワークの構築や子育てにやさしい環境づくりの推進に取り組めます。
- ・ 子育て家庭を地域全体で応援するため、「いわて子育て応援の店」協賛店の拡充に努めます。
- ・ 子どもの健全な育成を図るため、成長段階に応じた啓発指導に取り組めます。
- ・ 児童虐待の発生予防をはじめ、子どもや保護者への支援の充実を図るため、啓発活動の実施や市町村要保護児童対策地域協議会において技術的な助言を行うなど、地域における相談体制の充実強化と被虐待児童等要保護児童に対する適切な対応を図ります。
- ・ 市町村など関係機関と連携し、ひとり親家庭等に対して、きめ細やかな相談支援を行います。

③ 地域で支える高齢者支援 ◆

- ・ 高齢者が住み慣れた地域で医療・介護・福祉等の様々なサービスを適切に受けられるよう、市町村における「地域包括ケアシステム」の構築を支援します。併せて、自宅等で療養する高齢者に介護と一体的に医療が提供されるよう在宅医療の推進に取り組めます。また、介護予防の取組強化のため、地域ケア会議等へのリハビリ専門職の参加を促進します。
- ・ 地域住民の認知症への正しい理解や知識の普及、認知症予防を促進するための取組を行います。また、高齢者の成年後見制度等の権利擁護^{※6}について、普及啓発と地域における相談体制の整備に向けた取組を支援します。

④ 障がい者の自立生活支援

- ・ 障がい者にとって不利益な取扱いの解消や虐待の防止に関する啓発に努めるとともに、関係団体等と連携して成年後見制度等の権利擁護に関する相談体制の整備や普及啓発活動に取り組めます。
- ・ 市町村や障がい福祉サービス事業所・関係団体等と連携しながら、相談支援体制の充実、グループホーム等の住まいの場の確保、地域産業との連携による就労機会の拡充など自立生活のための基盤整備を進めます。

⑤ 生活困窮者の自立支援 ◆

- ・ 多様で複合的な生活上の課題を抱える生活困窮者の自立に向けた支援を行うために、市町村や関係団体等と連携し、新たな相談支援のネットワークを構築します。

⑥ みんなが住みやすいまちづくりの推進 ◆

- ・ 事業者・地域住民等が進めるユニバーサルデザインへの取組や学校でのユニバーサルデザイン学習の取組を支援します。
- ・ ひとにやさしい駐車場制度の普及啓発を図ります。
- ・ ユニバーサルデザイン電子マップについて、民間情報も含めた施設登録を促進するとともに周知・活用を図ります。

3 取組に当たっての協働と役割分担

地域で支えあう福祉の推進に向け、市町村が中心となり、地域の福祉事業者や福祉活動NPO団体等、関係機関と連携し、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者などが地域で安心して生活できるよう、生活の支援や権利擁護の推進などを行います。

県は、市町村や関係団体等と連携し、市町村計画の策定支援や相談支援体制の強化を支援するほか、地域の子育て支援関係機関ネットワークや障害者自立支援協議会に参画し、市町村の取組や関係団体の自主的活動に対して、積極的に支援していきます。

県以外の主体	<p>(市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援関係機関によるネットワークへの参画 要保護児童対策協議会の運営 児童相談への対応、被災児童への心のケア対応 地域自立支援協議会の運営、障がい保健福祉圏域計画の策定及び推進 障がいに対する理解の啓発、障がい者、高齢者の権利擁護制度の周知・利用促進 「ひとにやさしい駐車場」の整備及び制度普及 施設、設備のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン学習への実施協力 地域ケア会議の開催 生活困窮者自立支援制度に係る支援調整会議への参画 	<p>(関係団体・事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援活動の充実（子育て応援の協賛店舗の拡大等） 地域自立支援協議会への参画 障がい者、高齢者の権利擁護制度の周知・利用促進 「ひとにやさしい駐車場」の整備と利用、施設、設備のバリアフリー化及びいわてユニバーサルデザイン電子マップへの登録 生活困窮者自立支援制度に係る支援調整会議の運営、参画 <p>(住民)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援活動の充実（子育て応援の協賛店舗の拡大等） ユニバーサルデザイン学習の実施と参加
県	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援関係機関によるネットワークの支援、要保護児童対策に関する市町村支援、被災児童支援に携わる者に対する支援、思春期健康講話会等の実施 市町村、企業、団体等の事業推進支援 地域自立支援協議会、障がい者就労支援ネットワークへの専門的・技術的助言 障がいに対する理解の啓発、障がい者、高齢者の権利擁護制度の周知・利用促進 「ひとにやさしい駐車場」の制度普及、施設、設備のバリアフリー化の普及、いわてユニバーサルデザイン電子マップの周知・登録促進、ユニバーサルデザイン学習の支援 介護予防事業関係者等情報交換会、介護予防サポーター等のフォローアップ、認知症の理解促進と普及啓発 生活困窮者自立支援制度に係る支援調整会議の運営、参画 	

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
<p>① 被災した児童、高齢者、障がい者への支援</p> <p>目標</p> <p>◎被災者への訪問数（人）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> <tr> <td>99</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	99	100	100	100	100					
H26	H27	H28	H29	H30											
99	100	100	100	100											

具体的な推進方策	工程表（４年間を中心とした取組）																				
	～H26	H27	H28	H29	H30																
<p>② 地域で支える子育て支援</p> <p>目標</p> <p>◎子育て支援従事者等研修会参加者数（人） [累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>330</td><td>350</td><td>370</td><td>390</td><td>410</td></tr> </table> <p>・要保護児童担当者研修会参加者数（人） [累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>401</td><td>445</td><td>490</td><td>535</td><td>580</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	330	350	370	390	410	H26	H27	H28	H29	H30	401	445	490	535	580	<p>子育て支援従事者等研修</p> <p>子育て支援ネットワークの充実</p> <p>子育て応援の店協賛店登録の勧奨</p> <p>要保護児童担当者研修会</p> <p>要保護児童対策協議会の運営支援</p>
H26	H27	H28	H29	H30																	
330	350	370	390	410																	
H26	H27	H28	H29	H30																	
401	445	490	535	580																	
<p>③ 地域で支える高齢者支援</p> <p>目標</p> <p>◎地域密着型サービス提供事業所利用定員（人） [累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>700</td><td>800</td><td>890</td><td>930</td><td>950</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	700	800	890	930	950	<p>いわていきいきプラン策定</p> <p>いわていきいきプランに基づく地域包括ケアシステムの構築支援</p> <p>介護予防及び認知症対策の推進</p>										
H26	H27	H28	H29	H30																	
700	800	890	930	950																	
<p>④ 障がい者の自立生活支援</p> <p>目標</p> <p>◎就労事業所における就労者数（一日当たり就労者数）（人）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>461</td><td>492</td><td>510</td><td>527</td><td>544</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	461	492	510	527	544	<p>障がい保健福祉圏域計画見直し</p> <p>障がい保健福祉圏域計画に基づくサービス基盤の整備支援</p> <p>障がい保健福祉圏域計画見直し</p> <p>圏域自立支援協議会の支援</p>										
H26	H27	H28	H29	H30																	
461	492	510	527	544																	
<p>⑤ 生活困窮者の自立支援</p> <p>目標</p> <p>◎プラン策定数（件）</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>-</td><td>12</td><td>24</td><td>36</td><td>48</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	-	12	24	36	48	<p>生活困窮者自立支援制度^{※7}の周知</p> <p>包括的な相談支援ネットワークの構築</p> <p>支援調整会議の運営・参画</p>										
H26	H27	H28	H29	H30																	
-	12	24	36	48																	
<p>⑥ みんなが住みやすいまちづくりの推進</p> <p>目標</p> <p>◎いわてユニバーサルデザイン電子マップ登録施設数（施設） [累計]</p> <table border="1"> <tr><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr><td>110</td><td>112</td><td>114</td><td>116</td><td>118</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	110	112	114	116	118	<p>ひとにやさしい駐車場制度の普及啓発</p> <p>電子マップへの登録呼びかけ</p> <p>ユニバーサルデザイン学習の取組支援</p>										
H26	H27	H28	H29	H30																	
110	112	114	116	118																	

※1 居宅介護(地域密着型)サービス
 高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域(自宅)で暮らし続けることを目的として、自宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練を行うサービス。

2 グループホーム

グループホームとは、障がい者(介護を必要としない方)が、自立した地域生活を営むことができるよう、専門スタッフによる家事などの日常生活援助を受けながら、少人数で共同生活をおくることのできる住居。介護サービスについては、事業所が自ら行う「介護サービス包括型」と外部の居宅介護事業所に委託する「外部サービス利用型」がある。

県北圏域重点施策 No. 9 地域で支えあう福祉の推進

- 3 いわて子育て応援の店
子ども連れの家庭や妊娠されている方が、協賛店を利用する際、協賛店や企業が考えた子育てにやさしい様々なサービスの提供を受けられる店。
- 4 地域包括ケアシステム
団塊の世代（約 800 万人）が 75 歳以上となる 2025 年（平成 37 年）を目途に、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、在宅医療連携拠点や地域包括支援センターを中核として、医療、介護、予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保されるシステムのこと。
- 5 ユニバーサルデザイン
年齢、性別、身体、言語など人々が持つ様々な特性や違いを意識することなく、できるだけ全ての人が利用しやすく、全ての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをすること。
- 6 高齢者や障がい者の成年後見制度等の権利擁護
自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な認知症高齢者や障がい者等に対して、成年後見制度、虐待防止や苦情解決の取組みなどを通して、その権利の擁護やニーズの充足を援助し、できる限り地域で自立した生活を送ることができるようにすること。
- 7 生活困窮者自立支援制度
生活困窮者に対して早期に支援し、自立を図ることが目的。就労やその他の自立の支援に関するプラン作成などの相談等を実施するとともに、居住する住宅確保のための給付金の支給や就職を容易にする等の事業を福祉事務所設置自治体が実施主体となって実施する制度であり、平成 27 年 4 月から施行されている。

良好な環境の保全

1 みんなで目指す姿

住民一人ひとりの環境に関する意識が高まり、豊かな自然と共生した地域づくりや環境保全活動が活発に行われ、良好な環境が保全されています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①公共用水域 ^{※1} のBOD（生物化学的酸素要求量）等 ^{※2} 環境基準達成率	100%	100%	100%	100%	100%
②住民一人1日当たりのごみ排出量	⑳869g/日	㉑860g/日	㉒851g/日	㉓842g/日	㉔833g/日
【目標値の考え方】					
① 現在の良好な水環境（公共用水域のBOD等の環境基準達成率100%）を維持するもの。					
② 毎年1%削減することを目指すもの。					

現状

- 県北圏域は、三陸復興国立公園、折爪馬仙峡県立自然公園、久慈平庭県立自然公園等があり、豊かな自然環境が保全されていますが、住民、民間団体、行政等が連携・協働して森・川・海の環境保全に取り組み、これを将来の世代に引き継いでいくことが必要です。
- 公共用水域のBOD等に係る環境基準達成率は100%ですが、引き続き、良好な水環境を維持していくことが求められています。
- 産業廃棄物の不法投棄や不適正処理事案が散見されるほか、畜産業などの第一次産業から排出される廃棄物の有効活用が課題となっています。
また、廃棄物の3R^{※3}の普及啓発に取り組む必要があります。
- 青森県境産業廃棄物不法投棄現場では、投棄された廃棄物の撤去は平成26年3月に完了しましたが、平成29年度の完了を目指して原状回復に向けた汚染土壌等の浄化対策が継続されており、周辺環境のモニタリングや地域住民への情報提供などを行う必要があります。
- 原子力発電所事故の放射線の影響に対する的確な情報が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

環境を守り育てる人材の育成と協働の推進により、環境保全活動の活発化を図るとともに、水環境保全対策や廃棄物の適正処理を推進し、良好な環境の保全を図ります。

また、青森県境産業廃棄物不法投棄事案については、引き続き、周辺環境のモニタリングや地域住民への情報提供を行います。

主な取組内容

- ① 環境を守り育てる人材の育成と協働の推進 ◆
 - ・ 森林、農地、河川、海岸など様々なフィールドにおける環境学習を進めるほか、環境講演会等を開催して、地域の環境課題についての住民理解を深め、環境を守り育てる人材の育成及び

流域基本計画を一本化する等の改訂に取り組むとともに、新たな計画に基づき、住民、民間団体等との協働による環境保全活動を推進します。

- ・ エコスタッフ養成セミナー、エコドライブ講習会等を開催するなど、地球温暖化対策を推進します。

② 良好な水環境の確保 ◆

- ・ 良好な水環境を維持確保するため、公共用水域の水質状況を把握するとともに、工場・事業場など汚水排出源に対する監視指導や、浄化槽の適正な維持管理の普及啓発など、水環境保全対策を推進します。
- ・ 水生生物調査の普及拡大により中小河川の水質の把握に努めるとともに、水質保全意識の醸成に努めます。

③ 廃棄物の適正処理の推進

- ・ 産業廃棄物の適正処理を推進するために、関係機関と連携しながら産廃処理業者や排出事業者等の監視指導を行うほか、研修会等により事業者の資質向上等に取り組みます。
- ・ 第一次産業から排出される廃棄物の減量化、有効活用等の推進に向けて、排出事業者に対する普及啓発等に取り組みます。
- ・ 青森県や県北広域の関係機関と連携して県境地域等の合同パトロールを実施するほか、産業廃棄物適正処理指導員による監視等により、不法投棄の早期発見に努めるとともに、適正処理を指導します。
- ・ 循環型地域社会の形成に向け、市町村と連携し、ごみの3Rを促進します。

④ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案への対応

- ・ 不法投棄現場及び周辺地域の環境モニタリング（水質の調査）を実施します。
- ・ 広報誌「県境産廃いわてだより」発行等により、積極的に情報を公開し、住民の不安解消を図ります。

⑤ 放射線量のモニタリング ☆

- ・ 原子力発電所事故の放射線影響に対応するため、地表付近の放射線量を継続的に測定するとともに、測定結果について公表します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくためには、住民一人ひとりの環境意識を高め、具体的な行動に結び付けていくことが必要です。

このため、住民、NPO、事業者、行政等が連携・協働して環境を守り育てる人材を育成するとともに、それぞれの主体がその役割のもと、良好な環境の保全に取り組みます。

県では、環境モニタリングと汚水や廃棄物の排出源の監視指導を実施するほか、水生生物調査の実地指導など、環境を守り育てる人材の育成と環境保全に関する各主体の自主的活動を支援します。

	(住民・NPO等)	(事業者)	(市町村)
県以外の主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に対する意識の高揚 ・ 環境保全活動への参加、実践 ・ 日常生活における省エネルギー活動、エコドライブの実践 ・ 環境に配慮した消費生活の実践 ・ ゴミの3Rの実践 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全に対する意識の高揚 ・ 環境保全活動の実践 ・ 事業活動における省エネルギー省資源への配慮 ・ 廃棄物の3Rの実践事業 ・ 地域活動への参加 ・ 法令の遵守 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や学校における環境教育の推進 ・ 環境保全に対する意識啓発 ・ 地域活動への支援 ・ 廃棄物の3Rの普及啓発、情報提供 ・ 県との連携による廃棄物不適正処理の監視

県	<ul style="list-style-type: none"> 環境を守り育てる人材の育成、環境保全活動の推進 河川・地下水等の水質モニタリング、汚水排出源に対する監視指導 浄化槽の適正な維持管理の普及啓発 廃棄物不適正処理の監視指導 地域活動、市町村取組への支援 各主体の連携・協働の推進 環境モニタリングの実施、情報提供
---	--

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 環境を守り育てる人材の育成と協働の推進 目標 ◎研修会等による人材育成数（人） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr> <td>2,000</td><td>2,000</td><td>2,000</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	流域基本計画の改訂		新計画に基づく講習会、研修会等の開催		
H26	H27	H28	H29	H30											
2,000	2,000	2,000	2,000	2,000											
		自然とのふれあい活動（自然観察会、水生生物調査等）の支援													
		エコスタッフ養成セミナー、エコドライブ講習会等の開催													
② 健全な水環境の確保 目標 ◎水質特定事業場※ ⁴ 排水適合率（％） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr> <td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	100	100	100	100	100		公共用水域の水質監視、水質特定事業場等の監視指導			
H26	H27	H28	H29	H30											
100	100	100	100	100											
		浄化槽適正管理の指導助言													
		採石場・砂利採取場の巡視指導													
③ 廃棄物の適正処理の推進 目標 ◎産業廃棄物の適正処理率（％） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr> <td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	100	100	100	100	100		不適正処理監視パトロール、広域連携パトロール等による指導			
H26	H27	H28	H29	H30											
100	100	100	100	100											
		排出事業者等に対する説明会、講習会等の開催													
		事業者に対する廃棄物の減量化、有効活用等の指導													
④ 青森県境産業廃棄物不法投棄事案への対応 目標 ◎環境モニタリング実施回数（回） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr> <td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	10	10	10	10	10		環境モニタリングの実施（水質）			
H26	H27	H28	H29	H30											
10	10	10	10	10											
		情報公開（県境産廃いわてだよりの発行等）													
⑤ 放射線量のモニタリング 目標 ◎放射線量測定回数（回） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th></tr> <tr> <td>48</td><td>48</td><td>48</td><td>48</td><td>48</td></tr> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	48	48	48	48	48		放射線量モニタリングの実施（地表面）、結果公表			
H26	H27	H28	H29	H30											
48	48	48	48	48											
		放射線に関する情報提供及び相談対応等の実施													

※1 公共用水域
 河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

2 BOD等
 BOD等は、BOD及びCODのこと。
 BODは、biochemical oxygen demand（生物化学的酸素要求量）の略称で、河川水や排水中の汚れの程度を、CODは、chemical oxygen demand（化学的酸素要求量）の略称で、湖沼や海水中の汚れの程度を示す指標のこと。

3 3R
 3Rは、Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の3つの英語の頭文字をとったもの。3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、環境への影響を極力減らし、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくろうとするもの。

4 水質特定事業場
 水質汚濁防止法に基づき、排水中の有害物質等の許容濃度を定めた「排水基準」の適用を受ける事業場をいう。

定住環境の整備と地域コミュニティの活性化

1 みんなで目指す姿

交通の安全確保や魅力ある“まちば”^{*1}の再生、汚水処理施設等の整備などが進み、より住みよいまちが形成されるとともに、若者や女性等、多様な主体の参加・協働による地域活動が活発に行われ、地域コミュニティが活性化しています。

特に、東日本大震災津波により被災した地域における新たなまちづくりにおいては、地域コミュニティが大きな役割を果たしています。

指標	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)
		(H27)	(H28)	(H29)	
◎①通学路等における歩道設置延長(累計)	1,514m	2,311m	2,930m	3,383m	3,854m
②元気なコミュニティ特選団体数(累計)	37 団体	40 団体	43 団体	46 団体	49 団体
【目標値の考え方】					
① 通学路(小学校)に指定されている県北圏域の県管理道路への歩道整備を重点的に進め、平成30年度までに3,854mの歩道設置延長を目指すもの。					
② 地域の活性化のため先導的な活動をしている団体を「元気なコミュニティ特選団体」として選定し、平成23年から平成26年までの4年間の年間平均認定数が、計画目標年度まで継続することを目指すもの。					

現状

- 県北圏域の通学路等における平成26年度末の歩道整備率は、59.7%と県平均の74.9%を下回っているほか、全国的に通学中の児童や高齢者が交通事故に遭う事例が多発していることから、児童や高齢者を交通事故から守るため、歩道整備の推進が必要です。
また、急峻な地形や溪谷、北上高地などの峠を通過する道路が多く、冬期間や救急搬送時の交通の安全確保が課題であることから、落石対策などの道路防災施設の整備等の推進が必要です。
- 都市部において、都市機能の強化と良好な市街地形成のため、街路の整備や土地区画整理に取り組んでいるが、一部に遅れがみられることから、整備を推進する必要があります。
- “まちば”の賑わいを取り戻すため、地域のまちづくりと連動しながら、“まちば”の魅力や地域コミュニティ機能を高める道路整備を推進する必要があります。
- 県北の農山漁村の多くは、地理的・地形的な制約から水道施設や集落道等の生活環境基盤の整備が遅れており、被災した生活環境基盤の復旧と併せて、圏域全体の生活環境の向上と活性化に取り組む必要があります。
- 県北圏域の水洗化人口割合^{*2}は、平成26年度で41.0%と県平均69.6%を大きく下回っており、また、汚水処理人口普及率^{*3}についても、平成26年度で56.3%と県平均77.8%を大きく下回っていることから、衛生的で快適な生活環境の実現や海や川などの公共用水域の水質保全を図る観点からも、汚水処理施設の整備を促進する必要があります。
- 県北圏域では、若年女性人口の減少や出生率の低迷、進学・県外就職等による若者流出を主要要因とした人口減少・少子高齢化が問題となっています。
また、人口減少・少子高齢化に加え、個人の価値観の変化、東日本大震災津波の被災等を要因とする、地域活動のリーダーの高齢化や担い手不足による地域コミュニティ機能の低下が大きな問題とな

っていることから、これらに対する対策を行う必要があります。

- 東日本大震災津波を契機に、県内外の多くの若者や女性による活動が復興に向けての大きな力となっており、これらの活動を継続・拡大させるため、参加者間の交流の輪の構築等の支援を行う必要があります。
- また、被災地域においては、被災者のケアの推進や、市町村や関係機関など多様な主体の参画・連携により、地域コミュニティの形成支援を行う必要があります。

2 目指す姿を実現するための取組

基本方向

通学中の児童と高齢者に配慮した安全な通学路等の確保や落石・積雪対策、“まちば”の魅力を高める基盤整備、汚水処理施設の整備などを進めます。

また、人口減少を食い止め、地域コミュニティ活動の維持・活性化を図るため、市町村、関係機関、NPO等と協働・連携し、コミュニティ活動に取り組む人材を育成するとともに、若者・女性の主体的な地域活動への参画を促進・支援します。

また、被災者一人ひとりが安心して心豊かに暮らせる生活環境を実現するため、被災者のケアの推進や、市町村や関係機関など多様な主体の参画・連携により、地域コミュニティの形成支援を行います。

主な取組内容

① 交通安全対策の推進

- ・ 通学中の児童や高齢者の安全を確保するため、通学路等への歩道設置や交通安全施設等の整備を推進します。
- ・ 落石等の危険箇所における道路防災施設の整備や沿岸部と内陸部を結ぶ道路等において道路除雪に必要な堆雪帯を確保した道路等の整備を推進し、冬期間や救急搬送時の安全で円滑な交通確保を図ります。

② 地域の生活環境の整備 ☆ ◆

- ・ 定住環境の改善を図るため、都市計画道路の整備や土地区画整理事業の促進などにより、快適な生活環境の創出と利便性の向上に努めます。
- ・ 市(いち)の活性化や魅力ある“まちば”を再生するため、地域懇談会等による住民意見を反映した流雪溝の補修や歩道の改修等を推進し、道路環境の改善を図ります。
- ・ 農山漁村の生活環境の再生及び活性化のため、地域の実情に配慮した事業の推進を図り、生活環境基盤の再生・整備を進めます。
- ・ 地域の実情に合った効率的・経済的な汚水処理計画に基づき、汚水処理施設の整備を促進するとともに、浄化槽の普及拡大など汚水処理に対する住民理解を深めるための啓発活動などにより、水洗化人口割合の向上を図ります。

③ 地域コミュニティの活性化及び交流連携・移住定住の促進 ☆ ◆

- ・ 子どもの郷土愛を育むための体験交流や県、市町村、NPO等の多様な主体が参画する研修会等の実施を通じて、若者や女性の地元定着を図るとともに、地域コミュニティ活動に取り組む人材の育成を進めます。
- ・ 地域の若者・女性グループが自ら行う、地域の課題解決や元気創出に資する取組を支援します。
- ・ 北緯40° ナニャトヤラ連邦会議^{※4}の枠組みを活用し、沿岸部・内陸部・八戸圏域の交流・連携を促進します。
- ・ U・Iターン等の情報提供など市町村と連携しながら移住・定住の取組を進めます。
- ・ 地域おこし協力隊・復興支援員など地域外の人材との交流・連携を促進します。
- ・ 久慈地区被災者相談支援センターによる相談や市町村、関係機関と連携した「こころのケア」の実施等を通じて、被災者のケアを実施します。

- ・ 久慈地区被災者相談支援連絡会等を通じて、被災地域のコミュニティに関する課題等を共有し、市町村、関係機関、住民が行うコミュニティ形成活動を支援します。

3 取組に当たっての協働と役割分担

農山漁村や都市部における快適な生活環境を実現するためには、県、市町村及び地域住民が連携を強化して、生活環境の改善を進める必要があります。

このため、県は、市町村や関係団体等と連携し、汚水処理施設などの生活環境基盤の整備を促進します。

また、地域コミュニティの活性化に当たっては、住民の主体的な参画を得て、地域づくり団体や企業、NPO等の多様な主体が役割分担しながら取り組むことが重要です。

このため、県は市町村と連携し、地域コミュニティ活動が活性化するよう、活動をリードする人材を育成するとともに、若者・女性の主体的な地域活動が促進されるよう支援します。

移住・定住の取組については、首都圏等に対する県北地域の情報発信が重要であることから、市町村と連携し、U・Iターン等の情報提供及び受入態勢の整備等を行っていきます

また、県は市町村、関係機関と連携し、被災者のケア及びコミュニティ形成を支援します。

(定住環境の整備)

県以外の主体	(市町村) <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境基盤整備の実施 ・ 汚水処理施設の整備 ・ 土地区画整理事業の実施 	(県民・企業) <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境基盤整備の利用・活用 ・ 汚水処理施設の利用
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路環境の整備 ・ 都市計画道路の整備 ・ 道路の安全対策の推進 ・ 生活環境基盤整備の実施 	

(地域コミュニティの活性化)

県以外の主体	(企業・県民) <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティ活動への参加 	(NPO等) <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的な地域コミュニティ活動のための組織運営 ・ 地域コミュニティ活動への参加又は支援 ・ 被災者のケア及び被災地のコミュニティ形成支援 	(市町村) <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティの育成・活性化 ・ 多様な主体との協働の実施 ・ 被災者のケア及び被災地のコミュニティ形成支援 ・ U・Iターン等の情報提供及び受入態勢の整備
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティの育成・活性化の支援 ・ 活動をけん引する人材の育成支援 ・ 地域コミュニティの交流の促進 ・ 若者、女性の主体的な地域活動の支援 ・ 被災者のケア及び被災地のコミュニティ形成支援 ・ 広域的なU・Iターン等の情報提供及び市町村の受入態勢整備の支援 		

4 県の具体的な推進方策（工程表）

具体的な推進方策	工程表（4年間を中心とした取組）														
	～H26	H27	H28	H29	H30										
① 交通安全対策の推進 目標 ◎復興支援道路等における災害防除事業完了箇所数（箇所）〔累計〕 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	3	4	5	6	7	歩道の設置 道路防災施設の整備 必要堆雪帯を確保した道路の整備				
H26	H27	H28	H29	H30											
3	4	5	6	7											
② 地域の生活環境の整備 目標 ◎水洗化人口割合（％） <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>41.0</td> <td>45.6</td> <td>47.7</td> <td>50.0</td> <td>52.3</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	41.0	45.6	47.7	50.0	52.3	都市計画道路の整備 流雪溝の補修 中山間地域の生活環境基盤の整備 汚水処理施設の整備の促進				
H26	H27	H28	H29	H30											
41.0	45.6	47.7	50.0	52.3											
③ 地域コミュニティの活性化及び交流連携・移住定住の促進 目標 ◎ワークショップや地域活動等への参加者数（人） <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>32</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	H26	H27	H28	H29	H30	32	40	40	40	40	人材育成研修の開催 地域コミュニティ活動支援 若者・女性の活躍支援 被災者のケア及びコミュニティ形成支援				
H26	H27	H28	H29	H30											
32	40	40	40	40											

関連する計画

- ・いわて汚水処理ビジョン2010（計画期間 平成23年度～平成30年度）

- ※1 まちば
 人家や商店などが多く、町になっているところ。
- 2 水洗化人口割合
 住民基本台帳人口に対する、汚水処理施設（下水道・集落排水・コミュニティプラント・浄化槽（家庭雑排水も処理するものに限る））で汚水を処理している人口の割合。
- 3 汚水処理人口普及率
 $\text{汚水処理人口普及率} = \frac{\text{下水道や集落排水にいつでも接続できるように整備された区域内の人口及びコミュニティプラント・浄化槽（家庭雑排水も処理するものに限る）が整備された世帯の人口}}{\text{総人口（平成27年3月31日現在の住民基本台帳人口）}}$
- 4 北緯40° ナニャトヤラ連邦会議
 八戸圏域、久慈圏域及び二戸圏域の連携による地域振興に関する意見交換及び施策の推進のため、平成18年度に設置された。八戸市、久慈市、二戸市、三八地域県民局及び県北広域振興局の3市2局で構成され、市町村や都道府県といった行政の線引きにとらわれることなく、三圏域の振興に向けた協議を行い、合意に至った各種の連携協力事業を推進することとしている。
 なお、次のようなロゴマークを制定、広報誌等に表示するほか、イベント等でも使用している。

ロゴマーク



資料編

- 資料 1 目指す姿指標一覧表
- 資料 2 復興関連施策一覧表
- 資料 3 ふるさと復興関連施策一覧表
- 参 考 広域復興圏別統計データ

【資料1】 目指す姿指標一覧表

圏域	重点施策	指標名	単位	現状値 (H26)	年度目標値			計画目標値 (H30)	
					(H27)	(H28)	(H29)		
県北 広域 振興 圏	1	防災対策の推進	東日本大震災津波により被災した公共土木施設の復旧箇所数の割合	%	87.4	93.1	94.3	97.7	100.0
	2	地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備	復興支援道路及び復興関連道路の供用率	%	47.0	49.4	53.4	81.5	100.0
	3-1	農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】	農畜産物の販売額	億円	735	738	741	744	747
	3-2	農林水産業の経営体の育成と産地形成【林業】	①木材生産額(推計)	百万円	②5,246	②6,521	②7,578	②8,647	②9,715
			②主要特用林産物生産額(推計)	百万円	698	810	849	889	930
	3-3	農林水産業の経営体の育成と産地形成【水産業】	漁業生産額	億円	49	49	52	54	57
	4	体験・交流型観光の展開	観光客入込数(延べ人数)	万人	321	308	309	310	311
	5	地域資源を生かした食産業の振興	食料品製造出荷額	億円	②5,679	②6,688	②7,697	②8,707	②9,717
	6	ものづくり産業の振興	①ものづくり関連分野(輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等)の製造品出荷額	億円	②5,227	②6,230	②7,232	②8,236	②9,238
			②繊維工業の製造品出荷額	億円	②538	②638	②738	②838	②938
	7	雇用機会の確保と若者の地元定着	県北圏域高卒者の管内就職率	%	36.2	37.2	38.1	39.1	40.0
	8	地域における医療と健康づくりの推進	①自殺死亡率(人口10万人当たり)	-	②537.3	②635.8	②735.0	②834.3	②933.5
			②県立病院救急患者総数のうち当日帰宅措置患者の割合	%	82.4	82.1	81.8	81.5	81.2
			③脳血管疾患の年齢調整死亡率【男性】(人口10万人当たり)	-	②556.6	②655.7	②754.8	②853.9	②953.0
			④脳血管疾患の年齢調整死亡率【女性】(人口10万人当たり)	-	②531.8	②631.5	②731.2	②830.9	②930.6
	9	地域で支えあう福祉の推進	①居宅介護(地域密着型)サービス利用割合	%	57.3	59.3	62	64	66
			②グループホームの利用者数(累計)	人	219	240	251	260	270
③「いわて子育て応援の店」協賛店舗数(累計)			店舗	149	150	155	160	165	
10	良好な環境の保全	①公共用水域のBOD等の環境基準達成率	%	100	100	100	100	100	
		②住民一人1日当たりのごみ排出量	g/日	②869	②860	②7851	②842	②9833	
11	定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	①通学路等における歩道設置延長(累計)	m	1,514	2,311	2,930	3,383	3,854	
		②元気なコミュニティ特選団体数(累計)	団体	37	40	43	46	49	

【資料2】 復興関連施策一覧表

※「アクションプラン(地域編・県北広域振興圏)」の「主な取組内容」欄の記載は、平成30年度までを計画期間とする今次のアクションプランにおける取組を整理したもの。

復興基本計画		アクションプラン(地域編・県北広域振興圏)	
3つの原則	取組項目	重点施策	主な取組内容
「安全」の確保	1 災害に強く安全で安心な暮らしを支える防災都市・地域づくり	1 防災対策の推進	① 地震・津波対策の推進 ③ 防災対策の強化
		10 良好な環境の保全	⑤ 放射線量のモニタリング
	2 故郷への思いを生かした豊かで快適な生活環境づくり	11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	② 地域の生活環境の整備
「暮らし」の再建	3 災害に強い交通ネットワークの構築	2 地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備	① 物流の効率化を支える道路、港湾の整備 ② 圏域内外の交流拡大を支える道路の整備
			4 被災者の生活の安定と住環境の再建等への支援
「暮らし」の再建	5 雇用維持・創出と就業支援	7 雇用機会の確保と若者の地元定着	① 安定的な雇用機会等の確保 ② 若年者等の就業支援・地元定着支援
	6 災害に強く、質の高い保健・医療・福祉提供体制の整備	8 地域における医療と健康づくりの推進	① 被災住民への健康支援と医療体制の再構築
		9 地域で支えあう福祉の推進	① 被災した児童、高齢者、障がい者への支援
	7 健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援	8 地域における医療と健康づくりの推進	① 被災住民への健康支援と医療体制の再構築
		9 地域で支えあう福祉の推進	① 被災した児童、高齢者、障がい者への支援
	8 きめ細かな学校教育の実践と教育環境の整備・充実		
	9 文化芸術環境の整備や伝統文化等の保存と継承		
	10 社会教育・生涯学習環境の整備		
	11 スポーツ・レクリエーション環境の整備		
	12 地域コミュニティの再生・活性化	11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	③ 地域コミュニティの活性化及び交流連携・移住定住の促進
「なりわい」の再生	13 行政機能の回復		
	14 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築	3-3 農林水産業の経営体の育成と産地形成【水産業】	① 生産基盤等の整備 ② 生産物生産体制の強化
			③ 安全・安心な水産物の供給、販路開拓と付加価値の向上
	15 産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築	3-3 農林水産業の経営体の育成と産地形成【水産業】	① 生産基盤等の整備
	16 漁港等の整備	3-3 農林水産業の経営体の育成と産地形成【水産業】	② 地域資源を活用した産地力の強化
	17 地域特性を生かした生産性・収益性の高い農業の実現	3-1 農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】	② 木材のカスケード利用に対応できる生産体制づくり
	18 地域の木材を活用する加工体制等の再生	3-2 農林水産業の経営体の育成と産地形成【林業】	① 事業者の経営課題に応じた支援 ④ 安全・安心を支える体制の整備
			② 企業の経営課題に応じた支援
	19 中小企業等への再建支援と復興に向けた取組	5 地域資源を生かした食産業の振興	① 企業の経営課題に応じた支援
		6 ものづくり産業の振興	① 特色ある地域資源を活用した観光の推進
20 ものづくり産業の新生	6 ものづくり産業の振興	② 受入れ態勢の強化及び観光を担う人材の育成	
21 観光資源の再生と新たな魅力の創造	4 体験・交流型観光の展開		
22 復興の動きと連動した全県的な誘客への取組	4 体験・交流型観光の展開		

【資料3】 ふるさと振興関連施策一覧表

※「アクションプラン(地域編・県北広域振興圏)」の「主な取組内容」欄の記載は、平成30年度までを計画期間とする今後のアクションプランにおける取組を整理したもの。

※総合戦略における主な取組内容のうち、アクションプランの欄に記載が無いものについては、全県的な取組として「アクションプラン政策編」に盛り込んでいるもの。

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県北広域振興圏)		
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策	主な取組内容	
岩手で働く	1 商工業・観光産業振興、仕事創出プロジェクト	1 競争力の高いものづくり産業の振興	6 ものづくり産業の振興	② 地域の特徴的な産業の振興	
		2 食産業の振興	5 地域資源を生かした食産業の振興	② 北いわて食材等の認知度向上 ③ 食産業を担う人材の育成	
		3 地場産業の振興	5 地域資源を生かした食産業の振興	② 北いわて食材等の認知度向上	
			6 ものづくり産業の振興	② 地域の特徴的な産業の振興	
		4 商業・サービス業の振興			
		5 中小企業の経営力の向上	5 地域資源を生かした食産業の振興	① 事業者の経営課題に応じた支援	
			6 ものづくり産業の振興	① 企業の経営課題に応じた支援	
		6 被災事業者の再建支援	5 地域資源を生かした食産業の振興	① 事業者の経営課題に応じた支援	
		7 観光産業の振興	4 体験・交流型観光の展開	① 特色ある地域資源を活用した観光の推進 ② 受入態勢の強化及び観光を担う人材の育成 ③ 広域連携の強化及び情報発信による誘客の促進	
		8 県産品や事業者の海外市場への展開			
		9 次世代につながる新たな産業の育成	5 地域資源を生かした食産業の振興	① 事業者の経営課題に応じた支援	
		10 若者や女性などの創業支援の充実・強化			
		11 経営人材の育成と円滑な事業承継支援	6 ものづくり産業の振興	① 企業の経営課題に応じた支援	
		12 ものづくり人材の育成と地元への就職の促進	6 ものづくり産業の振興	③ ものづくりを担う人材の育成	
			7 雇用機会の確保と若者の地元定着	② 若年者等の就業支援・地元定着支援	
		13 雇用・労働環境の整備	7 雇用機会の確保と若者の地元定着	① 安定的な雇用機会等の確保	
		14 U・Iターンの促進	7 雇用機会の確保と若者の地元定着	① 安定的な雇用機会等の確保	
	15 建設業の振興と人材の育成・確保				
	16 優良建築ストックの流通促進を行う事業者の育成・支援				
	17 復興道路等を活用した産業振興等の支援策の検討	2 地域経済や暮らしを支える社会基盤の整備	① 物流の効率化を支える道路、港湾の整備 ③ 生産性の向上を支える林道の整備		
2 農林水産業振興プロジェクト	18 生産性・市場性の高い産地の形成、6次産業化等の推進	3-1 農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】	② 地域資源を活用した産地力の強化 ③ 地域特性を生かした農畜産物の高付加価値化		
		3-2 農林水産業の経営体の育成と産地形成【林業】	② 木材のカスケード利用に対応できる生産体制づくり ③ 特用林産物の生産及び流通・販売体制の強化		
		3-3 農林水産業の経営体の育成と産地形成【水産業】	① 生産基盤等の復旧と整備		
			② 生産物生産体制の強化 ③ 安全・安心な水産物の供給、販路開拓と付加価値の向上		
	19 経営体の育成、新規就業者の確保・育成	3-1 農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】	① 次代を担う多様な経営体の育成		

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県北広域振興圏)		
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策	主な取組内容	
岩手で働く	2 農林水産業振興プロジェクト	19 経営体の育成、新規就業者の確保・育成	3-2 農林水産業の経営体の育成と産地形成【林業】	① 地域をけん引する林業経営体の育成と適切な森林整備の促進	
		20 経営資源(生産基盤)の有効かつ効率的な活用	3-3 農林水産業の経営体の育成と産地形成【水産業】	④ 担い手の確保と育成	
		21 農山漁村における交流人口の拡大と移住・定住の促進	3-1 農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】	④ 農山村の活性化	
		22 地域協働による農山漁村の環境保全	3-1 農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】	① 次代を担う多様な経営体の育成	
		23 全県的な推進体制の整備	3-1 農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】	④ 農山村の活性化	
	3 ふるさと移住・定住促進プロジェクト	24 岩手ファンの拡大と移住情報の発信強化等	11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	③ 地域コミュニティの活性化及び交流連携・移住定住の促進	
		25 相談窓口体制の強化			
		26 移住者のフォローの充実	11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	③ 地域コミュニティの活性化及び交流連携・移住定住の促進	
		27 移住・交流体験の推進	4 体験・交流型観光の展開	① 特色ある地域資源を活用した観光の推進	
		28 子育てしながら働きやすい労働環境の整備	9 地域で支えあう福祉の推進	② 地域で支える子育て支援	
4 就労、出会い、結婚、妊娠・出産まるごと支援プロジェクト	29 出会い・結婚支援の強化				
	30 妊娠・出産に対する支援				
	31 子育てにやさしい環境づくり	9 地域で支えあう福祉の推進	② 地域で支える子育て支援		
5 子育て支援プロジェクト	32 保育サービス等の充実				
	33 子どもに対する医療の充実と子育て家庭への支援	9 地域で支えあう福祉の推進	② 地域で支える子育て支援		
	34 美しく魅力あるまちづくりの推進	11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	② 地域の生活環境の整備		
岩手で暮らす	6 魅力あるふるさとづくりプロジェクト	35 ひとにやさしいまちづくりの推進	9 地域で支えあう福祉の推進	⑥ みんなが住みやすいまちづくりの推進	
		36 被災した沿岸地域のにぎわいのあるまちづくりの推進			
		37 情報基盤の整備と情報通信技術の利用促進			
		38 ILC実現に向けた取組			
		39 地域コミュニティ活動に関する意識の普及啓発	11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	③ 地域コミュニティの活性化及び交流連携・移住定住の促進	
		40 地域づくりの担い手の育成・新たな担い手の確保	11 定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	③ 地域コミュニティの活性化及び交流連携・移住定住の促進	
		41 地域の安全を地域が守る消防団や自主防災組織等の育成・強化			
		42 生活交通の確保			
		43 公共交通の利用促進			
		44 三陸鉄道・IGRいわて銀河鉄道の集客力の向上	4 体験・交流型観光の展開	① 特色ある地域資源を活用した観光の推進	
		45 良好な大気・水環境の保全	10 良好な環境の保全	② 健全な水環境の確保	
		46 水と緑を守る取組の推進	10 良好な環境の保全	① 環境を守り育てる人材の育成と協働の推進	
		47 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進	10 良好な環境の保全	① 環境を守り育てる人材の育成と協働の推進	
		48 自然とのふれあいの促進	10 良好な環境の保全	① 環境を守り育てる人材の育成と協働の推進	
		49 多様な野生動植物との共生	10 良好な環境の保全	① 環境を守り育てる人材の育成と協働の推進	
		50 再生可能エネルギーの導入促進	6 ものづくり産業の振興	④ 企業の誘致・事業拡大の促進	
		51 地域特性や環境に配慮した住宅の普及促進			

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県北広域振興圏)		
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策		主な取組内容
岩手で暮らす	7 文化芸術・スポーツ振興プロジェクト	52 県内外への情報発信力の強化			
		53 若者文化・新しい文化芸術分野への支援			
		54 世界遺産の普及及び新規登録に向けた取組	4	体験・交流型観光の展開	① 特色ある地域資源を活用した観光の推進
		55 優れた文化芸術の鑑賞機会の充実			
		56 伝統文化・生活文化の次世代への確実な継承			
		57 被災地における文化芸術活動の復旧支援			
		58 文化芸術活動の活発化と支援体制の構築			
		59 言葉の壁の解消			
		60 安心できる暮らしの構築			
		61 多文化共生の地域づくり			
		62 総合型地域スポーツクラブの育成支援			
		63 生涯スポーツ指導者の有効活用			
		64 スポーツの振興による地域活性化の推進			
	8 若者・女性の活躍支援プロジェクト	65 若者間のネットワーク構築の促進	11	定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	③ 地域コミュニティの活性化及び交流連携・移住定住の促進
		66 若者の活躍を支援する仕組みの充実	11	定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	③ 地域コミュニティの活性化及び交流連携・移住定住の促進
		67 男女共同参画の視点に立った意識啓発			
		68 女性の活躍推進のための環境づくり			
		69 女性自身の意識啓発			
		70 地域における男女共同参画の推進			
		71 女性に対するあらゆる暴力の根絶			
	9 保健・医療・福祉充実プロジェクト	72 人材の確保・定着・育成	8	地域における医療と健康づくりの推進	② 医療連携及び保健・医療・介護・福祉連携の推進
		73 潜在有資格者や多様な人材の参入			
		74 関係機関が連携した取組の推進	8	地域における医療と健康づくりの推進	② 医療連携及び保健・医療・介護・福祉連携の推進
		75 地域包括ケアシステムの構築	8	地域における医療と健康づくりの推進	② 医療連携及び保健・医療・介護・福祉連携の推進
		76 安全・安心のセーフティネットづくり	9	地域で支えあう福祉の推進	③ 地域で支える高齢者支援 ⑤ 生活困窮者の自立支援
		77 がん対策の推進			
		78 脳卒中予防	8	地域における医療と健康づくりの推進	④ 脳卒中を始めとした生活習慣病予防の推進
		79 特定健診・特定保健指導			
		80 自殺対策	8	地域における医療と健康づくりの推進	③ 自殺対策の推進
		10 ふるさとの未来を担う人づくりプロジェクト	81 実践的な防災教育(【そなえる】)を中核とした「いわての復興教育」の推進	1	防災対策の推進
	82 グローバル人材の育成				
	83 少人数教育の推進				
	84 高校教育の一層の充実と小規模校における教育の質の維持				

ふるさと振興総合戦略			アクションプラン(地域編・県北広域振興圏)					
3つの柱	10のプロジェクト	主な取組内容	重点施策		主な取組内容			
岩手で暮らす	10	ふるさとの未来を担う人づくりプロジェクト	85	就学支援による学びの環境の確保				
			86	学びを通じた地域コミュニティの再生支援				
			87	地域を担う「ひと」の確保・養成	6	ものづくり産業の振興	③	ものづくりを担う人材の育成
					7	雇用機会の確保と若者の地元定着	②	若年者等の就業支援・地元定着支援
			88	産学官との連携強化による若者の地元定着の促進	7	雇用機会の確保と若者の地元定着	②	若年者等の就業支援・地元定着支援
			89	地域課題解決に向けた取組の促進	11	定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	③	地域コミュニティの活性化及び交流連携・移住定住の促進
			90	地域課題解決に向けた岩手県立大学の取組の促進				
			91	「いわてキャリア教育指針」に基づくキャリア教育の実践	7	雇用機会の確保と若者の地元定着	②	若年者等の就業支援・地元定着支援
			92	本県経済の基盤となる産業振興を担う人材の育成	3-1	農林水産業の経営体の育成と産地形成【農業】	①	次代を担う多様な経営体の育成
					3-2	農林水産業の経営体の育成と産地形成【林業】	①	地域をけん引する林業経営体の育成と適切な森林整備の促進
					3-3	農林水産業の経営体の育成と産地形成【水産業】	④	担い手の確保と育成
					5	地域資源を生かした食産業の振興	③	食産業を担う人材の育成
					6	ものづくり産業の振興	③	ものづくりを担う人材の育成
			93	地域づくりの担い手の育成・新たな担い手の確保	11	定住環境の整備と地域コミュニティの活性化	③	地域コミュニティの活性化及び交流連携・移住定住の促進
94	生涯を通じた学びの環境づくり							

(参考) 広域振興圏別統計データ

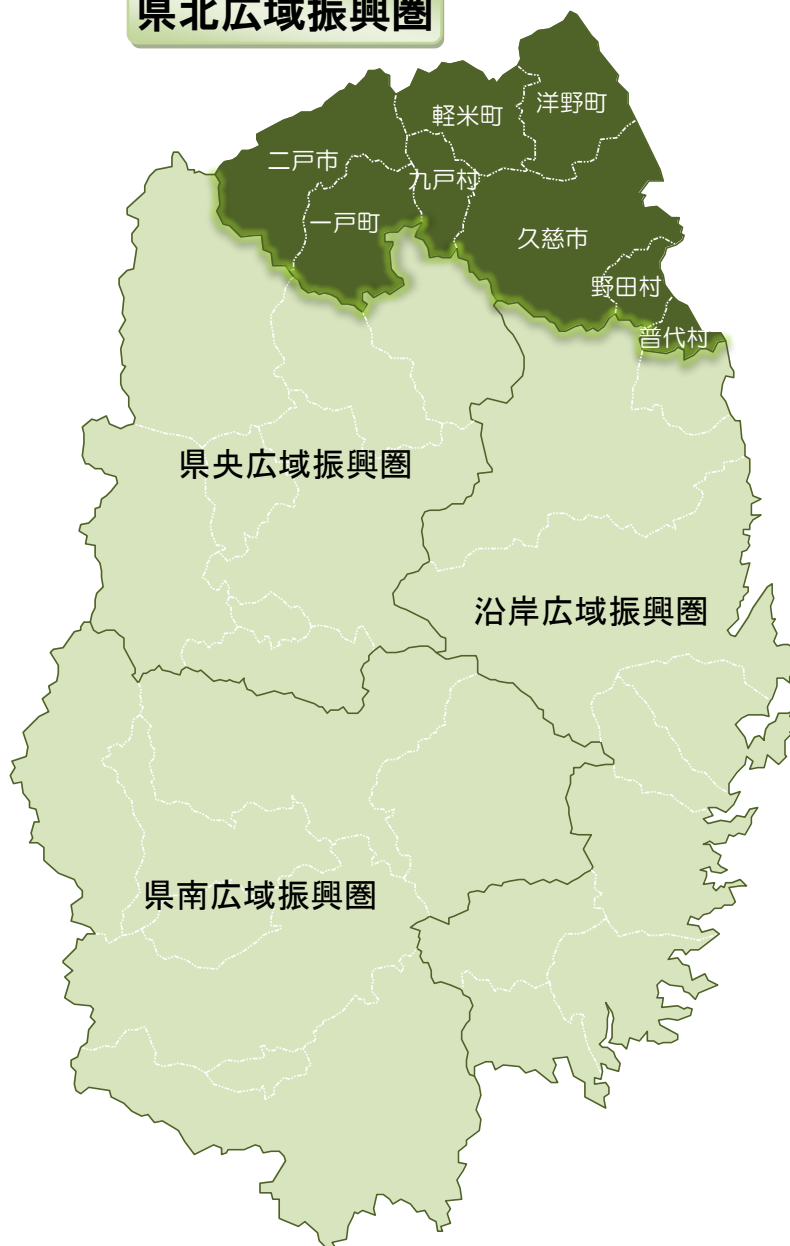
区 分	県 計	県 央	県 南	沿 岸	県 北
市町村数	33	8	8	9	8
面積 (平方メートル) ※H26.10国土地理院	15,275.01 (100.0)	3,641.77 (23.8)	5,255.52 (34.4)	4,200.55 (27.5)	2,177.17 (14.3)
人口 (人) ※H26岩手県人口移動報告年報	1,284,384 (100.0)	479,842 (37.4)	492,189 (38.3)	196,292 (15.3)	116,061 (9.0)
65歳以上割合 (%) ※H26岩手県人口移動報告年報	29.6	25.4	30.8	35.0	32.9
一人当たりの市町村民所得 (千円) ※H24年度市町村民所得推計	2,553 (100.0)	2,852 (111.7)	2,443 (95.7)	2,342 (91.7)	2,172 (85.1)
市町村内純生産 (百万円) ※H24年度市町村民所得推計	3,253,303 (100.0)	1,194,248 (36.7)	1,218,791 (37.5)	547,062 (16.8)	293,202 (9.0)
第一次産業	108,343 (100.0)	25,744 (23.8)	40,520 (37.4)	18,344 (16.9)	23,735 (21.9)
第二次産業	865,858 (100.0)	175,534 (20.3)	383,250 (44.3)	223,860 (25.9)	83,214 (9.6)
第三次産業	2,279,102 (100.0)	992,969 (43.6)	795,022 (34.9)	304,858 (13.4)	186,253 (8.2)
産業別就業者数 (人) ※H22国勢調査 総数には分類不能な産業の値を含まず	622,649 (100.0)	226,659 (36.4)	242,857 (39.0)	96,151 (15.4)	56,982 (9.2)
第一次産業	76,003 (100.0)	18,705 (24.6)	34,647 (45.6)	11,771 (15.5)	10,880 (14.3)
第二次産業	153,479 (100.0)	37,861 (24.7)	72,812 (47.4)	27,120 (17.7)	15,686 (10.2)
第三次産業	393,167 (100.0)	170,093 (43.3)	135,398 (34.4)	57,260 (14.6)	30,416 (7.7)
農業産出額 (億円) ※H25農業産出額	2,433 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
海面漁業・養殖業生産額 (億円) ※H25漁業生産額	314 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
製造品出荷額等 (億円) ※H25工業統計調査報告書	22,672 (100.0)	2,687 (11.9)	15,699 (69.2)	3,156 (13.9)	1,129 (5.0)

※1 ()内は、構成比。(単位未満を四捨五入しているため、合計が100に一致しない場合がある。)

※2 単位未満四捨五入の関係により、構成項目の計と合計が一致しない場合がある。

※3 「一人当たりの市町村民所得」の()内は、市町村平均を100とした各圏域の水準である。

県北広域振興圏



県北広域振興局経営企画部

〒028-8042 久慈市八日町 1-1
TEL0194-53-4981 FAX0194-53-1720

岩手県政策地域部政策推進室

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1
TEL019-629-5508 FAX019-629-5254

<http://www.pref.iwate.jp/>